

早稲田大学審査学位論文
博士（人間科学）

日中の曲水宴及び草餅に関する比較民俗学的研究
A Comparative Folklore Study on the Traditions of
Qushui /Kyokusui Gatherings and Kusamochi
in China and Japan

2022 年 1 月

早稲田大学大学院 人間科学研究科

陳 翰希

CHEN, Hanxi

研究指導担当教員： 谷川 章雄 教授

目次

はじめに	1
序 章 三月三日研究における曲水宴と草餅	2
1 三月三日をめぐる日中の先行研究	3
(1) 三月三日とは何か—『荆楚歳時記』からの出発	3
(2) 三月三日の行事の要素—上巳、禊祓、曲水宴、流し雛、雛祭り、桃、草餅	4
2 三月三日研究における曲水宴と草餅の位置付け	7
(1) 三月三日研究の中の曲水宴と草餅	7
(2) 曲水宴及び草餅研究における問題点	8
3 本論文の構成	9
第1章 中国の庭園曲水宴	11
1 先行研究及び問題点	12
2 西晋の庭園曲水宴	13
3 東晋、後趙及び南北朝の庭園曲水宴	16
(1) 東晋及び南朝の庭園曲水宴	16
(2) 後趙及び北朝の庭園曲水宴	19
4 隋、唐の庭園曲水宴	21
(1) 隋の庭園曲水宴	21
(2) 唐における皇家園林の曲水宴	22
(3) 唐における私家園林の曲水宴	23
(4) 三月三日の曲江宴	25
5 結論	28
第2章 持統朝—桓武朝の曲水宴	31
1 日本曲水宴に関する先行研究及び問題点	32
2 『日本書紀』顕宗天皇曲水宴記事の問題	34
3 日本における曲水宴の成立	37

- 4 持統朝一元正朝の宮苑曲水宴 41
 - (1) 持統朝一元正朝の宮苑曲水宴 41
 - (2) 持統朝一元正朝の私邸曲水宴 44
- 5 聖武朝の曲水宴 45
 - (1) 聖武朝の宮苑曲水宴 45
 - (2) 聖武朝の私邸曲水宴 48
- 6 孝謙朝一称徳朝の曲水宴 52
- 7 光仁朝の曲水宴 55
- 8 桓武朝の曲水宴 57
- 9 小括 61

第3章 宇多朝、村上朝の曲水宴……………65

- 1 平城朝の停廢詔及び嵯峨朝の曲水宴の可能性 66
- 2 宮内御燈の定例化 69
- 3 宇多朝の宮苑曲水宴 71
- 4 醍醐朝と朱雀朝の御燈 78
- 5 村上朝の宮苑曲水宴 79
- 6 小括 87

第4章 摂関期以降の曲水宴……………91

- 1 藤原道長の曲水宴 92
- 2 摂関後期の三月三日宴 105
 - (1) 後一条朝の三月三日密宴 105
 - (2) 後朱雀朝と後冷泉朝の三月三日詩会 106
- 3 院政期の曲水宴及び曲水詩 110
 - (1) 藤原師通の曲水宴 110
 - (2) 大江匡房の「羽觴随波賦」と安楽寺宴詩 132
 - (3) 藤原敦光の三月三日侍宴和歌序 138
 - (4) 嘉保三年、永長二年の三月三日宴詩 139
- 4 曲水宴の終焉 140

(1) 九条良経の曲水宴計画	140
(2) 「名存実亡」の曲水宴	148
5 小括	150
6 結論—日本曲水宴の時期区分について	154
第5章 日中における三月三日の草餅	158
1 先行研究及び問題点	159
2 古代中国における三月三日の儀礼食	160
(1) 龍舌料と上巳の水辺禊祓	160
(2) 艾糍、青团と上巳の衰退及び清明節の確立	162
3 平安時代における三月三日「草餅」の成立	164
(1) 平安時代の「草餅」と三月三日	165
(2) 周の幽王の「草餅」伝承	167
4 室町時代における疫病祓いの草餅とヨモギの草餅の出現	169
(1) 疫病祓いの草餅	170
(2) ヨモギの草餅の出現	172
5 江戸時代における「祝い」の草餅と菱餅の成立	173
(1) 「祝い」の草餅	173
(2) 菱餅の成立	175
6 民俗にみる三月三日と草餅	176
(1) 民俗資料における三月三日と草餅	177
(2) 三月三日と草餅の行事	180
7 結論	182
終章 日中の曲水宴及び草餅に関する比較	185
1 日中の曲水宴の比較	186
(1) 日中の曲水宴の性格——華林園系統	186
(2) 日中の曲水宴の性格——王羲之系統	188
(3) 日中の曲水宴の性格——撰閑家系統	189
(4) 曲水宴および「曲水」の日本化	190

2	日中の草餅の比較	191
	(1) 「三月三日」にともなう草餅	191
	(2) 草餅の日本化	191
3	展望	192

註	194
引用・参考文献	197

はじめに

日本の民俗の中の年中行事、節供を考える際、こうした一年を通して行われる定例的な行事は季節性のみならず、歴史性、地域性、そして外来性といった、様々な要素を含んでいる。日本民俗学を創始した柳田國男は『年中行事覚書』『歳時習俗語彙』、折口信夫も「日本の年中行事」など、年中行事や節供に関する論考を残しており、その重要性がうかがわれる。

現代日本における節供は、江戸時代の「五節供」にさかのぼる。すなわち、一月七日の七草、三月三日の雛祭り、五月五日の端午、七月七日の七夕、九月九日の重陽である。その中で、特に三月三日の雛祭りは女の子の節供として、現在でも家々で雛人形が飾られ、華やかに行われている。しかし、「雛祭り」が日本の伝統として定着したのは江戸中期以降のことであり、そこに至るまで幾度かの変容があった。たとえば、中世の三月上巳・三日は雛を流す上巳祓であり、古代の三月三日は漢詩が作られる曲水宴であった。また、現在の雛祭りに一般的に用いられる三色の菱餅も、単色の草餅から発展したものである。

中国人である筆者にとって、三月三日の様々な行事の中で特に興味を惹くのは曲水宴と草餅である。曲水宴が大陸より伝来されたことは周知のことであるが、定例的な三月三日曲水宴は9世紀初期の平城朝以降廃止された。現在、個別の行事として福岡の太宰府天満宮、京都の上賀茂神社や城南宮などで行われている曲水宴は、あくまで現代における復興的なイベントであり、古代のものとはつながらない存在である。日本の曲水宴の本質を確かめるには、古代の行事を考察するほかに方法はない。一方の草餅も菱餅になるなど日本的な意味が付与され、古代中国の儀礼食の文脈を逸脱することになった。

大陸に源流がある文化を日本がどのように受容し、それが変容して、どのような独創的な部分が生まれ、時になぜ放棄されたかを解明することによって、三月三日における日本と中国の民俗の共通や相違が明らかになるのである。その民俗的な異同の認識は、政治体制やイデオロギーを超えた、より柔軟な面で文化の交流に対する理解を高めるはずである。昨今の国際的緊張、軋轢に直面するなか、真の文化的理解こそ必要であると考えている。

序 章

三月三日研究における曲水宴と草餅

序 章

1 三月三日をめぐる日中の先行研究

(1) 三月三日とは何か——『荊楚歳時記』からの出発

日本や中国の歳時習俗・年中行事としての「三月三日」⁽¹⁾を捉える場合、6世紀に成立した宗懐の『荊楚歳時記』⁽²⁾を出発点として論じるのが一般的であり、その記事は次のようである。

三月三日、四民並びに江渚池沼の間に出て、清流に臨んで流杯曲水の飲と為す。

是の日、黍麴菜（しょきくな）の汁をを取りて羹（あつもの）を作り、蜜を以て粉に和す。之を龍舌料（りゅうぜつはん）と謂い、以て時気を厭う（いとう）。

〔宗懐・守屋 1978 : 113/126〕

宗懐が生きた南朝梁において、荊楚地方の三月三日習俗として、1つは「流杯曲水」をなすこと、もう1つは「龍舌料」といった儀礼食を食すことであり、少なくともこの2点が上記の記録によって知られる。また、そうした習俗は中国本土に止まらず、文化の伝播とともに、日本にも影響を及ぼした。9世紀に成立した藤原佐世の『日本国見在書目録』に『荊楚歳時記』が記されている〔西澤 1996 : 94〕のも周知のことであろう。

しかし、宗懐や佐世の時代において、「三月三日」は必ずしも『荊楚歳時記』のような「江渚池沼の間に出て、清流に臨んで流杯曲水の飲と為す」行事ではなかった。中国の場合、『芸文類聚』に見られる南朝や北朝の詩文によって、同時代には宮苑または私邸の庭園における詩文創作を含めた曲水宴が多く行われたことがわかる。日本でも、9世紀の初頭まで律令制下の節宴として曲水宴が行われていたが、佐世が生きた9世紀後半には曲水宴は停廃され、代わりに御燈が三月三日の宮廷行事として登場した。また、庭園で行われる曲水宴は、文献上では三国時代の魏までさかのぼるが、その原型となる「流杯曲水の飲」はさらに後漢の洛陽における三月上巳の行事まで遡及できる。上巳は三月の初の巳の日のことであり、その行事は「水」と深く関わり、起源は少なくとも漢より以前であった。一方、曲水宴は7世紀に日本に伝来したが、9世紀初頭より80年あまり停廃され、以後

は断続的に行われたが、前述した御燈のほか、11世紀以降は逆に中国古来の上巳の祓のような行事が復活し、さらに室町時代の流し雛、江戸時代の雛祭りまで変容を遂げた。

『荆楚歳時記』に見られるもう1つの「龍舌料」は行事についての儀礼食であるため、資料は「流杯曲水」ほど多くなかったが、それでも複雑なバリエーションが見られる。

「黍麴菜」で作られた三月三日の儀礼食は、中国では唐代以後、別の節日である寒食や清明のものに変わった。日本の場合、9世紀に同じく黍麴菜であるハハコグサで作られた

「糕」が文献上に見られたが、三月三日の変遷にともない、室町時代にヨモギの草餅に置き換えられ、雛祭りが成立した後には菱餅に変化した。

以上のように、日中にわたる「三月三日」行事を扱う際、まずはその歴史性に由来する繁雑さを考慮しなければならない。上巳、禊祓、曲水宴、流し雛、雛祭り、草餅などのように、三月三日という主題の下には多くの要素が存在し、さらにさまざまな変化をとげている。それを全体として捉えても、宮苑曲水宴の政治性や上巳禊祓が含まれる洗浄の原理など、歳時習俗の範囲を超えた部分が存在する。そのため、三月三日の行事に見られるこれらの要素を混同せず、それぞれの特質に従い、逐一研究することが妥当であろう。

(2) 三月三日の行事の要素——上巳、禊祓、曲水宴、流し雛、雛祭り、草餅、桃の花

三月三日に見られるさまざまな要素については、これまでの日中両国の先行研究において、すでに多くの成果が蓄積されてきた。

上巳の場合、まず起源をめぐって、いくつかの仮説が立てられた。『韓詩』による『詩経』の解釈では、鄭風「溱洧」が「三月桃花水下の時、鄭国の俗、三月上巳、此の水に於いて招魂續魄し、不祥の故を祓除するなり」〔宗懐・守屋 1978 : 116〕とされる。『韓詩』は西漢の成立であったため、現存史料において最も古い解釈であり、上巳の起源が遅くも春秋時代の鄭国の習俗に定められたことがわかる。20世紀の初期に上梓したM・グラネの名高い『中国古代の祭礼と歌謡』も、『韓詩』の説を踏まえて、「溱洧」一篇を「蘭を持って、邪悪、不祥、気穢、もしくは歳穢などを祓い除けたのは川の上であった…同時に彼等は霊を喚び降りた」とし、さらに「贖罪、種々な祓い、花摘み、川渡り、唱歌の競争、性的儀礼、約婚というようなものは鄭では全て山川の春の祭礼に結び付いて居た」と論じた〔グラネ 1989 (1919) : 206〕。一方、孫作雲は1966年の『詩経與周代社會研究 (詩経と周代社会研究)』で、上巳の起源を「高禩祭祀」と結びつけ、女祖である高禩を

祀ることで「求子（子を求める行為）」を為すとし、その場合、後世では元来祭祀の一環であった「沐浴」が禊祓になり、「浮卵（卵を浮かぶ）」は流杯行事に変容したと述べている〔孫 1966 : 320-331〕。その後の上巳の起源研究は、概ね上述の説のどちらかに傾き、例えば李真は溱洧の韓詩説と上巳習俗の関係を整理し〔李 2009/2010〕、また王秀文の研究は高禩祭祀を踏まえた〔王 1999〕ものである。ただし、グラネの説にも青年男女の「性的儀礼、約婚」が含まれており、孫説の「求子」とは必ずしも矛盾するものではなかった。仮に時代的に高禩祭祀を「溱洧」の前に置けば、両者の関連性をうかがうこともでき、あるいは川辺の禊祓を過程として、「求子」を目的と見なすことも可能であろう。しかしながら、上巳起源の研究は文献資料の少なさのため、断定することは難しい。これからの展開は、より緻密な資料解読を行うか、または新しい出土文献に期待するほかはないと思う。

上巳が、前掲『荆楚歳時記』のような「流杯曲水の飲」になったのは、概ね後漢以降のことであり、その詳細は中村喬「三月上巳の風習行事」〔中村喬 1977〕や中村裕一『中国古代の年中行事 春』〔中村裕一 2009〕にすでに述べられている。また、三国時代の魏以降、上巳が三月三日に定められ〔沈 1974 : 386〕、同じ魏の時代に、華林園という皇家園林（宮苑）で人工施設による曲水宴が開かれるようになった。それ以降、三月三日には、権力層・貴族層そして文人層も含めた詩文唱酬の曲水宴と、下級官吏や民衆による後漢以来の「流杯曲水」が並存し、唐まで続いた。

古代中国の曲水宴の中、東晋王羲之の蘭亭集会があまりにも有名であったため、曲水宴をめぐる研究も日中両国で数多く蓄積されてきた。中国の場合、例えば尚秉和は1941年に出版した『歴代社会風俗事物考』で、上巳と曲水宴を「魏晋六朝之佳節」〔尚 1941〕として挙げた。ほかに高寅平は魏晋南北朝の上巳習俗のなかで曲水宴に言及し〔高 2012〕、紀旭は魏晋南北朝の上巳詩〔紀 2014〕、嚴雁は六朝の春禊詩を対象として研究した〔嚴 2012〕。それらの研究により、魏晋南北朝には確かに曲水宴が盛んに行われていた時期であることがわかるが、研究テーマにも見られるように、中国では、曲水宴研究がほとんど上巳研究の中に組み込まれていたのである。

一方、日本において、中国の曲水宴の研究は、日本の曲水宴を研究するために中国のものを参照する研究と、中国学の視点による研究の2つに分かれている。前者には、倉林正次の「禊祭考—上巳宴とその周辺—」〔倉林 1966〕や山中裕の『平安朝の年中行事』〔山中 1972〕がある。こうした研究の主眼は古代日本であるため、中国の曲水宴事情は

少し触れたに過ぎなかった。それに対して、後者の方はより詳細に論じられた。前掲した中村喬と中村裕一の三月上巳や年中行事研究はその例であり、特に中村喬は魏晋より唐末までの資料を整理している。ただし、こうした中国学的視点による研究も中国研究者と同じく曲水宴を上巳習俗の一部と見なし、独立した要素として取り上げることはほとんどなかった。

日本曲水宴については、まず開始時期について諸説がある。『日本書紀』顕宗天皇条をもって初見とするのは、明治時代の小中村清矩『陽春廬雜考』〔小中村 1897〕がその代表であるが、しかし顕宗天皇曲水宴を史実ではないとする説も少なくなかった。また、曲水宴についての研究は、概ね行事、文学、庭園遺構などの視点より行われていたが、視点があまりに分散されていたため、全体像を描くことには至らなかった。それぞれの視点における研究も、歴史的時間軸に沿ったものが少なく、その多くはある時代を研究範囲にするか、または大まかな概説を行ったにすぎなかった。例えば前掲の倉林は行事の視点で曲水宴と上巳祓の整理を行ったが、奈良時代の歴史記録はあまり分析していなかった〔倉林 1966〕。滝川幸司は文学の視点で宇多朝の曲水宴を分析したが〔滝川 2007〕、歴史的な前後の曲水宴との関係の究明は不足していたと思う。このように、日本の曲水宴の全体像を明らかにするには、行事、文学、庭園遺構などの資料及び先行研究をできるだけ利用し、歴史的時間軸に沿って行われなければならないと考える。

日本の上巳祓は曲水宴がすでに衰退を見せた平安時代の中後期、すなわち11世紀より貴族層を中心に徐々に広がり、鎌倉時代には民間にも浸透した。古代中国における上巳禊祓が曲水宴の起源になるのとは逆であった。しかも、節宴として催された政治性が潜む曲水宴に対して、上巳祓は個人的に行われていた。こうした上巳祓と曲水宴の関係に注目したのは前掲した倉林と吉川の研究であり、倉林は、三月三日がたまに上巳に重なることによって、曲水宴の中にも上巳の禊祓意識が台頭したといい〔倉林 1966〕、吉川は輸入された漢籍による知識で従来の上巳節を上巳日に変更して禊祓を加わったと述べている〔吉川 2003〕。しかしながら、この問題を解決するには、上巳祓と曲水宴だけに注目せず、当該時代の思想的変動、特に物の怪や祟りを恐れる貴族層の内面的心理と関連させて考えなければならない。また、曲水宴も11世紀当時のものだけではなく、より全体的な変遷を把握する必要がある。そして、日本の上巳祓は陰陽師参与のほか、「御贖物」すなわち人形が使われていたことは倉林と吉川も触れているが、深く掘り下げていなかったようである。前述した中国の上巳には人形が使われておらず、日本で独自に発展させた可能性

があり、これも注目に値する重要な点であると思う。この問題について、折口信夫は1929年に発表した「偶人信仰の民俗化並びに伝説化せる道」で、民俗学の視点から、虫送り人形や流された淡島神などを概観し、「三月・五月の人形は、流して神送りする神の形代を姑く祀ったのが、人形の考えと入り替って来た」〔折口 1975：318-355〕と主張した。上巳祓の人形に神送りの影があったとするのは意味深い論点であるが、この説はまだ十分に検討され、発展させていないようである。

『世諺問答』などの文献によって、上巳祓では少なくとも室町時代にすでに「雛遊び」の人形と元来の祓の人形が混同されていたことがうかがえる〔吉川 1969：1096〕。その後、江戸時代初期に刊行された『日次紀事』により、この時の京都の三月三日は、祓うよりもすでに雛で遊ぶことに転じていたことがわかる〔吉川 1969：1097〕。また、有坂與太郎の『雛祭新考』によれば、「雛祭」という言葉は寶暦（1751-1763）・明和（1764-1771）に確立した〔有坂 1943：91〕。流し雛が使われていた上巳祓は、こうして観賞用の雛が飾られた雛祭りに変容し、禊祓の意味も喪失して祝賀的な性質に変わった。

三月三日に関わる諸要素の中、前節であげた『荆楚歳時記』の「龍舌料」という儀礼食も日本に伝来し、三月三日に食す「草餅」の原型になる。しかしこれについての研究はほとんど行われていなかった。なお、三月三日の「龍舌料」または「草餅」は日中両国にわたるため、その両方を整理・分析しなければ不十分であろう。そして、儀礼食そのものだけでなく、三月三日の行事及び意味の変遷との関係も合わせて考えなければならない。

江戸時代以来の雛祭りは「桃の節句」ともよばれ、桃、特に桃の花も三月三日における要素の1つである。三月三日・上巳と桃の花の関係について、王秀文が1999年に発表した「桃の民俗誌：そのシンボリズム（その二）」〔王 1999：127-142〕において、すでに包括的な研究を行っている。王は、上巳の起源と桃の花との関わりを「桃の花が咲きはじめ、春の目覚める時に合わせて行われていた祭礼」とし、三月の異名が「桃月」であったことを示して、三月三日・上巳の伝来とともに日本に受容されたことにも言及した。

2 三月三日研究における曲水宴と草餅の位置付け

（1）三月三日研究の中の曲水宴と草餅

前節では、三月三日における各要素を整理した。上巳の起源は中国古代の祭祀および習

俗にあり、それに関する研究は古代の文献および出土資料に頼るほかないと思う。上巳の禊祓、曲水宴、草餅、桃の4要素は、中国以外に日本にも受容され、また流し雛と雛祭り
は日本の上巳祓より派生して独自に展開したものであった。

前述したように、特に日本における曲水宴や上巳祓、草餅に関する研究はまだ展開できる余地がある。なお、日本の三月三日の行事において、最初に成立したのは曲水宴であり、また曲水宴が律令制の下での節宴であった時期もあるため、貴族層への浸透は長期間にわたった。曲水宴を充分整理せずに上巳祓を考えることはできない。禊祓の意義が最初に成立した曲水宴にあったかどうか、なぜ曲水宴が上巳祓よりも先に成立したかという問題が存在するからである。したがって、曲水宴の研究は、上巳祓などほかの三月三日の要素の研究にも有益であると考えられる。

また、儀礼食である草餅は一見さほど重要ではないように見えるが、桃の花のほか、草餅のように曲水宴の時代より雛祭りまで一貫して三月三日に伴った要素はなかったのではないか。草餅の研究は、古代から現代に至る長い三月三日の変遷の意味を明らかにできると考える。

以上のように、三月三日研究において、特に日本の場合、曲水宴は歴史性をもつ重要な要素であり、草餅の研究も、儀礼食という側面において三月三日の研究を補完する役割を果たすことができる。冒頭で、『荊楚歳時記』三月三日条に見える「流杯曲水の飲」及び「龍舌料」を挙げたが、本研究において、曲水宴と草餅を研究テーマにするのは、そうした『荊楚歳時記』の記事に対応する意味も含まれている。すなわち、本論文は曲水宴と草餅の研究によって、三月三日研究に新たな局面を開こうとするものである。

(2) 曲水宴及び草餅研究における問題点

本論文は、曲水宴および草餅についての研究である。その2つの要素は日中両国にも存在、あるいは現存するため、中国と日本の両方をそれぞれ分析し、さらに比較も行うことにする。その中、主な問題点は以下のようなものである。

中国の曲水宴は、庭園などの人工施設で行われる場合と、単なる自然河川の辺りで行われる場合の二通りがあったが、先行研究においては分けて論じられることがあまりなかった。一方の日本においては、曲水宴は基本的に公私とも庭園で催されていた。中国の庭園曲水宴を整理せずに、日本の曲水宴を検討することはできないと考える。また、庭園曲水宴の研究は、前述した単なる上巳習俗や文学に注目した先行研究の範囲を超え、参加者の

身分を限定した政治背景、舞台である庭園がもつ意味、曲水宴詩に含まれた思想または政治性などを論じなければ、全体像を提示することは不可能であろう。

日本の曲水宴について、時代別の先行研究はある程度進んでいることは前述した。しかし、特に飛鳥末期から平安末期までの曲水宴は、歴史記録のほか、貴族日記、漢詩、庭園を統合して見た上で、復元が初めて可能になると思う。日本の曲水宴の性質、変遷の過程、中国の曲水宴との関係および比較なども、その復元を基礎とした上で確実に進める必要がある。

草餅の場合は、現時点までの先行研究が少ないため、まずは日中両国にわたる資料整理が必要である。その際、中国の資料は歴史記録および民俗資料であり、日本の資料は歴史記録のほか、中世以降の日記類、そして明治以降の民俗調査の成果にも注目しなければならない。それぞれの草餅像を三月三日行事の中でできるだけ復元し、行事の変遷との関係についても追究する。

また、曲水宴と草餅は両方とも長い歴史を持つため、それらの研究に際して、歴史的背景に沿っての復元することがとても重要であると考え。すなわち、前後の歴史的経緯および当該時代における特殊性を明らかにすることが必要である。

本研究では、日中両国の曲水宴と草餅を扱ったが、中国より伝来された曲水宴と草餅が、いかに日本で定着、展開したかを研究の主眼とする。なお、各研究における具体的な研究範囲および研究方法については、便宜上、各章の最初に記した。

3 本論文の構成

本論文は、中国の庭園曲水宴、日本の曲水宴、日中にわたる三月三日の草餅の民俗という3部構成である。

中国の庭園曲水宴の部分は、「第1章 中国の庭園曲水宴」である。曲水宴の舞台の1つである庭園に注目し、中国における庭園曲水宴を成立から唐の曲江宴まで整理し、特に西晋の華林園曲水宴以降、皇家園林（宮苑）の曲水宴に含まれる政治性を提示した。

日本曲水宴の部分は、第2章から第4章までの3章であり、日本における曲水宴を成立から衰退まで論じた。「第2章 持統朝一桓武朝の曲水宴」では、日本曲水宴の成立及び奈良時代の繁栄について述べた。その中で、顕宗天皇曲水宴記事の信憑性を検討し、偽作すなわち後世の加筆の意図も推測した上で、日本の曲水宴は7世紀初期にさかのぼる可能

性があり、律令制下の曲水宴は持統朝以降に成立したと判断した。また聖武朝から桓武朝まで頻繁に催された宮苑曲水宴を逐一分析した。

「第3章 宇多朝、村上朝の曲水宴」において、平城朝の曲水宴停廢詔と、宇多朝及び村上朝の曲水宴再開について取り上げた。平城朝の停廢詔に対して、嵯峨朝の曲水宴開催の可能性を示し、同時に花宴が曲水宴の機能を代行したことも推測した。その後、三月三日に御燈行事が成立し、宇多朝や村上朝で曲水宴が一時再開したが、御燈行事と並立していた。また、再開された曲水宴における変容についても分析した。

「第4章 摂関期以降の曲水宴」では、天皇主催ではなく、摂関家による藤原道長の曲水宴、藤原師通の曲水宴、及び九条良経の曲水宴計画について詳しく分析し、また摂関後期及び院政期における三月三日詩会も整理した。すでに衰退を見せた曲水宴がいかに行事から離れ、文学の中で生き延びていったかを提示した。

草餅の部分は、「第5章 日中における三月三日の草餅」である。その中で、まず中国における三月三日の儀礼食の変遷を整理し、そして日本に伝来した当時の「草餅」を考証した。日本の草餅は平安初期の文献に現れ、当時はハハコグサが使用されていたが、室町時代にヨモギに置き換えられ、江戸時代を経て現代まで続いた。なお、室町時代及び江戸初期の草餅は疫病祓いの意味を持ち、同時代の流し雛行事と一致しており、江戸中期に雛祭りが成立した後、草餅も転じて祝いの菱餅に変わった。また、主流となった都市を中心とした雛祭りのほか、明治から昭和初期の各地における草餅の民俗のバラエティーを示した。

最後に、「終章 日中の曲水宴及び草餅に関する比較」を設け、日中にわたる曲水宴と草餅の異同などの比較を試みた。

第1章

中国の庭園曲水宴

第1章 中国の庭園曲水宴

1 先行研究及び問題点

本章は、古代中国における庭園で行われる三月三日（上巳）の曲水宴についての研究である。曲水宴は漢の上巳の禊祓いの風習に起源を持ち、酒を盛った杯を自然河川に浮かべる行事より始まり、やがて庭園という人工的な場所で行われる「流杯曲水」と詩を兼ねた風雅な宴会までに発展した。庭園における曲水宴は西晋の皇家園林⁽¹⁾で確立して、東晋や南北朝時代で盛んに行われ、唐の中・晩期まで三月三日の上巳行事としてほぼ恒例の行事として催されていた。庭園曲水宴は「庭園」という場所で行うため、自然河川の辺りで行われる一般的な曲水宴とは「舞台」が異なる。

古代中国の曲水宴についての研究は、中国と日本の両方で行われてきた。中国の研究者は曲水宴を上巳の民俗行事の一部として取り上げ、あるいは曲水宴で作られた詩を中心に、文学的な分析を行った。たとえば尚秉和〔尚 1941〕は『歴代社会風俗事物考』のなかで曲水宴の起源やそれにまつわる伝承について触れており、高寅平は魏晋南北朝における上巳習俗の研究のなかで曲水宴に言及している〔高 2012〕。詩についての研究は、紀旭は魏晋南北朝の上巳詩を扱い〔紀 2014〕、嚴雁は六朝の春禊詩を対象とし〔嚴 2012〕、薛氷は唐代の上巳詩を論じた〔薛 2011〕。一方、日本の研究者は古代日本の曲水宴を研究する際、その由来としての中国の曲水宴に多く触れられることはなかった。たとえば倉林正次は日本の曲水宴と上巳の祓の関係についての研究で中国の曲水宴に触れ〔倉林 1966〕、山中裕は『平安朝の年中行事』〔山中 1972〕のなかで、平安時代の三月における宮廷行事を述べる際に、中国の曲水宴について言及した。古代中国の曲水宴を詳しく取りあげているのは、中村喬〔中村喬⁽²⁾ 1977〕と中村裕一〔中村 2009〕の研究がある。

しかし、これまでの研究において、曲水宴を一つのものとして扱い、前述した自然河川や庭園という「舞台」による相違はあまり重視されていない。古代日本の曲水宴が基本的に庭園で行われるのに対し、古代中国における曲水宴は、自然河川の辺りで行うものと人工庭園で行うものがある。人工的な場所で行われる曲水宴を取り上げた研究は、兪顛鴻の「『曲水流觴』景観演化研究」〔兪 2008〕が挙げられるが、「曲水流杯」の施設だけに

絞り、庭園および参加者や行事のことはあまり触れていない。

そこで、本研究においては、以下の2つの点を目的とする。まず古代中国における庭園で行う曲水宴を民俗学的視点で、時代に沿って一通り整理すること。それは文献調査を中心に、歴史史料、文学資料、庭園史などを「行事」という観点で分析し、どのような場所で、どのようなことが行われたか全体像を可能な限り復元する。そして、それを踏まえ、庭園曲水宴の歴史において、何が変化し、何が不変であるかを明らかにし、その背景を考察すること。このような古代中国の曲水宴の研究は、日本の曲水宴を考える上で重要であろう。

本研究で取り上げたのは西晋から唐末の庭園曲水宴である。それ以後は庭園曲水宴がないわけではないが、三月三日上巳自体が唐以後に急激に衰退し、曲水宴は三月上巳の行事ではなくなるから扱わなかった。なお、庭園曲水宴において、本格的な「曲水流杯」が行われず、ただ苑池や溝の辺りで詩を興じる宴会を行う事例も出てくる。こうした事例も庭園曲水宴の変容したものと考えられるため、庭園曲水宴として取り上げることにした。

2 西晋の庭園曲水宴

曲水宴は三月上巳における水辺の禊祓行事の一変形である。上巳の起源については諸説があり、単一的な起源ではないようだが、ともかく「水」、「水辺」との関わりが深い。水辺の禊祓が上巳の行事内容として確立したのは漢代であり、身分を問わず、すべての人が川で「洗濯祓除」を行ったという〔守屋 1978 : 117〕。

次の魏晋になると、水辺の禊祓行事とともに、酒を盛った「羽觴」を川に浮かべることが加わり、曲水宴という新たな行事が成立した。また、自然河川で行われる一般的な「流杯曲水」とは別に、人工庭園における曲水宴も出現した。

魏の時代に、華林園という皇家園林⁽²⁾が都の洛陽に造営された。『三国志』魏書・文帝紀には、黄初五年(224)「穿天淵池」(天淵池を作る)⁽³⁾とあり〔陳 1959 : 84〕、次の明帝(在位224-239)になると、華林園⁽⁴⁾の造営が大規模に行われた〔周 2008 : 127〕。天淵池は華林園の中に位置し、『宋書』礼志二には「魏明帝天淵池南、設流杯石溝、燕群臣」(魏の明帝は天淵池の南に杯を流すための石溝を作り、そこで大臣たちと宴会をする)とあり〔沈 1974 : 386〕、この記述を信用すれば、曲水宴の成立は魏の明帝の時代、すなわち3世紀の前半とすることができるが、中村喬はこれが六朝時代の伝承だっ

た可能性もあると指摘した〔中村喬 1977：79〕。しかし、魏の王朝は短期間しか存在せず、華林園はのち西晋の皇帝に引き継がれ、西晋の陸機は「天淵池南石溝引御溝水、池西積石為禊堂、跨水、流杯飲酒」（天淵池の南の石溝に水を引き、池の西で石を積もって禊堂を作り、水を跨がって流杯飲酒をする）という記録〔房 1972：671〕を残している。したがって、少なくとも3世紀後半には「天淵池南石溝」で「流杯飲酒」の慣習が成立したと言える。

西晋の華林園は洛陽にある宮城の北に位置し、皇家園林のなかでも最も重要視され、前述した人工で作られた天淵池のほか、人工の山や数多くの宮殿もある〔周 2008：128〕。また、胡運宏の研究によれば、西晋の皇帝は頻繁に華林園で大臣向けの宴会を開いた〔胡 2013：112〕。三月三日⁽⁵⁾の曲水宴もそうした宴会の一つであろう。西晋の華林園で行われていた曲水宴においては、以下の4つの特徴が見られる。

第一に、皇帝と上位大臣だけが参加できた。『晋書』礼志下には「晋中朝公卿以下至于庶人、皆禊洛水之側」〔房 1972：671〕とあり、すなわち晋において、公卿以下の階層は「洛水」の辺りで禊を行う。華林園での曲水宴は「賜宴」という色彩を帯び、皇帝が身分のある大臣だけを招待することになり、自然河川で行う一般的な「流杯飲酒」とは一線を画していた。

第二に、皇帝向きの曲水宴詩が出現した。曲水宴詩は皇帝に献じるために、曲水宴集会で作られることがほとんどであり、その内容には皇帝の徳や国運を讃えるものが多い。たとえば王濟の「平呉後三月三日華林園詩」〔欧陽 1982：64〕がある。王濟は西晋の将軍であり、詩題の「平呉後」より、この詩は三国の呉を滅ぼしてまもなく、つまり280年ごろの作であることが推測できる。詩の内容には「我皇神武、汎舟萬里」（神武たる我が皇帝、舟を浮かべ万里を越える）という皇帝を讃えると同時に、水路をたどって呉を征服していく場面もうかがえる。また「思樂華林」（華林園での楽しさを偲ぶ）、「芳園巨觀」（美しく巨大な庭園、すなわち華林園）の詩句があり、王濟が参列したこの曲水宴は華林園で行ったことは明らかである。

第三に、華林園での曲水宴では、本格的な「流杯飲酒」が行われていた。前述した王濟の詩には「清池流爵」（清らかな池に爵を流せる）とある。また、閻丘沖の「三月三日應詔詩」〔欧陽 1982：64〕には「聞樂咸和」（音楽を聞き、皆和らげな雰囲気になった）との表現があり、音楽が演奏されたこともうかがえる。

第四に、華林園での曲水宴において、「龍舟」という新しい要素が登場した。前述した

閻丘沖の詩には「汎汎龍舟、皇在靈沼、百辟同遊、擊擣清歌、鼓柷行酬」（龍舟が浮かべ、皇帝と大臣はそれに乗し、歌をうたったり、酒を交わったりする）との記述がある。それは閻丘沖の詩に偶然登場したのではなく、張華「三月三日後園會詩」〔欧陽 1982 : 64〕の「汎彼龍舟」、陸機「擣歌行」〔欧陽 1982 : 65〕の「龍舟浮鷁首」などがあるように、西晋における皇帝大臣の曲水宴には「龍舟」が定着したように見える。『礼記』月令には「季春之月…天子始乘舟」（暮春天子はじめて舟に乗ず）〔鄭 2008 : 647〕と述べたが、皇帝は天子であり、そのシンボルは「龍」で、「龍舟」はすなわち天子が乗る舟のことを指す。『礼記』にしたがって歳時の行事を催すことは西晋皇帝がもつ儒教的な一面がうかがえるが、「季春之月」は旧暦三月のことであり、天子の舟乗り行事を同じ三月初めに行う曲水宴に取り入れることは不自然ではない。閻丘沖と張華の詩において、龍舟が浮かぶ場所は庭園であり、特に閻丘沖の詩には「藹藹華林、嚴嚴景陽」（藹藹たる華林園、そそり立つ景陽山）とあり、華林園で作ったことが確定できる。周維権の研究により、現実的にも、西晋時代の「華林園」の苑池には船を往来させるのに充分の大きさがあることが裏づけられる〔周 2008 : 128〕。

華林園のような皇家園林で行われる皇帝と大臣の曲水宴のほか、西晋では私家園林で開く曲水宴も行われた。たとえば潘岳は『閑居賦』〔欧陽 1982 : 1144〕で洛陽郊外に位置する自家の園林での生活を描写する際、「或宴于林、或禊于汜…浮杯樂飲、絲竹駢羅、頓足起舞、抗音高歌」（林間で宴会したり、水辺で禊をしたりする、盃を浮かべ楽しく飲酒をし、種々なる楽器による演奏も行い、踊ったり、歌を歌う）と記している。また、私家園林の造営は後漢にすでに有力貴族の間に流行し始め、西晋における私家園林の数は少なくないと思われる。豪族石崇の名高い金谷園も洛陽の東北に位置し〔周 2008 : 148〕、苑池が作られ、その辺りで宴会が行われていた。直接的な記録は欠けているが、西晋の貴族はよく往来するため（たとえば潘岳と石崇も友人である）、金谷園などで曲水宴が開かれたことも推測できる。

以上のように、西晋時代において、自然河川での曲水宴と庭園曲水宴の両方が定着し、皇家園林と私家園林の両方はいずれも完成をみたことがうかがえる。また、西晋時代の曲水宴には娯楽的な傾向が現れはじめ、漢代の禊祓行事から離れつつあるように見える。

西晋時代の曲水宴は、とくに日本において過小評価されたと思われる。中国の曲水宴に言及した日本の研究は、基本的に東晋以降の曲水宴に注目している。奈良文化財研究所は曲水宴の伝来ルートとして「中国では蘭亭の曲水宴以降、皇帝や貴族の間で数多くの曲水

宴が行われ、やがてその文化は新羅、日本に伝わった」とされた〔奈良文化財研究所 2006：20〕。東晋の王羲之が開いた蘭亭の曲水宴は文人曲水宴として確かに名高いが、それは皇帝・貴族の曲水宴の始まりではなく、むしろ西晋ですでに頻繁に行われていた曲水宴の結果であろう。

3 東晋、後趙及び南北朝の庭園曲水宴

西晋が滅んだ後、賜宴の形をとる宮廷の庭園曲水宴は北と南の両方の王朝でそれぞれ行われていたが、現存の資料では南の曲水宴が多いよううかがえる。以下は南と北に分けて述べていく。

(1) 東晋及び南朝の庭園曲水宴

西晋の王室が南に亡命し、新たに設立した王朝が東晋であり、東晋とそれに継ぐ南朝（宋、齊、梁、陳の順）は相次いで王朝を交替していたが、いずれも建康（現在の南京）に都城があった。東晋は立国当初から三国の呉の都城に改築を加え、呉の宮苑を基礎にして「華林園」を作り、宮城の北に置いて〔胡 2013：113〕、西晋における宮城と華林園の配置方法を継承した。建康の「華林園」は洛陽にあった華林園の模倣であり、中にある「天淵池」、「景陽山」、「華光殿」も洛陽にある華林園の施設名をそのまま援用しており〔胡 2012：112〕、南遷した晋の王室がもとの宮苑を偲んだ結果であろう。しかし、文献上には東晋時代におけるこの華林園で行う曲水宴の記録が出ておらず、西晋の伝統を考えると不思議に思うほどである。もっとも、東晋の王室が西晋より弱体化して、貴族や豪族が勢力を振ったことと関係があるかもしれない。

東晋の庭園曲水宴の類に属するものは、王羲之の名高い蘭亭集会がその一つに数えられる。永和九年(353)の蘭亭集会を記した王羲之の名高い「蘭亭序」〔欧陽 1982：71〕より、蘭亭の曲水施設は溝のようなものを作り、自然河川から引いた水を利用した。そして、「蘭亭」というのは「亭」であり、さほど大きくない建物である。曲水用の溝と蘭亭以外はほとんど自然のままだったので、本格的な庭園とは言い難く、半自然的な私家園林曲水宴と称したほうがより適切かもしれない。王羲之は東晋の有力貴族の出身であるが、彼の時代に高い教養をもつ貴族は政治から離れる者が多く、玄学⁽⁶⁾などの思想に傾いていた。紀旭は「彼らは俗の世を離脱し、上巳がもつ民俗性からも離れ、上巳は蘭亭詩人たち

にとって、単なる山水を遊び、玄学的な哲理を託す契機にすぎない」と指摘した〔紀 2014 : 39〕。蘭亭集会のような曲水宴は東晋の貴族や文人の間に流行していたが、自然環境を直接利用したものも少なくない。また、東晋では本格的な私家園林をもつ有力者が多く〔周 2008 : 140〕、そこで曲水宴を行ったことも考えられるだろう。

やがて東晋が滅び、南朝の時代に入ると、東晋の建康の華林園は南朝の宋、齊、梁、陳に継続された。宋、齊、梁において、華林園は増築され梁のときに頂点にいたったが、侯景の乱（548-552）によってかなり被害を受けた。陳が梁に代わったのち新たに造営されたが、隋が陳を滅ぼした際（589）に建康城とともに完全に破壊されたという〔胡 2013 : 114〕。南朝の華林園において、皇帝が賜宴する曲水宴はさかんに行われていたが、西晋の華林園の曲水宴とはやや異なっていた。嚴雁が「六朝春禊詩研究」の中で、南朝の曲水賜宴は西晋より政治的な色彩が薄く、雰囲気をもっと自由であるため、文人の参加も多くなり、宮廷の宴会として盛大に行われていたとしている〔嚴 2013 : 28〕。

南朝の華林園曲水宴の多くは祓禊堂で行った。祓禊堂は天淵池の中に位置し、前述した西晋華林園の模倣になるが、南朝のものはさらに詳しい文献が残されている。胡運宏の考証によれば、天淵池は南朝の宋の元嘉二十二年（445）に作られ〔胡 2015 : 76〕、祓禊堂は同時代か、ややのちに作られたと考えられる。祓禊堂に関する文献では、石を架け水を引き流杯のところとし、六朝上巳の日、ここで公卿に賜宴をするような内容がある〔胡 2015 : 76〕。同じ華林園の中に、祓禊堂以外にも曲水宴が行われる場所がいくつかある。華光殿で行う曲水宴については、南朝齊の謝朓の「為皇太子侍華光殿曲水宴詩」〔歐陽 1982 : 66〕、南朝梁の沈約の「上巳華光殿詩」〔歐陽 1982 : 67〕、同じ梁の劉孝綽の「三日侍安成王曲水宴詩」〔歐陽 1982 : 68〕があり、鳳光殿で行う曲水宴については沈約の「三日侍鳳光殿曲水宴詩」〔歐陽 1982 : 67〕がある。そうした詩の内容より、曲水宴では流杯曲水が行われ、楽器演奏と舟を浮かべることがあった。また、沈約「上巳華光殿詩」にある「蘭池」、劉孝威「三日侍皇太子宴詩」にある「蘭樽」の表現より、王羲之の蘭亭集会がいかに後世の文学的表現に影響を与えたかがうかがえる。

華林園のほかにも皇家園林での曲水宴があった。南朝の齊の文人、貴族である顔延之と謝靈運はそれぞれ「三月三日詔宴西池詩」〔歐陽 1982 : 66〕と「三月三日侍宴西池詩」〔歐陽 1982 : 66〕を作り、「西池」で行われる皇帝主催の曲水宴に参加したことがわかる。西池は東晋の明帝司馬紹が太子だった頃に営んだ庭園であり〔周 2008 : 144〕、齊になってなお機能していた。西池曲水宴の内容としては、顔延之の詩には「長筵逶迤、浮觴

沿浜」、謝靈運の詩には「濫觴逶迤、周遊蘭殿」とあり、流觴曲水が本格的に行われていた。そして、南朝梁において、建康の郊外にある楽遊苑なかの林光殿でしばしば曲水宴を行った。沈約の「侍林光殿曲水宴詩」〔欧陽 1982：68〕、劉孝威の「侍宴樂遊林光殿曲水詩」〔欧陽 1982：68〕、蕭綱（皇太子だった頃）の「三日侍宴林光殿曲水詩」〔欧陽 1982：67〕が林光殿の曲水宴で作られた詩であり、内容からは、流觴曲水、音楽演奏などが行われた。また、南朝最後の陳において、玄圃という皇家園林で曲水宴を開催することもあった。「玄圃」は伝説上、崑崙山山頂に位置する神仙の住む場所で、「天」にもっとも近いところである。皇帝すなわち「天子」にもっとも近いのは太子であるため、魏晉南北朝の時代では、玄圃が特に太子の庭園をさすという〔胡 2015：103〕。胡運宏の研究によると、西晋にも玄圃が造営されたが、南朝の玄圃は宋に関する記録（445年）に現れ、宮城の東北にある太子の東宮に位置する。齊が宋に代わったのち、5世紀の終わりに増築され、かなり華奢な園林に仕上げだが、梁になるとまた改築が加わり、最後は陳に継承された〔胡 2015：104〕。陳の最後の皇帝である陳叔寶が太子であった頃に「禘禘泛舟春日玄圃各賦七韻詩」、「上巳玄圃宣猷嘉辰禘韻各賦六韻以次成篇詩」〔吳 1992：1386〕などを残し、玄圃で曲水宴を行ったことがわかる。こうした詩の内容は主に自然描写であり、「禘禘泛舟春日玄圃各賦七韻詩」には「園林多趣賞、禘禘樂還尋」（園林には面白いところが多く、禘禘をして楽しさを得る）とあるように、玄圃の曲水宴は娯楽的なイメージが強いが、本格的な流觴曲水が行われたかどうかは不明であり、ただの詩を興じる水辺の宴会であろうか。ともかく、南朝の宮廷曲水宴は雅な娯楽の集会であり、詩にある禘禘に関する表現が少なく、国家繁盛を祝いまたは皇帝への賛美が多く、文学的修辭も前代より圧倒的に多い。そして、詩題にある「泛舟」より、曲水宴で舟を浮かべたこともうかがえるが、太子であった頃の陳叔寶は天子の舟乗りではないが、南朝では三月三日に舟を浮かべことはすでに一般的に行われていた。

南朝においては、私家園林で行う曲水宴もあった。梁の庾肩吾「三日侍蘭亭曲水宴詩」〔欧陽 1982：69〕の詩題に見えるように、梁の皇帝がわざわざ東晋王羲之の蘭亭に赴き、そこで曲水宴を開いた。それは皇帝が私家園林で曲水宴を行った数少ない例であろう。また、南朝の貴族や有力者たちは争って私家園林を作り、梁の蕭繹の湘東苑もその一例であるが、湘東苑の中には「禘飲堂」がある〔周 2008：144〕。禘飲堂は曲水宴のために作られたことは疑いないが、詳しい文献がなく、ほかの私家園林における曲水宴の実態も不明である。また、南朝においては私家園林を仏教寺院にする風潮があるが〔周

2008 : 161]、そうした「精舍」と称された場所における曲水宴の記録はない。

以上のように、東晋の曲水宴に含まれる禊祓の意味合いが弱くなっており、南朝の曲水宴はさらにその傾向が著しい。

(2) 後趙及び北朝の庭園曲水宴

西晋に直に続く北の王朝は五胡十六国である。その中の後趙の庭園曲水宴に関する記録は『鄴中記』にあり、「華林園、在鄴城東二里…注天泉池、通御溝中…三月三日、石季龍及皇后、百官臨水宴賞」という〔陸 1894 : 5-6〕。この記述より、後趙の皇帝である石虎（在位334-349）が鄴（現在の河北省邯鄲市）に「華林園」を造り、そのなかで「天泉池」や「御溝」を営み、三月三日には皇后や百官とともに曲水宴を楽しむ様子が見える。また、中村喬は石虎はその日は同時に「華林園」で「走馬歩射、宴飲終日」をし、馬射することは南朝の三月三日行事にないと述べている〔中村喬 1977 : 80〕。三月三日の「賜射」行事は『儀礼』の射儀に由来し〔中村 2009 : 649〕、儒教的イメージが強い。北の方が後漢の経学、すなわち鄭玄の古文学を継承したこともその一因になるだろう。鄴城の華林園は南の建康の華林園と同じく西晋の華林園の名前を継承した。

北朝に入ると、庭園曲水宴の記録はまず『洛陽伽藍記』に見える。『洛陽伽藍記』は楊銜之が北魏に仕えていた時の都の洛陽の思い出であるため、6世紀初頭の北魏の洛陽のことが記されている。

華林園中有大海、即漢天淵池。池中猶有魏文帝九華臺。高祖於臺上造清涼殿、世宗在海内作蓬萊山……至於三月禊日……皇帝駕龍舟鷁首、遊於其上……柰林西有都堂、有流觴池

（華林園の中は大きな園池があり、即ち天淵池である。天淵池の中は魏の文帝が作った九華臺があり、そこに孝文帝が清涼殿を作った。宣武帝は天淵池に蓬萊山を作った。三月上巳に、天淵池に皇帝は龍舟鷁首の舟に乗り、天淵池で遊ぶ。柰林の西には都堂があり、流觴池もある）

〔楊 2000 : 66, 68〕

その記述より、北魏は西晋の華林園を継承し、清涼殿、蓬萊山などを増築したことがわかる。三月三日において、華林園の天淵池に龍舟や鷁首の舟が浮かべられ、皇帝はそれ

に乗って遊ぶ。この行事は西晋時代と同じであり、しかも同じ天淵池で行われた。また、同園には流觴池があるので、流觴曲水が行われていたこともうかがえる。

北朝の齊になると、前述した後趙と同じ鄴を都城にした。その時代に作られた邢子才「三日華林園公宴詩」〔欧陽 1982：69〕の詩題からも、三月三日に華林園で宮中宴会があることがわかる。北齊の華林園は後趙の華林園を継承したものであるが、改築工事も行われていたという〔周 2008：125〕。邢子才の詩の内容に「方筵羅玉俎、激水漾金卮」とあるので、宴会を開催し、杯を水の流に浮かべたことがうかがえる。また、中村喬は三月三日に北齊の皇帝が賜射を催したことを指摘しており〔中村喬 1977：80〕、後趙の賜射行事を継承していることがわかる。

また、北齊とほぼ同時期に成立した北周においても皇帝主催の曲水宴が行われていた。庾信は北周に行った際、「三月三日華林園馬射賦」〔欧陽 1982：70〕を作った。北周の都は長安〔現在の西安〕であり、詩題に示される「華林園」は長安の華林園にあたる。長安に都城を置く北朝の王朝も西晋華林園に倣って華林園を作ったことがわかる。また、「馬射」とあることから、北周では前述した後趙と同様に華林園において三月三日の賜射を行った。庾信の賦には「俱下蘭池之宮」〔皇帝、大臣とともに蘭池の宮に向かう〕や「司筵賞至、酒正杯來」〔宴会する、杯が来る〕などの表現があり、北朝の皇帝大臣たちも南の王朝である前代東晋の蘭亭集会に憧れる様子が見える。庾信の賦は基本的に時間軸にしたがって行事内容が書かれているので、順序としては、皇帝、大臣が華林園に集合し、馬射を命じて行った後に曲水宴を楽しんだ。

こうした北の王朝の皇帝たちが行う庭園曲水宴は、賜射も行ったことを除けば、東晋や南朝のものとはさほど大差がないように見えるが、実は大きな違いがある。北の皇帝たちはすべて騎馬民族の出身であり、漢民族ではなかった。後趙の皇帝は羯族であり、北魏、北齊、北周の皇帝はいずれも鮮卑族を出自としている。彼らはそれぞれの都城に西晋と同じ名の「華林園」をもち、曲水宴に興じ、『儀礼』による「賜射」行事を行ったことは、北の王朝の漢文化をとり入れようとする強い意欲が読み取れるだろう。

北朝には、私家園林で開かれた曲水宴もあった。たとえば、北魏の皇族である元彧が洛陽にある私邸の庭園で「僚寮成群、俊民滿席、絲桐發响、羽觴流行、詩賦並陳」（才能の秀でる人が集め、音楽が演奏され、羽觴が流され、詩と賦が作られる）〔楊 2000：155〕と記されている。北魏が洛陽に遷都した後、城内には元彧のような貴族や有力者の私家園林が多数築され、「争修園宅……花林曲池、園園而有」（争って庭園をもつ邸宅を

作り、花林と曲池は悉くある) という〔楊 2000 : 163〕。また、仏教の隆盛とともに「捨宅為寺」、すなわち私家園林のもつ大きな邸宅を寺院にすることも少なくないという〔周 2008 : 142〕。そうした寺院園林も貴族子弟や文人同士の遊樂する場所になり、たとえば「曲沼環堂」(曲池が堂をまわす)の沖覺寺で「珍羞具設、琴笙並奏、芳醴盈疊、佳賓滿席」(美味しい肴と旨い酒があり、音楽が演奏され、客が満席)〔楊 2000 : 143〕とし、「咸池」という苑池をもつ寶光寺で「置酒林泉、題詩花圃」(庭園で酒と詩を興じる)ことがあった〔楊 2000 : 152〕。直接的な記録は残っていないが、曲水宴がそうした寺院園林で行われた可能性もあると思われる。

北の王朝における庭園曲水宴は西晋の影響を受け、東晋の文人曲水宴への憧れもあり、混合的なものになった。しかし、上巳元来の禊祓的な意味は南、北においても弱くなり、代わりに詩、酒などの要素をもつ風雅娯樂的な集会になりつつある。

4 隋、唐の庭園曲水宴

(1) 隋の庭園曲水宴

隋が589年に全国を統一し、三百年近くの南北分裂が終わって、大規模な都城や園林造営工事に着手した。都城長安のほか、煬帝楊広が即位した605年に、洛陽を東都として機能させるため、大規模な造営を命じた。隋の王朝は長く続かず、十数年後の618年に滅びたが、いくつかの皇家園林で曲水宴施設を建設した。

東都洛陽の宮廷は「紫微城」といい、北側には皇家園林の「陶光園」がある〔周 2008 : 185〕。『両京記』には「流杯殿……此殿上作漆渠九曲、从陶光園引水入渠、隋煬帝常于此為曲水之飲」(流杯殿には漆で作られた九回曲がる溝があり、陶光園より水を引く、煬帝はここで曲水の飲をなす)とあり〔李 1960 : 984〕、煬帝が紫微城の流杯殿で曲水の飲を行ったことがわかる。また、洛陽の西側に「西苑」という皇家園林も造営された。西苑は洛水などの自然河川を利用し、西と南は山に挟まれ、皇家園林としては園林史上二番目の大きさであった。中には「北海」という人工の大きな池があり、その東側にある曲水池と曲水殿で上巳の禊飲が行われたという〔周 2008 : 193、194〕。洛陽は西晋の皇室が曲水宴を行った場所であり、そこで隋の皇帝が少なくとも二ヶ所の曲水施設を造営したのは、曲水宴が好まれるほか、西晋への思いもうかがえる。

さらに、『大業雜記』には「(大業)十二年春正月、又敕昆陵郡……于郡東南置宮苑、

周十二里……其流觴曲水、別有涼殿四所、環以清流」（大業十二年（616）に昆陵郡（現在の江蘇省常州市および近辺）の東南に宮苑を作らせ、清流を4つの涼殿にめぐらせ、流觴曲水を整えた）とある〔杜 2006:14〕。前述した隋の曲水施設は北の洛陽にあるが、昆陵郡はかつての南朝の都城建康よりも南に位置し、煬帝が建設した南北貫通の大運河とも関係があるだろう。

隋の歴史は三十年にも満たず、曲水宴に関する記録は少ないが、南北の数カ所に曲水施設の造営に興じ、曲水宴を楽しんでいた。

（2）唐における皇家園林の曲水宴

隋を滅ぼした唐は618年に王朝がはじまる。907年に後梁に代わるまでの三百年の間、初唐（7世紀初頭以降）、盛唐（8世紀頭の玄宗即位以降）、中唐（8世紀半ば、安史の乱平定以降）、晩唐（9世紀初頭以降）の4段階に区分される。本節においては、唐の庭園曲水宴をこの四段階を踏まえて、皇家園林、私家園林、曲江宴の3つに分けて述べていく。

唐における皇家園林での曲水宴について、中村喬は「初唐盛唐の間に行われた曲水宴は私宴であって、宮廷行事としては殆んど行われなかった」、「御宴としては渭水の辺りでの祓禊」と述べている〔中村喬 1977: 83、85〕。しかしながら、初唐から盛唐にかけて、皇家園林で行われる曲水宴が存在していた。唐の初代皇帝である李淵が623年と626年に昆明池で上巳の宴会を開き、百官を宴したという〔劉 1975: 48、51〕。昆明池は長安の西側の郊外に位置し、前漢の宮苑である上林苑の苑池にあたる〔周 2008: 255〕。初唐の張説の「三月三日昆明池詔宴詩」があり〔彭 1960: 961〕、「管弦」、「舟將水動」との表現より、音楽を演奏したり、舟に乗ったりすることもあったようだ。長安にある宮城の北側は禁苑という皇家園林があり、かつての西晋や南朝の華林園の宮城に対する位置と同じである。その禁苑の中の幾つかの場所で三月三日の賜宴が行われていた。たとえば西南の梨園では、初唐で活躍した詩人である沈佺期が「三日梨園侍宴」〔彭 1960: 1029〕の詩を残しており、彼が仕えた武后あるいは中宗は梨園で賜宴をした。北には臨渭亭があり、710年に中宗がそこで百官と「禊飲」をした〔周 2008: 187〕。東には望春宮があり、中は池、北望春亭と南望春亭がある。盛唐の名高い詩人かつ官僚である王維が「奉和聖制上巳於望春亭觀禊飲應制」〔彭 1960: 1285〕という詩を残し、望春亭の賜宴に参加したことがわかる。沈佺期と王維の詩に「画鷁」、「青龍」のような表現がある。これは南北朝の龍舟鷁首の類で、天子が舟に乗るの意味になるが、実際に行ったか、単な

る文学的な修辞であるかは不明であるが。ともかく、三月三日に定着した天子の舟乗り行事への意識が初唐から盛唐まで存在したことがわかる。そして、「清歌」、「妙舞」、「日晚」、「落日」などの表現より、初唐から盛唐にかけての禁苑曲水宴は歌や舞踊が楽しまれ、夕方に行われたか、あるいは夕方まで行われたことになる。そのほか、禁苑の西南には未央宮があり、かつての漢の宮殿の跡にあたるが、中に流杯亭があり、流杯曲水の行事を催したことも推測できる。

禁苑のほか、長安城の東南には庭園をもつ興慶宮があった。玄宗が714年にもとの住まいを増築させ、この宮にしたという〔周 2008 : 189〕。宮の南部には龍池という池があり、王維の「奉和聖制與太子諸王三月三日龍池春禊應制」〔彭 1960 : 1285〕はこの龍池の賜宴に参加する時に作った詩である。そこには「杯如洛水流」（杯は洛水のように流れている）との表現があり、流杯曲水が行われていた様子がうかがえる。王維には「三月三日勤政樓侍宴應制」〔彭 1960 : 1286〕という詩があるが、勤政楼は興慶宮の西南隅に位置する。玄宗はしばしば勤政楼で祭礼や宴会を催したという〔周 2008 : 190〕。

唐の朝廷では三月三日に「賜射」を行うこともあった。前述した北の王朝からはじまった習俗を継承したと考えられる。中村によれば、賜射は664年まで正式に行われており、以降は変則的に催され、財政的負担になるため、開元八年（720）に廃止された〔中村 2009 : 650〕。また、中村喬は廃止の理由について、前述した初唐盛唐の間に宮廷行事としての曲水宴が行われなかったことから、その間には賜射が主に行われ、開元年間に曲江宴が始まると賜射は廃止されたと論じた〔中村喬 1977 : 85〕。しかし、すでに述べたように、宮廷行事としての曲水宴は初唐盛唐に行われており、賜射と曲水宴を一日で行ったことも推測できるため、賜射の廃止は曲江宴の開始とは関係がないと思われる。財政的負担とともに、中村が引用した『唐会要』にある文官たちは「善射に非ざる者」〔中村 2009 : 650〕というのが理由であろう。隋からはじまった科挙試験は朝廷に文官を多数輩出したが、そうした書生の多くは武芸に遠く、弓はほとんど引けなかつただろう。

（3）唐における私家園林の曲水宴

唐における私宴の曲水宴も多数存在し、自然河川の辺りで行うものと私家園林で行うものに分けられる。私家園林での曲水宴は長安にとどまらず、地方で多く行われていた。

長安の例として、郊外に位置する初唐の安楽公主の定昆庄曲水宴が挙げられる。定昆庄には九曲流杯池が営まれ〔周 2008 : 222〕、流杯曲水の宴会が行われていたと推測でき

る。洛陽では、初唐高宗のときに王明府（明府とは府尹または県令に対する敬称）の私邸にある山亭でしばしば曲水宴を行われていた。当時の詩人である席元明、韓仲宣、高瑾、陳子昂などがそれぞれ「三月三日宴王明府山亭」〔彭 1960 : 785、786、788、917〕の詩を残した。陳子昂の詩には「於洛之濱」（洛水の辺りで）の表現があり、山亭は洛水に接していることがうかがえる。また、晩唐で活躍した李德裕は洛陽城南の郊外に平泉庄という邸宅をもち、中に私家園林を造営させ、流杯亭も設置させた〔周 2008 : 225〕。しかし、李德裕はあまり平泉庄を訪れないので、曲水宴を開催したかどうかは明らかでない。ともかく、初唐の定昆庄から、晩唐の平泉庄まで流杯曲水の施設が営まれたことから、唐の時代を通じて有力者たちは私家園林では曲水宴を楽しんだ。ほかの地方の例は、たとえば盛唐の孟浩然が襄陽（現在の湖北省襄陽市）郊外に澗南園という私邸をもち、そこでの上巳宴会で「浮杯興十旬」（杯を浮かべ、十年も楽しむ）〔彭 1960 : 1664〕と記しており、流杯の行事が行われていたことがわかる。また、中唐の姚合「陝下厲玄侍御宅五題 泛觴泉」〔彭 1960 : 5676〕の詩に「杯來轉巴字、客做繞方流」（杯は「巴」字の形の溝に沿って流れてきて、客は方形に回って座る）とあり、陝下（現在の河南省開封市）にある厲玄侍御（侍御は官名）の私邸での曲水宴の様子が鮮明に描かれている。以上の例は北または中部に位置するが、南にも例がある。中村は文献資料から「唐代の揚州付近では流盃の遊びがなかった」と推測したが、晩唐の方干の『旅次揚州郝氏林亭』〔彭 1960 : 7468〕には「澄泉繞池泛觴遲」（澄んだ泉水が池をまわり、浮かんだ觴が来るにも遅し）とあり、揚州にある郝氏の私家園林には流杯の遊びが実在した。唐代の私家園林は魏晉南北朝のよりも盛んであり、地方へ普及しており〔周 2008 : 211〕、各地の私家園林で行われた曲水宴もその結果であろう。

唐になると、道観での上巳宴会も出現した。唐の皇帝は「李」の氏であるため、道教の始祖である李聃（老子）を祖先として奉り、道教も盛んになったといわれる〔周 2008 : 240〕。唐の道観も庭園をもつことが多い。中唐の権徳輿には『上巳日貢院考雜文不遂赴九華觀祓禊之會以二絶句申贈』〔彭 1960 : 3678〕があり、九華観で開いた三月三日祓禊集会在うかがえる。九華観は740年に蔡國公主が自宅を道観にしたものであり、権徳輿の詩では、そこでの祓禊会は「禊飲」「臨水」の表現があり、九華観の中には池あるいは溝があり、それに臨んで宴会をしたと考えられる。唐の時代では仏教もさらなる隆盛を迎え、長安城内にある寺院の多くは庭園をもち、そこで宴会も催されたようであるが〔周 2008 : 241〕、曲水宴を行った記録は管見の限りは見られない。

唐において、曲水宴といえども、実際に「流杯曲水」は行われず、詩と酒だけの宴会になる場合も少なくない。中村は唐の「禊飲」を述べるさい、「禊飲は祓禊に名を借りた曲水の飲であったが、この禊飲は曲水の飲をさらに形骸化した、ただの飲み会である」〔中村 2009 : 656〕としている。

(4) 三月三日の曲江宴

唐の上巳節は皇帝から庶民まで参加し、行事が最も多く、雰囲気も最も濃厚な節日であるとされるが〔薛 2011〕、その代表的なものは三月三日の曲江宴であろう。三月三日の曲江宴については、中村喬と中村裕一両氏の研究が挙げられる。本節は、両氏の研究を踏まえて展開していく。

両氏の研究においては、曲江池の地理的環境と歴史的経緯について詳しく言及されていないが、周維権の庭園研究によれば、曲江池〔あるいは曲江と呼ばれる〕は長安城の東南隅に位置し、隋が長安を都城にしたとき、給水の問題を解決するために、曲江につなぐ渠を掘り、外から水を導入し、曲江の水面を広げた。曲江は岸が屈曲しており、隋より以前から「曲江」と呼ばれたが、隋になって「芙蓉池」と改名された。初唐において池の水は涸れていたが、開元年間の修繕により回復し、名前も曲江池に戻った。屈曲の岸が美しく、植物も豊富で、辺りに楼閣などが多く建てられ、宮廷専用の殿宇も営まれた。唐の曲江池の面積は144万平方メートルあり、大型の公共園林を兼ねた宮苑の機能も果たしていたという〔周 2008 : 176、251-252〕。

唐の曲江池は人工に整えられ、楼閣、殿宇が建設されていたので、庭園のカテゴリーに入ると思う。しかし、曲江池は皇家園林と私家園林のどちらにも属せず、公共園林として存在していた。それが皇帝から庶民まで一同が参加できる曲水宴の基礎、すなわち舞台装置であった。

曲江池の遊賞は玄宗の開元の末（741ごろ）より盛んになり、やがて「国を挙げて勝遊ぶす」〔中村 2009 : 661〕名勝地になった。三月三日の曲江宴は皇帝の賜宴であり、毎年の恒例行事として行われている〔中村 2009 : 660〕。また、唐の三月三日は節日と定められ、一日の休暇があるため〔中村 2009 : 643〕、おおぜいの人々が曲江池のほとりに見物しに来た。その日の様子について、康駢は『劇談録』に次のように描いた。

上巳節即賜宴臣僚、京兆府大陳筵席、長安、萬年兩縣以雄勝相較、錦繡珍玩、無所不

施、百辟會于山亭、恩賜太常及教坊聲樂、池中備彩舟數只、唯宰相、三使、北省官與翰林學士登焉、每歲傾動皇州、以為盛觀。

（上巳節は皇帝が大臣に宴を賜り、京兆府では宴を盛大にもうけ、長安県と萬年県は大金をかけて競う。百官たちは山亭に集まり、太常（礼樂を司る官名）や教坊（宮廷専用の樂師たち）の音楽演奏が行われ、（曲江）池の中には彩舟（装飾を施された船）がいくつか浮かべて、それらの船には宰相、三使、北省官與翰林學士だけが乗る資格がある。毎年、都の人々も集まって見物する、盛大なる景観である。）

〔巖 1970 : 653〕

唐の上巳節はいかに賑やかで盛大なのかがうかがえる。そして、中村喬はその「宰相、三使、北省官與翰林學士だけが乗る資格がある」彩舟には皇帝も当然いると判断し、理由は春に天子が舟を初乗りする行事につながるからという〔中村喬 1977 : 756〕。それについては、王維の「三月三日曲江侍宴應制」〔彭 1960 : 1286〕の詩句に「萬乘親齋祭、千官喜豫遊。奉迎從上苑、祓禊向中流」（万乗（皇帝）が祭りに参加し、官僚たちは喜んで伴う。皇帝を上苑（宮廷のこと）より迎え、曲江池のなかへと流し、祓禊をする）とあり、「流」は、舟に乗って水上を流れるという表現であり、皇帝も舟に乗ったと思われる。詩の最後には「天寶紀春秋」とあるので、この曲江宴は8世紀半ばの玄宗の天寶年間に行われたのは間違いない。

また、三月三日の曲江宴は、曲江池の沿岸においてどのような配置になっていたかについて、中村裕一は唐末の『輦下歳時記』にある以下の記録を紹介した。

三月上巳、有錫宴群臣、即在曲江。傾都人物、於江頭禊飲踏青、豪家縛棚相接、至於杏園。進士局在亭子上、宏詞拔萃、宴在池南岸…

（三月上巳、群臣に宴を賜う、即ち曲江にある。都の人たちが傾け、曲江の頭（長安城に近い端）に禊飲や踏青をし、豪家の見物台が相い接し、杏園に至る。進士たちは亭子で（宴会し）、宏詞試験または拔萃試験の合格者の宴会は池の南岸にある。）

〔歐陽 1970 : 569〕

中村裕一はこの資料を用いて、「朝廷の上巳の曲江宴は、曲江亭を中心に挙行されるのが恒例である」と述べた。しかし、資料では亭子での宴会に続き、「宏詞試験または拔萃

試験の合格者の宴会は池の南岸にある」とあるように、「池の南岸」という場所も出ている。とすれば、曲江亭は南岸に位置するか、それとも別の場所であるかという問題が生じ、ここでは検討の余地があると思う。

「亭子」については、755年安史の乱以前に「諸司の亭子皆岸澚に列す…幸蜀（安史の乱を避けるため、玄宗が蜀に逃げた）の後、皆兵火に燼る。存する所は唯だ尚書省の亭子のみ。進士の関宴、常にその間に寄す」〔中村 2009：666〕とある。つまり、曲江池の周りにはもともと各政治機関の亭子が多数あり、曲江宴に盛んに興じたことも想像できる。しかし、安史の乱の後、尚書省の亭子だけが残され、その亭子で進士に合格した者（唐の進士科試験はほぼ毎年ある）への関宴（進士合格者への賜宴）を賜ることは中・晩唐の曲江宴の一部であった。中村が引用した『輦下歳時記』は唐末の書物であり、ここに記されている「亭子」は当然ただ一つに残された尚書省の亭子にあたるが、その場所は果たして南岸であろうか。

中唐以降に生まれた文人である権徳輿の「和李中丞慈恩寺請上人院牡丹花歌」〔彭 1960：3664〕の詩がある。慈恩寺で牡丹を花見した時の詩であり、「曲水亭西杏園北」（（牡丹の花は）曲水亭の西から杏園の北まで広がる）との表現があり、牡丹の花は慈恩寺にあるため、慈恩寺自体も曲水亭の西、杏園の北に位置し、しかも曲水亭、慈恩寺、杏園はさほど離れていない。また、康駢の「曲江池…その南側は紫雲楼、芙蓉苑があり、その西側は慈恩寺、杏園があり」との記述がある〔巖 1970：653〕。そうすると、曲江池の南には紫雲楼、芙蓉苑、西には慈恩寺、曲水亭、杏園があり、曲水亭は曲江池に近いということになる。『輦下歳時記』の内容をもう一度見ると、「豪家の見物台が相い接し、杏園に至る。進士たちは亭子で（宴会し）、宏詞試験と拔萃試験の合格者の宴会は池の南岸にある」という描写の中で、杏園の次に出てくる「亭子」は、やはり権徳輿が言った「曲水亭」であり、現実にも曲水亭と杏園は近いので、文脈的に自然である。また、「亭子」は南岸に位置していないので、次の宏詞試験と拔萃試験の合格者の宴会を「池の南岸にある」と方位を明示したのである。南岸にある紫雲楼、芙蓉苑に関して、芙蓉苑は宮苑であり、紫雲楼は皇帝が時にこれを登って西岸の進士関宴を観覧する場所である〔周 2008：253〕。趙璜「曲江上巳」〔彭 1960：6263〕の詩には「紫雲楼閣向空虚」（紫雲楼閣は天（朝廷の喩え）に向かっている）とあり、距離を離れて紫雲楼を眺めていることがうかがえる。つまり、南岸の一带はほとんど宮廷関係の施設であり、一般の人々は入れない地域と考えられる。

西岸の曲水亭で行われる進士への賜宴はにぎやかであろうが、唐の制度において、進士に合格してもすぐに官僚にはなれず、その次の宏詞や拔萃などの試験をさらに突破してはじめて高級官僚への道が開かれる。そうした背景があって、進士への賜宴は西岸に止まり、宏詞・拔萃の合格者が南岸にある宮廷関係の宴会に参加したのであろう。唐の曲江宴はほとんど賜宴であるものの、やはり身分によって宴会の場所が分かれていたことがわかった。

以上のように、三月三日の曲江宴において、少なくとも4種類の集会があった。1つ目は康駢『劇談録』と王維の詩で示した皇帝と高級官僚、いわば少数人数の統治中枢からなる集会で、彼らは船に乗ったり、南岸で宴会をする。高級官僚の予備軍になった者たちも南岸に招かれた。そして、安史の乱以前に曲江池のほとりにあった各機関の「亭子」で行われた宴会が2つ目である。3つ目は進士になった者が西岸の「亭子」で受ける賜宴のことで、4つ目は曲江池のほとりに遊賞に来る庶民たちである。

三月三日の曲江宴は皇帝から庶民まで一つの場所に参加する大きな集会であるとはいえ、実は4種類の集会が一つの場所で行われた。特に統治中枢の集会はほかのものとは開わりなく行われており、身分に基づく政治性は固く守られていたのである。

開元末より盛んになった曲江宴は安史の乱で中断した以外、唐末までほぼ毎年恒例的に行われていた。しかし、黄巢の乱（874-884）で長安が焼かれた際、曲江池ほとりの亭子などは灰燼に帰したという〔中村 2009：667〕。9世紀初頭には、曲江池も罹災し枯れ果てた。三月三日の曲江宴は、唐の一代をもって幕を閉じた。

5 結論

以上のように、これまで、庭園という舞台で行われた古代中国の曲水宴をそのはじまりから唐末まで整理してきた。

西晋で定着した皇家園林で行う曲水宴は、それにつづく分裂した南や北の王朝をへて、統一国家としての隋・唐まで続き、王朝の交代にほとんど妨げられず、500年間継承されてきた。同じ西晋からはじまった私家園林における曲水宴も同様に継承されつつ、次第に地方にまで広がった。また、唐に現れた三月三日の曲江宴は庭園曲水宴の最高峰と思われるほど盛大なものであり、曲江池という舞台で皇帝から庶民まで集まり、4種類の曲水宴が行われた。

西晋から唐までの庭園曲水宴の整理を通して、変化した部分と不変したものが見えてきた。まずは変化した3つの点を挙げる。

1つ目の変化は、漢代で確立した上巳の禊祓の意味が次第に弱くなり、と同時に、庭園曲水宴がもつ人工施設での流杯曲水の特徴までほとんど失われていく。流杯曲水が行われなくなるのは南朝に始まり、代わりに「詩」が宴会の主役になった。唐になると、その傾向がさらに強くなる。それは「流杯曲水」の人工施設を整えなくなったのと同時に、文人層の拡大や統治者の詩への嗜好が原因と考えられる。南朝の皇帝たちは詩を好み、皇家園林での曲水宴も文人たちを招き、詩を作る風潮を広がった。隋からはじまった科挙試験は唐の時代で多くの文人を生み、流杯曲水の条件がなくても三月三日の詩宴を興じたと推測できる。

2つ目の変化は、庭園曲水宴は上巳禊祓の一変形として確立したが、時代が進むにつれ、「流杯曲水」以外にもほかの要素が加えられた。皇家園林での庭園曲水宴に現れた主な新しい要素は皇帝の舟乗りと賜射である。両者とも儒教に由緒をもち、朝廷がもつ儒教的色彩が読み取れる。ただ、賜射は北の騎馬民族の王朝から始まり、南朝には見られない。南で生まれた新しい要素としては、王羲之の蘭亭集会が挙げられると思う。蘭亭集会は曲水宴ではあるが、上巳禊祓と離れ、玄学思想や個人志向は曲水宴に新たらしい傾向を吹き込んだ。以来、蘭亭への憧れはあとを絶たず、その多くは名残とはいえ、蘭亭曲水宴は長く続く。

3つ目の変化として、庭園で行う曲水宴は西晋で成立した当初より広がった。都城から各地へと広がり、これは皇家園林と私家園林の発達に由来している。そして参加する人数、階層も拡大しつつ、唐に入ると、曲江宴のような大規模な集会までに発展を遂げた。庭園曲水宴のこうした発展は舞台である庭園の発展と切り離されず、盛大な曲江宴も曲江池が大型な公共園林であったからこそ可能になった。

そして、西晋から唐までの庭園曲水宴を貫く不変的なものは以下の2つが挙げられる。

1つ目は、庭園曲水宴がいくら上巳禊祓から遠ざけ、詩と酒だけを興じるとしても、基本的に水の辺りで行うことは変らなかった。冒頭で述べたように、上巳のいくつかの起源はすべて「水」と関係をもっている。西晋から唐までの庭園曲水宴も、賜宴・私宴を問わず、水辺で行うことにおいては共通である。上巳の「水」要素は名残とはいえ、すべての曲水宴に貫かれた。

2つ目は、皇家園林での曲水宴は政治性をもっていたことが共通している。それは主に2

つのことに現れている。1つは「華林園」の名前の継承に見える。西晋が滅んだあと、分裂していた南北の王朝はほとんど西晋洛陽の「華林園」に倣って、各地に同名の「華林園」を作った。「華林園」は統一国家である西晋の皇家園林であり、転じて西晋王権の象徴にもなりうるので、その名前を継承することは、自らが前代の西晋を継承しているという王権正統性の主張として読み取れる。各地の華林園で行う曲水宴には、西晋の皇帝の華林園曲水宴に対する政治的意識と同様のものが根底にある。もう1つは、前述のように、西晋の皇帝が開催する曲水宴の特徴としては「皇帝と上位大臣だけが参加できる」ことであつた。それは南北朝時代、特に南朝において、才能が認められた文人も招かれるようになったが、南北朝の文人はほとんど世襲貴族の出身であつた。唐になつても、この身分に基づく政治性が維持され、曲江宴において、皇帝と上位大臣だけが特別な舟に乗り、進士になつても西岸の亭子に止まり、皇帝がいる南岸には行くことができなかった。三月三日の曲江宴は、皇帝から庶民まで同一舞台である曲江池における盛大な集会ではあるが、その本質は一つの舞台で同時行われる、前述のような統治中枢、官僚機関、新進進士、一般庶民という、互いにあまり関わらない4種類の集会であつた。西晋の皇家園林での曲水宴は宮苑の壁をもって一般の流杯飲酒と一線を画したが、唐の曲江宴になつても、身分に基づく政治性が池をめぐる空間の中に存在した。

本章において、古代中国の庭園曲水宴を一通り整理し、庭園という舞台における曲水宴の変化したものと不変のものを提示し、その背景についても明らかにした。西晋から唐末にかけて、庭園曲水宴は各地へと広がり、規模も盛大になつたが、本来の上巳祓禊的意味を失いつつ、代わりにほかの行事が加わつた。と同時に、少なくとも「水」という上巳元来の要素が保たれた。皇家園林における曲水宴には政治的意識が根底にあつた。庭園曲水宴の研究を通して、古代中国の三月三日行事、曲水宴という皇帝が参与する歳時行事の実態に新たな視点を提示した。やり残したことも多くあるが、それを今後の課題とする。

第2章

持統朝—桓武朝の曲水宴

第2章 持統朝—桓武朝の曲水宴

1 日本曲水宴に関する先行研究及び問題点

日本の曲水宴は、従来行事、文学、庭園などの分野で研究されてきた。

行事の視点から、たとえば倉林正次は1966年に「禊祭考—上巳宴とその周辺—」で曲水宴の成立、そして奈良時代から平安時代の幾つかの曲水宴について論じた〔倉林 1966〕。山中裕も1972年に出した『平安朝の年中行事』における「春の行事」で曲水宴を取り上げ、平安時代における曲水宴の様子を紹介した〔山中 1972〕。同じ平安時代の研究としては、菅原義孝の「撰関期における曲水宴について」は特に平安中期である撰関期に絞って述べた〔菅原 1990〕。また、吉川美春は2003年の「三月上巳の祓について」の中で上巳祓の前に継承されていた曲水宴について触れている〔吉川 2003〕。

文学、特に漢詩や和歌の分野においては、曲水宴で作られた漢詩及び曲水宴に関わる和歌についての研究が行われてきた。例として、上田設夫は1983年の「万葉集の曲水宴歌について」で、大伴家持が越中で作った曲水宴歌を取り上げ〔上田 1983〕、滝川幸司は2007年の『天皇と文壇』の中で曲水宴の章を設けて、平安時代における宇多天皇などが開いた曲水宴で作られた漢詩について分析した〔滝川 2007〕。また谷知子が2015年の論文「『六百番歌合』『三月三日』題と曲水宴」で良経の曲水歌題の歌合に言及し〔谷 2015〕、中丸貴史は2019に出した『『後二条師通記』論—平安朝〈古記録〉というテキスト—』の中で「寛治五年『曲水宴』関連記事における唱和記録」の章を設けて、師通の曲水宴をめぐる師通と源俊房の漢詩唱和を分析した〔中丸 2019〕。

庭園研究の分野では、主に庭園遺構を中心とした考古学や庭園史、建築史の研究成果が蓄積されている。たとえば、太田静六が1987年の『寝殿造の研究』の中で、平安時代の曲水宴の場として藤原道長の土御門第、関白師實の六條殿などに触れた〔太田 1987〕。金子裕之も1997年に発表した『平城京の精神生活』の「曲水の宴」で、奈良時代の曲水宴の舞台であった宮廷の苑や貴族の嶋について紹介した。そして、2004年に奈良国立文化財研究所は「曲水宴」を年度の研究テーマとして、中国及び日本の曲水宴に関わる問題や古代日本における可能な曲水遺構などについて論じ、その成果は2006年に研究論集『古代庭園研究Ⅰ』として刊行された〔奈良国立文化財研究所 2006〕。

しかし、こうした豊富な先行研究の蓄積がありながら、日本の曲水宴に関する問題が悉く解明されたとは言えない。曲水宴は、「宴」でありながらもその実態は詩宴であり、それに流杯曲水の行事が加えられた。宴、漢詩、流杯曲水の3要素が曲水宴の全体を形成しており、いずれの要素を見逃しても、曲水宴を的確に把握することは不可能であると思う。ところが、前掲した先行研究のほとんどは、曲水宴の特定の要素を取り上げ、限定された範囲で論じたものである。

たとえば、倉林正次は平安時代における曲水宴の行事次第について述べたが、曲水宴で作られた漢詩にはほとんど言及していない。山中裕も歴史学による年中行事の視点で曲水宴の定例化または廃絶について整理したが、同じく漢詩を取り上げなかった。菅原義孝と吉川美春も同様であった。文学的研究において、上田設夫は大伴家持が越中で作った曲水宴歌を論じたが、奈良時代の曲水宴の行事に触れずに、家持の歌の性質及び位置づけを確定することはできないと思う。中丸貴史は藤原師通の曲水宴のときの師通と源俊房の漢詩唱和を分析し、中国文学とのつながりも示したが、『師通記』や『中右記』に残されている曲水宴の詳細な記録は取り上げていない。滝川幸司や谷知子の研究は、漢詩・和歌に主眼を置きながら行事次第にも言及し、より包括的な視点を有しているが、行事と漢詩のつながりに触れただけであり、まだ不十分なところがある。

庭園研究の分野も同様である。太田静六は平安時代の曲水宴次第に現れた建築などと庭園のつながりについて復元図を作成したが、具体的な行事の展開や漢詩には及ばなかった。金子裕之は庭園遺構に基づいて奈良時代の曲水宴の場所を考証して多くの業績を挙げたが、曲水宴詩は論じていない。奈良国立文化財研究所の研究論集『古代庭園研究Ⅰ』は近年における曲水宴研究の集大成とも言えるものであり、飛鳥時代の遺構から平安時代の曲水宴の行事、そして中国や韓国の曲水宴事情まで論じている。しかし、漢詩についてはほとんど触れられておらず、日本曲水宴の問題が解決されたとは言えないと思う。

以上のような先行研究とその問題点を踏まえて、本研究においては、日本曲水宴の行事に主眼を置きながら、歴史的時間軸に沿って、それぞれの時代における曲水宴を宴、漢詩、流杯行事、曲水遺構などの要素の整理・分析を行い、できるだけ全貌を呈示する。本研究で解明しようとするのは主に日本曲水宴の性質及び行事内容の変化であるが、その場合、曲水宴の主催者・参加者も考慮に入れ、曲水宴が三月三日のほかの行事との関わり、そして背景として当該時代の政治的動向にも触れなければならないと考える。資料としては、『続日本紀』『日本紀略』などの正史記録及び『御堂関白記』などの貴族の日記、

『懷風藻』『本朝文粹』などの漢詩集、そして庭園遺構の発掘報告などを利用する。また、本研究で扱う時期は曲水宴の伝来から衰退まで、主に飛鳥時代末期より鎌倉時代の初頭までにする。

2 『日本書紀』 顕宗天皇曲水宴記事の問題

日本における曲水宴の成立年代については諸説がある。文献上の初出は『日本書紀』 顕宗天皇の条に見え、元年から三年まで、計3回行われた。記事は以下のようである。

①元年（485）三月上巳、幸後苑、曲水宴。

（三月上巳に、後苑に幸して、曲水の宴きこしめす。）

②二年（486）二年春三月上巳、幸後苑、曲水宴。是時、喜集公卿大夫・臣連國造伴造、為宴。群臣頻呼萬歲。

（二年の春三月の上巳に、後苑に幸して、曲水の宴きこしめす。是の時に、喜に公卿大夫・臣・連・国造・伴造を集へて、宴したまふ。群臣、頻に称万歳す。）

③三年（487）三月上巳、幸後苑、曲水宴。

（三月上巳に、後苑に幸して、曲水の宴きこしめす）

[坂本 1967 : 520-525]

顕宗天皇の曲水宴記述について、そのまま史実として引用し、日本における曲水宴の成立と見なす研究は少なくなかった。たとえば年中行事や風俗史の研究において、山中裕の『平安朝の年中行事』〔山中 1972 : 173〕や菅原義孝の「撰関期における曲水宴について」〔菅原 1990 : 41〕では、曲水宴は顕宗天皇までさかのぼるとされた。また、文学の研究においても、上田設夫の「万葉集の曲水宴歌について」〔上田 1983 : 19〕、または谷知子の「『六百番歌合』『三月三日』題と曲水宴」〔谷 2015 : 22〕も同様である。顕宗天皇の曲水宴記事は中国の研究者にも取り上げられ、林曉光は「東アジア貴族時代的曲水宴與曲水文學（東アジア貴族時代の曲水宴と曲水文学）」〔林 2013〕において、5世紀の顕宗天皇の曲水宴と同時代の中国南朝の曲水宴の関連を示して、東アジアにおける宮廷文化の共通性について述べた。曲水宴研究のほか、現在、神社の年中行事として復興された曲水宴行事においても、配られるパンフレットに顕宗天皇の記述をもって日本の曲水宴の

始まりとするものがほとんどであり、京都にある城南宮はその一例である。

しかし、顕宗朝曲水宴の信憑性を疑う学者も多くあった。その批判は大まかに言えば、宮廷儀礼成立の問題、「三月上巳」か「三月三日」の問題、「曲水宴」の表記の問題という3つの視点から行われた。宮廷儀礼成立の問題について、倉林正次は1966年の論文「禊祭考—上巳宴とその周辺—」において「他の宮廷儀礼の成立経緯から考えて、顕宗天皇の御代に曲水宴が、儀礼として成立していたということは推測できない」〔倉林 1966 : 77〕と述べている。「三月上巳」か「三月三日」の問題について、吉川美春は2003年の論文「三月上巳の祓について」において、中国では魏（220-266）以降、上巳が三月三日に定められ、日本も三月三日に固定して以降の姿を継承しているとし、「暦の公式採用が持統天皇以降である点」から、顕宗天皇の曲水宴は「歴史的事実とは認められない」と指摘した〔吉川 2003 : 53〕。庭園史家である小野健吉も2009年の著書『日本庭園—空間の美の歴史』でこの問題について言及し、「史実とは考えられない」と述べた〔小野 2009 : 71〕。「曲水宴」という表記については、奈良国立文化財研究所が2004年に行った曲水宴研究会の成果において、顕宗天皇の三年連続の曲水宴の記事の定形的な表現に注目し、「『曲水宴』という表現もここだけにあり、後の『続日本紀』には全く見られない表現であるのも特色である」と指摘し〔奈良国立文化財研究所 2006 : 24〕、「『日本書紀』が編集されたのは養老4年（720）であり、この時点では曲水宴はすでに定例化しており、そうした背景から顕宗紀の記事は作り出されたものと考えたい」と述べている〔奈良国立文化財研究所 2006 : 24〕。

以上のような3つの視点、つまり宮廷儀礼の成立、暦の採用、「曲水宴」の表記の問題から、顕宗天皇の曲水宴の記事は史実ではない可能性が高いと考えられる。ただ、偽作すなわち後に加筆した理由について、前述した先行研究では言及していない。この問題について推測するには直接的な証拠はないが、『日本書紀』成立及びそれ以前の時代までさかのぼらねばならないと思う。

石母田正は『日本の古代国家』のなかで、日本の古代国家成立史における国際的関係の重要性を指摘した。日本は、7世紀半ばの大化改新から8世紀初頭の大宝律令が完成するまで、唐の制度や文化を取り入れ、天皇を中心とした中央集権政治を成立させた。そうした政治的動向は、朝鮮半島の情勢と唐との関係が主な原因であり、天皇を中心とした貴族たちは中国の漢字、制度、文化を習得することによって、唐との直接的な外交関係を結んだ。一方、国内においても、律令貴族は漢字や漢文化の導入によって、一般民衆とは隔た

る存在になり、支配階級として国家統治の権力を固めたという〔石母田 1971〕。三月三日の曲水宴は、そうした背景のなかで中国文化の一環として導入され、律令制下の宮廷儀礼の1つに位置づけられた。表面的には「一觴一詠」という雅な宴会にみえるものの、

「天皇の権威に基づく政治的な儀式」〔奈良国立文化財研究所 2006：24〕の一面が、むしろ宮廷儀礼としての曲水宴の本質を語っている。前掲した『日本書紀』顕宗二年の曲水宴の記事には「是時、喜集公卿大夫・臣連國造伴造、為宴。群臣頻呼萬歳。（是の時に、喜に公卿大夫・臣・連・国造・伴造を集へて、宴したまふ。群臣、頻に称万歳す。）」という記述がある。「群臣、頻に称万歳す」というのは、明らかに中国から学んだ中央集権の皇帝に対する儀礼（萬歳=天子）であり、その行為が可能になったのは、律令制の成立が背景にあったからであろう。しかし、5世紀の顕宗天皇の代には、そうした中国からもたらされた文化・制度がまだ成立しておらず、天皇の政治的権威もそれほど強固ではなかった。この点からも、顕宗天皇の曲水宴の記述は後の加筆であることが裏づけられる。とすれば、なぜ顕宗天皇の条が選択されたかが問題になる。これも対外関係のなかで理解すべきではないかと考える。

日本は中国の制度を取り入れ、律令国家として成立したが、外交的には必ずしも唐の要求にしたがわず、7、8世紀にわたり、朝鮮半島の問題などをめぐって、唐と日本の軋轢は頻繁に起こっていた。日本は唐の朝貢国であったが、自国の主権や天皇の権威を常に強調する傾向が見受けられる。石母田は記紀の基礎をなす「天皇記・国記」の編纂は対朝鮮及び対隋外交を意識した地位の主張であると指摘したが〔石母田 1971：43〕、『日本書紀』の編纂も、唐への意識を継承したものと思われる。そうした唐との交流や対抗という複雑な関係のなかで、天皇の権威や正統性を主張する立場から、曲水宴の記述を唐よりも前の時代に入れる行為も起こり得たのではなかろうか。

また、曲水宴の開始を顕宗天皇とした理由は、奈良時代の漢詩の詩風からも示唆される。小島憲之は、『懐風藻』のなかでも養老以前の前期懐風藻が「六朝詩の模倣がかなり目立つ」のは、「たまたま伝来していた、文選、玉台新詠、或いは漢・六朝・隋代までの文学の精髓を類聚した類書『芸文類聚』などの詩句にその範を求めたのであって、伝来書を通じて六朝詩の詩句を利用した」ことによると指摘している〔小島 1964：12-13〕。

『日本書紀』の成立は養老四年（721）であり、盛唐と同時代であったが、当時の貴族の教養はやはり前期懐風藻に見るように六朝文学にあった。小島が指摘した伝来書であった『芸文類聚』（初唐の624年に編纂）にも南北朝における皇帝向けの曲水宴の詩が多く収

録され、その影響も受けたと考えられる。唐への意識、天皇の権威、六朝文学に範を求めた漢文の教養、南朝の曲水宴の詩、この4つを総合的に考えれば、推測ではあるが、時代的にほぼ南朝にあたる顕宗天皇をもって曲水宴の開始とした可能性も考えられる。

3 日本における曲水宴の成立

次に、日本における曲水宴の成立年代について検討してみたい。先行研究においては、文献資料・考古学資料によって解釈が分かれている。

文献資料による曲水宴の成立は、『聖徳太子伝暦』の推古天皇二十八年（620）、『日本書紀』の持統五年（691）、そして『続日本紀』の文武五年（701）の3つの説がある。それらの記事は以下のようなものである。

『聖徳太子伝暦』

推古二十八年（620） 三月上巳、太子奏曰、今日漢家天子賜飲之日也。即召大臣已下賜曲水之宴、請諸蕃大徳並漢百濟好文士、令裁詩。奏賜祿有差。

（三月の上巳に、太子奏して曰く、「今日は漢家の天子、飲を賜う之日也。」即ち大臣已下を召して、曲水之宴を賜う。諸蕃の大徳、並びに漢と百濟との好文士を請して、詩を裁せ令む。奏して祿を賜うこと差有り。）

〔蔵中 1985 : 298-301〕

『日本書紀』

持統五年（691） 三月壬申朔甲戌、宴公卿於西廳。

（三月の壬申の朔甲戌（三日）に、公卿を西の廳に宴したまふ。）

〔坂本 1965 : 508-509〕

『続日本紀』

文武五年⁽¹⁾（701） 三月丙子、賜宴王親及群臣於東安殿。

（三月丙子（三日）、宴を王親と群臣と於東安殿に賜ふ。）

〔青木 1989 : 34-35〕

岩永省三は『聖徳太子伝暦』の記事を歴史記録として扱った〔（金子編）岩永 2002 :

108〕。吉川美春は「後世の挿話」と考えたものの、曲水宴の成立は推古天皇・聖徳太子あたりにさかのぼれると主張した〔吉川 2003：54〕。しかし倉林は聖徳太子の記事を伝説と考え、『日本書紀』にある持統五年の記事をもって、「持統天皇朝のころに、この行事の成立がみられた」〔倉林 1966：77〕とした。

『聖徳太子伝暦』成立年代は平安時代とされる〔蔵中 1985：379〕。この書物の特性について、「平安時代に入ると太子の伝記は多彩かつ冗長なものとなり、同時に神話、奇譚の色彩を濃厚にし、太子を超人的な存在として説く説話化の方向をとるようになってきた」〔蔵中 1985：373〕といった認識があり、歴史記録よりも説話的な性格がうかがえる。その曲水宴記事も、前節で述べた顕宗天皇の記事と同様に三月三日ではなく「上巳」が使われたので、歴史記録かどうかは同じく疑わしい。ただ、聖徳太子は仏教や中国文化の受容に大いに力を入れたので、記事自体は伝説かもしれないが、当該時期に曲水宴を行った可能性がないとは言い切れない。

『日本書紀』と『続日本紀』の記載について、原文では「宴」、「賜宴」という表記であり、三月三日の宴ではあるものの、曲水宴であるかどうかは明瞭ではなかった。榎村寛之は『続日本紀』文武五年の記事に「文人を召して曲水の詩を賦さしめる」との内容があるから、それを「三月の『曲水』の確実な最古の例」としたが〔奈良国立文化財研究所 2006：520〕、前掲のように、文武五年の記事にその内容がなく、おそらく『続日本紀』神亀五年の記事の誤認であろう。持統五年と文武五年の記事は、いずれも「三月三日の宴」の記録だけであった。時間的に見れば、持統五年の曲水宴は飛鳥京で催され、文武五年の方は藤原京で行われたと推測できる。倉林正次は持統五年の宴を「上巳関連の宴と考えよう」と述べ、大宝元年（文武五年）の賜宴について、「大陸の先進儀礼を典拠とした朝儀の整うた頃なのであるから、三月三日宴の開催も道理のある事柄だ」とした〔倉林 1966：77〕。つまり、持統五年の三月三日の宴は上巳関連であったが、文武五年の宴はすでに朝儀になったという。しかし、両者の間は10年の差しかなく、文武五年は文武天皇の世であっても持統は上皇として政治を掌握し、両者とも「公卿」や「王親と群臣」に宴を賜っている。第1章で述べたように、中国では3世紀半ばの西晋で確立した皇家園林の曲水宴はすでに王権の権威が強調され、皇帝と「公卿」しか参加できなかった。天皇と「公卿」または「王親と群臣」のみ参加できる持統五年の宴は、文武五年の宴と同様に政治的意図を示し、天皇の権威を主張していたと考えられる。朝儀の確立は倉林が主張した大宝元年（文武五年）にしても、その整備は前から行われていた。持統天皇は天智・天武朝に

続いて律令制の導入や確立に力を入れ、孫の文武天皇を摂政する時も同じ路線であった。そのため、持統五年の三月三日宴は朝儀に当てはまらなくても、少なくとも朝儀的な性格はすでに帯びており、文武五年の宴とほぼ同じであったと考えられる。また、同時代の唐やその前の隋や南北朝時代に盛んに行われた三月三日の宴は基本的に曲水宴であり、持統と文武の三月三日宴も曲水宴であった可能性が高い。史料不足ではあるが、両者を日本における曲水宴の文献上の成立とみることができよう。

次に、考古学資料である曲水宴の可能性のある水路遺構について述べる。戦後の発掘では6・7世紀の庭園遺構が幾つか出土し、中に曲水宴に使用された可能性がある遺構もあったとされる。中島義晴は「曲水宴に用いられた可能性のある日本古代の遺構」において、奈良県明日香村に位置する古宮遺跡の庭園遺構は「7世紀前半のものであり、玉石組の小さな池、そこから流れ出す石組溝、周囲の玉石敷からなる。この石組溝は蛇行しており、曲水宴との関連が指摘されている」と述べた〔奈良国立文化財研究所 2006 : 527〕。同論文では古宮遺跡は推古天皇の小墾田宮跡、あるいは蘇我蝦夷の邸宅跡とする説があると指摘されているが〔奈良国立文化財研究所 2006 : 527〕、いずれも7世紀前半に活躍した人物であった。7世紀中期とされる酒船石遺跡について、「亀形石は聖なる水が流れる器であり、祭祀施設であるという見解」があり〔奈良国立文化財研究所 2006 : 9〕、また定説ではないが、それを曲水宴で用いられた流杯石であるという劉海宇の説もあった〔劉 2015〕。ただ、日本人は古来水に親しんでおり、小野健吉も古墳時代における人工施設を用いた「湧水・流路祭祀」という水辺の祭祀について述べており〔小野 2009 : 18〕、前述した遺跡は単なる水に関連する祭祀場であった可能性もある。しかし、7世紀の前半では、中国文化を受容する傾向は著しくなり、「湧水・流路祭祀」の場が時代の変化とともに曲水宴の場所に使われ、あるいは改造された可能性もなくはない。ともかく、曲水施設を整備する能力は少なくともこの時期の日本においてすでに整っており、考古学的にみれば、曲水宴の可能性は7世紀前半の古宮遺跡などに遡れる。

以上のように、文献資料における日本曲水宴の成立は持統五年になるが、考古学資料においては7世紀前半にすでにその可能性があった。文献資料は事実より遅れる傾向を考えれば、曲水宴自体も持統以前に行われた可能性も否定できない。前述した吉川美春は曲水宴の成立を推古朝あたりに推測したが、発掘調査の7世紀前半にも当たる。つまり、『聖徳太子伝暦』の伝説などのように、推古・聖徳の政治は中国文化の受容に傾注していたので、中国の曲水宴も開いたかもしれない。その詳細はもはや証明不能であるが、ここでは

日本曲水宴の出現可能性を7世紀前半とし、確実な成立時期を持統五年とみることは妥当であろう。

ただし、ここで問題になるのは、7世紀前半の曲水宴がほぼ90年後の持統・文武曲水宴と性格が一致するかどうかである。先行研究では触れられていないが、日本で成立した曲水宴の特質に関わる重要な問題であると思う。この問題を分析するには、以下の2点を考えなければならない。

第一に、日本における律令制の成立と朝儀としての曲水宴との関係である。前節で述べたように、朝儀としての曲水宴が成立するには、律令制の確立が前提である。7世紀は、戦乱と政治的不統一であった時代、そして倭王権から律令制確立の時期でもあった。7世紀初期において、推古天皇と聖徳太子は中国の政治を取り入れようとしたが、制度的にまだ成立していなかった。大化改新（645年）以降、天皇を中心とした政治が始めて可能となり、それでも皇族内部の力関係が安定するのに時間がかかった。壬申の乱などを経て、701年に大宝律令が制定された時点で、日本における律令制が完成した。つまり、645年の大化改新から701年の大宝律令制定までは律令制の確立期にあり、天皇親政は天智天皇即位後のことであるが、政治がひとまず安定したのは天武朝以降であろう。

したがって、大化改新以前の曲水宴（古宮遺跡など）は倭王権の時期にあたり、天武以降の曲水宴、特に持統朝及び文武朝のものは律令制の確立期が背景となっていた。このような政治的動向を考えると、7世紀における曲水宴の性格も同一ではなかったと思われる。

第二に、日本における漢詩の成立である。この問題が重要なのは、曲水宴で作られた詩は基本的に漢詩であったからである。『日本書紀』持統天皇条に、大津皇子に対する評価として「詩賦の興、大津より始れり」〔坂本 1965：486〕と記されている。この「詩賦」は漢詩・賦のことをさす。『日本書紀』が編集されたのは養老4年（720）であり、年代的に近いこの記事は概ね真実であろう。大津皇子（663-686）の年齢を考えれば、ほぼ680年以降、つまり天武朝後期のことであった。とすれば、日本の皇族・貴族が漢詩を盛んに作り始めたのはだいたい天武朝後期と推測できる。それより前の時期では、漢詩も作られていたと思うが、個人的な趣味にとどまり、貴族層全体にまだ及ばなかっただろう。前述した倭王権が背景にあった古宮遺跡などの曲水宴は、身分が高い渡来人や使節が作る漢詩が主であったか、あるいは漢詩も含まず、流杯と酒の行事に興じていたと想像できる。それに対して、律令制の確立期が背景となる天武以降の曲水宴は漢詩が作れる基礎が

できており、後の曲水宴につながった。

以上のように、同じ7世紀でも、天武以前の曲水宴とそれ以降のものは、律令制の確立および漢詩作りの面において差異があり、両者を分ける必要があると考える。文献の初見である持統五年、文武五年の曲水宴は律令制下の曲水宴であり、後の奈良時代の曲水宴と同様の性格を備えていた。「天皇の権威に基づく政治的な儀式」としての曲水宴は飛鳥時代末期において成立したのである。

4 持統朝一元正朝の宮苑曲水宴

(1) 持統朝一元正朝の宮苑曲水宴

前節では、律令制下の曲水宴は持統五年（691）と文武五年（701）の記録をもって成立したと論じた。しかし、成立当初の様子を伝える資料は極めて少ない。文武五年以降、聖武朝の前までの20年間、宮苑曲水宴は行われたと考えるが、歴史記録は残されていなかった。本節において、まず前述した『日本書紀』顕宗天皇の記事をヒントにして、この時期における宮苑曲水宴の様子を推測してみる。そして、『懷風藻』に見られる曲水宴詩を例証として、この時期の特徴を分析することにする。

すでに『日本書紀』における顕宗天皇の曲水宴記事は偽作すなわち後世の加筆の可能性が高いと論じた。ただ、「『日本書紀』が編集されたのは養老4年（720）であり、この時点では曲水宴はすでに定例化しており、そうした背景から顕宗紀の記事は作り出されたものと考えたい」〔奈良国立文化財研究所 2006：24〕という指摘を考えると、顕宗天皇の曲水宴記事は、逆に養老年間かその前の時代の曲水宴を反映しているのではないかと思う。律令制の成立を前提にして考えれば、時期的にはだいたい持統、文武、元明、元正朝に当たるだろう。以下に改めてそれらの記事を挙げる。

① 顕宗元年（485）

三月上巳、幸後苑、曲水宴。

（三月上巳に、後苑に幸して、曲水の宴きこしめす。）

② 二年（486）

二年春三月上巳、幸後苑、曲水宴。是時、喜集公卿大夫・臣連國造伴造、為宴。群臣頻呼萬歲。

(二年の春三月の上巳に、後苑に幸して、曲水の宴きこしめす。是の時に、喜に公卿大夫・臣・連・国造・伴造を集へて、宴したまふ。群臣、頻に称万歳す。)

③三年(487)

三月上巳、幸後苑、曲水宴。

(三月上巳に、後苑に幸して、曲水の宴きこしめす)

[坂本 1967 : 520-525]

これらの記事の中で、具体的な様子を記しているのは②二年(451)のみである。「是の時に、喜に公卿大夫・臣・連・国造・伴造を集へて、宴したまふ。群臣、頻に称万歳す」とあり、天皇が喜んで「公卿大夫」以下と宴会をし、「群臣」は「万歳」を称した。「万歳」は、古代中国における臣下が皇帝を讃える言葉であるが、ここでは律令制下の天皇に対して、中国の「万歳」称賛も取り入れていたことがわかる。そして「公卿大夫・臣・連・国造・伴造」という参列した官職が挙げられ、上位の「公卿大夫」は古代中国の呼称であったが、ほかの「臣・連・国造・伴造」はいずれも大化改新以前の官職である。特に「国造」は地方首長であり、「頻に称万歳」した「群臣」の中に国造を加えたのは、地方の中央への服従、天皇中心の構図を描く意図があったと思われる。

そして、これらの記事では、曲水宴はいずれも「後苑」で行われている。後苑は、すなわち宮の後、方角は北に位置する宮苑のことである。古代中国において、漢代の上林苑以来、宮の北に宮苑を設ける伝統があり、魏晋南北朝を経て、唐もそれを継承した。これも律令制の確立とともに日本に受容され、飛鳥京・平城京には後苑に当たる園池があった。小野健吉によれば、飛鳥京跡苑池は飛鳥の宮の後ろ(北方)に位置し、唐の禁苑をモデルした天皇専用の「後苑」であったという〔小野 2009 : 37〕。飛鳥京跡苑池は斉明天皇の時代(7世紀中期)に造営され、天武天皇の時代に改修されたと見られ、7世紀の終わり頃まで使われていた〔小野 2009 : 35-37, 45〕。また、平城京の「後苑」に当たるのは松林苑である〔金子 2014 : 295〕。松林苑で聖武天皇が何度か曲水宴を開催したことは後述するが、ともかく、飛鳥京も平城京も「後苑」が実際に存在しており、持統朝から元正朝までの間、こうした後苑で曲水宴を開いた可能性が高いと考える。

孝謙朝に勅撰された漢詩集『懷風藻』は8世紀半ばまでの漢詩を収録し、中に曲水宴詩が見られる。なお、この漢詩集は詩人を年代順に並べているので、時期の推測が可能である。『懷風藻』に収録された曲水宴詩の中で、最も先にあるのは美努連浄麻呂の「春日應

詔」であった。美努連浄麻呂は生没年不詳であるが、『懐風藻』で記された官位は大学博士従五位下であり、慶雲二年（705）に従五位下、和銅元年（708）に遠江守に任命されたこと〔辰巳 2012：149〕から見ると、彼が活躍したのは聖武朝以前であろう。「春日應詔」の詩題には「應詔」（皇帝/天皇の指名に応じる）があり、また詩の中の「曲浦」は上巳の曲水宴を示唆していると辰巳正明が指摘している〔辰巳 2012：149〕ので、宮苑曲水宴における應詔の作と考えられる。「普天蒙厚仁」（普天厚仁を蒙る⁽²⁾）という表現により、天皇の徳を讃える意向が読み取れる。第1章で中国の曲水宴詩を取り上げた際に、皇帝に献じる詩は皇帝の徳や国運を讃えるものが多いことを論じた。美努連浄麻呂の時代では、こうした天皇の律令的権威や儒教の「徳」がすでに官僚たちに浸透したことがうかがえる。そして、詩の中の「瑤池」は西王母が住む崑崙山にある池のことであり、このような描写は「天皇を不老不死の仙郷の仙人として描くのが目的」であり、中国南朝の謝朓が上巳曲水宴の應詔詩に使う「瑤池」と一致する〔辰巳 2012：149〕と指摘されている。中国の神仙思想が飛鳥末期から奈良初期の日本に受容された様子が見え、同時代の日本の庭園にもその思想が認められる。金子裕之は飛鳥期の園池は百済、新羅と類似するが、百済のルートは南朝につながり、飛鳥期の園池もそうした神仙の故事を踏まえ、「嶋の築造は宮廷や邸宅の一廓にその世界を再現することに通じる（中略）仙人の住みかである園池での遊宴は仙人を饗応し、不死の薬を求めることだった」と述べている〔金子 2002：49〕。こうした宮苑園池で曲水宴を行う時、詩作の中に神仙思想がうかがわれるのも当然のことであろう。

美努連浄麻呂の「春日應詔」より読み取ることができた、皇徳、神仙思想、作詩、遊宴は成立期初頭の宮苑曲水宴がすでに有していた特徴であると思われる。時期的にはほぼ近いと思われる調忌寸老人の「三月三日應詔」も宮苑曲水宴の詩である。調忌寸老人は持統三年（689）にすでに官職をもち、大宝元年（701）に正五位上となった人物である〔辰巳 2012：163〕。「三月三日應詔」には「神仙非存意、廣濟是攸同」（神仙のことを意に掛ける必要はなく、天皇が人々を広く救済することはこれを同じくする処である〔辰巳 2012：162〕）という句があり、神仙よりも天皇が確実であることを示した。宮苑曲水宴において、政治性が最も重要であることをものがたっている。そして、調忌寸老人の詩において、明確に「酌醴碧瀾中」（醴を酌む碧瀾の中〔辰巳 2012：162〕）という表現があり、流杯曲水を確実に行ったことがわかる。これは日本における流杯曲水の行為を示す最も古い例であるかもしれない。同じ流杯曲水の行為を記しているのは山田史三方の「三

月三日曲水宴」であり、「不憚流水急、唯恨盞來遲」（流水の急を憚らず、唯恨む盞の遅く来るを〔辰巳 2012：256〕）とある。この詩は元正天皇養老年間の作とされ、山田自身も養老年間に文章博士、そして東宮に仕えており〔辰巳 2012：258〕、宮苑曲水宴での作の可能性はあるが、明確に「應詔」、「侍宴」と書かれておらず、貴族私邸の曲水宴での作とも考えられる。

（2）持統朝一元正朝の私邸曲水宴

前節において、養老年間の山田史三方「三月三日曲水宴」は貴族私邸の曲水宴での作とも考えられると述べた。ただ、この時期の日本における私邸曲水宴には幾つかの条件が必要であると考えられる。第1章において、中国西晋の宮苑曲水宴が成立した時期に私邸における曲水宴も現れたことを述べたが、洛陽を中心とした有力な豪族は私家園林を持てば私邸曲水宴は可能なことであった。しかし日本の場合、飛鳥後期から奈良初期の地方の国造は館を持っていても漢詩はできず、中央のように曲水宴を開くことは不可能であったと思われる。私邸で曲水宴が開くことができるのは、都に庭園のある私邸をもつ者に限られていたが、彼らはほぼ上級貴族であり、必ず天皇の曲水宴に列席していた。そのため、三月三日同日に曲水宴をまた自宅で開くか、あるいは天皇の都合で曲水宴が開かれない時に限って自邸で催したのではないかと考えられる。

8世紀初頭における貴族私邸の曲水宴に関しては、山田史三方「三月三日曲水宴」のほか、同じく『懷風藻』にある春日藏老の「述懷」と長屋王邸における曲水宴詩よりうかがうことができる。

春日藏老「述懷」には「臨水開良宴、泛爵賞芳春」（水に臨みて素晴らしい宴を開き、爵を泛かべて芳春を賞す〔辰巳 2012：272〕）と書かれている。詩題は明記されていないが、内容からは曲水宴であったことがわかる。その詩は天皇に捧げるものではなく、春の景色、花や鶯の美しさ、曲水宴の楽しさを描いただけなので、私邸における曲水宴の可能性が高い。春日藏老は大寶元年（701）に還俗し、和銅七年（714）に従五位下になったとされ〔辰巳 2012：274〕、この詩が書かれたのは聖武朝以前であろう。

次に、長屋王の邸宅で開かれた曲水宴について述べる。長屋王は神龜六年（729）の長屋王の変で自殺したが、これは聖武朝になって5年目であった。長屋王邸宅の庭園遺構が8世紀初期の造営であったことと合わせて考えれば、長屋王邸の曲水宴は聖武期以前であった可能性が比較的高く、ここでは持統朝一元正朝に分類することにした。

長屋王邸の曲水宴を明確に示すのは、大津首「春日於左僕射長王宅宴」である。「日華臨水動」（日華は水に臨みて動き）、「傳盞莫遲遲」（盞を伝うるに遅遅たること莫かれ）〔辰巳 2012：363〕という内容より、曲水宴のことであると考えられる。また、「琴罇宜此處」（琴罇此の所に宜しく）という表現から、音楽演奏も行われたことがうかがえる。詩題で書かれたように、これは春に行われた通常の曲水宴であったが、実は長屋王邸では春だけでなく、秋にも曲水宴が行われた。田中淨足「晩秋於長王宅宴」には「西園開曲席」（西園曲席を開き）、「霞色泛鸞觴」（霞色に鸞觴を泛かべ）〔辰巳 2012：303〕とあり、晩秋に曲水宴が開かれ、鳥の形をした盃も使われたことがわかる。長屋王の邸宅の庭園は、発掘調査によれば、曲池を持つ平城京左京三条二坊二坪の遺構は長屋王邸西庭園であり、蛇行溝を持つ平城京左京三条二坊七坪の遺構は東庭園であるとされ、いずれも8世紀初期の構築であるという〔小野 2015：2-5〕。

5 聖武朝の曲水宴

（1）聖武朝の宮苑曲水宴

聖武朝になると、曲水宴に関する記録が多くなる。『続日本紀』の記事や『懷風藻』の漢詩より、その様子が推測できる。聖武朝における宮苑曲水宴の史料として、以下『続日本紀』の4件の記事がある。

①神亀三年（726）

三月辛巳、宴五位已上於南苑。但六位已下官人及大舍人・授刀舍人・兵衛等、皆喚御在所、給塩・鍬各有數。

（三月辛巳（三日）、五位已上を南苑に宴す。但し六位已下の官人及大舍人・授刀舍人・兵衛らとは、皆御在所に喚して、塩・鍬を給ふこと各數有り。）

〔青木 1990：166〕

②神亀五年（728）

三月己亥、天皇御鳥池塘、宴五位已上。賜祿有差。又召文人、令賦曲水之詩。各賚絁十疋、布十端。内親王以下百官使部已上祿亦有差。

（三月己亥（三日）、天皇、鳥池塘に御しまして五位已上を宴したまふ。祿賜ふこと差ありまた、文人を召して曲水の詩を賦はしむ。各絁十疋、布十端を賚ふ。内親王以

下、百官の使部已上の祿亦差有り。)

[青木 1990 : 191]

③天平元年 (729)

三月癸巳、天皇御松林苑、宴群臣。引諸司并朝集使主典以上于御在所。賜物有差。

(三月癸巳(三日)、天皇、松林苑に御しまして群臣を宴したまふ。諸司、并せて朝集使の主典以上を御在所に引く。物賜ふこと差有り。)

[青木 1990 : 209]

④天平二年 (730)

三月丁亥、天皇御松林宮、宴五位已上。引文章生等、令賦曲水。賜絁・布有差。

(三月丁亥(三日)、天皇、松林宮に御しまして五位已上を宴したまふ。文章生らを引きて曲水を賦はしむ。絁・布賜ふこと差有り。)

[青木 1990 : 231] ⁽³⁾

まず、①神龜三年(726)の記事をみる。この記事は「宴」と記し、曲水宴とは明確に書いていないが、この時期における三月三日の宴は曲水宴以外の可能性はほとんどなく、省略したと考えられる。この記事において、最も重要なのは参会者が「五位已上」という位階限定にあると思われる。前節で述べた持統五年や文武五年の記事では、「公卿を西の廳に宴したまふ」、「宴を王親と群臣と於東安殿に賜ふ」とあるだけで、位階は明記されていない。神龜三年の曲水宴における五位以上の位階限定は、大宝律令以来の産物であった。そうした限定から宮苑曲水宴が律令制に基づく格式高い儀式であり、単なる集会や遊宴ではなかったことがうかがえる。大宝律令、養老律令が成立した後、曲水宴の「朝儀」的性格が一層明瞭になった証左であると考えられる。また、六位以下などの官人・職者に物を賜うことも文献上の初見であり、これも朝儀の一部であった。

記事の中の南苑の場所については、北に位置する「松林苑」に対する「南」苑で、宮内施設であったという。具体的には西宮南隅説と東院説があるが、「東院地区が南苑であるなら、8世紀前半の東院庭園は南苑の一施設となろう」〔金子 2014 : 331-332〕としている。東院庭園は、発掘調査で判明した平城宮の東南隅に位置する庭園であり、池の南西と北西に石組蛇行溝が2条検出され、養老四年(720)ごろから神護景雲元年(767)とされる下層園池に伴うものと見られている。下層園池の使用時期は聖武朝とされ、2条の石組蛇行溝は曲水宴に用いたと推定されている〔岩永(金子編) 2002 : 105〕。ここで①

神亀三年（726）の記事のような曲水宴を行ったのだろう。

また、同じ下層園池からは舟形木製品が出土した。中島によれば、これは「船首と船尾を四角や隅丸方形につくる」丸木舟形の一形式であり、「長さ55.8cm、幅11.3、厚さ5.5cm」〔奈良国立文化財研究所・中島 2004：528〕であった。第1章では、天子の船乗りという『礼記』に見える春の行事は、曲水宴を催す日に合わせて行うことが多かったと述べた。とすれば、南苑にあたる東院庭園の下層園池から出土した舟形木製品は、曲水宴の日に使う天子の船乗りを象徴するものかもしれない。『懷風藻』には、聖武朝に活躍した石川石足の「春苑應詔」という詩が収録されており、その中に「仙舟逐石廻」（仙舟石を追いてめぐる）〔辰巳 2012：205〕という表現があり、少なくともこの時代において、船を園池に浮かべて楽しむことは実際あった。石川石足の詩は春の「良節」で作ったとされ、春の節は三月三日であった可能性が高い。これらのことから、一応東院庭園の曲水宴における舟形木製品の使用の可能性を考えておきたい。

②神亀五年（728）の記事は非常に明確であり、「文人を召して曲水の詩を賦はしむ」という表現があるので、曲水宴と曲水の詩もあったことがわかる。ここで重要なのは「五位已上を宴したまふ」ことと、「文人を召して曲水の詩を賦はしむ」ことが分けて記されているおり、文人の参列が明確になった最古の例である。この文人は、文章生および渡来系の文人なども含んでいると思われるが、曲水宴における文人・詩作の重要性がうかがえる。文人たちに繩や布を賜い、また「内親王以下、百官の使部已上」にもそれぞれの官位に合わせて「祿」を賜った。この記事の曲水宴の場所は「鳥池塘」であり、先行研究の考証や発掘調査によれば、平城宮の西北隅に位置する西池宮にあたるという〔金子 2014：334-336〕。

③天平元年（729）の記事はさほど詳細ではない。群臣と宴を催し、身分が低い官人たちも呼んで物を賜った。この曲水宴の場所は松林苑であり、松林苑は平城宮の北に広大な面積を占め、聖武朝では節日の行事が行われた宮苑であった〔金子 2014：330〕。

④天平二年（730）の記事は③天平元年（729）と同じ松林苑で行った。ここでは「松林宮」とあるが、表記が違うだけで、場所は同様である。「文章生らを引きて曲水を賦はしむ。繩・布賜ふこと差有り。」とあり、②の記述とほぼ変わらない。

これらの『続日本紀』の記録は聖武期における宮苑曲水宴の場所や朝儀的性格を伝えているが、行事の様子は記されていない。しかしながら、『懷風藻』の同時期の曲水宴詩と思われる大石王「侍宴應詔」と背奈王行文「上巳禊飲應詔」により、行事をある程度

捉えることができる。

大石王の「侍宴應詔」は晩年の作とされ、おそらく739年以前⁽⁴⁾のものと思われる。詩には「神澤施群臣」（（天皇は）神のような恩恵を群臣に施される）、「琴瑟設仙籥、文酒啟水濱」（仙人の住む垣の中に設けられた琴瑟は相和して響き、詩文の宴会を水辺に開かれる）、「叨奉無限壽、俱頌皇恩均」（我らは畏れ多くも天皇の無限の寿命をお祈りし、群臣は一緒になって皇恩の平等であることを褒めあうこと）〔辰巳 2012：195〕などの内容が見える。詩題には曲水宴と書いていないが、春に「詩文の宴会を水辺に開かれる」のは曲水宴のことであったと考えられる。「琴瑟は相和して響き」という表現から、音楽演奏もあった。また、「仙人の住む垣の中」、「天皇の無限の寿命をお祈り」、「皇恩の平等であることを褒めあう」などの内容から、前代から続く神仙思想や天皇の権威が読み取れる。

背奈王行文の「上巳禊飲應詔」は神龜年間(724～729)の作とされる〔辰巳 2012：281〕。詩題より明らかに曲水宴であるとわかり、詩の中の「曲浦」もそれを裏付ける。

「皇慈被萬國、帝道沾群生」（天皇の慈愛はすべての国に行き渡り、帝王の政治はすべての人々に恵みを垂れる）〔辰巳 2012：278〕とあるのは、大石王「侍宴應詔」と同じ天皇の権威を讃えている。倉林正次は詩題の「禊飲」、詩の中の「竹葉禊庭滿」（竹の葉は禊の庭に満ちて）をもって、「禊」に関わる行事を行ったかと疑問を呈している〔倉林 1966：96〕。これは第1章で述べたが、中国の詩から学んだ文学的表現にすぎず、唐の時代においても「禊飲」などが詩の中にあるが、実際は曲水宴のことであった。

（2）聖武朝の私邸曲水宴

聖武朝では、宮苑曲水宴のほかに貴族私邸における曲水宴が『懷風藻』や『万葉集』に見られる。『懷風藻』における最も有名な例は、藤原宇合の「暮春曲宴南池並序」である。

暮春曲宴南池並序

夫王畿千里之間、誰得勝地。帝京三春之内、幾知行樂。則有沈鏡小池、勢無劣於金谷。染翰良友、數不過於竹林。為弟為兄、醉花醉月、包心中之四海。盡善盡美、對曲裏之長流。是日也、人乘芳夜、時屬暮春。映浦紅桃、半落輕錦。低岸翠柳、初拂長糸。於是林亭問我之客、去來花邊。池台慰我之賓、左右琴罇。月下芬芳、歷歌處而催

扇。風前意氣、步舞場而開衿。雖歡娛未盡、而能事紀筆。盍各言志、探字成篇。云爾。

得地乘芳月、臨池送落暉。琴罇何日斷、醉裏不忘飯。

〔辰巳 2012 : 378〕

藤原宇合は天平九年（737）の疫病流行で没し、この作は737年以前であるが、聖武朝とするには理由がある。この曲水宴の場所、つまり詩題の「南池」はどこであったかについては、長屋王の邸宅を宇合が手に入れた説と楊梅宮南池の説がある〔金子 2014 : 303〕。しかし、序の内容から見れば、「問我之客」（我を問う客）「慰我之賓」（我を慰める賓）などとあるように、宇合自身が主人として開いた私宴のように思われる。そして、「夫王畿千里之間、誰得勝地」（王城千里の地にあつて、誰がここ以外に景勝の地を得ている者があるか）という表現より、この場所は優れた景勝地でありながら我が家になったことがうかがえるので、聖武朝の729年に長屋王を倒し、実権を握った後の自宅における私宴であろう。このような理由にから、本稿においては旧長屋王邸の庭園説をとる。また、この曲水宴は730から737年の間に行われたことも推定できる。

宇合自身は遣唐使の副使として中国に行ったことがあり、詩文の教養も高い。この序文は名高い王羲之の「蘭亭序」の模倣であったが、「蘭亭序」のような玄学的思想がなく、ただ美しい景色の中の詩宴が描かれている。そのような詩宴は長屋王邸の詩宴後にできた「藤原門流の詩宴」と指摘されている〔辰巳 2012 : 384〕。「琴罇」という表現があるように、音楽が流され、とても賑やかであつただろう。しかし最も重要だと思われるのは、「月下芬芳」（月の下の芬芳）と「臨池送落暉」（池に臨んで落暉を送る）という表現である。つまり、この宴会は夜まで続いていたことがわかる。宴が始まったのは午後であつただろう。午前中は朝廷に務め、午後に私宴としての曲水宴を開いたか、あるいは午前中に朝儀としての宮苑曲水宴がまず行われ、後に自宅での曲水宴を開いたのかもしれない。

『懐風藻』のほか『万葉集』にも、聖武朝の曲水宴の詩歌が3首見られる。大伴家持と大伴池主が贈答した漢詩2首、および家持の館宴歌である。漢詩2首はともに天平十九年（747）に作られ、館宴歌は天平勝宝二年（750）の作であり、いずれも越中滞在中のものであつた。天平勝宝二年（750）は孝謙天皇の代であつたが、聖武天皇から譲位された749年の直後であり、750年の春は政治的には聖武朝の続きであつたことを考えて、750年3月

の家持の作も聖武朝の私宴に含めることにした。以下は大伴家持と大伴池主の漢詩および序文である。

三月三日、大伴宿禰家持

七言、晩春遊覽一首並序

上巳名辰、暮春麗景、桃花照臉以分紅、柳色含苔而競綠。于時也、携手曠望江河之畔、訪酒迴過野客之家。既而也、琴樽得性、蘭契和光。嗟乎、今日所恨德星已少歟。若不扣寂含章、何以攄逍遙之趣。忽課短筆、聊勒四韻云尔。

餘春媚日宜怜賞、上巳風光足覽遊。柳陌臨江縹絃服、桃源通海泛仙舟。雲疊酌桂三清湛、羽爵催人九曲流。縱醉陶心忘彼我、酩酊無處不淹留。

三月五日 大伴宿禰池主

昨暮來使、幸也以垂晩春遊覽之詩、今朝累信、辱也以貺相招望野之歌。一看玉藻、稍寫鬱結、二吟秀句、已觸愁緒。非此眺翫、孰能暢心乎。但惟下僕、稟性難彫、闇神靡瑩。握翰腐毫、對研忘渴。終日目流、綴之不能。所謂文章天骨、習之不得也。豈堪探字勒韻、叶和雅篇哉。抑聞鄙里少兒、古人言無不酬。聊裁拙詠、敬擬解咲焉。（如今賦言勒韻、同斯雅作之篇。豈殊將石間瓊、唱聲遊走曲歟。抑小兒譬濫謠。敬寫葉端、式擬乱曰）

七言一首

抄春余日媚景麗、初巳和風拂自輕。來燕銜泥賀宇入、歸鴻引蘆迴赴瀛。聞君嘯侶新流曲、襖飲催爵泛河清。雖欲追尋良此宴、還知染懊腳鈴叮。

〔高木 1962 : 208-216〕

この2首の漢詩は、日付からわかるように、三日に家持が池主宛に送った1首と池主が五日に返した1首で構成され、いわゆる贈答の形であった。曲水宴の様子は家持の序と詩に読み取れる。「携手曠望江河之畔（手を携へて曠かに江河の畔を望み）」、「柳陌臨江縹絃服、桃源通海泛仙舟（柳陌は江に臨みて絃服を縹にし、桃源は海に通ひて仙舟を浮かぶ）」、「羽爵催人九曲流（羽爵は人を催して九曲に流る）」とあるように、自然河川の曲水を表現していた。しかし、よく吟味すれば、こうした表現は必ずしも現実的な曲水行為ではなく、文学的教養によるものであらうと思われる。先行研究において、たとえば上

田設夫の「万葉集の曲水宴歌」〔上田 1983〕などは家持の詩を直接曲水宴の例として扱ったが、単なる文学的な想像であった可能性は考慮に入れていなかったようである。家持の漢文的教養では、そうした修辭的な描写ができて不思議ではない。また、詩を作った天平十九年(747)は、前年に越中に来た家持にとって初めての三月三日であった。都を遠く離れた越中において、かつて経験した三月三日の曲水宴を思い出して、兄の池主にこの良節の詩を贈り、寂寞とした心持ち和らげたのは自然であろう。序の最後に「若不扣寂含章、何以據逍遙之趣。忽課短筆、聊勒四韻云尔(若し寂を扣き章を含まずは、何を以ちてか逍遙の趣を據べむ。忽に短筆に課せて、聊かに四韻を勒すと爾云ふ)」と記したのも、家持が寂しい気持ちを作詩(「四韻を勒す」)に託したことを裏付ける。このように、家持の詩は越中で曲水宴を行った根拠にはならないと考える。

ただ、家持の詩にあった「桃源通海泛仙舟(桃源は海に通ひて仙舟を浮かぶ)」という表現は、少なくとも曲水宴の日の「桃源」および「仙舟を浮かぶ」という意識が読み取れる。前節で同時代の宮苑曲水宴を述べた際、東院庭園に出土した舟型木製品と石川石足の漢詩に出る「仙舟」は曲水宴に関係する可能性があるとしたが、家持の詩に見える「仙舟」も同様の意識を裏付けるものであろう。

次は天平勝宝二年(750)の家持の館宴歌である。

三日、守大伴宿禰家持之館宴歌三首

今日の為と思ひて標めしあしひきの峰の上の櫻かく咲きにけり(4151)

奥山の八つ峰の椿つばらかに今日は暮らさねますらをのとも(4152)

漢人も楫を浮かべて遊ぶとふ今日そわが背子花縵せな(4153)

〔高木 1962 : 323〕

先行研究においては、館宴歌を曲水宴での作歌と考えるのがほとんどであった。たとえば上田設夫は「万葉集の曲水宴歌」で、「家持はこの宴遊を越中の国守館で官人を招聘して挙行した」〔上田 1983 : 15〕と述べている。そして、この曲水宴は「館」の中、つまり屋内で行ったか、それとも「館」は邸宅を指すだけで、庭などで曲水宴を開いたかについて議論されてきたことを示している〔上田 1983〕。

しかし、この館宴歌に関して重要なのは、なぜ和歌が曲水宴で詠まれたかという問題ではないかと思う。曲水宴詩は、朝儀はもとより、長屋王や藤原宇合などの私邸曲水宴の場

合も漢詩であった。前述したこの3年前の家持と池主の曲水宴贈答詩もまた漢詩であった。館宴歌の和歌は果たして曲水宴詩歌の系統に入れるべきかどうかについて、まず検討の必要があると考える。

館宴歌三首の文学的表現より、曲水宴と関係があるのは4153の「漢人も楫を浮かべて遊ぶとふ」のみである。内容的には家持の曲水宴漢詩に見える「仙舟」に共通していた。中国の人がこの日に船に乗って遊ぶことに対する認識が伝わっていたのであろう。しかし、ここの「楫に乗って遊ぶ」という表現は漢詩の「仙舟」と同じく想像上の描写に過ぎず、ほかに流杯曲水など行事に関わるものも読み取れない。下句の「今日ぞわが背子花縵せな」は日本人の「花」を好む気持ちが見える、前2首を見れば、4151は「桜かく咲きにけり」、4152は「八つ峰の椿」とあり、3首とも「花」と関係があった。家持館宴歌の主題は春の花であり、曲水宴ではなかったようにうかがえる。「漢人も楫を浮かべて遊ぶ」という表現は、宴の日が三月三日であっただけかもしれない。その描写は素材の一部として採用されただけであり、季節を示すような使い方をなしたのではなかろうか。ともかく、この館宴歌を直接曲水宴歌と見なす従来の認識は再検討する必要があると考える。

以上のように、聖武朝における公私両方の曲水宴について述べたが、聖武朝後期の737年から749年（孝謙天皇即位）まで、家持の越中曲水宴関係詩歌のほか、曲水宴の記録はほとんどなかった。この10年あまりの間はちょうど天然痘や藤原広嗣の乱の時期に重なり、社会的混乱を考えれば、曲水宴の記録の少なさも理解できる。

6 孝謙朝一称徳朝の曲水宴

孝謙、淳仁、称徳三朝は、淳仁天皇の在位が短く、しかも孝謙天皇の政治的影響下にあったため、ここではまとめることにした。前節において、聖武朝後期における曲水宴記録の少なさは疫病や動乱のためであったと説明した。しかし、孝謙朝においても宮苑曲水宴の記録がなく、あるいは実際に行われたが記録されなかっただけかもしれない。宮苑曲水宴が再び記録に見えるのは淳仁朝になってからのことであり、孝謙天皇が重祚した称徳朝でも行われていた。本節ではこれらの曲水宴を分析する。一方、私宴曲水宴と思われる資料は欠けるため、省くことにした。

『続日本紀』には、淳仁朝の曲水宴記事が1回、称徳朝の記事は2回ある。

①天平宝字六年（762）

（三月）壬午、於宮西南、新造池亭、設曲水之宴。賜五位已上祿有差。

（（三月）壬午（三日）、宮の西南に新に池亭を造り曲水の宴を設く。五位已上に祿賜ふこと差有り。）

〔青木 1992：404〕

②神護景雲元年（767）

（三月）壬子、幸西大寺法院、令文士賦曲水。賜五位已上及文士祿。

（（三月）壬子（三日）、西大寺の法院に幸して、文士をして曲水を賦はしめたまふ。五位已上と文士に祿賜ふ。）

〔青木 1995：155〕

③神護景雲四年（770）

三月丙寅、車駕臨博多川、以宴遊焉。是日、百官・文人及大學生等各上曲水之詩。

（三月丙寅（三日）、車駕、博多川に臨みて宴遊したまふ。是の日、百官・文人及大學生らと、各曲水の詩を上る。）

〔青木 1995：275〕

①天平宝字六年（762）の曲水宴記事は淳仁朝のものであったが、場所のほかは聖武朝の記事とほぼ変わらなかった。祿を賜うのも同じく五位以上である。そうした朝儀は淳仁朝にも継承されたよううかがえる。場所は「宮の西南に新に池亭を造り」とあるので、平城京宮苑説と滋賀県に位置する保良宮宮苑説が提示されている〔金子 2014：337〕。保良宮宮苑説の理由は、この記事の「前後に保良宮に関連した記事がある」〔金子 2014：337〕という。しかし、実際は三月三日曲水宴記事の前は三月冒頭における遣唐使任命の記事のみであり、その前の二月の記事でも保良宮に言及されず〔青木 1992：403〕、関係があるのは三月三日曲水宴の次にある「（三月）甲辰（二十五日）、保良宮の諸殿と屋・垣とを諸国に分ち配りて、一時に功を就さしむ。」〔青木 1992：405〕という記事だけである。この記事は三月二十五日のことであり、しかもそれは保良宮の諸殿と屋・垣を分けて諸国に配るものであり、三日の記事とは無関係のようである。そのため、保良宮宮苑説は成立し難いと思われる。「宮の西南に新に池亭」ができたのは平城京の宮苑の中であった。その場所も発掘調査によって推定できる。金子によると、「宮西南池亭推定地…は宮城西面中門（佐伯門）付近から、南面西門の若犬養門北側まで痕跡がある（中略）秋篠川の旧流

路を利用して造営した施設」〔金子 2014 : 338〕であるという。

②称徳天皇神護景雲元年（767）の曲水宴も内容的に①淳仁朝天平宝字六年（762）のものとはほとんど一致し、文士に曲水の詩文を賦させ、禄も賜ったことが加わったが、これは聖武朝で一般的に行われたことを継承したものであった。ただし、この曲水宴の場所は宮苑ではなく、仏教寺院の西大寺であった。金子によれば、「西大寺法院」は西大寺嶋院と同じであり、推定地は西大寺寺域の西北隅付近である〔金子 2014 : 388〕。この嶋院も「称徳天皇山荘」にあたり、「これらの寺院園林は離宮や貴族邸を寺に施入した結果である」〔金子 2014 : 389〕と指摘されている。

この記事は持統朝以来、唯一の仏教寺院で行われる曲水宴の記録であった。称徳天皇自身が仏教に深く関係していたことの1例ともいえる。西大寺で行ったこの曲水宴について、『経国集』には当時の作と思われる石上宅嗣の「三月三日於西大寺侍宴應詔」がある。

三月三日於西大寺侍宴應詔（高野天皇在祚）

三昇三月啟三辰、三日三陽應三春。鳳蓋凌空臨覺苑、鸞輿耀日對禪津。青絲柳陌鶯歌足、紅蘂桃溪蝶舞新。幸屬無為梵城賞、還知有裁不離真。

〔国民図書株式会社 1926b : 260/281〕

『経国集』には「高野天皇在祚」と記されているが、西大寺の造営が称徳天皇在位中であることから考えれば、詩の時代は称徳朝と確定できる。詩には春の景色と仏教的な要素が描かれているが、天皇の権威を讃える意味も込められていた。「鳳蓋凌空臨覺苑、鸞輿耀日對禪津」（鳳蓋が空を凌ぎ覺苑を臨み、鸞輿は日の光で耀き禪津に対する）とあるように、「鳳蓋」、「鸞輿」は中国の皇帝権威に基づいた天皇の乗り物の比喻であり、天皇がここに幸したことを指す。称徳は女帝であるため、龍ではなく「鳳」を使ったのだろう。「凌空」と「耀日」も天子の尊い身分を表す表現であり、ここの庭園も「覺苑」・「禪津」という仏教的な名称になった。称徳天皇の時代には仏教が一層発展を遂げ、8世紀初頭の曲水宴詩に見られる神仙思想も仏教思想に取って替わられている。

③神護景雲四年（770）の記事について、特別なのは「博多川」にて曲水宴を開いたことであった。記事の中には「流杯」の行事を行ったかどうかは記されていないが、「博多川に臨みて宴遊し」とあるので、少なくとも川辺で宴会をしたことは明らかであ

る。これは持統朝の曲水宴以来、庭園ではなく自然河川の川辺で曲水宴を開いた唯一の記録である。ただし、この「博多川」がどこであったのかは不明である。そして、「百官・文人及大學生らと、各曲水の詩を上る」の「百官」は位階制限がなかったように見えるが、博多川まで多くの官人が同行したか、あるいは文章上の修辞であったかはわからない。

7 光仁朝の曲水宴

光仁天皇は770年の秋に即位して宝亀に改元し、781年の春に桓武天皇に譲位するまで11年間在位した。その間の宮苑曲水宴の記録は残っているが、私邸曲水宴のほうは資料がなかった。『続日本紀』に見える光仁朝の宮苑曲水宴記事は以下の4件である。

①宝亀三年（772）

（三月）甲申、置酒鞞負御井、賜陪従五位已上及文士賦曲水者祿有差。

（（三月）甲申（三日）、鞞負御井に置酒す。陪従の五位已上と文士の曲水を賦する者に祿ふこと差あり。）

〔青木 1995 : 375〕

②宝亀八年（777）

（三月）乙卯、宴次侍従已上於内嶋院。令文人賦曲水。賜祿有差。

（（三月）乙卯（三日）、次侍従以上を内嶋院に宴す。文人をして曲水を賦せしむ。祿賜ふこと差あり。）

〔青木 1998 : 33〕

③宝亀九年（778）

三月己酉、宴五位已上於内裏、令文人賦曲水。賜祿有差。

（三月己酉（三日）、五位已上を内裏に宴し、文人をして曲水を賦せしむ。祿賜ふこと差あり。）

〔青木 1998 : 65〕

④宝亀十年（779）

三月甲辰、宴五位已上、令文人上曲水之詩。賜祿有差。

（三月甲辰（三日）、五位已上を宴し、文人をして曲水の詩を上らしむ。祿賜ふこと

差あり。)

[青木 1998 : 91]

4件のうち、②～④は年が連続しており、光仁朝後期に曲水宴が重要視されていたことがわかる。そして、4件とも「文人をして曲水を賦せしむ」と「祿賜ふこと差あり」が記され、前代の曲水宴と変わらなかった。ただ、ここで問題になるのは、参会者と場所である。

参会者について、①③④は「五位已上」であり、②のみは「次侍従已上」であった。文人や五位已上の参加は前代からの継承であったが、「次侍従已上」という従五位下相当の官位が新たに設定され、参会者の制限が少し緩んだように見える。

場所について、①は「靱負御井に置酒す」とあるが、金子によれば、「靱負御井」は宮西南の池亭と同施設であり〔金子 2014 : 292〕、前節で挙げた淳仁天皇天平宝字六年(762)の記事と同じ場所になる。④は場所が記されず、②は「内嶋院」、③は「内裏」とある。両方とも宮内であったが、「内裏」は天皇の御所を指すため、天皇が住む御所にあった庭園で曲水宴を行ったとするのは、無理のない推測であろう。「内嶋院」も同じく「内」の嶋院であり、両方の記事は年が連続しているため、推測ではあるが、同じ内裏の庭園ではないかと思われる。もっとも、当時の光仁天皇が宮中のどこに住んでいたかは難しい問題である。金子は、平城宮の東院地区は光仁朝に「楊梅宮」と名を改めたとし、『続日本紀』宝亀四年(773)2月の「…造作楊梅宮。至是宮成…是日、天皇徙居楊梅宮」(楊梅宮を造り、完成した。この日に、天皇が楊梅宮に遷居した。)という記事を示している〔金子 2014 : 244〕。とすれば、天皇は宝亀四年(773)に楊梅宮に遷居したことが確認できる。資料③の宝亀九年(778)と④の宝亀十年(779)の曲水宴は、楊梅宮遷居の宝亀四年(773)の5、6年後のことであり、「内嶋院」や「内裏」は楊梅宮であった可能性が考えられるのではないか。しかも、東院地区から改造された楊梅宮も苑池施設が整備されており〔金子 2014 : 245〕、そこで曲水宴を開くことは可能であった。

光仁朝より、天皇はいわゆる天武天皇以来の天武系より天智系に戻ったが、曲水宴に関してはこうした皇統の変化にはあまり影響を受けていなかったようである。光仁天皇も頻繁に曲水宴を行っており、文人の賦詩及び賜祿も前代より継承していた。ただし、参会者の位階制限がやや緩和されたように感じられ、また楊梅宮という新たな曲水宴の場所が造営された。

8 桓武朝の曲水宴

桓武天皇は天応元年（781）に光仁天皇より譲位され、延暦二十五年（806）に没するまでの25年間に、遷都を2度も行い、また蝦夷征討などを発動して、政治的変革を実施した。しかし、奈良時代末から平安時代初頭にかかる桓武天皇は、曲水宴を好んで行っていたようである。本節においては、桓武朝の宮苑曲水宴を中心に述べ、私宴は資料を欠くため、略すことにする。

桓武朝の宮苑曲水宴に関する歴史記録は多く残され、『続日本紀』と『類聚国史』より、以下の11件が見られる。

①延暦三年（784）

三月甲戌、宴五位已上、令文人賦曲水。賜祿有差。

（三月甲戌（三日）、五位已上を宴し、文人をして曲水を賦せしむ。祿賜ふこと差あり。）

〔青木 1998 : 289〕

②延暦四年（785）

三月戊戌、御嶋院、宴五位已上。召文人令賦曲水。賜祿各有差。

（三月戊戌（三日）、嶋院を御しまして、五位已上を宴したまふ。文人を召して曲水を賦せしむ。祿賜ふこと各差あり。）

〔青木 1998 : 322〕

③延暦六年（787）

三月丁亥、宴五位已上於内裏。召文人令賦曲水。宴訖、賜祿各有差。

（三月丁亥（三日）、五位已上を内裏に宴し。文人を召して曲水を賦せしむ。宴訖りて、祿賜ふこと各差あり。）

〔青木 1998 : 381 〕

④延暦九年（790）

（三月）庚子、停節宴。以凶服雖除、忌序未周也。

（（三月）庚子（三日）、節宴を停む。凶服を除くと雖も、忌序未だ周らぬを以てなり。）

⑤延暦十一年（792）

三月丁巳。幸南園禊飲。命群臣賦詩。賜綿有差。

（三月丁巳（三日）。南園に幸して禊飲する。群臣をして詩を賦せしむ。綿賜ふこと差あり。）

[黒板 1979a : 344-45 以下同]

⑥延暦十二年（793）

三月辛巳。禊于南園。令文人賦詩。五位已上及文人賜祿有差。

（三月辛巳（三日）、南園に禊する。文人をして曲水を賦せしむ。物賜ふこと差あり。）

⑦延暦十三年（794）

三月丙子。宴於南園。賜五位已上祿有差。

（三月丙子（三日）。南園に宴す。五位已上に祿を賜ふこと差あり。）

⑧延暦十五年（796）

三月甲午。宴侍臣。賜祿有差。

（三月甲午（三日）。侍臣を宴す。祿賜ふこと差あり。）

⑨延暦十六年（797）

三月己丑。宴侍臣。奏樂。賜祿有差。

（三月己丑（三日）。侍臣を宴す。音楽を演奏する。祿賜ふこと差あり。）

⑩延暦十七年（798）

三月癸未。宴五位已上。命文人賦詩。賜物有差。

（三月癸未（三日）、五位已上を宴す。文人をして曲水を賦せしむ。物賜ふこと差あり。）

⑪延暦二十三年（804）

三月戊寅、宴次侍從以上。命文人賦詩。賜物有差。

（三月戊寅（三日）、次侍從以上を宴す。文人をして曲水を賦せしむ。物賜ふこと差あり。）

桓武朝の宮苑曲水宴記事は、天皇主催の曲水宴としては最も多かった。また、これらの曲水宴は平城京・長岡京・平安京のいずれでも行われたと考える。以下は都ごとに述べる

ことにする。

まず、平城京で曲水宴を開いたと思われるのは①延暦三年（784）の記事である。784年は桓武天皇が遷都を行った年であるが、長岡宮の造営を着工したのがこの年の六月であり、遷都は十一月のこと〔歴史学研究会 2017：48〕であるため、三月の曲水宴は平城京で行ったと思われる。この曲水宴の内容は、記事からみれば光仁朝と変わりがなかった。

長岡京で行った曲水宴については、国下多美樹が「長岡京の庭園」で挙げたように、②③・⑤～⑦が当たる〔奈良国立文化財研究所・国下 2011：125〕。これは延暦四年（785）から延暦十三年（794）までの長岡京が機能していた期間と合致している。②の「嶋院」、③の「内裏」については、国下によれば、長岡京の嶋院は宮外に位置していた、いわば離宮の一つであり、また内裏は西宮であり、朝堂院西方が所在地であった可能性が高いという〔奈良国立文化財研究所・国下 2011：124〕。②③から見た曲水宴の内容も前代の継承であり、「五位已上」の大臣、文人を召して曲水詩を作らせ、また身分にしたがって祿を賜った。

④延暦九年（790）の停宴詔は日本の曲水宴が成立してから初めて見えるものであり、特筆すべきものである。桓武天皇が下したこの詔の内容は「（三月）庚子（三日）、節宴を停む。凶服を除くと雖も、忌序未だ周らぬを以てなり」とある。『続日本紀』の注によると、桓武の母が前年の延暦八年（789）十二月に死去しており、本年正月に百官の服喪は解かれたが、「一周忌（喪葬令に父母の服紀一年とする）は経ていない」〔青木 1998：457〕とのことであった。つまり、この年の正月に百官の服喪はすでに解かれたが、桓武天皇自身がまだ母の一周忌は経ていないため、曲水宴を開くことができなかつたのである。朝儀としての曲水宴の開催は、天皇の状況によって左右されたことがわかる。停宴詔の翌々年である⑤延暦十一年（792）には曲水宴記事があり、少なくとも2年後は節宴を再開している。

⑤～⑦は⑤延暦十一年（792）から⑦延暦十三年（794）までの3年連続の曲水宴の記事であった。いずれも「南園」という場所で行われたが、これも長岡京における離宮の一つであるという〔奈良国立文化財研究所・国下 2011：126〕。⑤と⑥は「禊飲」、「禊于南園」とあるが、前節聖武朝宮苑曲水宴の部分で述べたように、ここの「禊」も同じく文学的修辭にすぎず、実際の内容は曲水宴であったと思われる。また、⑤には「群臣をして詩を賦せしむ」とあり、位階の制限はなかったように見えるが、これも前述した称徳天皇の博多川辺の曲水宴の記事の「百官」に似ており、文章上の修辭であった可能性もある。

賜ったものについて、⑤は具体的に「綿」と記しているが、具体的な物がわかる稀な例である。⑦は前年の記事内容とほぼ同じであり、延暦十三年（794）の夏に平安京への遷都が行われたので、長岡京における最後の曲水宴であった。

⑧～⑪の記事は、内容的にはそれ以前と大差なかったが、⑧と⑨は「侍臣を宴す」とあって、位階の制限が明記されず、⑪の「次侍従以上」は前節で挙げた称徳天皇宝亀八年（777）の記事と同じであった。また⑨には「奏樂」があった。『懷風藻』の漢詩の表現より、少なくとも長屋王の時代から曲水宴で音楽演奏があったことは前述したが、歴史記録に見えるのは⑨の延暦十六年（797）が最初である。⑧～⑪はすべて延暦十五年（796）以降の記事であり、どこで行ったかは明記されていなかった。延暦十三年（794）に平安京に遷都したことを考えれば、⑧～⑪はすべて平安京で行われたのだろう。小野健吉によれば、平安京遷都の当初は大内裏がまだ整備されておらず、「大内裏に隣接する場所に広大な京内離宮である神泉苑の造営が、大内裏の造営と並行して進められる」〔奈良国立文化財研究所・小野 2011：134〕とされ、そして延暦十九年（800）の「幸神泉苑」が神泉苑の最初の記録であり、延暦二十一年（802）二月以降、桓武天皇が頻繁に神泉苑に行幸したことが指摘されている〔奈良国立文化財研究所・小野 2011：134〕。とすれば、平安京遷都直後の曲水宴は一部完成した内裏または神泉苑で開催をなされたと推測できる。

桓武朝の作と思われる曲水宴詩は『凌雲集』にある賀陽豊年の4首である。詩題は「三月三日侍宴應詔」と「三月三日侍宴應詔 三首」〔国民図書株式会社 1926b：116〕であり、後者の場合は1回の曲水宴において3首作ったものと思われる。賀陽豊年は桓武朝と嵯峨朝の両方に活躍しており、その曲水宴詩はどちらの天皇の下で作ったかは内容からは推測できない。ただ、『日本後紀』弘仁六年六月二十七日条より、賀陽豊年は797年に東宮学士に拝官され、桓武天皇が亡くなった806年まで十年近く同職にあった。文筆をもって天皇や皇子たちに親しんでいたと考えられる。一方、嵯峨朝で播磨守に任じられたものの、わずか2、3年後に病気で職から離れ、宇治の地で生涯を閉じた。朝廷で脚光を帯びた時期はむしろ桓武朝が長かったため、曲水宴詩も桓武朝に作られた可能性が高い。場所が記されていなかったが、第1首と第3首は「紫微」または「紫禁」の表現があり、宮内で行ったことがうかがえる。内容から見れば、「三月三日侍宴應詔」には「皇歡」（天皇の歡び）、「三月三日侍宴應詔 三首」には「問春開曲水」（春を問うて曲水を開く）、「紫禁疏佳詔、青陽樂禊風」（紫禁（天皇の宮殿）が良き詔を下し、青陽（宮殿の廟堂）が禊の雰囲氣を楽しむ）、「禊賞千斯歲、恩榮一伴春」（天皇の千年の治世に（年ごと

に) 禊を觀賞し、(天皇から受けた) 恩・栄光は春と共に) とあり、天皇の治世を賛美し、「禊」を楽しんだことがうかがえる。ここの「禊」は前述のように「曲水宴」を修辞したものであり、詩の内容から見ても神事的雰囲気はなく、天皇の徳を称する主題も前代と変わらなかった。そして、詩の中は「柳葉」・「櫻花」・「飛鳥」・「蘭紅」・「鶯花」・「鳥輪」など、花や鳥の描写が多い。

また、桓武朝における三月三日では、曲水宴とともに、「草餅」も伊勢神宮の儀礼食に定められた。このことは第5章で詳述するが、804年(延暦23)に成立した伊勢神宮の『皇大神宮儀式帳』、『止由氣宮儀式帳』には「三月節。新草餅作奉」〔太田 1952: 32/61〕との記事があり、桓武朝の三月三日が格式化されたことがうかがえる。

9 小括

本章において、7世紀における日本曲水宴の成立、及び7世紀末の持統朝から9世紀初頭の桓武朝までの曲水宴を中心に分析した。

まず、『日本書紀』顕宗天皇曲水宴記事の真偽について、律令制がまだ成立していなかった顕宗朝において、律令制下のような曲水宴の内容は信憑性が低いと判断した。そして、偽作すなわち後世の加筆の動機については、『日本書紀』編纂の背景にあった唐への意識により、唐の立国よりも古い顕宗天皇の代に曲水宴記事を加筆したと推測した。また、顕宗天皇の代はほぼ六朝時代に当たるため、当時の日本の貴族に対する六朝文学の影響もあったと思われる。

日本における曲水宴の確実な成立年代については、文献資料と考古学資料の両方を分析した結果、文献では『日本書紀』持統五年(691)と文武五年(701)の三月三日宴記事が曲水宴の成立と判断できるが、庭園遺構の発掘調査を参考すれば、7世紀前期の古宮遺跡などが曲水宴の場として使われた可能性もあった。ただ、両者は百年近く隔たりがあり、戦乱及び大化改新、天武・持統朝の政治を考慮に入れば、7世紀前期の曲水宴は仮にあったとしても倭王権が背景にあり、一方の持統・文武朝の曲水宴は律令制の確立期を背景にしているところから、後者が後に継承された曲水宴の形であることを明らかにした。

次に、持統朝から桓武朝までの宮苑曲水宴及び私邸曲水宴について、歴史記録、漢詩、庭園遺構などの資料に基づいて総合的に論じた。持統朝から元正朝の宮苑曲水宴は、

三月三日に飛鳥京跡苑池や平城京松林苑などの苑池で開催され、天皇のほか、参会者は「群臣」であり、身分は明記されていなかった。また、残された曲水宴詩より、この段階における曲水詩がすでに貴族層に浸透し、曲水宴の遊宴的性質や背景にある神仙思想、特に宮苑曲水宴における皇徳讃美のような政治性が全般的に受容されたことが明らかになった。そして、この時期には私邸庭園における曲水宴も開催され、長屋王邸の庭園で行われたのはその一例である。その場で作られた漢詩より、流杯行事や音楽演奏が示され、政治性が薄い文人的集会であったことがうかがえる。

聖武朝の曲水宴は公私ともに資料が残っており、特に宮苑曲水宴の様子は前代より明瞭になった。その場所は平城京にあった平城宮東院、西池宮、松林苑と推定でき、参会者は五位以上の位階制限があり、文人に詩を作らせ、身分にしたがって禄を賜うことが行われた。また、この時期の宮苑曲水宴詩より、前代同様に神仙思想や皇徳讃美を読み取ることができ、音楽演奏があったこともうかがえる。漢詩表現と東院庭園下層園池から出土した舟形木製品に関しては、中国の三月三日における天子の船乗りが背景にあった可能性も考えられる。一方、聖武朝の私邸曲水宴は、藤原宇合の南池宴及び大伴家持の越中詩歌からわかる。宇合の曲水宴の場所は旧長屋王邸の庭園であったと推定され、その曲水宴は夜まで続き、音楽演奏もあり、身分の差別が薄い文士雅集のようであったことがうかがえる。家持の越中詩歌は家持が越中守であった時期に作られた。漢詩と和歌の両方があり、従来の研究では曲水宴における詩歌とされたが、しかし内容などから、文学教養に基づく想像の作であった可能性が高いと判断した。ただ、家持の詩歌に見える「泛舟」の表現は、三月三日の船乗りという観念が貴族層に浸透したことを示している。

聖武朝後期より、曲水宴記録は一転して少なくなり、前述した家持の詩歌以外はほとんどなかった。疫病及び動乱が理由として考えられるが、しかし孝謙朝も曲水宴がなく、淳仁朝に1回、そして孝謙天皇が重祚した称徳朝に2回の記録があった。淳仁朝の曲水宴は宮西南池で行われたと推定でき、五位以上及び賜禄のことは以前と変わらなかったが、称徳朝の2回はいずれも特別な場所で行われた。1つは西大寺嶋院という仏教寺院の境内であり、その漢詩より、以前からの神仙思想は仏教思想に取って替わられた。もう1つは博多川辺であり、天皇主催の曲水宴における唯一自然河川で行った例である。

光仁朝以降、曲水宴は多くなった。光仁朝曲水宴の場所は宮西南池亭や新設した楊梅宮などであった。その後の桓武朝における宮苑曲水宴は天皇主催の中で最も多く、場所も遷都にしたがって平城京、長岡京、平安京の3京にわたったが、内容的には前代の継承で

あった。また、桓武天皇は母の服喪で曲水宴の停宴詔も出したが、2年後に再開した。

本章で述べた曲水宴は7世紀初頭の可能性から9世紀初頭の桓武朝まで、およそ200年にわたった。この200年における曲水宴の特質について、以下の5点が考えられる。

第一に、宮苑曲水宴は成立した当初から政治的意味を強く帯びていた。7世紀前半とされる庭園遺構から推定される曲水宴は、大陸の文化を吸収しようとする一部の豪族によるものであり、外交的な意味も含まれていたことがうかがえる。文献上における7世紀末から8世紀初頭の持統・文武朝曲水宴は、律令制の確立を背景としており、律令制によって形成された新しい文化事象ともいうべきものであった。曲水宴自体は大陸より伝来した外来文化の1つであったが民衆には下降せず、天皇及び上級貴族の間の特権的なものであった。

第二に、特に持統朝から桓武朝までの100年間において、記録上では曲水宴は三月三日の主な行事であった。奈良朝に御燈が民間に広がった説〔西本 2002 : 51〕もあるが、少なくとも宮廷内においては曲水宴が行われ、疫病・動乱などの期間を除けば、宮苑曲水宴はほぼ継承されていたことがわかる。

第三に、宮苑曲水宴における行事内容及び思想である。この時期の曲水宴に関する文献資料は少なく、漢詩と合わせてみると、少なくとも流杯曲水行事、音楽演奏、作詩、身分による賜禄などが行われ、唐及びそれ以前の曲水宴を直接模倣した可能性が高い。また、思想的には神仙思想、皇徳讃美などが中心で、まれに仏教思想も見られる。曲水宴自体は一種の遊宴であったが、特に宮苑曲水宴における漢詩の作詩、神仙思想、皇徳讃美は注目される。漢詩の作詩は従来の宴における和歌唱和に並行して、漢字による中国文学が定着したことを示しており、神仙思想は当時の参加者にとって曲水宴の内的世界を反映するものであり、皇徳讃美は宮苑曲水宴における政治的服従の側面を示している。残された漢詩によって、8世紀初期より桓武朝まで、そうした内容と思想はほぼ変わらず受け継がれていたことがわかる。

第四に、私邸曲水宴の出現がある。もっとも、7世紀前期の庭園遺構から推定される曲水宴は、豪族の私邸曲水宴の可能性もあるが、8世紀前期の長屋王曲水宴は明確にわかる私邸曲水宴の最初の例である。その後は藤原宇合の曲水宴などの事例があり、宇合の曲水宴は夜まで続いたこともわかった。こうした私邸曲水宴はほぼ文人集会的なものであり、宮苑曲水宴のような政治的意味は薄かった。

第五に、この時期の曲水宴の施設は公私ともに池または蛇行溝が用いられ、当時の造

園趣向を基礎としていた。

以上のように、日本の曲水宴は大陸との外交において始まり、律令制の確立にしたがって節宴である宮苑曲水宴として成立した、政治的意味が強い遊宴である。9世紀の皇徳讚美を中心に置く宮苑曲水宴は、流杯曲水行事、音楽演奏、作詩、身分による賜禄などをもなう行事として完成した。その後、桓武天皇の長岡京・平安京遷都とともに曲水宴が開催されたことは、この時点において、曲水宴が宮廷伝統の一部になっていたことがわかる。また、私邸曲水宴の事例も9世紀初期以降に明確に出現したが、宮苑曲水宴より政治性が薄い文人集会のようであった。

第3章

宇多朝、村上朝の曲水宴

第3章 宇多朝、村上朝の曲水宴

1 平城朝の停廢詔及び嵯峨朝の曲水宴の可能性

前述したように、聖武朝から桓武朝まで宮苑曲水宴は盛んに行われていた。この状態は、桓武天皇の平安京の遷都後にも続いたが、平城天皇の代で廢止された。『類聚国史』には平城天皇の停廢詔がある。

大同三年（808）二月辛巳（二十九日）

詔曰…夫三月者、先皇帝及皇太后登遐之月也。在於感慕、寔似不堪。三月之節、宜從停廢。

（三月は先皇帝（桓武天皇）および皇太后が亡くなられた月であり、とても耐えられがたく、三月の節（曲水宴）を停廢することにした。）

〔黑板 1979a : 344-45 〕

この記事からは、桓武天皇および皇太后が三月で没して、感傷的な理由で平城天皇が停廢詔を下したことが読み取れる。従来の研究においては、曲水宴はそれ以降、長らく停止され、再び行われたのが80年余り後の宇多天皇寛平二年（890）とされるのがほとんどである。たとえば、倉林正次は「嵯峨天皇は平城天皇の御代に中断された唐礼に基づく礼制の制定確立を活潑に実行されたが、この三日の節の停廢は繼承された」〔倉林 1966 : 80〕と指摘した。その後、吉川美春も「三月上巳の祓について」のなかで倉林の論点を踏襲しながら、「三月三日の節宴は、平城天皇大同三年二月辛巳に出された詔によって、長らく停廢されることになった。以後、宇多天皇朝にいたるまでの間、三月三日に節宴が催された例を六国史にみることはない」〔吉川 2003 : 55〕と述べた。

しかし、この問題について、山中裕は1972年に出した『平安朝の年中行事』のなかで異論を唱えた。具体的には「嵯峨天皇は、文人的性格から、特に年中行事に関心が深く、曲水宴をはじめ平城天皇が廢止された行事をただちに復活された」〔山中 1972 : 175〕と主張した。その根拠として、『類聚国史』第二巻にある九月九日の条の記事をとりあげながら、少なくとも嵯峨天皇弘仁五年（814）三月の時点では「平城天皇が廢止した正月二

節を旧例に復し、九月節を三月節準ぜしめ（復興のこと）、花宴を新しく作っている」と述べている〔山中 1972：43-44〕。ほかにも、山中は『年中行事の歴史』のなかで、平城天皇の停廢詔は実は「節約の精神」によるものであると指摘している〔山中 1981：189〕。桓武朝において、大規模な軍事及び遷都によって経費不足になったことを踏まえて述べると、平城天皇の曲水宴停廢が単なる感傷的な理由で行われたわけではないことが考えられる。前節において、延暦九年（790）に桓武天皇が母を亡くした後、「停節宴」の詔を下したが、2年後に再開したことを述べたが、喪に服すだけで、暫くして再開できた例であろう。しかし、平城朝の停廢詔が出された後、曲水宴の開催事例の記事は史料ではみることができないため、現在に至っても倉林の説が一般には認識されている。

本章では、山中説をふまえて、嵯峨天皇朝において三月三日の曲水宴があったと考えるが、それも恒例というわけではなく、不定期に行われた可能性が推測できる。嵯峨朝の曲水宴に関する史料として、管見の限りでは『凌雲集』のなかにある高丘第越の「三月三日侍宴神泉苑應詔」がある。

『三月三日侍宴神泉苑應詔』

我皇微樂事、元巳宴華林。壽爵山府久、恩波口謝深。看花前後落、聽鳥斷腸吟。既醉仍餘舞、何關樹石音。

〔国民図書株式会社 1926b：132〕

高丘第越の生没年は不詳ではあるが、佐々木博康の考証によれば、嵯峨天皇の代で活躍した官僚であったことがわかる〔佐々木 1986：71〕。詩題は神泉苑應詔となっており、神泉苑は嵯峨天皇が頻繁に宴を催す場所であり、この点においても矛盾が無い。冒頭の句では「我皇微樂事、元巳宴華林」（我が皇帝は楽しいことをあまり行わず、元巳（上巳）に華林園で宴を催す）とあり、「楽しいことをあまり行わない」のは、一見して、嵯峨天皇には相応しくはないと思われるが、前述した平城天皇の諸節日停廢と合わせて考えると、嵯峨天皇が節宴を復興して間もないときの作であったことが推測できる。神泉苑で行ったにも関わらず、「華林園で宴を催す」と表現しているということは、つまり平安京の神泉苑を中国の西晋から南北朝まで続いた「華林園」に擬えたことが考えられる。第1章において、華林園で曲水宴を開催するのは宮廷の伝統であったと述べたが、そうした中国文化への志向がこの句から読み取れる。ほかの句に出てくる「壽爵」（長寿たる盃）・

「恩波」（皇恩の波）などは、天皇の永久性や皇恩の浩大を意味し、このことから宮苑曲水宴詩における皇徳讃美が継承されたことが指摘できる。

高丘第越の漢詩以外、嵯峨朝における曲水宴史料はみられない。『類聚国史』のなかの九月九日の条には嵯峨朝の記録が多く記されているが、三月三日については記事がない。この点は不思議であり、何らかの理由があったと思われる。あくまでも推測ではあるが、このことについては2つの問題が考えられる。1つ目は宮廷行事における三月三日の御燈の成立であり、2つ目は同じ春における花宴という問題である。

御燈が唐より日本に伝わったのは奈良朝であったとされるが、西本昌弘の研究によれば、まずは妙見信仰といった形で一般庶民の間に広がったという〔西本 2002 : 46〕。宮廷における御燈行事は天皇の北辰奉燈が主な内容であり、その成立については諸説あるが、並木和子は「御燈の基礎的考察—変遷の実態を中心に—」において、主に奈良朝末期説、平安遷都後説、桓武朝説、清和朝説があると述べている〔並木 2006 : 69〕。後に詳述するが、正式に宮廷の御燈が史料のなかに出てくるのは9世紀半ばの清和朝貞観年間であり、春の三月三日と秋の九月三日の二度行われ、三月三日はちょうど曲水宴の日に重なっている。9世紀初期の嵯峨朝は桓武朝説と清和朝説の間にあたり、三月節が復興したと記されながら曲水宴があまりみられないことを合わせて述べるならば、この時期に三月三日の御燈が行われていた可能性が考えられる。ただし、仮に嵯峨朝において宮廷の御燈があったとしても、9世紀半ば、清和朝のものよりは簡素で、不定期なものであったかもしれない。そして、宇多朝の曲水宴などには、御燈と曲水宴が同三月三日に行われた例もみられるので、嵯峨朝は御燈だけで曲水宴が停止されたかどうかは判断しがたく、あくまでも可能性を提示しておくに留めることにする。

また、嵯峨天皇が、新たに作り上げて時期的にも近い「花宴」や春の詩宴が曲水宴を代用した可能性も考えられる。山中裕によると、花宴の起源は『日本後紀』弘仁三年（812）二月十二日の条に見えるという。その記載は以下の通りである。

弘仁三年（812）二月十二日

幸神泉苑覽花樹、令文人賦詩、賜祿有差、花宴之節始於此矣。

（神泉苑に幸して花樹を觀覽する。文人をして詩を賦せしむ。祿賜ふこと差あり。花宴の節はこれにより始まるのである。）

〔山中 1972 : 44〕

神泉苑で行われた花宴は、時期的には二月であり、花を鑑賞しながら詩を作る宴であった。また、『日本紀略』弘仁七年（816）二月二十七日条には「嵯峨別館、命文人賦詩。雅樂寮奏樂。賜文人已上綿。」〔黑板 1982 : 303〕とある。春の日に、離宮である嵯峨別館において文人に詩を作らせ、雅樂寮の人びとに演奏させ、また文人以上には綿を賜ったという。こうした春の「花宴」や詩宴は、従来の宮苑曲水宴に比べると、水辺の流杯曲水行事を除けば、内容的には差異はほとんどなく、ただ節宴ではないので、参会者には身分制限があり、大臣よりも文人に重きをおいたと思われる。そのため、流杯曲水の行事にこだわらなければ、同じ春の花宴に置き換えたことは考えられなくもない。花宴は、曲水宴のように三月三日に固定されてはいなかったもので、前述した三月三日における宮廷御燈であった可能性も考えられる。ただし、これらは推測にすぎず、嵯峨朝において曲水宴が復興できなかった原因は確定することはできない。

2 宮内御燈の定例化

嵯峨朝に続く淳和朝と仁明朝は、政治的に嵯峨朝と一貫性をもっており、この3代は唐風文化が最も盛んになった時期であった。しかし、淳和朝と仁明朝においても曲水宴の記録が見られない。次の文徳天皇が即位した頃は、政治的に安定しているとは言えず、承和の変によって嵯峨政治以来の平和が破れたことで、仁明天皇の死が噂になり恐怖として民間に広まった。『文徳実録』嘉祥三年（850）五月の条には、以下のような記事がある。

嘉祥三年（850）五月

辛巳、嵯峨太皇太后崩…先是、民間訛言云、今茲三日不可造饊、以無母子也、識者聞而惡之。至于三月、宮車晏駕、是月亦有太后山陵之事、其無母子、遂如訛言。此間田野有草、俗名母子草、二月始生、莖葉白脆、每屬三月三日、婦女採之、蒸擣以為饊、傳為歲事。今年此草非不繁、生民之訛言、天假其口。…仁明天皇不豫甚篤…天皇崩後、相尋而后亦崩、時年六十五。

〔佐伯 1940 : 13〕

この記事は、第5章でもとり扱うが、民間のなかで、なぜ今年の三月三日に饊が作れな

いのかについて、母子（母子草のこと）がなくなったからだという噂が流された。結局、三月になって仁明天皇が亡くなり、五月に天皇の母親である嵯峨太皇太后も崩御したことで、母子が相次ぎ亡くなるのが現実となった。このことは、天が民の口を借りて発信されたといわれ、当時は大事件であった。三月に関わるこの凶事が文徳天皇の即位前に発生したため、喪に服すことも含めて、天皇が在位した8年という短期間に三月三日の節宴を再開ことは不可能であったろう。三月三日にほかの行事が行われた記録もみられない。

文徳に次ぐ清和・陽成・光孝の3代において、御燈が三月三日の宮廷行事として歴史記録に現れるようになり、定例化した。御燈が奈良朝においてすでに民衆の間に広がっていたことは前述したが、その内容は主に次のようである。御燈の起源とも言うべく北辰に対する信仰は中国の古代に定着し、後に仏教と習合して妙見菩薩とも称された。日本に伝わった妙見信仰の内容は、現世利益の功德であった。『七仏所説神呪經』では「死を除き生きをさだめ、罪を減じ福を増し、産を益し寿を延べん。諸天曹に申し、諸善神一千七百をつかはして、国界を邏衛し国土を守護し、その災患を除き、その姦悪を滅し、風雨時にしたがひ、穀米豊熟し、疫気消除し諸強敵なく、人民安樂にして王の徳をたたへん」〔福永 2003 : 222〕という。つまり、息災無病を兼ねて、穀米の豊穰、国土の安穩、庶民の安樂またや皇帝の美德も全て網羅した祈願であり、曲水宴とは別の系統であった。延暦十五年（796）に、民間における春秋二度の御燈の禁令が出されていることから〔福永 2003 : 222〕、すでに桓武朝では盛んに行われていたことがうかがえる。『類聚国史』に見える御燈は「仏道」の下の「春秋御燈」に配属され〔黒板 1979b : 233〕、仏教の行事として認識されており、三月三日と九月三日という春と秋の決まった日に行われていたことがわかる。

『類聚国史』に見える清和・陽成・光孝の3代の春秋御燈は、清和天皇が即位してから光孝が亡くなるまで続いており〔黒板 1979b : 233-35〕、中止されたこともあったが、翌年にはすぐに再開された。この3代において、曲水宴の記録をみることができなかったことから、春の御燈は三月三日行事の主流に定着したと考えられる。倉林の研究によると、御燈行事は天皇を中心として行われ、「浴湯－御禊－献燈－御拝」という流れであった〔倉林 1966 : 107〕。忌や禊祓などの要素が含まれた御燈は、遊宴としての曲水宴と意味が異なる。また、この3代においては、臣下の御燈も行われていたという〔倉林 1966 : 101〕。

3 宇多朝の宮苑曲水宴

清和、陽成、光孝の三朝における三月三日の御燈は、30年ぐらい続いていたが、その期間中に曲水宴が行われた記録はみられない。しかし、次の宇多天皇が即位後、間もなくの頃、曲水宴は再開された。

宇多天皇即位後、初めての三月三日は寛平元年（889）であったが、2日前に地震があったため、三月三日に関する記録がない。翌寛平二年（890）から、曲水宴が頻繁に行われるようになった。以下は、『日本紀略』に見える記事である。

①寛平二年（890）

（三月）三日己丑。太政大臣於殿上命飲宴。令賦三月三日於雅院賜侍臣曲水飲之詩矣。參議橘朝臣廣相作序。（（三月）三日己丑、太政大臣、殿上にて飲宴を命ずる。三月三日於雅院賜侍臣曲水飲之詩を賦せしむ。參議橘朝臣廣相が序を作る。）

[黑板 1982 : 535]

②寛平三年（891）

（三月）三日癸丑。勅詩人。令賦花時天似醉之詩。（（三月）三日癸丑、詩人を勅して花時天似醉の詩を賦せしむ。）

[黑板 1982 : 537]

③寛平七年（895）

三月三日庚申。天皇幸神泉苑臨覽池水、令鸕鷀喫遊魚觀騎射走馬。（三月三日庚申、天皇、神泉苑に幸して池水を臨覽し、鸕鷀に魚を捕食させ、騎射・走馬を鑑賞する。）

[黑板 1982 : 543]

④昌泰二年（899）

三月三日丙申。太上皇（宇多）賜詩宴於朱雀院伯梁殿。令賦惜殘春之詩。右大臣（菅原道真）作序。（三月三日丙申。太上皇（宇多）朱雀院伯梁殿に詩宴を賜う。惜殘春之詩を賦せしむ。右大臣（菅原道真）序を作る。）

[黑板 1984 : 4]

①寛平二年（890）の記事には、「太政大臣於殿上命飲宴」とある。太政大臣が飲宴を

命じることには史料上では初見ではあるが、主催者は変わらず天皇であり、太政大臣が代わりに命令を下しただけと考える。そして、「三月三日於雅院賜侍臣曲水飲之詩」とあることから、勅撰の詩題がわかり、曲水宴の場所が雅院、すなわち東宮であったことや、参議の橘廣相が序を作ったことも読み取れる。

この曲水宴は、『日本紀略』のほかにも、『宇多御記』で記録されていた。内容は「依御燈事諸司廢務。太政大臣參入。終日有宴飲事。于時有詩興。其題三月三日於雅院賜侍臣曲水飲。被召文人、前讚岐首菅原朝臣、典藥頭島田忠臣等。殿上藏人堪文之者、相交其中。」〔東京大学史料編纂所 1968a : 360〕とある。『宇多御記』は宇多天皇自身の日記であり、天皇の目線でこの日の行事のことを記録したものである。その中では、次の3点読みとることができる。1つ目は、その日は御燈と曲水宴の両方が行われたこと、2つ目は、天皇が曲水宴の場で自ら詩興を湧かせ、詩題を出して文人たちに詩を作らせたこと、3つ目は、詩を作った文人は菅原道眞、島田忠臣などであったことである。以下は、それらの点に注目しながら分析していく。

まずは、その日における御燈と曲水宴の行事についてである。倉林によれば、『江家次第』に記された内裏の御燈行事の場所は、天皇が住む清涼殿であり、開始は辰時一刻、つまり、現在の7時15分ぐらいから始まる〔倉林 1966 : 107〕。『江家次第』の記録は、宇多朝と全て一致するかどうかは疑問であるものの、御燈は朝の行事であることが注目される。そこで『日本紀略』と『宇多御記』の記事を合わせて見ると、寛平二年三月三日の行事の様子を推測することができる。まず、朝から御燈の行事が始まり、天皇は清涼殿などにおいて式に入る。これが終わるのが昼前頃であり、その時点で太政大臣が清涼殿に参入し、天皇に会ってから殿上で曲水宴を行う旨をほかの参会者に伝え、一同は雅院に行つて曲水宴を楽しんだ。

次に、宇多天皇が出した「三月三日於雅院賜侍臣曲水飲」の詩題に対して、詩を作った菅原道眞、島田忠臣などの文人についてみていく。菅原や島田が、その場で作った漢詩は『菅家文草』や『田氏家集』に残っている。

菅原道眞

三月三日侍於雅院 賜侍臣曲水之飲 應製

擲度風光臥海濱、可憐今日遇佳辰。近臨桂殿廻流水、遙想蘭亭晚景春。仙蓋追來花錦亂、御簾卷却月鉤新。四時不廢歌王澤、長斷詩臣作外臣。

島田忠臣

三月三日侍於雅院 賜侍臣曲水之飲 應製

大皇歲久廢良辰、聖主初臨元巳新。宮水自流為曲洛、内口便引作嘉賓。提壺鳥舌催呼酒、帶浸花心笑向人。莊叟莫嫌漆園吏、明時還侍泛觴春。

[東京大学史料編纂所 1968a : 360]

この2首の詩題は、「三月三日於雅院賜侍臣曲水飲」が一致している。島田忠臣の詩にある「大皇歲久廢良辰、聖主初臨元巳新」から、三月三日の曲水宴が長らく廃止されていたため、この寛平二年の曲水宴が廃止以来、初めてのものであったことが読み取れる。島田は仁明朝より仕えてきた老臣であったことから、その句が曲水宴停廢の証拠にもなると思われる。一方、菅原の詩には「近臨桂殿廻流水、遙想蘭亭晚景春」という句があり、流水が「桂殿」の近くに廻り、王羲之の蘭亭を偲ぶ意味も含まれていた。「桂殿」が位置する雅院は東宮であり、内裏に属していた。鈴木亘の考証によれば、文徳天皇が東宮を御所とした時期があり、そこで節会が行われたこともしばしばあった〔鈴木 1974 : 65〕。宇多天皇が東宮で曲水宴をするのも、そういった習わしに由来したのかもしれない。そして、廻る流水は修辞ではなく実際に存在したことも、島田の詩にある「宮水自流為曲洛」という記載から証明できる。雅院桂殿の近くは溝が廻り、菅原の詩の「仙盞追來花錦亂、御簾卷却月鉤新」からは、実際に盞を浮かべて、月が出た夜まで流杯曲水の行事が行われていたことがわかる。菅原と島田の詩によって、寛平二年三月三日に行われたのは、名実ともに曲水宴であったことが推測できる。また、両氏の詩には、「不廢歌王澤」や「聖主」などの表現があり、天皇の徳を讃えることは変わらず引き継がれた。また、「遙想蘭亭」（王羲之）や「莊叟」（莊子）といった表現からは、中国への憧憬も以前の曲水宴詩と同様に読みとることができる。

寛平二年の曲水宴は、御燈と曲水宴を同三月三日に行った最初の例であり、そのことは漢詩史料にも一部残されており、宇多朝曲水宴の様子がうかがえる貴重なものとなっている。

②寛平三年（891）の記事は御燈の記載が欠けてはいるが、曲水宴を行ったことは読み取れる。「詩人を勅して花時天似酔の詩を賦せしむ」とあるように、この日の詩題は「花

時天似醉」であった。『菅家文草』には「三月三日同賦花時天似醉應製 並序」、『田氏家集』には「七言三日同賦花時天似醉應製一首」という菅原道眞と島田忠臣の漢詩が収録され、前年と同様に列席したことが推測できる。菅原道眞の序はのち『和漢朗詠集』に収録され、教養として皇族・貴族に広く受け入れられた。その中には「曲水雖遙、遺塵難絶、書巴字而知地勢、思魏文以翫風流」〔川口 1966 : 374〕とあり、「書巴字」は曲水を形容する表現であること、「魏文」は魏の文帝であり、華林園の前身を作った人物であることがわかる。全体的には、やはり魏晉の曲水宴を偲ぶ光景である。また、詩には「晚景月眉開」とあり、寛平三年のこの曲水宴もまた前年と同じく、夜まで続いたことがわかる。一方、島田の詩には「廻杓」や「星排宿酒投銀榼」〔東京大学史料編纂所 1968a : 484〕との表現があり、「杓」を盃に喩えて、「廻杓」すなわち実際に流杯曲水が行われたことが読み取れる。「星排宿酒」といった表現は、曲水宴が夜まで続いたことの証であり、菅原の詩と対応する。ただし、この年の曲水宴が行われた場所は、『日本紀略』や両氏の漢詩には記録がなく、明確にすることはできない。

さらに、『菅家文草』と『田氏家集』のなかには、同寛平三年と記される「上巳日對雨翫花應製」という詩題の下で作られた詩がある。菅原の詩の校注者である川口は「但し寛平三年三月三日は紀略による別の詩題である。存疑。」としており〔川口 1966 : 374〕、この点については確かに難しい問題である。この詩題にある「對雨翫花」は、その日は雨が降っている様子を示しており、前述した同寛平三年の史料にみられた「星排宿酒」、すなわち、晴れて星が見える天気とは合致しない。1つの曲水宴に2つ詩題が出されることもほぼない。そこで考え方の方向を転換して、島田の詩の内容を吟味することでその糸口としたい。

島田忠臣

七言上巳日對雨翫花應製一首

暗來暗去到清明、上巳春光費眼睛。禁樹花痕微雨脚、宮溝水劑少雪聲。臥槐欲起添膏液、寒草應蘇見挺生。此夕更知皇澤遠、迎朝定出藥園行。

〔東京大学史料編纂所 1968a : 485〕

この詩からは、島田忠臣が曲水宴に列席せずに、詩作だけを送ったことがわかる。「暗來暗去到清明、上巳春光費眼睛」や「臥槐欲起添膏液、寒草應蘇見挺生」は、養病生活を

如実に反映しており、恐らく眼病のため、暗い生活が続き、春の光景も目を費やしたことが読み取れる。また「臥槐」からは、寝たきりの状態もうかがえる。「禁樹花痕微雨脚、宮溝水劑少雪聲」は、詩題に応じる句のため、想像上の曲水宴の様子を描いたと思われる。「此夕更知皇澤遠、迎朝定出藥園行」からは明らかに天皇が遠くなったこと、後日必ず自宅である藥園から出るといったことが読み取れ、この詩によって、老病である島田が曲水宴に直接参加できなかつたことがわかる。そのような状態の島田が内裏に入って詩を作ることは到底難しいので、寛平三年のものではなかつたと考えられる。島田忠臣は、寛平四年（892）八月頃に亡くなったことから、この曲水宴の詩は寛平四年の作ではないかと推測する。そう考えるならば、亡くなる半年ぐらい前の養病生活も理に適う。また、島田の作と同詩題の菅原の詩には「何況流觴醉眼斜」〔川口 1966：374〕とあり、寛平四年の曲水宴は実際に流杯曲水の行事があったことは明らかである。『日本紀略』寛平四年三月三日の条には「御燈停止、依平常所穢也」〔黒板 1982：539〕と記されているだけだが、その日に曲水宴が行われた可能性も以上の分析で提示できる。

次に出てくる曲水宴の記事は、③寛平七年（895）のものになる。この記事において、宇多天皇が「神泉苑に幸して池水を臨覽し、鷓鴣に魚を捕食させ、騎射・走馬を鑑賞する」ことを行ったことが記されている。三月三日に「騎射」を行うのは、第1章で述べたように、北朝から唐の初期における曲水宴の日の「賜射」を想起させる。宇多天皇の騎射鑑賞は、中国の影響で生れたと思われる。ただし、唐が8世紀前期にすでに賜射を停廃していたので、行事自体は漢籍より学んだ可能性がある。また、『日本紀略』の記事では、宇多天皇の神泉苑での娯楽のみ記載されているが、『江家次第』の中の「三月三日 御燈事」の条には「寛平七年御燈日、行幸曲水宴、内蔵寮供殿上男女房酒肴」〔東京大学史料編纂所 1968b：485〕とあり、寛平七年三月三日に、御燈と曲水宴の両方が行われたことがわかる。

寛平七年の曲水宴における漢詩については、菅原道眞の「神泉苑三日宴 同賦煙花曲水紅應製」が残されている。詩題は「煙花曲水紅」であった。菅原の詩に「流盃欲把醉顔同」〔川口 1966：408〕といった句があり、実際に流杯の行事があったことがわかる。従来の庭園研究をふまえて述べると、神泉苑の東側に位置する滝殿と泉との間は溝によって繋がっており〔小野 2015：27〕、その溝を使って曲水宴が行われた可能性が考えられる。

④昌泰二年（899）の記事にある曲水宴については、宇多天皇が退位した後、上皇とし

て催したものであることから、すでに醍醐朝となっているが、宇多天皇に含めることにした。記事の内容は「太上皇（宇多）朱雀院柏梁殿に詩宴を賜う。惜殘春之詩を賦せしむ。右大臣（菅原道真）序を作る。」とあり、「朱雀院柏梁殿」や「惜殘春」からは、場所と詩題が明確に読み取れる。朱雀院は、周知のように宇多天皇が新造して上皇になった後、使用した御所である。1998年度の『京都市埋蔵文化財調査概要』には、朱雀院跡において溝状遺構が検出され、「東西方向で調査区外へ延びており、検出面で幅 0.5 mを測る」〔京都市埋蔵文化財研究所 1998：101〕ことがわかっている。この溝が、流杯曲水に使われた可能性も推測できる。以下の図3-1は、太田静六が作成した復元図である。

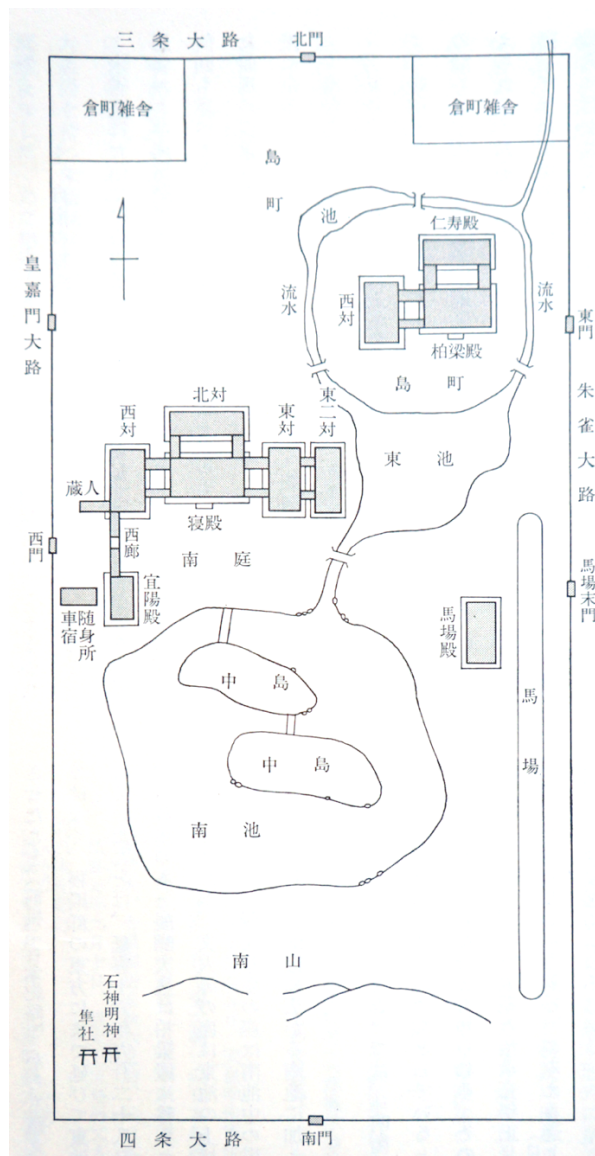


図3-1 宇多上皇朱雀院柏梁殿〔太田 1987：95〕

また、④の記事にある「右大臣（菅原道真）序を作」ったことも、『菅原文草』の内容と一致する。以下、その序と詩である。

三月三日 侍朱雀院柏梁殿 惜殘春 各分一字 應太上皇製 探得浮字 并序

三月三日、宴于池上。蓋思古之曲水也。構柏梁以撥蘭亭、問華林而栽拱木。皆是好閑放、樂無為、詠風月、重時節之所致之義也。請各分一字將惜殘春云尔。謹序。

惜春何到曲江頭、遙憶羽觴浪上浮。花已凋零鶯又老、風光不肯為人留。

〔川口 1966 : 461〕

詩の内容については、菅原の前作と同じように、中国曲水関係の名勝である「蘭亭」や「華林」が取り上げられ、「構柏梁以撥蘭亭」からは、昌泰二年の曲水宴の場である柏梁殿を「蘭亭」に擬していることがわかる。また、前作にはない「曲江」という表現がある。第1章で述べたように、「曲江」は唐初に都の長安に作られた人工池であり、三月三日に皇帝が大臣を率いて舟を浮べて遊覧する場所であった。宇多天皇・上皇時代の曲水宴と漢詩は、そうした唐や魏晉への敬慕が強くみられ、曲水宴の意味についても、この詩の序文にある「思古之曲水」や「好閑放、樂無為、詠風月、重時節」とあるように、閑放かつ無為、時節を重んじて風月を詠じる楽しい遊宴であったことが読み取れる。これらは、古代中国曲水への想像上のイメージであり、古代中国の曲水を偲ぶことは、すなわちこうしたイメージへの憧憬であったことが考えられる。

昌泰二年の曲水宴は、記録上に見える宇多時代における最後の曲水宴である。中村佳文によれば、「宇多朝文壇は、道真を中心として、平安初期の嵯峨朝を中心とする漢詩文隆盛の詩壇傾向に憧憬を抱きながら、中国文学を積極的に摂取・受容すると同時に、自らの漢詩文の中に本朝独自の観念を形成した。さらに、そうした観念を和歌表現に応用することにより、宮廷詩たる精練された和歌を成立させしめる基盤となったのである。」〔中村2009 : 46〕。つまり、菅原道真は宇多朝文壇、特に漢詩文における中心人物であった。昌泰二年の曲水宴のわずか2年後に、道真は太宰府に左遷される事件が起こった。それによって、宇多上皇は、漢詩よりも和歌に重きを置くようになり、曲水宴をあまり行わなくなったことが推測できる。

宇多朝曲水宴の行事の様子は伝わっていないが、前掲した寛平二年の『宇多御記』の内容をもう一度みてみると、「終日有宴飲事。于時有詩興。其題三月三日於雅院賜侍臣

曲水飲」とあり、一種の軽快さを感じとることができる。また、寛平七年三月三日の「天皇幸神泉苑臨覽池水、令鷓鴣喫遊魚觀騎射走馬」といった記事からは、宇多天皇が自由に遊んでいる状況が読み取れるので、この時代の曲水宴は文人集会及び遊宴的な性格が強かったことが推測できる。

そして、前述した①～④までの記事は、いずれも禄・物を賜うことがなかった。桓武朝までの曲水宴の記録にはほぼすべてに「賜禄有差」とあったので、宇多朝の曲水宴は再開したものとはいえ、以前の朝儀的な節宴よりも宇多天皇による宮廷サロン風の詩宴であったことが考えられる。前掲した『江家次第』に「寛平七年御燈日、行幸曲水宴」〔東京大学史料編纂所 1968b : 485〕と記されたように、「御燈日」に曲水宴を開いただけであり、宇多朝の三月三日における中心行事は、やはり御燈であったことがいえよう。

4 醍醐朝と朱雀朝の御燈

宇多朝に続く醍醐と朱雀の時代は、897年から946年までの約50年間も続いた。二朝における三月三日は、記録では主に御燈または御燈の停止による由の祓であった。死穢などによる御燈の停止については、たとえば『年中行事秘抄』に見られ、延喜十九年（919）の記事には「三月三日御燈事。依穢停止、被行由御禊例。」〔東京大学史料編纂所 1969a : 110〕とあり、御燈停止の代わりに「由御禊」、すなわち由の祓が行われたことが読み取れる。また、同時代において、貴族層による私の御燈の記録も見られる。並木和子の研究によれば、藤原忠平が書いた『貞信公記』の中にある天慶九年（946）三月一日の記事に、北辰奉燈を伴う御燈のことが出てきており、「私の御燈の執行日が三月・九月の朔日（一日）で、場所は水辺、多くは賀茂川の河原という形で、後々まで撰閑家をはじめとする貴族の私の御燈の基本形であった」〔並木 2006 : 62〕ことが読み取れる。三月一日に行われる貴族の御燈は、三日の宮廷御燈とは異なっていたことが注目できる。

また、醍醐・朱雀朝には、曲水宴の痕跡が見られなかった。醍醐天皇の場合は、菅原道眞を失脚させた事件があり、その道眞がのちに怨霊となって恐れられたことから、かつて道眞が主役であった曲水宴から離れたかったことも考えられる。いずれにしても、宇多以降の曲水宴は奈良時代のような朝儀ではなかったため、天皇自身が曲水宴に興味がなければ、開かれないものであった。この時期は、国風文化が広がる時期でもあり、醍醐朝においては『延喜式』が編纂され、『古今和歌集』も勅撰されている。

5 村上朝の宮苑曲水宴

村上朝は、いわば政治的に安定しており、文化的にも開花した時代である。村上天皇の文化的関心により、特に和歌の発展に大きく貢献したといわれているが、内裏の歌合に限らず、漢詩の詩宴も頻繁に開催した。村上朝における三月三日の宮廷行事は、前代同様に御燈ではあったが、曲水宴も開催されており、そのことは『日本紀略』に4回ほど記録が見られる。以下はその記事である。

①天徳三年（959）

（三月）三日戊申。依内裏穢御燈停止。今日曲水宴。御製水映紅桃色。

（三月三日戊申。内裏に穢があるため御燈を停止す。今日は曲水宴を行う。村上天皇が水映紅桃色の詩を御製す。）

〔黑板 1984：75〕

②応和元年（961）

（三月）三日丙申。御燈廢務。御遊、題云花水落桃源。

（三月三日戊辰。御燈を停す。曲水宴があり、詩題は春水桃花浪と云う。天皇は射場に行き、親王公卿及び侍臣虎賁武者を召して試射させる。二人が瀧口の職に進ずる。）

（三月三日丙申。御燈のため諸務廢す。村上天皇が御遊をし、題は云花水落桃源と云う。）

〔黑板 1984：81-82〕

③応和二年（962）

（三月）三日庚申。命侍臣令獻詩。題云仙桃夾岸開。

（三月三日庚申。侍臣を命じて詩を獻じらせる。題は仙桃夾岸開と云う。）

〔黑板 1984：85〕

④康保三年（966）

（三月）三日戊辰。停御燈。曲水宴。詩題云春水桃花浪。天皇御射場、召親王公卿及侍臣虎賁武者試射之。以二人寄瀧口。

（三月三日戊辰。御燈を停す。曲水宴があり、詩題は春水桃花浪と云う。天皇は射

場に行き、親王公卿及び侍臣虎賁武者を召して試射させる。二人が瀧口の職に進ずる。)

[黑板 1984 : 97-98]

①天徳三年(959)の記事は、まず「依内裏穢御燈停止」とあり、その日に御燈が停止したことが記されている。そして、「今日曲水宴」と明確に書かれている。宇多上皇の昌泰二年の曲水宴以降、史料に再び曲水宴が登場するのがこの天徳三年であり、約50年の隔たりがあった。また、村上天皇自身も「水映紅桃色」の詩を作り、これは当日の詩題でもあったことが考えられる。しかし、この曲水宴に関わる史料はこれのみであり、村上天皇の詩自体も散逸している。

②応和元年(961)の三月三日記事も①と同様に、まず「御燈廢務」と記されており、その日は「御遊、題云花水落桃源」とある。「御遊」は天皇が遊びをする意味であり、この時代における曲水宴に対する認識もまた従来の「遊宴」であったことがうかがえる。

「桃源」という表現は、前述した大伴家持の三月三日詩にあった「桃源通海泛仙舟(桃源は海に通ひて仙舟を浮かぶ)」にすでに見られ、村上朝の曲水宴もそれを継承した可能性が指摘できる。しかし、この年の詩も残されてはいない。また、『日本紀略』には、二日後の五日に「櫻花宴」[黑板 1984 : 82]という記事があり、詩題も出されたようで、村上天皇が曲水宴と花宴を重ねて楽しんだことがわかる。

③応和二年(962)の記事には、御燈の様子は記されてはおらず、「曲水宴」という言葉も明記されていなかったが、三月三日の箇所「侍臣を命じて詩を獻じらせる。題は仙桃夾岸開と云う」とあり、曲水宴が開かれたことがうかがえる。それに、『西宮記』巻三「三月曲水」条の最後に「應和二年三月三日、自中宮(安子)以女裝束絹給侍臣以下」[故実叢書編集部 1993a : 85]と注されており、曲水宴の後、中宮安子は女裝束絹を侍臣以下に賜ったことがわかる。しかし、このときの曲水宴の詩も①・②の記事と同様に残っていなかった。

④康保三年(966)の記事からは、御燈が停止したこと、曲水宴が開かれ、詩題は「春水桃花浪」であったこと、そして、天皇が射場で試射を観覧したことなどが読み取れる。同詩題の詩は、現在では『和漢兼作集』にある橘倚平の一句が存在するのみで、それは「蜀文織錦廻流上、巴字點船曲岸程。」[新編国歌大観編集委員会 1988 : 203]である。「蜀文」・「巴字」や「廻流」・「曲岸」は、ともに曲水を形容する表現である。ま

た、村上天皇の試射観覧に関しては、前節においてすでに述べたが、村上朝では射礼はほぼ三月十四日に行うため、この三月三日の試射観覧は、瀧口武士の抜擢に際しての臨時的なものであった可能性が推測できる。『日本紀略』のほかに『西宮記』と『北山抄』には、康保三年三月三日に行われた曲水宴の様子が詳細に記録されている。村上朝における曲水宴の実態を知るには貴重な史料であり、以下はその全文の引用である。

西宮記

卷三裏書

康保三年三月三日御記云。立倚子東又廂著座。召左兵衛源朝臣、朝成朝臣等、令候東簀子。次召御書所人等及殿上文人、藏人所文章等、入自仙花門、就御溝邊座（殿上人在溝西、自餘在東）。侍臣給紙筆、仰源朝臣召直幹朝臣獻題、云云了。令延光朝臣探吾料韻、即到庭中文臺下、探二字（雲、遲二字）。奏次源朝（原文脱字、「源朝臣」であるだろう。）進探韻、内藏給酒肴公卿以下、即流盃溝水、文人等飲之。曉（晩か）召樂所人、令奏絃。事了、給公卿祿。左少將濟時唱見參。後日給侍臣、文人、樂人祿云云。

[故実叢書編集部 1993a : 111]

北山抄

三 拾遺雜抄上 花宴事

康保三年三月三日、有曲水宴。御祓訖、立御倚東又庇、亦給公卿座、如臨時祭儀。設文人座於御溝邊（殿上人在溝西、自餘在東）。式部大輔幹及殿上文人、藏人所文章生、御書所學生已上、入仙華門著座。探韻畢、賜肴公卿以下、即流盃溝水、令文人等飲。晩頭召樂所令奏絃歌。講詩了、又奏管、即給公卿祿。左少將濟時唱見參。後日給侍臣及文人、樂所人祿。

[故実叢書編集部 1993b : 337]

『西宮記』の記事の場合、冒頭に「御記云」とあることから、村上天皇御記より写したものであり、記事全体から見ても視点が天皇であったことがわかる。一方、『北山抄』にある記事はどこから写したのか定かではないが、天皇の座を「御倚」と現わしていることから、当日の参会者によるものであろう。また、『北山抄』では、曲水宴の記事が「花

宴事」の条にあることから、花宴の類と認識されていたこともうかがえる。

『西宮記』と『北山抄』におけるこの2つの記事は、大筋は同じでありながらも、細かい部分においては相互補充するところもあり、康保三年の曲水宴の様子をよく現わしている。先行研究として、倉林がこれらを取り上げて、その様子について分析している〔倉林1966〕。しかしながら、その分析については異論がある。具体的には、曲水宴における公卿たちが座る場所について、倉林説では「西宮記の御記によると、東又庇のさらに外側の東簀子に設けられたとみられる」〔倉林 1966：85-86〕とされる。しかし、原文は「召左兵衛源朝臣、朝成朝臣等、令候東簀子」とあり、「候」は待命することを意味し、左兵衛源朝臣（源兼明）や朝成朝臣（藤原朝成）などを召して、東簀子で待つことを命じたと読み取れる。下文の「仰源朝臣召直幹朝臣獻題」からは、源兼明に橘直幹の獻題を取りに行かせたり、天皇の命令を執行する役割であったことがわかり、これらをふまえて、ほかの公卿たちも東簀子に座るという意味はなかったと考える。公卿の座の場所については、『北山抄』の原文の「立御倚東又庇、亦給公卿座」をみると、天皇の座は東又庇に設け、公卿に「亦」座を給うとあることから、公卿の座も同じ東又庇にあった可能性が高い。また、倉林説では言及されてはいなかったが、この日における3つの行事、つまり御燈停止による御祓、曲水宴、観射の先後関係も考慮に入れるべきである。前掲した『日本紀略』の記事には「停御燈。曲水宴…天皇御射場」とあり、曲水宴の後に天皇が射場に行くように見える。しかし、『北山抄』の記事には「晩頭召樂所令奏絃歌」とあり、曲水宴が夜まで続いていたことが読み取れる。その夜にまた観射に行くのは無理であることから、紀略の記事は出来事の時間的順序というよりも重要度の順序で記載された可能性が考えられる。また、『北山抄』には「御祓訖、立御倚東又庇」とあり、御祓が終わった後に曲水宴に入ったように見えるが、そうすると観射が先になり、その後、御祓と曲水宴を行うことになる。しかし、村上朝における三月三日の主要行事はやはり御燈であって、御燈停止による御祓に先立って観射をすることには疑問が生じる。これについて、『北山抄』の記事は曲水宴を中心に記されているため、曲水宴の前に御祓があったことのみ記載され、観射のような臨時的なものは省略されたと思われる。その日は、やはり御祓—観射—曲水宴の順で行われたと考えるべきであろう。

以上の分析をもって、『日本紀略』及び『西宮記』・『北山抄』の記事を合わせて、康保三年の曲水宴の様子を次のように復元してみた。

【著座】

- ①清涼殿東又庇著座：村上天皇、諸公卿
- ②東簀子待命：源兼明（左兵衛督）、藤原朝成（右衛門督）など
- ③御溝（南北流、東又庇屋根とほぼ平行する形）著座：殿上文人は溝の西側（東又庇に近い方）に座り、そのほかの文人は溝の東側に座る。

【行事】

- ④給紙筆：侍臣が紙筆を給う。
- ⑤献題：村上天皇が源兼明を命じて橘直幹（文章博士）の献題を召させる。詩題は「春水桃花浪」である。
- ⑥探韻：村上天皇が源延光（右近衛権中将）を命じて庭にある文臺の下で御製韻を探る。韻は雲、遲二字。源兼明を命じて文人たちに探韻させる。
- ⑦給酒肴：内蔵は公卿以下に酒肴を給う。
- ⑧流杯曲水：流盃溝水が始まり、文人たちは飲んだり、詩を作ったりする。
- ⑨披講：夜には村上天皇が樂所を召し、絃楽を奏でらせる。絃楽の中、詩を披講させる。
- ⑩賜祿：披講が終わった後、管楽を奏でらせる。村上天皇が公卿に祿を給う。藤原濟時（左少將）が列席者の名を唱える。行事終了。後日、侍臣及び文人、樂所人に祿を給う。

行事の一部始終は、以上のように復元でき、そのうち重要なことが4点ある。1つ目は、この曲水宴行事の主催者は村上天皇であり、行事は天皇の命令で進んだことである。2つ目は、村上天皇そして公卿たちは始終殿上に座っており、流杯曲水には直接参加していなかったことである。流杯曲水に参加したのは文人たちのみであり、天皇・公卿は行事を「観賞」するような形を取っていた。3つ目は、『西宮記』と『北山抄』のいずれも「流盃溝水」と記されていることから、清涼殿を廻る「御溝」で行う曲水はこの時点で、すでに「流盃溝水」といった名称に定まっていたことがうかがえる。これにより、記録としては欠けていたが、村上朝における前3回の曲水も御溝で行ったことが推測できる。4つ目は、公卿が祿を給うのは行事が終わった直後であったことに対し、侍臣及び文人、樂所人が祿を給うのは後日であり、当日ではなかったことである。これはやはり身分の高低に由来するものであろう。宇多以来の宮廷曲水宴は臨時的なものであり、サロンのような性質をもっていたことは前述したが、村上朝の曲水宴からは逆に身分規制の厳格さが読み取れ

る。ただし、村上朝の式は、醍醐朝の延喜式などの式を整備する時代を経過した後に成立したものであり、それを逆に延喜以前である宇多朝に遡ることはできないと考える。

村上朝における曲水宴のなかで、開催年が確定できるものは、①天徳三年（959）、②応和元年（961）、③応和二年（962）、④康保三年（966）の4つである。そして、③以外の①・②・④はいずれも御燈廃務のような表現があることから、村上朝の曲水宴は正式に御燈行事が行えなかった時のみ開催されたことが推測できる。

村上朝以降、曲水宴が史料のなかに再び登場するのは、一条朝寛弘四年（1007）であり、村上朝の曲水宴とはまた四十年近くの隔たりがみられ、しかも天皇主催ではなく、道長の私宴であった。そのため、正確な年が確定できないが、村上朝のものと思われるほか幾つかの史料を以下に加えることにしたい。

まずは、『西宮記』にあるもう1つの曲水宴関係の記事である。

『西宮記』

卷三 三月 曲水

出御、王卿參上。次置紙筆文臺。有勅令獻題、上卿召當座一博士於砌下仰。有公卿博士者、乍在本座、上卿仰之、即書題進之。上卿捧筥進、經御覽返給、別書一通奏進（上卿以空筥復座、若付題者付之、後重奏覽韻歟）、更書一通給文人座（給題之次、仰序事）。給肴物、三獻、發音聲（有勅）。漸進文獻序之後、取文臺（上卿依仰召少將令取）、少將二人秉燭諸卿候御座邊。有勅召講師、上卿伏筥蓋、置御前。先披序（向御前）、次次始自下臈、展文讀之。上卿候氣色、給御製（撤臣下文、置之）。講師或相替讀御製（仍讀臣下文、欲立座、有仰之時復座）。讀御製了、上卿取御製、諸卿復本座、或有祿。（應和二年三月三日自中宮以女裝束絹、給侍臣以下）

[故実叢書編集部 1993a : 85]

この記事は、同じ『西宮記』の卷三のなかにあり、「三日御燈」の条に並べて「曲水」の条としていることから、正式な三月の行事としていることがわかる。この条についても、倉林がすでに取り上げており〔倉林 1966 : 84〕、また、菅原義孝が「撰関期における曲水宴について」〔菅原 1990〕で述べてはいるが、いずれも簡単な整理の段階でとどまっている。

以下、前述した『西宮記』の康保三年記事とこの巻三の記事における曲水宴の様子を比較してみていくが、便宜上、前の記事を「裏書」、後の記事を「三月記事」と称することにする。まず、表3-1を使って両者を整理する。

表3-1 『西宮記』の康保三年記事と巻三の記事

『西宮記』	【卷三裏書 康保三年三月三日曲水宴】	【卷三三月 曲水】
著座次第	天皇、公卿、文人	無し
給紙筆	侍臣給紙筆	次置紙筆文臺
献題	仰源朝臣召直幹朝臣献題、云云了。	有勅令献題、上卿召當座一博士於砌下仰。有公卿博士者、乍在本座、上卿仰之、即書題進之。上卿捧筥進、經御覽返給、別書一通奏進、更書一通給文人座。
探韻	令延光朝臣探吾料韻、即到庭中文臺下、探二字（雲、遲二字）。奏次源朝臣進探韻。	後重奏覽韻歟
仰序	無し	給題之次、仰序事
給酒肴	内藏給酒肴公卿以下	給肴物、三獻、發音聲
流杯曲水	即流盃溝水、文人等飲之。	無し
披講	曉（晚か）召樂所人、令奏絃。事了、給公卿祿。	漸進文獻序之後、取文臺（上卿依仰召少將令取）、少將二人秉燭諸卿候御座邊。有勅召講師、上卿伏筥蓋、置御前。先披序（向御前）、次次始自下臈、展文讀之。上卿候氣色、給御製（撤臣下文、置之）。講師或相替讀御製（仍讀臣下文、欲立座、有仰之時復

		座)。讀御製了、上卿取御製、諸卿復本座。
賜祿	事了、給公卿祿…後日給侍臣、文人、樂人祿云云。	或有祿

表3-1にあるように、三月記事の場合、献題と披講の部分は、特に細かく書かれている。献題のところは、まず天皇が献題の勅令を下し、それに応じて上卿は文学博士一人を砌下に召す。その公卿でもある博士は本座に座っていたが、上卿に仰せられると、すぐに詩題を書いて奉る。上卿は詩題を入れた筥を捧げて天皇に奉り、天皇がご覧になった後、詩題を博士に返し、もう1つ写して天皇に奏進し、さらなる1つを文人座に送る。その後の探韻は、裏書のほうが詳しい。次は、三月記事にあつて裏書にない仰序についてである。献題、探韻、仰序の3つは言わば詩宴の前段階の作業である。酒肴を賜う部分において、三月記事には裏書にない音楽の演奏がみえるが、流杯曲水はない。

三月記事における披講は、以下のように展開した。宴が進み、詩文・序が献上された後、上卿が天皇の仰せに従い少將を召して文臺を取らせる。そして少將二人が蠟燭を乗り、公卿が本座を離れて天皇の御座の周りで待つ。天皇は勅して講師を召す。上卿は筥の蓋を閉じて、御前に置く。講師は御前に向かって、まず序を披講する。そして身分の高低に従って次々と詩文が書かれた紙を開いて講じる。上卿は様子を見て、御製を給い、臣下の文を撤去してから置く。講師は御製を読んだ後また臣下文を講じる。御製を読む時は一旦起立し、仰られたら座る。御製が講じられた後、上卿が御製を取り、諸公卿は本座に戻る。披講は、裏書には音楽の演奏がみられるが、三月記事の場合は欠けている。そして、両者とも披講が行われるのは、「夜」であったことが読みとれ、裏書は「晩」、三月記事は「秉燭」と書かれている。この時代の曲水宴もほとんどが夜まで続いたことがうかがえる。

三月記事のほかにも、村上朝のものと思われる曲水宴詩は幾つかある。『和漢朗詠集』には、「縈流送羽觴」といった詩題に対する藤原篤茂の「水成巴字初三日、源起周年後幾霜」と菅原雅規の「礙石遅來心竊待、牽流湍過手先遮」〔川口 1965 : 57〕の2首が収録されている。ただし、「縈流送羽觴」の詩題は、前述した村上朝における4つの詩題のいずれとも異なることから、記録が無い村上天皇の宮廷曲水宴のときのものか、あるいは臣下による私邸曲水宴のものもであったと考えられるが、証拠を提示できないため、いずれ

も断定できない。また、倉林は源順の「三月三日於西宮池亭同賦花開已匝樹應教」の記載をもって、応和年間において源高明の私邸で行われた臣下曲水宴の例として挙げている〔倉林 1966 : 87〕。しかし、源順のこの序文は長いとはいえ、曲水宴と関係ある部分は皆無である。題には「三月三日」とあるものの、内容は源高明の私邸を讚美しているほか、「時也三月三日、有鳥有花」や「山榴」、「庭櫻」、「朱衣緑袍」などといった花の描写がみられ、最後は「今猶陪花鳥之席」とある〔国民図書株式会社 1926a : 457-58〕。この宴は、曲水宴というよりも花宴と称したほうが相応しいと考える。前述した紀略の応和元年（961）三月五日の「櫻花宴」という記事と関連させるならば、この時代の三月初頭に花宴を行う慣わしがあったといえる。三月三日の宴といえども、必ずしも曲水宴ではなかったのである。

村上朝の曲水宴は歴史記録と故実書の両方に恵まれ、その様子の詳細までもがうかがえる。しかし、漢詩の方からはほとんどわからない。その後、一条朝の藤原道長の曲水宴までの約40年もの間、曲水宴の記録がみられないことから、史料上、明確に天皇が宮苑曲水宴の主催者とわかるのは、村上朝の記録が最後となる。

6 小括

本章において、主に9世紀初頭における嵯峨朝の曲水宴があった可能性、そして9世紀末の宇多朝の曲水宴と10世紀半ばの村上朝の曲水宴について分析を行った。

平城朝の停廢詔から宇多朝の曲水宴再開までの80年あまりは、先行研究においてほとんど曲水宴がなかったとされてきた。本章では、山中裕による嵯峨朝の曲水宴の開催説に賛同しながら、根拠となる漢詩を新たに提示した。そして、嵯峨朝の曲水宴が少なかった理由は、新しくできた花宴あるいは春の詩宴に取って代わられた可能性も指摘した。ただし、この時代における曲水宴の史料は現状ではほとんどなく、不明なところが多かったため、推測の域を出なかった。この問題を明確に解き明かすには、史料のさらなる発見に期待するしかない。

嵯峨朝の影響が強かった淳和・仁明の二朝、及び次の文徳朝の史料には三月三日の記事がほとんどなく、また次の清和、陽成、光孝三朝においては、御燈が新たに三月三日の宮廷行事として定着していく。

宇多朝における曲水宴の再開についても、御燈の日（三月三日）に曲水宴を開くかた

ちをとっており、桓武朝までの曲水宴が主であったものとは様相が異なる。そして、参列者であった菅原道真や島田忠臣の漢詩が多く残されており、宇多天皇の曲水宴は夜まで続くことなどがわかった。しかし、宇多朝における曲水宴の復興は、宇多天皇・上皇の個人的趣味による遊宴・詩宴のようなものであり、朝儀までの復興ではなかった。また、桓武朝までの曲水宴の記事には、ほぼ漏らさず「賜祿有差」と書かれたのに対して、宇多朝の曲水宴は祿・物を賜うことが記録されていなかった。この時代の曲水宴は、厳格な朝儀の様相を取らず、政治的意味もやや薄まり、宮廷詩宴サロンといった性格をもっていたと推測した。

宇多朝以降、50年あまりにわたる醍醐と朱雀の両朝では、曲水宴の姿は見られなかったが、10世紀後半の村上朝において再び催された。村上朝の曲水宴も宇多朝と同様に御燈行事が背景にあり、歴史記録のほか、故実書によって、その行事の様子が詳細に記された。中には著座次第をはじめ、給紙筆、献題、探韻、給酒肴、流杯曲水、披講（奏楽）、賜祿などがあり、身分の格差が重視され、曲水宴が高度に格式化されたことがうかがえる。また、村上朝の曲水宴は、史料から読みとることができる杯曲水を備えた天皇主催の宮苑曲水宴の最後の事例であった。

なお、曲水宴は、9世紀初頭における嵯峨朝から10世紀半ばの村上朝までのおよそ150年にわたってみられることを述べたが、この期間中の曲水宴について、以下の3点が特に重要であると思われる。

第一に、宇多朝の曲水宴と村上朝の曲水宴との共通点・相違点である。宇多朝の前には、三月三日の宮廷御燈の確立があり、曲水宴も長らく行われていなかった。村上朝の場合も同じく曲水宴の断絶より復興を成している。そして、両者とも桓武朝までのような宮苑曲水宴ではなく、天皇の個人的趣味による再開であった。しかし、宇多朝の曲水宴は天皇個人の趣味によるサロンの詩会であったのに対して、村上朝の曲水宴は非常に厳格であり、天皇と公卿が流杯行事に参加しなかったほど身分の隔たりが強調されたものであった。両者の相異は、濃厚な詩会的雰囲気を作ることができる菅原道真や島田忠臣のような大詩人がいるかどうかにもよると思われるが、しかし最も重要なことは、宇多朝は延喜の前であり、村上朝は延喜の後であったことと考える。儀式が整備された延喜以降、公卿が注目したのは行事の内容であり、村上朝の曲水宴が記録された『西宮記』のような儀式書もそうした時代の風潮の下で成立したことが考えられる。そのため、村上朝の曲水宴は朝儀ではなかったものの、式は朝儀的な厳格さをもっていた。ただし、村上朝の曲水宴を以

前の朝儀的曲水宴にあてゐるのも妥当ではない。奈良時代の曲水宴の実態はあまり伝わっていないが、朝儀的厳格さがあつたと推測できても、それが村上朝の曲水宴と同様あるいは類似していた証拠はない。村上朝の曲水宴はやはり当該時代、特に延喜以降のものとして認識すべきである。

第二に、桓武朝までの朝儀的曲水宴が終わった後の150年あまりを一つの全体として捉えた場合、曲水宴自体においても特に変動が激しい時期であつたことがわかる。前章では曲水宴の成立から桓武朝まで整理したが、特に8世紀初頭から9世紀初頭までの100年間は、律令制下の朝儀曲水宴であり、史料における行事の変化もそれほどみられなかつた。それに対して、桓武朝の後の曲水宴については、まず平城朝の停廃及び嵯峨朝の再開の可能性、そして宇多朝のサロンの開催、続いて、高度に格式化された村上朝のものといった変遷がみられる。これらの変化は、まずは前代の曲水宴がもつ連続性からの逸脱であつた。嵯峨朝-宇多朝、宇多朝-村上朝の曲水宴は断続的な継承であり、桓武朝以後の曲水宴は天皇が2代に渡つて継承することができなかつた。その場合、時代の風潮とともに変化が生じるのはむしろ自然であろう。ただし、それも一因に過ぎず、最も重要なことは、この150年は、ちょうど「唐風」から「国風」への文化的過渡期と重なっていることである。嵯峨朝より3代は唐風重視と言われ、しかし宇多朝においては遣唐使の派遣が停止され、唐自体も9世紀初頭、つまり宇多朝に続く醍醐朝において滅亡し、中国はしばらく戦乱に陥つた。その後、同じ醍醐朝において『延喜式』が整えられ、宮廷の趣向も徐々に国風へと変化していった。その変化の過程の中に生まれた村上朝の曲水宴は、従来みられた「唐」という背景を失い、曲水宴を構成する漢詩・流杯行事などの中国的要素を日本的に再編して、儀式化されたものといえる。そのため、村上朝の曲水宴はそれまでの曲水宴とは一線を引くような差異が生じたことが考えられる。

第三に、村上朝の曲水宴は後世の日本曲水宴の基礎である。そして、その曲水宴は特に身分の格差と内容の厳格さが特徴であり、その形式は延喜以降の公卿の間に流行つた故実記録によって記され、それが後世に影響を与え、継承されていく。次の第4章で詳述するが、村上朝以後に行われた11世紀における藤原道長や師通の曲水宴は、村上朝のものを模倣した上で発展させたものであり、村上朝の曲水宴は、いわば「日本的曲水宴」の枠組みの基礎といえる。後世の曲水宴は、ほぼ撰関家による臣下の私邸曲水宴であつたが、その源流は村上天皇主催の曲水宴であり、道長の曲水宴などと並列させて見るべきではない。

以上のように、平城朝の曲水宴の停廢詔によって、長らく継承されてきた従来の朝儀的な曲水宴は絶えることになり、嵯峨朝、宇多朝、村上朝におけるそれぞれの再開も朝儀的なものにはならず、天皇の趣味によって催されるに過ぎなかった。また、唐風から国風への文化的変遷を背景としたこの150年の間に、曲水宴の形式は文化的風潮の変化の影響を受け、10世紀半ば村上朝の曲水宴の段階には日本化を遂げた。この「日本的」再編成によって、曲水宴は宮廷の伝統として更に深く定着し、後世の曲水宴の基礎となった。また、この時期については、史料上で明確にわかる天皇主催の宮苑曲水宴の最後の事例がみられるため、日本曲水宴を研究する上でも重要な時期であると考えられる。

第4章

摂関期以降の曲水宴

第4章 摂関期以降の曲水宴

1 藤原道長の曲水宴

村上天皇が亡くなった後、朝廷の勢力闘争は、冷泉・円融両天皇の皇位と皇嗣の争いに焦点があてられ、968年から986年までの冷泉、円融、花山三代は政治的に不安定な時期であった。藤原兼家が一条天皇を即位させた後、政治的場面においては一応収まったものの、兼家の死後は道隆、道兼という関白の交替があり、さらには伊周と道長との闘争が続いた。政治が安定してくるのは、道長が政権を握った長和年間（1012～1017）以降であろう。一条朝における三月三日の宮廷行事も御燈であり、由の祓も含めた貴族の御燈も三月一日に行われていた。また、道長の時代において、触穢による祓は史料上で頻繁にみられ、三月初巳の日における祓の事例も確認できる。たとえば、『御堂関白記』の寛弘元年三月九日（癸巳）の条に、道長と妻の倫子が巳の時に祓を行い、申の時に敦康親王の祓を手伝ったことが記されている〔山中裕編 1994：62〕。『源氏物語』須磨の巻に出てくる光源氏が須磨で行った三月の初巳の禊は、よく知られる。こうした三月初巳の日における祓は、後の上巳祓につながっていると考えられる。ただし、まだ、この段階では「上巳祓」は名称としては定まっていなかった。一条朝寛弘四年（1007）に道長邸で開かれた曲水宴は、このような三月行事の背景のなかで成立した。

寛弘四年に行われた曲水宴の様子は、道長の『御堂関白記』に記されている。道長が主催したこの曲水宴は、ほとんどの先行研究で取り上げられている。たとえば、倉林は『御堂関白記』の記事と寛治五年（1091）の師通曲水宴とを比較しており〔倉林 1966：87-93〕、また、菅原も摂関期における曲水宴の1例として挙げている〔菅原 1990：44〕。しかし、この曲水宴については、時代背景や当時の「作文」とのつながりといった視点から、もう少し分析が必要である。また、この曲水宴で作られた大江匡衡の序も漢詩史料として視野に入れるべきである。本節においては、まず一条朝における「作文」の実態を把握し、寛弘四年の曲水宴の背景であった漢詩のあり方を説明する。そして、曲水宴の当日の様子を『日本紀略』の記録や『御堂関白記』などの貴族日記、漢詩をもとにできるだけ復元したい。

「作文」というのは、10世紀後期にできた名称であるが、その実態は漢詩の詩会であ

り、内裏または臣下の私邸で行われたものである。飯沼清子は「平安時代中期における作文の実態」の中で〔飯沼 1987〕、撰関時代における作文について整理を行っている。それによると、長保年間（999～1004）と寛弘年間（1004～1012）はとりわけ作文の回数が多く、それぞれ27回と66回に及ぶ。年間平均にすると、6.75と8.25回となり、その回数は、前後の時代の平均1.2回や3.2回と比べて、大幅に上回っている〔飯沼 1987：156〕。これは一条天皇と道長の文化的関心の高さに起因するものであり、大江匡衡などの秀才の存在とも関わっていたことが指摘されている〔飯沼 1987：157〕。道長による曲水宴の再開についても、そうした作文の背景となった漢詩のあり方が重要であったらう。

作文と曲水宴との関係性について説明するためには、以下に挙げた藤原行成の『権記』に記載された寛弘元年⁽¹⁾（1004）三月三日条をみていく必要がある。

権記

寛弘元年三月

三日。丁亥。晩景内豎来告。即参入、有作文。先是豫議曲水宴、而依尚侍四十九日内被止。今日序者匡衡朝臣。御書所同應製。題花貌年々同、以春為韻。

（三日、丁亥。晩景、内豎、来たりて告ぐ。即ち参入す。作文有り。是より先、予め曲水の宴を議す。而るに尚侍の四十九日の内に依りて、止めらる。今日の序者、匡衡朝臣。御書所、同じく製に応ず。題、「花貌、年々同じ」と。春を以て韻と為す。）

〔増補史料大成刊行会 1965a：6〕

この記事からは、その日に曲水宴を行う予定があったが、「而依尚侍四十九日内被止」、つまりは東宮（のち三条天皇）の妃である藤原綏子が亡くなってから四十九日未満であったため中止となり、代わりに作文を行ったことが読みとれる。曲水宴と作文は漢詩を作ることに共通しているが、前者には遊宴的な雰囲気があるため喪に不適切だとされ、後者はより日常的なものであるため、今回の喪とは関係なく行えたことが推測できる。

しかし、ここで1つの疑問が出てくる。この作文に関しては、大江匡衡の「七言 三月三日同賦花貌年年同應製一首 以春為韻 並序」があり、それは『江吏部集』に収録されて

いる。その序文のなかに、曲水宴と関係していると思われる部分がある。その冒頭をみてみると次のようである。

夫三月三日之佳會其來尚矣。周城洛邑問龜墨而權輿、晉集華林染鳳毫而遊履者也。我君乘萬機之餘閑、賜一日之榮宴…泛羽觴於水上、酌惠澤醉恩波。于時卿士獻詩、觴詠不止…亦感曲洛之風俗…

（三月三日の佳会の由来は遠い昔に遡る。周の洛邑（＝洛陽）は亀卜によって始まり、晋の華林園集会は詩作と遊宴を興じた。我が君主は萬機の餘閑を乗り、一日の榮宴を賜う…羽觴を水上に泛べ、惠澤を酌して恩波に酔う。その時に公卿文士は詩を献じ、羽觴を浮かべて詩を詠じること止まず…またも曲洛の風俗を感じる）

〔塙 1980：231-32〕

この記述からは、曲水宴が行われていた様子を読みとることができる。しかし、その日については、前述した『権記』のほかにも、『御堂関白記』の「只今可参内者、有作文事」〔山中編 2006：57〕や『日本紀略』の「三日辛亥。御燈。今日於御書所有詩會。題云花貌年年同。序者匡衡。」〔黒板 1984：208〕という記事があるものの、そこには「詩会」とだけしか示されておらず、曲水宴とは書かれていない。このことから、匡衡が予め曲水宴の序文全てあるいはその一部を完成させていたため、曲水宴が中止となっても『江吏部集』に収録されたことが考えられる。ただし、匡衡の序文からは、曲水宴における洛陽の発祥や西晋の華林園集会、皇帝への賛美などが読みとれ、この時代における古代中国の曲水宴故実やそれ以前の天皇主催の曲水宴への認識をよく伝えていると思われる。もし、予定どおり開催されていれば、一条天皇主催の宮苑曲水宴となったであろう。

寛弘元年の作文に変更された曲水宴のほかには、山中裕編『御堂関白記』の注において、『本朝麗藻』という伊周の詩から一条朝における宮廷曲水宴の可能性が提示されている。それによると、伊周の詩である「三月三日侍宴、同賦間柳發紅桃應製」については、「第四句に『黛動半藏曲水春』とあるように、曲水宴の詩であり、題と合わせて、一条朝のいずれかの時に宮廷の曲水宴があったことがわかるが、それがいつであるかは不明である」という〔山中編 2006：66〕。確かに伊周の詩は、その題から天皇の宴に参列する際に作ったものであったことがわかる。しかし、第四句以外は、特に曲水宴とは関係がなく、第四句「黛動半藏曲水春」の「曲水」も、単なる修辭的な言葉として解釈できる。ま

た、この時代において、「曲水」は三月三日の代用としても使われていたことも考えられる。たとえば、大江匡衡は、寛弘三年三月四日の道長東三条院花宴において、「七言暮春侍宴左丞相東三條第、同賦度水落花舞應製詩一首、以輕為韻并序」を作っており、その序文には「蓋當曲水之翌日」とある〔与謝野 1926 : 203〕。前日の三月三日には、曲水宴が行われた痕跡がみられないことから、この「曲水」は三月三日を表記することだけを目的として用いられただけと考える。これらのことから、伊周の詩は、一条朝における宮廷曲水宴の可能性を示す事例として挙げられるものの、直接的な根拠とする事例にはならない。

以上が、寛弘四年の曲水宴の成立における背景である。次の『御堂関白記』の記事をみていく前に、同じ日のことが書かれた『日本紀略』と『権記』の記載をみておくことにする。

日本紀略

寛弘四年三月

三日庚子。御燈。今日、左大臣於上東門第設曲水宴。題云因流泛酒。

(三日庚子。御燈。今日、左大臣は上東門第で曲水宴を設ける。題は因流泛酒と云う。)

〔黑板 1984 : 213〕

権記

(寛弘四年三月)

三日。庚子。雨。詣左府、曲水宴也。

(三日。庚子。雨。左府(道長邸)に参る。曲水宴なり。)

〔増補史料大成刊行会 1965a : 76〕

『日本紀略』にあるように、この日に御燈が行われた。御燈には、言うまでもなく一条天皇が参与した。そして、道長の上東門第、すなわち土御門第に曲水宴を設けたことや詩題が記録された。また、『権記』の記事からは、行成は雨の中、道長邸に行き、曲水宴に参加したことが読みとれる。

この曲水宴の様子について、主催者である道長は『御堂関白記』のなかで以下のように記している。

御堂関白記

寛弘四年（1007）三月

三日

庚子。有曲水會。東渡口所板流東西立草塾・硯臺等、東對南唐廂上達部・殿上人座、南於廊下文人座。辰時許大雨下、水邊撤座。其後風雨烈、廊下座雨入、仍對内儲座間。上達部被來、就座。新中納言・式部大輔兩人出題詩。式部大輔出因流泛酒、用之。申時許天氣晴、水邊立座、下土居、羽觴頻流、移唐家儀、衆感懷。入夜昇上、右衛門督・左衛門督・源中納言・新中納言・勘解由長官・左大弁・式部大輔・源三位、殿上地下文人廿二人。

四日

辛丑。文成、就流邊清書。立流下、立廻草塾。講詩、池南廊樂所數曲有聲。昨日舞者着重衣、今朝位袍。講詩了間被物。納言直・指貫、宰相直、殿上人或絹褂、或白褂、五位單重、殿上六位袴、自餘疋絹。序匡衡朝臣、講師以言。

〔山中 2006 : 59〕

日記をみていくと、この曲水宴は三日から始まり、翌四日まで続いた。その日の内容を順番に整理してみると、以下のようになる。

三日

【座席準備】

①遣水座及び屋内座：

東渡口所板にある遣水の東と西にそれぞれ草塾（座席）や硯臺（文房具）を用意し、東對の南唐廂に上達部・殿上人の座を設け、廊下（同東側）の南の方に文人座を設ける。

【行事】

②大雨撤座及び對内儲座：

辰時（午前7～9時ごろ）に大雨が降り始め、遣水辺の座を撤去した。その後は風雨が一層激しくなり、廊下の座にも雨が入った。そして、室内に座を設けた。

③就座：

公卿たちが来て、座に就いた。

④詩題：

新中納言（藤原忠輔）と式部大輔（菅原輔正）の兩人に詩題を出させる。式部大輔が出した「因流泛酒」を採用する。

⑤水邊立座及び流觴曲水：

申時（午後3時～5時ごろ）に天氣が晴れ、再び水辺に座を設けた。そして遣水の辺りに座り、羽觴を頻に流し、唐家（唐代を含めた中国、あるいは古代中国の意味）の儀式に移り、一同は感懐する。

⑥入夜昇上

夜に入り、室内に上がり、引き続き詩文作成などをする。参加者は右衛門督（藤原斉信）、左衛門督（藤原公任）、源中納言（源俊賢）、新中納言（藤原忠輔）、勘解由長官（藤原有国）、左大弁（藤原行成）、式部大輔（菅原輔正）、源三位（源則忠）など、殿上及び地下の文人計二十二人である。

四日

⑦流辺清書：

詩文ができ、再び水辺に座を設け、そこで清書する。

⑧講詩：

詩を披講する。その間、池の南廊にある樂所は音楽を演奏する。舞人は昨日が重衣、今朝は位袍を着る。講師は大江以言であり、序文は大江匡衡の作である。

⑨賜物：

講詩が完了したあと、参会者の身分に従い、それぞれ服や絹を賜う。

整理した内容をもとにみると、三日の辰時（午前8時ごろ）から雨が降り始めたが、その前にすでに席が整っていたことがわかる。公卿たちが雨の中、到着したので、この曲水宴は午前中、あるいは午後から開始する予定であったことが考えられる。ただし、翌四日の何時に終わったのかはわからない。⑧の講詩のところに出てくる舞人の記載については、「今朝位袍」とあるが、この「今朝」は前句の「昨日」と対になっているものであり、「今日」という意味である。いずれにしても、曲水宴が翌日まで続いたことがわかる。

この曲水宴の舞台である土御門第⁽²⁾については、太田静六の『寝殿造の研究』で詳述されている。太田の分類では、曲水宴が行われた寛弘四年（1007）は「第一期土御門殿（道

長時代、991頃～1016)」に属しており〔太田 1987：156〕、同書に太田が作成した復元図を図4-1にあげる。

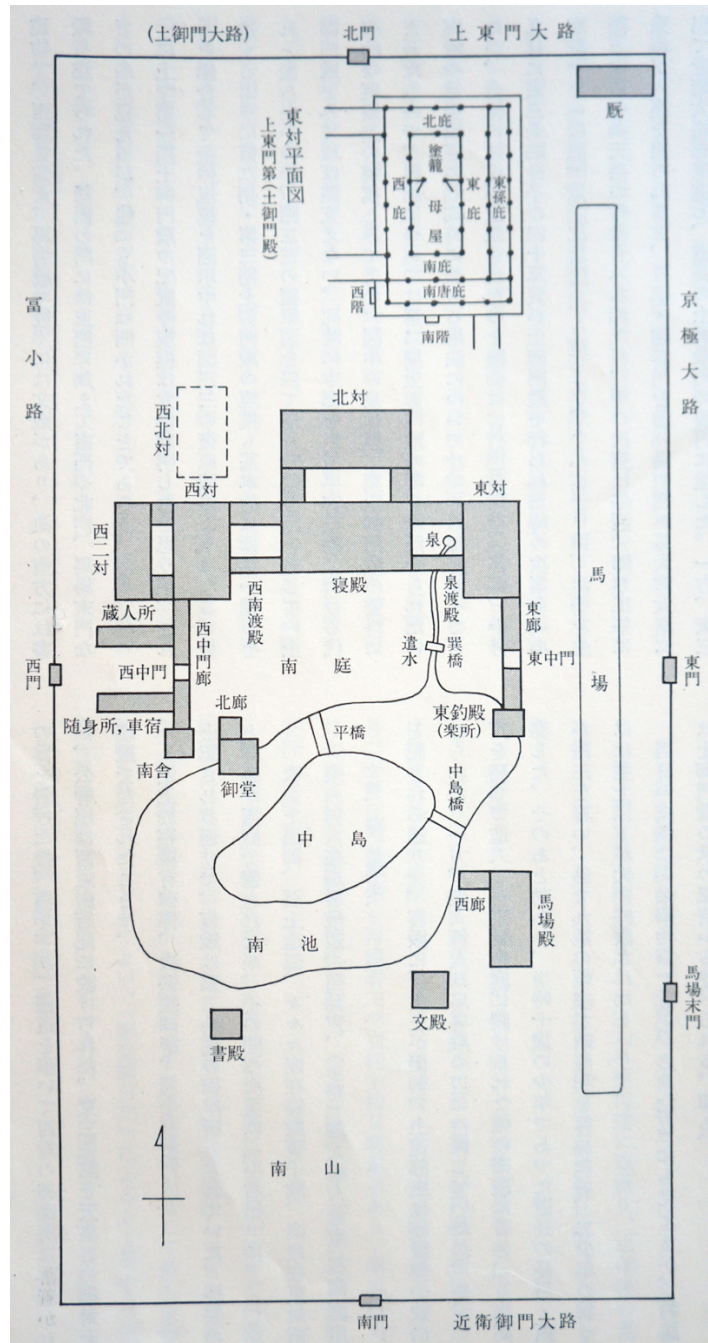


図4-1 藤原道長第一期土御門殿〔太田 1987：163〕

整理した①・②の様子と図4-1とを合わせてみると、曲水宴は土御門第の東側にある遣水を中心に展開したことがわかる。記事冒頭にある「東渡口所板」の意味は、おそらく東

渡殿（図4-1のなかにある泉渡殿）あたりを指しており、そこから出る遣水の流れの両側に座を設けたことが推測できる。そして、東対の南唐廂、すなわち図4-1の上部にある東対平面図では「南唐庇」と示されている所に上達部・殿上人の座を設けて（遣水の上流）、東廊から南の方（東中門より南の可能性もある）に文人座を設けた（遣水の下流）。雨が降った後、遣水辺りの座は下げられ、廊下の座も室内に移されたが、天気が晴れた後は再び座を戻したので、①の座席は基本配置であったと考える。

その日の記載からは、一条天皇がいた様子はみられない。同日に御燈があったことはすでに述べたが、御燈の後も天皇はこの曲水宴に来ていなかったことになる。それに道長の座席配置においても天皇の座の記載がなかったことから、はじめから臣下の曲水宴として計画されたものであったことが考えられる。しかし、臣下私邸の曲水宴とはいえ、座席の配置は厳格な身分差にしたがっており、上達部・殿上人の座と文人の座は離れて設けられ、東対と東廊というように位置する建物も異なっていた。この厳格な身分の区別は、前節で述べた村上天皇の曲水宴を想起させ、その時も公卿と文人の座は同列ではなく、離れて設置されていた。ただし、道長が『西宮記』などの儀式書を通して村上朝の曲水宴を擬した可能性もあるが、村上天皇の曲水宴のほうがより厳格であり、そこでは著座してから侍臣が紙筆を給い、そして献題に進むという一定の格式にしたがったものであった。一方、道長の曲水宴では、予め紙筆などを水辺に用意するなどしており、必ずしも『西宮記』の記載にしたがっていなかったことがわかる。道長の曲水宴が、村上朝の曲水宴から継承したものは、内容よりもまず厳格な身分の区別であり、その背景には摂関政治の時代性があった。

この曲水宴における漢詩はほとんど散佚してはいるが、唯一残っているのは大江匡衡の詩である。以下は、『江吏部集』に収録されている大江の詩と序文である。

大江匡衡

七言 三月三日侍左相府曲水宴同賦因流泛酒應教詩一首 以廻為韻並序

夫曲水本源其來尚矣。昔成王之叔父周公旦卜洛陽而濫觴、今聖主之親舅左丞相藤原道長亦宅洛陽而宴飲。蓋乘輔佐之餘暇、惜物色之可賞也。方今仰士大夫仙郎儒吏之工詩天下一物以上。連賓榻於林邊、盡整詞華之冠。汎羽觴於水上、頻酌芳草之酒。至彼獻酬之淺深任波心、巡行之遲速經岸脚。醉鄉氏之俗、伴鄭泉而得水路。酒德頌之文、因巴字而添風情者也。於戲何處不玩今日之花水、而居槐庭遊桃源者猶稀。誰人不感此

地之風流、而列鵷群振鳳藻者有限。今日之事盛矣。優哉我相府、薦賢之樂調妙。以政典為琴箏、養才之菓味濃、以道德為梨棗。何唯妙舞清歌之悅耳目、綺肴玉饌之堆盃盤而已。但有遇花少榮輝、對水恥沈淪者、位纔正議大夫、隔青紫而命薄。職只太子賓客、亞黃綺而齡傾。謬為唱首、謂時人何云爾。

時人得處坐青苔、泛酒清流取次廻。水瀉右軍三日會、花薰東閣萬年盃。巡行波月映明府、斟酌沙風是後來。扶醉初知春可樂、魯儒猶耻洛陽才。

[埴 1980 : 206]

序の冒頭に「夫曲水本源其來尚矣。昔成王之叔父周公旦卜洛陽而濫觴、今聖主之親舅左丞相藤原道長亦宅洛陽而宴飲（曲水の本源は遠い昔に遡る。昔成王の叔父周公旦（＝周公）は卜して洛陽を始めさせ、今聖主（天皇）の親舅左丞相藤原道長も洛陽に宅を置いて宴飲す）」とある。卜占によって洛陽を築いた成王の叔父である周公と、「洛陽」（平安京の東は洛陽とも呼ばれ、土御門第もその辺であった）に宅を置いて宴飲する天皇の親舅である藤原道長とを対応させていることは、実に意味深い。成王は西周を開いた武王の子であり、即位の頃まだ幼少であったため、かわりに叔父の周公が政治を行っていたことは、史実としてよく知られている。周公は、洛陽を築き、文教を正すなどの功績によって、儒教的にも聖人とされていた人物である。錢穆が「周公與中國文化」で指摘したように〔錢 1998 : 141-158〕、唐とそれ以前の儒教において、周公と孔子は並び称され、崇拜の対象であった。つまり、唐の儒教を汲んだ当時の日本の支配者層にとって、撰関家を代表する道長を周公に喩えることは、歴史的類似性に加えて、儒教的・道徳的正当性も読みとれる。匡衡の序文にある「以道德為梨棗」は、その根拠となろう。

序文には「居槐庭遊桃源者猶稀」という表現があり、権門にいながらも「桃源」を遊ぶこととして道長の曲水宴を讃えている。「桃源」の表現は、前述した奈良朝における大伴家持の三月三日詩のなかの「桃源通海泛仙舟（桃源は海に通ひて仙舟を浮かぶ）」や、村上朝応和元年三月三日の詩題「花水落桃源」にも見られ、時代が降った匡衡にも同じ教養が備わっていたことがわかる。

また、この序文は、寛弘元年の作文における匡衡の「七言 三月三日同賦花貌年年同應製一首 以春為韻 並序」の冒頭と類似性がある。寛弘元年の方をみると、「夫三月三日之佳會其來尚矣。周城洛邑問龜墨而權輿、晉集華林染鳳毫而遊履者也」（三月三日の佳会の由来は遠い昔に遡る。周の洛邑（洛陽こと）は龜卜によって始まり、晋の華林園集會

は詩作と遊宴を興じた)となっており、よく似ている。両方とも「洛陽はトによって始まり」という流れから、中国皇帝の華林園集會に擬している。一方、道長の曲水宴における匡衡の作は、周公に続いている。これは天皇に奉るかどうかによって生じたものではないかと思われる。寛弘元年の詩題に「應製」とあることから、天皇に奉じるつもりで書かれていたことがわかり、その中に「華林園集會」を使ったのは、西晋の華林園か宮庭庭園が意識されたからであろう。名高い華林園の曲水宴は宮廷のものであったため、臣下である道長の曲水宴に喩えないという政治的配慮を匡衡がもっていたことがうかがえる。そのため、同じく「洛陽はトによって始まり」と書き始めた後、一方は華林園、もう一方は周公へとつながったことが考えられる。

匡衡は序文においては、道長の曲水宴を周公に擬したが、その詩にはまた「水瀉右軍三日會、花薰東閣萬年盃」(水流す右軍(王羲之)の三日會、花薰る東閣(上東門第)の萬年盃)とあり、王羲之の蘭亭曲水會も土御門第の道長曲水宴に対応させている。これについては、菅原が提起した道長の記事にある「移唐家儀」の問題と関わっているので、以下、「移唐家儀」における問題を取り上げながら、王羲之の蘭亭曲水會と道長曲水宴の関連性を考えたい。

菅原は、道長の記事にある「移唐家儀」について以下のように述べている。「申時には天気が回復し、羽觴が曲溝を巡っている。『移唐家儀』ということだから、さぞ華やかな儀式であったと思われる。ただ、『衆感懷』とあるように、公卿たちのこの儀に対するあこがれと、あいにく雨にたたられたという思いがあふれている。しかし、そこには『西宮記』や『北山抄』等の儀式書で曲水流觴の明確な記事がないので、道長が何を典拠として行ったかは不明である。彼はすぐれた公卿であるとともに、和学・漢学にも通じていたから、おそらくこれも中国の故事に慣れたものといえよう」〔菅原 1990: 44-45〕。さらに、菅原は後注で、慣れた中国の故事として、王羲之の『蘭亭序』のなかにある「流觴曲水」の箇所を引用して、「曲水宴の奥深い詩情が描写されているが、道長も少なからず影響を受けたことであろう」と推測している。

この問題は、山中が編集した『御堂関白記全注釈』にも取り上げられている。具体的には、「匡衡の詩に『右軍(=王羲之)』の名が見える」という根拠をあげながら、「道長たちの念頭にあったとみてよいだろう」〔山中等 2006: 67〕と賛同している。また、「寛治五年の師通の曲水宴について語る『今鏡』巻四には『三月三日、曲水の宴といふ事、六条殿にてこの大臣(=師通)せさせ給ふときこえ侍りき。唐人の汀に並み居て、鸚

鵝の杯を浮かべて、桃花の宴とてする事を、東三条にて御堂の大臣（＝道長）せさせ給ひき。その古き跡を尋ねさせ給ふなるべし』（『東三条』は土御門第の誤り）と、ここでも中国の風を移していることを強調している。これによれば、羽觴を用いたことが肝要であったか。あるいは、後掲する匡衡の序文に『梨棗』とあることから、『棗を投ずる仕来りが残されて』（中村喬『中国の年中行事』）いた中国南朝の風が意識されていたのかもしれない」（山中等 2006：67-68）。

つまり、菅原説では、道長の曲水宴における「移唐家儀」は、王羲之「蘭亭序」の「流觴曲水」故事が典拠となっており、道長らはその「奥深い詩情」に影響を受けたと主張している。一方、山中説は、菅原説を認めた上で、『今鏡』の記載をもって「羽觴」を用いたことが肝要であったと述べ、さらに匡衡の序文にある「梨棗」を新たな「唐家儀」の可能性として捉えている。

山中説のいう通り、匡衡の序文には「以道德為梨棗」がある。ただし、「梨棗」は中国南朝における棗を投ずる風習のことではない。「梨棗」は詩文の慣用語の1つであり、『古代漢語詞典』には「昔は梨の木や棗の木が木版印刷の版木に多く使われたゆえ、転じて版木を指す」（古代漢語詞典編寫組 2007：956）とある。つまり、「以道德為梨棗」は、道德をもって本に残るという意味であり、そこからは主催者である道長を讃えたことのみが読みとれる。また、山中は羽觴を用いたことが肝要と述べているが、それに関する具体的な議論はみられない。

「移唐家儀」の問題を解決するには、前後の関連をみながら、「申時許天氣晴、水邊立座、下土居、羽觴頻流、移唐家儀、衆感懷」の句を全体として捉える必要があると思う。そこで、以下の3点に注目したい。

1点目は、菅原が提示したように、その日が大雨から転じて晴れになり、曲水行事が行えたことである。「申時許天氣晴、水邊立座、下土居」は、当然、参加者の心情に影響を及ぼし、最後の「感懷」の背景にもなった。

2点目は、曲水行事の形式であり、主に羽觴と順序の問題である。道長の曲水宴における羽觴は、梨棗と関係がなかったことはすでに述べたが、後世の記録からこの曲水宴で使われていた羽觴を特定することができる。鎌倉時代に入った13世紀初頭において、九条良経は曲水宴の計画を立て、その準備過程は藤原長兼の『三長記』に記されている。その中に「羽爵寛弘墨漆、寛治作水鳥綵色置盃、可被用寛治例（羽爵は寛弘が墨漆、寛治は水鳥綵色の物に盃を置く、寛治の例が用いられる）」（増補史料大成刊行会1965c：172）とあ

ることから、寛弘年間における道長の曲水宴の羽觴は、墨漆であったことがうかがえる。墨漆の羽觴は、古式中国風（または中国伝来）のものであった可能性が高く、中国的な羽觴で流杯行事を行っていたとすれば、「衆感懐」の一因にもなったと考えられる。

次は、流杯曲水の順序についてである。『西宮記』などにみえる村上天皇の曲水宴では、流杯宴飲と作詩は同時に進行していたようであるが、王羲之曲水宴の場合は、周知の「一觴一詠」という記載からもわかるように、盃が目の前に来るまで詩句を唱え、そして盃を取って酒を飲むという古代中国の伝統的なやり方をとっていた。道長のいう「移唐家儀」とは、こうした古代中国のやり方に影響を受けたものであったのではないかと考える。匡衡の詩には「時人得處坐青苔、泛酒清流取次廻（時の人は坐るところを得て青苔に坐り、酒の盃を浮かぶ清流から盃を取り、清流はまた次の人のところに廻り行く）」とあり、次々と浮かぶ盃を取る様子が読みとれる。序にも次のようにある。

汎羽觴於水上、頻酌芳草之酒。至彼獻酬之淺深任波心、巡行之遲速經岸腳。醉鄉氏之俗、伴鄭泉而得水路。酒德頌之文、因巴字而添風情者也

（羽觴を水上に浮かべ、芳草（詩文）の酒を頻りに酌む。獻酬の淺深は波心に任せ、岸脚を経ることで巡り行くの遅さ速さが生ずる。郷氏（中国）の俗に酔い、鄭泉（中国の三国時代における酒好きの名人、転じて酒をさす）に伴って水路を得る。酒徳頌の文は巴字（曲水）のため風情が添えた）

すなわち、中国の俗に従い、獻酬しながら曲水に浮かぶ芳草の酒、つまり詩文と酒を交じえながら、頻りに酌む様子をうかがうことができる。まさに、王羲之の「一觴一詠」のような状況であろう。もっとも、この時代における公卿たちの詩文能力は衰退していたとする研究者もいるため〔飯沼 1987：152〕、当時はその場で詩句を作り出す「一觴一詠」というのは難しかったかもしれないが、従来の名句を朗詠するかたちであったなら可能であろう。そうであるならば、「移唐家儀」とは、つまり中国風の羽觴を用いながら、王羲之式の曲水行事を移したことになるだろう。

3点目は「移唐家儀」の後に続く、「衆感懐」が含む意味である。道長の曲水宴は、村上朝の曲水宴から約50年後に開催されたものであり、3年前の寛弘元年に予定していた一条天皇の曲水宴は、作文に変更されたことはすでに述べた。こうした背景に、1点目でみた当日における大雨が止んだことも加わり、久しぶりによくできた曲水行事に人々は

「感懷」したと理解できる。また、「感懷」のもう1つの理由は、「唐家」に由来していたかもしれない。寛弘四年（1007）の時点で、唐が滅んだ907年から100年も経っている。曲水宴自体は唐との交流によってもたらされたものであり、唐が滅んだ後も日本において唐家の儀を行うということは、漢学の教養が高い道長などの公卿や文人にとって、「衆感懷」の一因となったであろう。それに、文面からの推測にはなるが、この曲水宴において道長をはじめとした公卿らは、自ら流杯行事に参加したことがうかがえる。村上朝の曲水宴の節では、村上天皇をはじめ公卿たちは清涼殿を廻る御溝に降りることもなく、文人たちの「流盃溝水」をただ観賞していただけであった。しかし、道長の曲水宴は席の区別こそあるものの、道長が記した「申時許天氣晴、水邊立座、下土居」をふまえてみると、主語は省略されているが、道長自身も遣水の辺りに下ったことを推測できなくもない。それに続く「羽觴頻流、移唐家儀、衆感懷」と合わせてみれば、流杯曲水に直接参加したということ自体も一同が感懷した理由の1つとなるのではないかと推測できる。

全体的な視点でいうならば「移唐家儀」とは、おそらく中国風の羽觴を用いた王羲之式の「一觴一詠」であり、ようやく開催を成した曲水行事に道長を含めた公卿たちも直接参加したということになる。

また、菅原は、王羲之の蘭亭曲水宴が道長らに影響を及ぼしているのは、その「奥深い詩情」と述べている。しかし、共感されていたのは、詩情よりも一層深い意味が潜んでいたかもしれない。政治的に栄華を極めた道長は、光を存分に浴びただけではなく、その反面闇も大いに怖れた。藤本勝義は「藤原道長と物の怪」において、道長が敵対者の怨霊を怖がり、度々物の怪に悩まされていた姿を明らかにしている〔藤本 1995〕。曲水宴が行われたこの寛弘四年の春というのは、娘の中宮彰子はまだ妊娠の兆候がなく、道長の摂関政治も安定していなかった時期でもある。種々煩惱に苦心する道長が、王羲之の蘭亭曲水に最も共感したのは、詩情よりも政治から逸脱した束の間の「放浪形骸」、つまりは精神的解放であったのではなかろうか。以上の推測の根拠として挙げられるのは、道長の記事に記された参加者のなかに伊周の姿がなかったことである。伊周はすぐれた詩人であり、寛弘初年より朝堂への復帰を果たした人物である。天皇主催の花宴にも参列した伊周を、自分の私宴である曲水宴に招かないことは、身内に限る政治から離れた宴にしようとする道長の心情をうかがうことができる。

以上のように、道長の曲水宴は摂関的政治性を帯びながら、王羲之の蘭亭曲水を模倣したものであった。臣下の私邸曲水宴とはいえ、この宴は、前述した奈良朝宇合の曲水宴の

詩にみた「為弟為兄」のような、完全に政治から離れた宴とはならなかった。身分の区別のある席配置で撰関家の尊厳を保ちながら、王羲之式曲水に精神的解放を求めるという矛盾は、むしろ撰関期における道長の曲水宴の特徴の1つといえよう。

2 撰関後期の三月三日宴

(1) 後一条朝の三月三日密宴

一条朝寛弘四年の道長曲水宴の後、後一条朝には三月三日の密宴が催され、また、後朱雀朝と後冷泉朝においては曲水関係の詩宴が行われた。

後一条朝三月三日の宴が、寛仁二年と長元四年に行われたことが『日本紀略』に記されている。

寛仁二年（1018）

（三月）三日丙申。密宴。題云桃為岸上霞。

〔黑板 1984：247〕

長元四年（1031）

（三月）三日庚戌。御燈。禁闈有密宴。桃源皆壽考。東宮詩會。題云桃花助醉歌。

〔黑板 1984：279〕

まず、長元四年（1031）の密宴について、滝川幸司は『小右記』長元四年三月四日の記事を取り上げて、前日の宴が「作文」であったことを述べ、「曲水宴が行われた可能性は低い」と主張している〔滝川 2007：288〕。そうした場合、前の寛仁二年（1018）についても、「密宴」であったため、同様に「作文」であった可能性が高いと思われる。その年には道長はまだ健在であったが、『御堂関白記』に三日の記録が欠けていたため、密宴に参加したかどうかは不明である。ただし、前後の日である二日と四日については、『日本紀略』と『御堂関白記』の両方とも仁王会の記事となっていることから、多忙な中で流杯曲水の宴を行えた可能性は低く、作文だけであったと考える。また、長元四年の記事には「御燈」があり、後一条朝の三月三日も御燈が主な行事であったこと、そして御燈と密宴が並存していたことがわかる。

ただし、滝川は長元四年の密宴を1つの事例として捉えているが、前掲の記事には「禁

「闡有密宴」と「東宮詩會」とあり、つまりは天皇と皇太子の両方で宴が行われ、厳密にいうならば、同三月三日には2つの密宴があったとみるべきである。詩題は、天皇のほう「桃源皆壽考」、皇太子のほう「桃花助醉歌」とあり、それぞれ出された。前の寛仁二年の例も「桃為岸上霞」とあったため、後一条朝の三月三日密宴は、3回とも「桃」や「桃源」を題とされたことは意味深い。前述した大伴家持の三月三日詩や村上朝応和元年三月三日の詩題、そして道長曲水宴における匡衡の序文にも「桃源」という表現がみられ、先ほどからみてきた密宴もまたそういう特徴を受け継いだといえる。しかし、3回とも「桃」や「桃源」を題とすることは、「桃源」のイメージが特に好まれていたことが指摘できる。

(2) 後朱雀朝と後冷泉朝の三月三日詩会

『中右記部類』紙背漢詩からは、後朱雀朝と後冷泉朝の曲水と関わる三月三日詩会の存在が読みとれる。具体的には、後朱雀朝長暦二年（1038）、後冷泉朝永承六年（1051）、天喜三年（1055）、天喜四年（1056）、康平四年（1061）、治暦三年（1067）の6回行われた。これらの詩会または詩宴については、従来の曲水宴研究ではあまりとり扱われてこなかった。しかし、これらは、11世紀初頭の道長の曲水宴と11世紀末の師通曲水宴の間の時期に位置することから、11世紀における曲水宴に対する人々の認識を理解する上では、看過することはできない事例と考える。表4-1は、開催年や詩題などを整理したものであり、それをみながら分析を行うことにする。

表4-1 後朱雀朝及び後冷泉朝の三月三日詩会

開催年	詩題	詩数	場所
後朱雀朝 長暦二年（1038）三月三日	花氣薰人醉（推定）	5	不明
後冷泉朝 永承六年（1051）三月三日	曲水武陵春（推定）	8	不明
天喜三年（1055）三月三日	花色映春酒	15	勸学院

日			
天喜四年（1056）三月三日	勸醉是桃花	9	不明
日			
康平四年（1061）三月三日	曲江花初醉	19	李部少卿亭（藤原明衡七条亭）
日			
治暦三年（1067）三月三日	醉來晚見花	5	桂芳坊
日			

後朱雀朝長暦二年（1038）の詩会について、後藤昭雄は『中右記部類』紙背漢詩を整理して、これまでの採録から漏れていた第二十八巻の存在⁽³⁾を提示した〔後藤 1993：246-263〕。11首あるうち、（7）～（11）の5首については「年時の記録によって長暦二年（1038）の、内容から推して三月三日の、詩会の作であることが明らかである」〔後藤 1993：249-252〕と指摘されているが、後藤はそれ以上の分析は行ってはおらず、議論の中心はその他の6首をめぐって展開されている。長暦二年（1038）の5首は詩題が欠けているが、内容から推測すると「花氣薰人醉」の類であろう。天皇や摂関との関係性は見出すことはできず、橘義清の句にあった「詩朋酒友」のように、臣下の詩会であったと思われる。また、作に注目してみると、藤原元範は「行遮曲岸手先染、居對廻流襟漸芳」、藤原実綱は「雪勾緑蟻廻塘裏」や「任浪巡行加異氣」、源親範は「頻酌岸風」という記載がみられ、それらは流杯曲水と関係する表現であるため、この詩会は曲水宴であったことも考えられるが、単なる文学的表現であった可能性が高い。

後冷泉朝においては、表4-1で示したように5回開かれた。永承六年（1051）三月三日の方は8首あり、詩題は欠けているが、内容から「曲水武陵春」であったと推測できる。源資綱の詩には「三日佳期飫宴辰、桃花源裏望相頻」〔宮内庁 1972：56-57〕とあり、三月三日を桃花源に関連づけていた。また、藤原憲房の「藍水同粧曲水塵」、藤原師家の「曲洛」や「魏文塵」という表現から、曲水への意識が読みとれる。藤原師家の詩は、ほかにも「曲洛寄心添戸後、武陵廻眸入郷辰…仙洞締交催興裏、還知既往魏文塵」とあり、東晋陶淵明の「桃花源記」にみる「武陵」や「郷辰」、「仙洞」と曲水宴が関係しているようにみえる。「桃源」という表現は、前述したように、大伴家持の漢詩から始まり、村上朝、道長の曲水宴、そして後一条の密宴まで受け継がれたものであり、永承六年の詩会も同様であろう。以前の漢詩には、ただ「桃源」と書かれていたが、永承六年の場合は

「桃花源記」と曲水宴の類比が明確に記されていた。その原典などについてはここでは追究しないが、陶淵明が王羲之と同じく東晋の人であり、「桃花源記」にみられる俗世を離れた桃花源も「蘭亭序」における精神的解放に通じるため、桃の花による両者の結合はさほど不思議なことではないと考える。ただし、内容からみれば、この詩会は曲水行事が行われた可能性は低く、文学的な関わりがあっただけと思われる。

天喜三年（1055）三月三日の詩会は、「勸学院」と場所が明記されていた。勸学院は藤原氏子弟の学問所であり、この詩会は作文として催されただろう。詩題は「花色映春酒」であり、15首ある中で、曲水関係は少なかった。藤原実政の「艶臨羽觴引霞傾」、藤原成季の「暮春上巳酒頻傾、花色映來足動情」、藤原時経の「曲水根源今取口、姫公遺跡羽觴繁」、藤原季任の「羽觴氣味幾多情」、藤原能任の「引盞難分霞脆情」〔宮内庁 1972：66-68〕はその事例である。それらの曲水表現は、文学的修辭という性格が強く、曲水行事が含まれていた可能性は低いと思われる。

天喜四年（1056）三月三日の詩会は「勸醉是桃花」を題とし、場所は不明である。9首ある中で、詩題である「桃花」のほかに曲水の表現も多く、前述した永承六年のように、王羲之と陶淵明の両方が挙げられている。源資道の「三月三朝屬令辰、桃花勸醉蕩精神」〔宮内庁 1972：95-96〕によれば、三月三日と桃花の関係を示している。その他は、源経成の「入郷路歴仙源露、添戸座轉曲洛春」、藤原実範の「陶家菊蘂霜空冷、阮氏竹林露不勻」、菅原定義の「池亭今作蘭亭興、詩酒佳遊移舊塵」、今宗業任の「陶潛門柳誰添戸、王母園霞自促巡」、大江佐国の「桃花深淺岸間新、羽爵薰來勸醉春。郷中見誨不言唇、仙源未開口獨醒。三日佳遊傳此地、蘭亭遺美誰披陳」、惟宗孝言の「嵇氏竹林空絕席、陶家菊蘂未為鄰」、菅原是綱の「仙桃花綻屬良辰。紅粧相競入郷暮…劉氏彌誇新媚色、嵇公應契不言勻。羽觴更綻曲池浪」がある。このような一連の表現の中には、主に陶淵明の桃花源や王羲之の蘭亭、阮籍・嵇康が代表する竹林七賢、劉晨の天台山の4つの故事の存在をうかがうことができる。そのうち、劉晨の天台山は、研究が多くなされている。この故事は、天台山で神仙境に入れた伝説であり、南朝の『続齊諧記』に収録されて、唐以降、広く伝わったとされる〔許 2019〕。これら4つの故事は、俗世を離れた境地という意味で共通性をもつ。「三月三日曲水宴」の主題が文学的教養として11世紀半ばの貴族に吸収される際、そのイメージはまさにこの「俗世を離れた境地」であったと考える。天喜四年の詩会は、その根拠を示唆する上で重要なものであったと思う。ただし、この詩会で曲水行事が実際に行われたのかどうかは不明である。

康平四年（1061）三月三日の詩会については「曲江花初醉」を詩題とし、場所は「李部少卿亭」〔宮内庁 1972：93-95〕であったと記されている。李部や吏部は式部の唐名であり、李部少卿とは、参会者であった「式部少輔藤原明衡」のことであろう。この詩会では19首にも及ぶ作が残されている。その最後には「七条亭作文」とあるように、儒学者・文人である藤原明衡の私邸七条亭における作文であることや、流杯行事が行われなかったことが読みとれる。詩題に「曲江」があることから、この詩会は明らかに唐の三月三日曲江宴を意識したものである。また、藤原実宗詩の後に「此亭有池水故云」と注があることもふまえて述べると、明衡邸の池を曲江池に託すといった意味合いのもと「曲江」が詩題に入っていたことがうかがえる。一連の内容からは、たとえば藤原成季の「三月初三宴飲辰、濃花勸醉曲江潯」という記事は、三月三日の詩宴を曲江とつながり、菅原在良の「三月佳辰三日會、蘭亭昔蹟尚傳今」という記事は、三月三日の蘭亭集会在今に伝わると詠じている。そして、橘俊定の「魏帝遺塵廻柳岸、嵇公舊蹟酌桃源。三春暮月初三日、會合此時游水痕」や藤原兼衡の「思自桃源幾入郷」という記述は、魏の文帝や嵇康、桃花源を三月三日に関連づけている。また、橘為仲の「佳期三月曲江邊…還同晉日與周年」や藤原為定の「周年芳宴桃浦曉、晉日新遊岸柳程」からは、「周年」と「晉日」とあるため、周や晋にまつわる一連の伝説を三月三日の故実として吸収したことがうかがえる。明衡邸で催された詩会の作には、政治的な雰囲気はなく、菅原是綱の詩句である「愁攜詩酒芳蘭友」のように、単なる文学的集会であったと思われる。

治暦三年（1067）三月三日の方は5首しかない。ただし、散逸ではなく、本来小規模な詩会であったと思われる。場所は明記されてはいなかったが、参会者であった大江匡房の詩には「桂宮」〔宮内庁 1972：98-99以下同〕、源時綱には「宮廷」という記載があることから、内裏で催されたことが推測できる。「桂宮」は皇太子の桂芳坊のことであり、中町美香子によれば、桂芳坊は「師貞親王（花山）以降も、貞仁親王（白河）までは、一時的に内裏を出ることはあっても、原則として、天皇の内裏使用時には皇太子も必ずそこに居住して」〔中町 2002：80〕いた場所とされる。詩に伴う匡房の官位は「学士従五位下」と明記されていたため、治暦三年の時点において、匡房は尊仁親王（後三条天皇）の東宮学士を担当していたことになり、これは史実とも合致する。つまり、治暦三年三月三日の詩会は、内裏における尊仁親王の在所であった桂芳坊で開かれたことがわかる。また、詩題は「七言三月三日醉來晚見花応□令詩一首」とあり、「□」の部分は脱字していたが、前述した事情から推測すれば、この部分には「応（皇太子/太子）令詩一首」とい

う内容の文字が入るのではないかと思われる。そう考えるならば、この詩会を尊仁親王が見物していた可能性もある。また、詩会の作は、尊仁親王に奉るものであったことは確実である。詩の内容には、曲水関係のものが少し含まれており、藤原実政の「遙思曲水佳遊美、觴詠酣歌氣味深」、大江匡房の「蘭亭勝趣縱雖美、豈若桂宮景氣深」、源時綱の「宮廷風景多佳趣、何趁周年洛水潯」はその事例である。これらの内容から、曲水行事が行われたことは読みとることはできない。やはり、文学的教養を活用したことがうかがえるが、そこには1つ注意することがある。具体的には、大江匡房の「蘭亭勝趣縱雖美、豈若桂宮景氣深」と源時綱の「宮廷風景多佳趣、何趁周年洛水潯」は、前者が王羲之の蘭亭は桂宮に及ばず、後者は宮廷風景があれば「周年洛水」（周公の洛陽曲水故事）は必要ないと唱えたものである。これらからは、古代中国の事跡よりも、むしろ日本宮廷のほうが勝るという意識を読みとることができ、それは当時の貴族のアイデンティティの現れとも言えよう。

以上のように、後朱雀朝と後冷泉朝の三月三日詩会は、作文あるいは詩宴であり、曲水と関わる表現がありながらも曲水行事が実際に行われた可能性は低いと考える。また、開催が6回ある中で、治暦三年だけは東宮に対する應製であり、そのほかは臣下の集会であった。この時代の貴族にとって、三月三日と曲水が同等という意識はすでに彼らの文学的教養のなかに存在していた。そして、周公の洛陽曲水や魏の文帝の曲水宴、阮籍・嵇康が代表する竹林七賢、王羲之の蘭亭、陶淵明の桃花源、劉晨の天台山、唐の曲江宴といった、周や魏晉、唐の曲水伝説、俗世離れの思想及び神仙伝説が加わったことで、「俗世超越」のイメージが「曲水」という言葉に定着していったことが考えられる。「曲水」が、日本における文学的意象の完成とも言えると思うが、それは後朱雀朝・後冷泉朝の詩会より前にすでにあった可能性もある。ただし、以前の漢詩はそれほど多く残されてはおらず、事例が不足している。そのほかは、宮廷と関わる治暦三年の詩会において、中国への対抗意識が読みとれるが、その一方で、臣下による詩会からは、その意識が全くみられないことも興味深い。

3 院政期の曲水宴及び曲水詩

(1) 藤原師通の曲水宴

寛治五年（1091）の藤原師通の曲水宴は、院政政治という背景のもとで行われた。こ

の時代における三月の御燈行事については、並木によれば、摂関後期から穢れの問題で、天皇と貴族の両方とも由祓が恒例化となり、師通自身も『後二条師通記』に「御燈祓」を記したという〔並木 2006 : 63-64〕。

藤原師通が、寛治五年（1091）に六条殿で開いた曲水宴について、先行研究ではよく取り上げられているが、まだ不十分なところもある。行事の視点から倉林が分析を行ったことがあるが〔倉林 1966〕、それは内容を簡略的にまとめただけであり、詳しくふみ込んだ議論はなされてはいない。漢詩からの視点においては、後藤が考証をしており、『中右記部類』紙背漢詩にある巻七と巻二十八の一部分に加えて、すでに認識されていた巻十八と合わせて、計25首の存在を推測しているが〔後藤 1993〕、後藤もまた具体的な分析にまでは至っていない。また、中丸貴史は「寛治五年『曲水宴』関連記事における唱和記録」と題した論文の中で、文学の視点に基づきながらこの曲水宴をめぐる師通と源俊房の漢詩唱和を分析し、師通の考えを推測している〔中丸 2019〕。ただし、漢詩唱和は曲水宴翌日の十七日のものであり、中丸も曲水宴で作られた漢詩群には触れてはいない。本節において、こうした先行研究を踏まえながら、師通曲水宴の背景や行事の順序及び漢詩がもっていた意味に主眼を置き、論議をすすめていく。

まず、師通の曲水宴は、三月三日ではなく珍しく三月十六日であった。『後二条関白記』にある三日の記事をみると、まず朱書で「一切經會」と表示されており〔東京大学史料編纂所 1968d : 137〕、その日は宇治平等院で一切經會が行われ、曲水宴が余儀なく延期されたことが読みとれる。また、同日の別記には「御燈」とあり、仮に延期しなかった場合、御燈と曲水宴が同日に行われた事例となったであろう。

さらに、師通の曲水宴については、『百鍊抄』に「三月十六日、内大臣於六條水閣行曲水宴」〔東京大学史料編纂所 1968d : 145〕と記されており、「六條水閣」で開催されたようである。太田静六の指摘によれば、「六條水閣」は時の関白師實、すなわち師通の父である人物の邸宅六條殿のことであり、「六条北・万里小路西に六条殿…世に六條水閣と呼ばれる通り、池水の優れることで有名」〔太田 1987 : 495〕とのことである。つまり、師通の曲水宴は父師實の六条殿を借りて開催されたのである。寛治五年の時点において、師通は「内大臣」であり、まだ関白になっていなかったことは注意すべき点である。

以上が、師通の曲水宴の背景についてである。また、『後二条関白記』の別記には、師通の曲水宴より前の準備作業についても記されている。

三月十四日、癸酉。晴。曲水宴事、民部卿（源經信）對面之次。左大臣（源俊房）可被著草墊事如何、無〔土偏に厘〕者何様可候者。左府（源俊房）許案内之後、左右可待也。

十五日、甲戌。申刻許微雨云云。戌刻渡六條殿、一宿待之。知綱（藤原知綱）昨日申可於作文參由、令申以此旨殿下。申之者無左右云云。文人者可如本候也、被仰也。

〔東京大学史料編纂所 1968d : 145〕

この記事からは、曲水宴の日の二日前の十四日に、師通が民部卿源經信と会談し、遣水の辺りに置く草墊については左大臣源俊房と相談したことがわかる。木本好信は、公事儀式で師通に大きな影響を与えた人物として源經信を挙げており〔木本 2000 : 156〕、この曲水宴の準備においても源經信の学識を多く取り入れたのだろう。また、遣水に置く草墊まで源俊房と細かく論議していることから、細かいところまで行き届いた準備であったことが読みとれる。一日前の十五日の記事には、藤原知綱が前日（十四日）に作文する理由をもって曲水宴を開催することを提案したところ、師通はその旨をもって師實に申し入れよと命じた。十五日、師實はそれに同意し、文人も参加できることを決めた。その夜、師通は戌刻（19時～21時）に六条殿に入り、一晚泊まって翌日の曲水宴に臨んだ。師通がこの曲水宴をいかに大事にしていたのかがよく伝わる記事である。

次は、曲水宴当日の十六日の記録である。師通の『後二条関白記』及び宗忠の『中右記』の両方に詳しく記されている。ここからは、その両方の記事を提示したうえで、行事の順番を整理していく。

『後二条関白記』

（三月）十六日、乙亥（（朱書）曲水宴儀）。微雨、午刻許雨止（万人云希有事）。寢殿裝束如常、次西釣殿敷菅圓座七枚、並長押子下又敷菅圓座六枚、次琵琶、箏、和琴等置圓座前。東釣殿立椅子、有築立障子云云、琴置之云云。流水立敷上置圓座草墊並紙筆具等、為公卿座。文人座庭中敷菅圓座壺圓座代置草墊下云云。次文人壺圓座下置之云云。東泉瀨流峰上曳纈纈屏幔、瓶二具立左右灘月下。西南、北廊西方曳幔（曳南北、更西折又曳云云、小泉酒器三具許泛之云云）。寢殿西渡殿以東、自東第六間至西戸、卷上御簾、中門廊掖間倚柱立年中行事障子、西方傍壁下敷紫端疊二枚。寢殿御几帳被出、女房衣不出件。西渡殿無母屋御簾、傍障子下立御

屏風、帖敷左右疊帖末方紫端等敷之云云、寢殿西南透殿立唐鼓、並置鞞鼓云云。裝束次第如畫云云。

已刻公卿以下殿上以上著饗饌物等。南北廊為文人座居饗云云、仰下家司貞則令設件物等云云。未刻、民部卿以下參會。暫之、左府到來坐渡殿。此間殿下寢殿簀子敷未申角立給左府此方。左府承之參給。此間隨身等取菅圓座、南流水敷之云云。已及申刻渡自釣殿、左府予相共著淺履、相揖被著草墊。此間殿下寢殿南階五級程居之云云。上達部一下著了、又文人座如此。定後、酒盃泛流來、召知家朝臣取盃奉之、民部卿能遠奉之、文人隨身等取之飲之云云、或蒙飲云云。左大辨許遣見、左府仰云、仰可令獻題由。乍居微音稱唯、了書題進奉。左府見之、予取之見奉返云云、召左大辨、々々々進給之。左大辨令御覽云云、令付韻字又奉之。左大辨著座、予又取之、見了予示民部卿、々々々立座進立予前、乍居下題。此間別紙書題下文人、左府、但件一通可被下也。見了、左府仰序事。孝言朝臣稱唯。了、召管絃具、諸大夫持參各置人人前。民部卿拍子、予琵琶、箏、皇太后宮權大夫（公定）笛、三位中將忠實箏、殿上侍從宗忠先呂（安名尊等）次青柳。此間池上樂人乘船進參、候文人座邊。日入程管絃了、左府予相共自南階著饗。左府東京面茵自本敷之云云。左府予相共著外方、殿下臨期唐錦茵置之。上達部殿上人以上著了、了、殿下居物等。陪膳為殿上人中四位（右馬頭兼實）。了、具一獻。了、又召絃管。二獻頭辨勸盃、三獻參議公定、菓子等居。了、公卿一兩度令撤之。了、立小燈臺、置硯蓋、次置圓座、人人獻之。序者舉奉之。文人候長押子下進候、講師進著座（序者裝束、講師者裝束也）。讀了、殿下召孝言朝臣、出指給之云云。予引出馬、片口取藏人要人也。一人朝輔也。隨身武忠前行、隨身舉炬云云。次召道時、有劍、野劍。左府出給、民部卿引出物琵琶也。公卿各分散。

殿下御直衣、無文衣也、出指柏柳色也。

左府無出指云云、予裝束薄色〔上如下了〕紅打出指袖等也。隨身府生番長布衣著冠、下臙六人烏帽子也。六條殿被行次第也。見物人人希代事。予為文道面目罔極。雨降難止、臨期已雨止、神妙事也。六條殿可被行之次第。

〔東京大学史料編纂所 1968d : 145-147〕

『中右記』

三月十六日（乙亥）。天陰、雨不降（去夜降雨）。内大臣於關白殿六條水閣被展曲

水詩筵。未刻許、人人參會之後、尊客到來、引就庭中草墊座（南庭水邊前置筆硯唐臺）。殿上人五六輩同著之（左府、內府、民部卿（經信）、左大辨（匡房）、三位中將（忠實）、新宰相（雅俊）、頭辨（季仲）、政長朝臣、師賴朝臣、基綱朝臣、予、有賢）。次文人等引著水邊座（圓座）。了後羽爵流水（庭前流上樹下引廻屏幔、為酒部所也）、一一持之令飲（知家朝臣取盃奉大臣、納言以下能遠奉之、文人等自取飲之）。次左大辨書題、立座覽殿下並尊客、了、復本座。又付韻覽之、其後被下題（白唐紙書之）。次召管絃具（諸大夫五位役送）、各置所役人前。內大臣（琵琶）、民部卿（拍子）、三位中將（笛）、予（笙）、有賢（和琴）。先吹雙調、于時樂人（著衣冠）七八人許棹輕舟、付岸聊合奏（安名尊、櫻人、席田、破急、春鶯囀、春庭樂）。此間源大納言參來著庭前座、次平調（青柳、庭生、萬歲樂、五常樂急）。羽觴履流、人人令飲、船樂退出次廻。忽春日已暮、人人引著饗饌座（大臣昇自寢殿南階（左府御沓、師賴朝臣取之。內府卿沓、三位中將取之）自餘人人昇自西廊西、泉上渡殿儲座、公卿殿上人同著之、殿下御輿座、尊客左府座疊上敷茵、文人饗在侍所）。初獻、二獻（頭辨勸盃）、三獻（新宰相）。此間餘興未盡、重有管絃、平調、新宰相持拍子、民部卿彈琵琶、自餘如前。伊勢海、五常樂破急、三臺急、時時朗詠、次盤涉調。了、撤饗饌、置文臺、人人各置詩。了、召左衛門權佐有信為講師、讀師左大丞。一一講了後退下。爰招序者孝言朝臣、殿下午御座上、脫御衣給之（內大臣取給之）、序者下庭前二拜、老翁遇逢之秋也。次被獻引出物於尊客、劍（有袋、新宰相取之）、御馬、次給琵琶一面於民部卿（予取之）、夜及深更、各各退出。

文人公卿（左府、內府、民部卿、左大辨、以上直衣）。殿上人（頭辨、師賴朝臣（束帶）、基綱朝臣（衣冠）、道時朝臣、兼實朝臣、予、成宗、為房（束帶）、重資（束帶）、時範（束帶）、藏人友實（衣冠、青色出衣））。儒者（是綱朝臣、敦基朝臣、有信（束帶）、在良、公仲、俊信、實義）。文章生（孝言朝臣、序者（束帶）、宮內丞藤宗仲）。已上合廿六人。此外召知房朝臣、為隆、右大辨（通俊）並隆兼、雖有其召、有故障不參也。文人之外、新宰相（公定）（公）、政長朝臣（衣冠）、有賢依為管絃者有其召也。去三日可有此儀、而依一切經會延引及今日也。或人云、曲水宴會之時、必用桃花石帶云云、又前例必奏音樂之時、用赤白桃李花、今度已無之如何。

今日歌樂雖有其式、依日暮不盡歟、又人人裝束、公卿殿上人直衣、文人等衣冠也。

此中或有束帶之輩也。

太后（寛子）並北政所、内大臣殿、三位中將殿女方、人人見物、御坐簾中云云。

〔東京大学史料編纂所 1968d : 148-150〕

『後二条関白記』と『中右記』は、いずれも曲水宴について詳細に書き記しており、作者である師通と宗忠の行事儀式への関心の高さがうかがえる。師通が主催者であるため、前段階における準備から、一方の宗忠は六条殿到着から記述されている。二人の記述を合わせて、当日の内容をまとめると、以下のようになる。

十六日

【前段階の準備及び著座】

①天気：

微雨、午刻（11-13時）頃雨が止まった。

②寝殿・西釣殿・東釣殿：

寝殿は通常のように。西釣殿に菅圓座七枚を敷き、並長押子の下にまた菅圓座六枚を敷き、次に琵琶、箏、和琴等を圓座の前に置く。東釣殿に椅子を立て、障子を築立し、琴を置く。

③遣水座：

流水の辺りに敷を立て、上に圓座、草墊、そして紙筆具等を置き、公卿座とする。文人座は庭の中で草墊の代わりに菅圓座・壺圓座を敷く。そして文人壺圓座の下に（紙筆具等）を置く。東泉瀬流の峰上に纈纈屏幔を曳し、灘月下左右に瓶二具を立つ。西南、北廊西方に幔を曳し（南北に曳し、更に西折また曳す。小泉に酒器三具ほどを泛ぶ）。

④西渡殿：

寝殿西渡殿の東、東より第六間から西戸まで御簾を巻き、中門廊の掖間に柱に倚りて年中行事障子を立ち、西方の傍壁の下に紫端疊二枚を敷く。寝殿に御几帳が出され、女房の衣は出さず。西渡殿無母屋御簾のところ、障子の傍の下に御屏風を立つ、帖敷左右の疊帖の末方に紫端等を敷く。寝殿の西南透殿に唐鼓を立ち、鞞鼓も並置す。装束の次第は晝の如く。

⑤饗饌準備：

巳刻（9-11時）公卿以下、殿上以上の饗饌物等を準備する。南北廊は居饗のための文人

座である

⑥ 参会者著座：

〔師通〕：未刻（13-15時）、民部卿以下は参会す。暫くして左府（源俊房）が到来し渡殿に坐る。その間殿下（藤原師實）は寢殿の簀子に未申角立を敷いて左府に給う。左府承って参給す。その間隨身（家臣）等が菅圓座を取って南流水に敷く。申刻になって（15時より）釣殿より降り、左府（源俊房）と予（師通）共に淺履を著、相に掛り（遣水辺りの）草墊に著座す。その間殿下（師實）は寢殿南階の五級程に居る。上達部も一斎降りて著座し、又文人座も同様である。

〔宗忠〕：未刻ごろ、人人参会の後、尊客到来し、庭中の草墊座（南庭水邊前置筆硯唐臺）に導いて著座させる。殿上人である五六輩ともに著座す——左府（源俊房）、内府（師通）、民部卿（經信）、左大辨（匡房）、三位中將（忠實）、新宰相（雅俊）、頭辨（季仲）、政長朝臣、師頼朝臣、基綱朝臣、予（宗忠）、有賢。次に文人等を水邊座（圓座）に導いて著座させる。

【水辺行事】

⑦ 流杯曲水

〔師通〕：酒盃は流に泛べ来、知家朝臣を召して盃を取って奉り、民部卿は能遠が奉り、文人は隨身（の人）等取って飲む。または蒙飲す。

〔宗忠〕：羽爵流水（庭前の流の上より樹の下まで屏幔を引き廻し、酒部所になる）、一一持って飲ませる（知家朝臣盃を取って大臣に奉り、納言以下は能遠が奉る。文人等は自から取って飲む）。

⑧ 詩題及び韻

〔師通〕：左大辨（大江匡房）のところに遣見し、左府は仰せ、獻題の由を令じる。（大江匡房は）座りながら微音で承諾し、そして書題を書いて進奉す。左府が見た後、予も取って見、そして（大江匡房）に奉返す。また左大辨を召して、左大辨は（殿上）に進給す。（師實）が御覽の後、韻字を付いてまた奉ることを命じる。左大辨は著座（して韻字を付く）、予はまた取て、見た後に民部卿に示し、民部卿は座を立ち予の前に進み、ここで題を皆に下す。その間に別紙で題を書いて文人に下す。左府にもう一通をくださる。これが終わり、左府は序の事を仰せ、孝言朝臣は承諾す。

〔宗忠〕：左大辨が詩題を書き、座を立ち殿下及び尊客に見せる。終わった後に本座に戻

す。また韻を付けて見せる。其の後題をくださる（白唐紙に書く）。

⑨管絃船樂

〔師通〕：管絃具を召し、諸大夫が持参し人人前に置く。民部卿は拍子、予は琵琶と箏、皇太后宮權大夫（公定）は笛、三位中將忠實は箏、殿上侍從宗忠は先ず呂（安名尊等）次に青柳を使う。その間に池の上に樂人が船に乗って進参し、文人座の邊に添える。日が入ごろ管絃が終わる…

〔宗忠〕：次に管絃具を召し（諸大夫五位が役して送る）、役する各人の前に置く。内大臣（琵琶）、民部卿（拍子）、三位中將（笛）、予（箏）、有賢（和琴）。先ず雙調を吹く、その時に樂人（著衣冠）七八人ほどが輕舟を棹き、岸に付き合奏する（曲名：安名尊、櫻人、席田、破急、春鶯轉、春庭樂）。その間に源大納言が参來し庭前に著座、そして平調（青柳、庭生、万歳樂、五常樂急）を奏でる。羽觴がに屢々流され、人人が飲され、船樂が退出す。

【殿内行事】

⑩著饗：

〔師通〕：日が入るごろ管絃が終わり、左府と予は共に南階より（殿に上がり）著饗す。左府の東京面茵は本より敷かれた。左府と予は共に外方に著す、殿下のところに臨期的に唐錦茵を置く。上達部及び殿上人以上に著座したあと、殿下に物を置く。殿上人中四位（右馬頭兼實）が陪膳になる。その後、具を一獻とす。その後、また絃管を召す。二獻は頭辨が盃を劝み、三獻は参議公定（盃を劝み）、菓子等がある。その後、公卿の座で一兩度にわたり撤饗す。

〔宗忠〕：忽春日が暮れ、人人が著饗饗座に導かれた（大臣は寢殿南階より昇り（左府の御沓は師頼朝臣が取る。内府卿の沓は三位中將が取る）。そのほかの人人は西廊西より昇る。泉上の渡殿に座が儲けられ、公卿と殿上人が共に著座す。殿下は御奥座に、尊客及び左府の座疊の上に茵が敷かれ、文人の饗は侍所にする）。初獻、二獻（頭辨が盃を劝み）、三獻（新宰相が盃を劝み）。その間に餘興があり、再び管絃があり、平調が奏でられ、新宰相は拍子を持ち、民部卿は琵琶を弾き、ほかの人は前と同じ。曲は伊勢海、五常樂破急、三臺急、時時朗詠をし、次に盤涉調がある。

⑪献詩及び披講

〔師通〕：小燈臺を立て、硯蓋を置き、次に圓座を置き、人人（詩）を獻じる。序者は

(序) を舉げて奉る。文人は長押子の下に待ち、詩を進む。講師は著座に進む(序者は装束し、講師者も装束する)。

[宗忠] : 饗饌を撤せ、文臺を置く。人人は各々詩を置く。その後、左衛門權佐有信を召して講師とし、讀師は左大丞にする。一一講了の後は退下す。

⑫賜物

[師通] 讀了、殿下は孝言朝臣を召し、出指を給う。予は馬を引出し、片口は藏人・要人が取る。一人は朝輔なり。隨身の武忠が前行し、隨身が炬を挙げる。次に道時を召し、野劍を給う。左府出給、民部卿引出物琵琶也。公卿各分散。

[宗忠] :

序者孝言朝臣を召す、殿下は御座に座ったまま、御衣を脱いで給う(内大臣が取って給う)。序者は庭前に下がり二拜をし、老翁遇逢之秋也。次に物を出して尊客に獻じる。劍(袋があり、新宰相が取る)、御馬、次に琵琶一面を民部卿に給う(予が取る)。夜も深更に及び、各各退出す。

【中右記記載参加者及び装束】

文人公卿 :

左府、内府、民部卿、左大辨(みな直衣)

殿上人 : 頭辨、師頼朝臣(束帶)、基綱朝臣(衣冠)、道時朝臣、兼實朝臣、予、成宗、為房(束帶)、重資(束帶)、時範(束帶)、藏人友實(衣冠、青色出衣)

儒者 :

是綱朝臣、敦基朝臣、有信(束帶)、在良、公仲、俊信、實義

文章生・序者 :

孝言朝臣(束帶)、宮内丞藤宗仲。已上合廿六人。

管絃者 :

新宰相(公定)(公)、政長朝臣(衣冠)、有賢

故障不參者 :

知房朝臣、為隆、右大辨(通俊)、隆兼

見物者 :

太后(寛子)並北政所、内大臣殿・三位中將殿女方、人人見物、御坐簾中云云。

また、太田静六が作成した六条殿復元図（図4-2）を参照することで、師通の曲水宴の舞台について把握することができる。

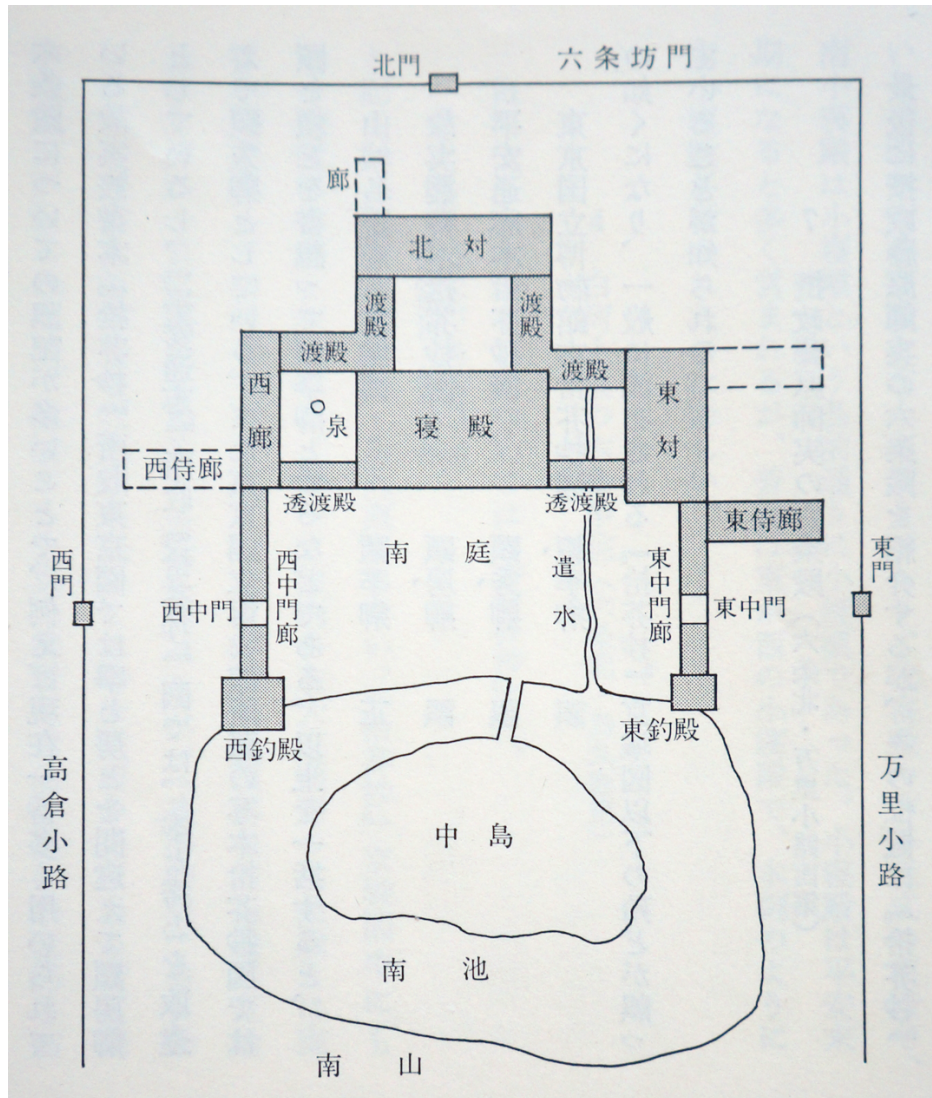


図4-2 六条殿復元図〔太田 1987 : 496〕

師通の曲水宴については、師通と宗忠の二人の記録があり、歴代の曲水宴においても内容が最も詳細に残された宴といえる。その内容は主に準備段階、水辺行事、殿内行事の3つに分けることができる。ここからは、その3つの部分にしたがって分析していく。

まずは、準備段階の部分についてである。記事冒頭に「微雨、午刻許雨止（万人云希有事）」とあり、当日の朝に雨が降っていたが、午刻（11-13時）に止んだことがわかる。ただし、師通は雨が止んだ午刻から準備に入ったわけではなく、⑤の段階で「巳刻公卿以

下、殿上以上の饗饌物等を準備する」とあるように、雨がまだ降っていた巳刻（9-11時）には、すでに②から④の準備が完了し、次の饗饌準備にとりかかっていたことがわかる。仮に雨が止まなくても、この宴は作文などに変更して続けられたであろう。

ただし、③の遣水座の準備においては、「流水の辺りに敷を立て、上に圓座、草塾、そして紙筆具等を置き、公卿座とする。文人座は庭の中に草塾の代わりに菅圓座・壺圓座を敷く」とあり、遣水辺りの公卿座と庭の文人座が設けられていたことが読みとれるが、この記事は雨が降った時点からみた場合、不思議な内容といった印象を受ける。師通は、前から決まっていた内容を写しただけか、あるいは雨が降る前に設けて、雨が降ったときに一度下げ、また雨が止んだら一度下げたものをもう一度出した可能性も考えられる。いずれにしても、後の⑥参会者著座に「未刻（13-15時）、民部卿以下は參會す。暫くして左府（源俊房）が到來し渡殿に坐る…その間隨身（家臣）等が菅圓座を取って南流水に敷く」とあることから、菅圓座は一部の参会者が到着してから遣水に敷かれたことがわかる。

④西渡殿の部分においては、「寢殿西渡殿の東、東より第六間から西戸まで御簾を巻き、中門廊の掖間に柱に倚りて年中行事障子を立ち…装束の次第は畫の如く」とある。

「装束の次第は畫の如く」の「畫」は、「年中行事障子」のことであろう。年中行事の障子であれば、三月の行事として曲水宴が描かれていたことが推測でき、師通は装束の準備においては、その絵、すなわち前例の様子を参照したことが考えられる。ただし、逆に絵を参照した理由は、実物の資料が手元になかったからであり、このことから曲水宴は長い間行われていなかったこともうかがえる。

次に、水辺行事の部分である。第3章では『西宮記』と『北山抄』の記事から、著座後はまず献題と探韻を行い、その次に「流杯溝水」を行うことを述べた。また、道長の曲水宴も詩題を決めてから流杯曲水に移った。しかし、師通の曲水宴の場合は、『中右記』のなかに「（著座）了後羽爵流水、一一持之令飲。次左大辨書題」とあるように、少なくとも「羽爵流水」の次に「左大辨書題」へと移ったのである。⑦流杯曲水のところでは、師通記に「知家朝臣を召して盃を取って奉り、民部卿は能遠が奉り、文人は隨身（の人）等取って飲む。または蒙飲す」とあり、身分が高い殿上人には低級の官人が遣水より盃を取って奉り、一方、文人は隨身の人あるいは自ら取ったことが読みとれ、さらに流杯行事でも身分の区別がうかがえる。また、この曲水宴の盃は「羽爵」と明記されているが、後世の『三長記』には「羽爵寛弘墨漆、寛治作水鳥綵色置盃（羽爵は寛弘が墨漆、寛治は水鳥

綵色の物に盃を置く）」〔増補史料大成刊行会 1965c : 172〕とあることから、師通は道長の曲水宴の墨漆羽觴とは異なる形式、すなわち、綵色の水鳥をかたどった物に盃を置くような形を取ったことがわかる。

同じ水辺行事である⑧詩題及び韻については、師通記で詳しく記されている。主催者である師通は「取ってみる」を2度行っただけであり、順序を司ったのは左府、すなわち左大臣源俊房であった。左大臣という源俊房の官位は、内大臣であった師通を凌いでいたが、それよりも順序を司ることができたのは、俊房の学識によるところが大きかったと思われる。前述した十四日の準備において、師通が遣水に置く草墊まで源俊房と細かく論議したことをふまえれば、公事に詳しく、しかも官位も年齢も上の源俊房に詩題や韻の順序を託したことは、妥当なことと思われる。また、師通の記事の全体を見ると、遣水に降りるときは「左府（源俊房）と予（師通）共に淺履を著、相に掛り（遣水辺りの）草墊に著座す」、後に昇殿する時も「左府と予は共に南階より（殿に上がり）著饗す」とあり、俊房に対して師通が始終敬意を払っていた様子を読み取れる。また、この曲水宴における源俊房の立場について、倉林は『中右記』の記事のなかで源俊房を「尊客」と呼称していることをあげ、「大臣大饗の場合の『尊者』と同類のまれびと神の儀礼化した性格を有する用例であろう」〔倉林 1966 : 92〕と主張している。宗忠が記事のなかで源俊房のことを「尊客」と呼ぶ理由としては2つ考えられ、1つは源俊房の左大臣である地位及びその学識に対する尊敬に由来するものであり、もう1つは主催者である師通の立場に立って、師通が始終敬意を払った人物に対する呼称であったことが考えられる。

そして、この曲水宴における詩題と韻を決める部分について、村上朝の曲水宴と比較するために、⑧の師通記部分の現代語訳と前章で引用した『西宮記』記事の現代語訳を以下に記した。

『後二条師通記』

左大辨（大江匡房）のところに遣見し、左府は仰せ、獻題の由を令じる。（大江匡房は）座りながら微音で承諾し、そして書題を書いて進奉す。左府が見た後、予も取って見、そして（大江匡房）に奉返す。また左大辨を召して、左大辨は（殿上）に進給す。（師實）が御覽の後、韻字を付いてまた奉ることを命じる。左大辨は著座（して韻字を付く）、予はまた取て、見た後に民部卿に示し、民部卿は座を立ち予の前に進み、ここで題を皆に下す。その間に別紙で題を書いて文人に下す。左府

にもう一通をくださる。これが終わり、左府は序の事を仰せ、孝言朝臣は承諾す。

『西宮記』巻三 三月曲水

献題のところは、まず天皇が献題の勅令を下し、それに応じて上卿は文学博士一人を砌下に召す。その公卿でもある博士は、先ほどまだ本座に座っているが、上卿が仰せられると、すぐに詩題を書いて奉る。上卿は（詩題を入れた）管を捧げて天皇に奉り、天皇がご覧になった後、詩題を博士に返し、もう1つ写して天皇に奏進し、さらなる1つを文人座に送る。（出題者が韻を付く場合は再び奏覽する）

上記の記事を重ね合わせてみると、『西宮記』に見える上卿と文学博士のやり取りが、師通記にある源俊房と大江匡房との行為と大方一致することが注目できる。公事に詳しい源俊房が師通の曲水宴を計画する際、詩題の部分は『西宮記』の三月曲水を延引して自ら再現したことが考えられる。ただし、師通曲水宴には天皇が参会せず、『西宮記』にあった上卿が文学博士の詩題を天皇に献じる節は、詩題を出す大江匡房が自ら殿下、すなわち関白師實に奉るというかたちに代わっている。関白師實は『西宮記』の天皇のように奉られ、同じく殿上よりの鑑賞・見物のみ行い、曲水行事には直接、関与しなかったことは意味深い。寛弘四年道長の曲水宴の場合、道長は曲水行事に参加したと前節で推測したが、当時の道長は左大臣であり、まだ関白になっていなかったもので、関白が曲水宴に出席する例は今回の師通の曲水宴において初めてといえる。先例がなかったので見物に奉られたのか、それとも関白の高位を利用してあえて奉られたのかは明確にできないが、いずれにしても院政期における関白の地位を物語る1つの事例であろう。

水辺行事には、⑨管絃船楽もあった。曲水宴に音楽の演奏があることは、奈良時代の記録にすでにみられ、村上朝の曲水宴と道長の曲水宴の披講や流杯行事の際には音楽があったと思われるが、その点については詳しく記されてはいなかった。また、これらの曲水宴における演奏は、楽人が担当していた。一方、師通の曲水宴における演奏はかなり詳細に記録されている。準備段階の②に「西釣殿に菅圓座七枚を敷き、並長押子の下にまた菅圓座六枚を敷き、次に琵琶、箏、和琴等を圓座の前に置く。東釣殿に椅子を立て、障子を築立し、琴を置く」、④には「寝殿の西南透殿に唐鼓を立ち、鞆鼓も並置す」とあることから、楽器の数々が予め配置されていたことがわかる。著座後、⑦の流杯行事が始まり、⑧の詩題が決まった後に⑨の管絃船楽へと移ったが、⑨で整理したように、主に演奏する

のは遣水に座る公卿であり、楽人はむしろ合奏しただけであった。師通本人も琵琶を奏で、宗忠は笙を吹いた。遣水に座る公卿による演奏は、師通以前の日本の曲水宴や中国の曲水宴において、ほとんど見られない珍しいことであった。また、遣水の座には予め楽器が置かれてはいなかったが、②の楽器を役人が水辺の公卿に送ったと思われる。師通が当初から公卿の演奏を計画していたことが考えられ、演奏には慣れていたような感じがわかる。この時代における師通を始めとした公卿たちは、日常的あるいは他の行事や詩宴のとき、よく合奏を繰り返したことがうかがえる。

公卿の演奏については、「羽觴履流、人人令飲（羽觴が屢々流され、人人が飲される）」と宗忠が記している。これは文人座のことを指すと思われるが、公卿たちもまた演奏の合間に参加しただろう。ただし、演奏と流杯を楽しむ時に詩を作ったかどうかは、明記されてはいなかった。準備段階の③において、師通記には「流水の辺りに…紙筆具等を置き、公卿座とする…文人壺圓座の下に（紙筆具等）を置く」とあるように、参会者の一人ずつに紙筆具が準備されていたので、恐らくその場でも詩句（または一部の）が書かれたであろう。そして、音楽演奏と流杯曲水は日が暮れるまで行われたことは師通と宗忠の両名とも記している。水辺の行事は「申刻になって（15時より）釣殿より降り」から夕暮れまで、だいたい15時-18時ぐらいとすれば、ほぼ3時間近く続けられたことになる。

最後は殿内行事についてである。日が暮れて、遣水から昇殿した後の行事の様子についても、師通と宗忠によって細かく記されている。主に⑩著饗と⑪献詩及び披講、⑫賜物の三つの部分に分けることができる。「大臣は寢殿南階より昇り…そのほかの人人は西廊西より昇る」と宗忠が記していることから、昇殿時には身分の区別が続いていたことがわかる。饗宴は「初獻、二獻（頭辨が盃を勸み）、三獻（新宰相が盃を勸み）」といったように、順序が明確であった。また、宗忠は饗宴の時は「その間に餘興があり、再び管絃があり、平調が奏でられ、新宰相は拍子を持ち、民部卿は琵琶を弾き、ほかの人は前と同じ。曲は伊勢海、五常樂破急、三臺急、時時朗詠をし、次に盤渉」と記しており、流杯曲水時の音楽の演奏は、饗宴時にも引き続き行われたことが読みとれる。宗忠の記事の最後にみられる「今日歌樂雖有其式、依日暮不盡歟（今日の歌樂は式があるものの、日が暮れたので尽きることができなかった）」〔東京大学史料編纂所 1968d : 150〕と合わせてみれば、饗宴時における演奏は、流杯曲水時の「式の不盡」によるものであったことが考えられる。

⑪献詩及び披講については、師通が「序者は装束し、講師者も装束する」と記したよ

うに、正式的に行われた。⑫の賜物については、曲水宴の後の賜物は朝儀曲水宴以来の慣例であり、道長の臣下曲水宴もそれを倣っていたわけだが、師通曲水宴における賜物人は師通ではなく、父であり関白の師實であった。⑫の師通記のなかにある「讀了、殿下は孝言朝臣を召し、出指を給う」の「殿下（師實）」がその証であり、宗忠も同様な記録を残している。また、曲水宴が師通の主催とはいえ、儀式的にはやはり六条殿の主人でもある関白師實が最高位に占めたことが注目できる。そして、師通の曲水宴は、道長の曲水宴のように翌日まで続いたわけではなく、「夜も深更に及び、各各退出す」と宗忠が書いているように、賜物が終わった深夜のうちに解散となった。

前掲したものではあるが、『中右記』記事の最後には、宗忠が参加者及び装束、そして見物人について書き加えた部分もある。以下、それらについて少し考察を加えることにする。まず、宗忠が記載した参加者及び装束の部分において、文人公卿・殿上人・儒者・文章生を合わせて「已上合廿六人」とした。前掲した原文の記載を数えてみれば25人であったが、その中には「文章生（孝言朝臣、序者（束帶）」とあり、序者であった孝言朝臣を2人と捉えるといった間違いもあったのではないかと思われる。実際は、25人あるいは関白師實も入れて26人であったかは不明である。そして、故障不参者は知房朝臣、為隆、右大辨（通俊）、隆兼の4人と記されていたことから、計画した参会者は29人あるいは30人となるが、実際的人数は25人もしくは26人であったと思われる。そのほか、管絃者の3人や太后など4人の見物者も記事からうかがえる。

また、参会者の装束の様相に続いて、宗忠は次のように書いている。

去三日可有此儀、而依一切經會延引及今日也。或人云、曲水宴會之時、必用桃花石帶云云、又前例必奏音樂之時、用赤白桃李花、今度已無之如何。今日歌樂雖有其式、依日暮不盡歟、又人人裝束、公卿殿上人直衣、文人等衣冠也。此中或有束帶之輩也。

（去三日に此の儀があるはずだが、一切經會のため今日まで延引した。ある人は云く、曲水宴會の時、必ず桃花石の帯を使う云々、また前例として、音樂を奏る時、必ず赤白桃李花を用いるが、今回はもうそれらがなかったなど。今日の歌樂は式があるものの、日が暮れたので尽きることができなかった。また人人が装束をし、公卿及び殿上人は直衣、文人等は衣冠なり。此の中は束帶の人もあった。）

この記事からは、一切經會のために三日より今日（十六）まで延引したこと、そして曲水宴會の時に必ず桃花石の帯を使い、音楽を奏する時には必ず赤白桃李花を用いるといった前例に倣わず、今回の曲水宴ではそれらは欠けていたことが読みとれる。一切經會についてはすでに述べた。さらに桃花石の帯や赤白桃李花が総じて桃の花に当たることから、曲水宴と桃の花との結びつきが見出せるが、このことについては、後一条朝の三月三日密宴や後朱雀朝と後冷泉朝の三月三日詩会をとり扱った第2節で述べた。桃の花は季節の花のほか、文学的には陶淵明の桃花源記との関係もあり、この桃花石の帯や音楽に伴う赤白桃李花は、そうした「曲水」に被った桃源のイメージの具象化であろう。

『中右記』の記事の最後には「太后（寛子）並北政所、内大臣殿・三位中將殿女方、人人見物、御坐簾中云云」とあり、後冷泉天皇の皇后であった藤原寛子や関白師實の妻、そして内大臣や三位中將の妻たちが簾中に座り、曲水宴を見物したことがわかる。女性の見物人がいた記録は、持統天皇や元正天皇など女性天皇が主催した宮苑曲水宴を除けば、師通の曲水宴が初めてのことであった。ただし、以前にもあったものの、記録されていないだけの可能性もある。いずれにしても、女性の見物人がいたことは、平安時代においても師通の曲水宴だけであったことは明確な事実であり、この事例はいわば孤例といえる。

次に、師通の曲水宴で作られた漢詩について分析を行う。後藤昭雄が『中右記部類』紙背漢詩を整理したところ、これまで採録から漏れていた第二十八巻の存在（京都大学文学部に収蔵される観修寺家旧蔵『中右記部類』にある）を提示したことはすでに述べた。さらに、後藤はその巻にある11首のうち、（1）-（6）の6首が師通の曲水宴のものであるとし、同紙背漢詩にある七巻の3首と十八巻の17首と合わせて、師通の曲水宴における現存した25首（26首ある中、巻二十八の5は十八の17の続き）を提示したうえで、作者についても考察を行っている〔後藤 1993〕。これは多大な貢献であったと思う。ただし、後藤の研究は、漢詩の内容まで踏み込んで分析はなされていないため、ここからはその25首の漢詩群の内容から、師通の曲水宴の特質を考えていく。

まず、後藤の成果を踏まえながら、各詩における注目すべき表現を取り上げ、さらに『中右記』の参会者の順にしたがって整理したものが表4-2であり、これをみながら考察を進めていく。

表4-2 寛治五年師通曲水宴漢詩一覧・詩題「羽爵泛流来」

参会者 順	紙背 漢詩	「周公」	「蓮府」 「槐門」	「東閣」な ど道長関連	「蘭亭」	「曲洛」「魏 文」など	その他
文人公卿							
左府 源俊房	卷十 八の 12	周公故事 待時開					潺湲石淺暫 徘徊
内府 藤原師 通	卷十 八の 13						絃管宴遊傾 耳聽、終宵 朗詠興方催
民部卿 源経信	卷十 八の 14						觸石傾漂空 欲覆…此處 百花幾盛開
左大辨 大江匡 房	卷十 八の 15	周旦古風 傳曉水				□洛景闌羽爵 □…魏年昔浪 寄春苔	
殿上人							
頭辨 藤原季 仲	卷十 八の 16		蓮府舊風重 足扇、蘭亭 故事再相開		蓮府舊風重 足扇、蘭亭 故事再相開		羽爵傳名太 遠哉
朝臣 源師頼	卷十 八の 17、 卷二 十八 の5					從習魏文猶幾 轉…曲洛風儀 傳此地	
朝臣 源基綱	卷二 十八 の6	波初周公 前日盃	槐庭勝槩最 悠哉			曲洛宴遊今看 取	桃源花下列 仙才

朝臣 源道時	卷十 八の 1						今侍桃源希 代宴、獻酬 不止樂優哉
朝臣 藤原兼 實	卷十 八の 2					曲洛佳遊今取 見	
藤原宗 忠	卷十 八の 4		倩思蓮府勝 遊趣、累葉 槐門主作才			地形移得洛濱 勢	
源成宗	卷十 八の 7					周年芳躅今傳 得	曲水本為宴 飲媒
藤原為 房	卷十 八の 8		今思蓮府佳 遊美、萬歲 詩宴斯地開			宴飲儀傳周洛 跡	
源重資	卷十 八の 10		幸陪蓮府曲 塘		晉月蘭亭風 自扇	周年花水跡先 開	
平時範	卷七 の3					曲洛芳遊引上 才	
藏人 藤原友 實	卷二 十八 の3	□命洛陽 花下飲、 周公宴席 此時開					
儒者							
朝臣 菅原是 綱	卷十 八の 3			東周遺跡繼 東閣			新傳羽爵泛 往來…遲速 醉應因岸 近、淺深戶

							被勸波廻
朝臣 藤原敦 基	卷十 八の 6			舊風更扇偷 為悅、此宴 寬弘相府開	晉山陰會醉 中催	周洛陽遊心底 識	
藤原有 信	卷十 八の 9	姫公雖飲 在今識、 相府燕筵 溫故開					
菅原在 良	卷七 の1	勸盃繼姫 之公歌		被春會催洛 地東閣	任派洄王右 軍跡		
大江公 仲	卷七 の2	明邑周公 舊貫哉					
藤原俊 信	卷二 十八 の1	相府口傳 周旦德					有時宴飲樂 優哉
藤原實 義	卷二 十八 の2		槐門月下偷 為喜			晉日宴傳斜岸 畔、魏朝飲瀉 曲塘隈	
文章生							
朝臣 惟宗孝 言（序 者）	卷十 八の 11/ 卷二 十八 最後 詩題 部分	周公勝躅 傳斯地、 門下誰又 眉不開					
宮内丞 藤原宗	卷二 十八						巡行遲速被 波催

仲	の4						
故障不参者							
朝臣 藤原知 房	卷十 八の 5						曲水素為飫 宴媒…巡自 桃源春醉緩

師通の曲水宴に出された詩題は「羽爵泛流来」であった。出題者は大江匡房であり、寛弘四年の道長の曲水宴で出された「因流泛酒」に似ている。これは匡房本人の意思というよりも、むしろ道長の曲水宴に倣ったことに起因すると考える。ただし、師通の曲水宴における漢詩作りは、その日に終わり、徹夜して翌日までに完成させた道長の曲水宴と比べて、だいぶ時間が短縮されたようである。それは師通らの漢詩の熟練度が高かったというよりも、予め準備していた可能性が考えられる。また、前述した後朱雀朝と後冷泉朝の三月三日詩会において多くの詩が残されており、師通の曲水宴の作にも大きな影響を与えていたと思われる。匡房が青年期において、治暦三年三月三日の東宮に対する應製の作文に参加した事実も根拠の1つとなろう。

師通の曲水宴の漢詩表における25首の表現をみると、「周公」が9つ、「蓮府」及び「槐門」が6つ、「東閣」が3つ、「蘭亭」が4つ、「曲洛」及び「魏文」が11つ、その他が11つある。以下、それぞれについて分析していく。

まず、「周公」の表現が9つもあったことは注目される。中丸貴史は「道長は周公旦の事績をふまえて曲水宴を行った。さらにそれをふまえて師通が寛治五年に曲水宴を行ったのである。道長と師通はどちらも、兄の武王の死後、甥の成王を輔弼した周公旦を自らと重ね合わせることによって、摂関体制の正統化/正当化と制度的保障ならびに文化的意味づけを行った。さらに師通の場合においては、道長の事績と重ね合わせることで、改めて摂関家の権威の復権を狙ったものであったといえよう」〔中丸 2019 : 204〕と述べている。師通の時代には院政が存在しており、摂関体制の復権を図る師通は曲水宴の開催において、摂関政治の頂点であった道長に倣おうとしたと考えても不自然ではない。「三代にわたって独裁者であった白河上皇にたいして、師通だけはこれを無視するだけの気概をしめした」〔石母田 1989 : 152〕という師通の人間像からも中丸説を支持している。ただし、「周公」を摂関体制への野望としてだけで理解するには疑問がある。「周公」という表現は、摂関政治を背景とする曲水宴または曲水詩において、少なくとも2種の意味を果

たしている。1つは、唐以来の儒教における道德の聖人であり、このことは道長の曲水宴における匡衡の序文からも汲みとれる。もう1つは、第1節で分析したように、周公は曲水の発祥地である洛陽を築いたことで崇敬された人物であり、曲水宴の起源を語るときに「周公」はよく言及されていた。事実、後朱雀朝と後冷泉朝の三月三日詩会にみられる「周公」のほとんどは、起源に関するものであった。そのため、周公と撰関的曲水宴の関係性を考える際には、政治的企てのほか、貴族層に長らく継承されてきた中国の故実や文学的教養も視野に入れるべきであろう。もっとも、道長の曲水宴において、匡衡が撰関家を王羲之の蘭亭にも喩え、それが表4-2にみられるような「晋月蘭亭」や「晋山陰」、「王右軍跡」といった言葉にも継承されている。このことから、撰関を周公のみの喩えと捉えることはできないと考える。中丸説は「成王を輔弼した周公旦」だけに注目しているが、道長と師通にまつわる故事の運用はより豊富かつ柔軟なものであり、政治一色というわけではなかったことが指摘できる。

次いで、「蓮府」・「槐門」の表現は6つある。「蓮府」・「槐門」はいずれも上位の大臣の私邸を指す。藤原季仲の詩にあった「蓮府舊風重足扇、蘭亭故事再相開」は、道長の曲水宴における匡衡の「水瀉右軍三日會、花薰東閣萬年盃」を想起させる。両方とも撰関家の私邸を王羲之の蘭亭に喩えたものであるが、季仲は匡衡の作を模倣したと思われる。また、「東閣」など、道長に関連するものは3つあり、師實・師通父子が道長の子孫であることを讃えている。その中でも藤原敦基の「此宴寛弘相府開」という記載は、明らかに寛弘四年の道長の曲水宴について言及したものである。

「曲洛」及び「魏文」の表現は11つあり、最も多い。両者はいずれも古代中国における曲水宴の起源に関わるものであり、そこからは中国文化への憧れが読みとれる。しかし「魏文」や「魏朝」という記載に留まり、魏の文帝の華林園までは言及しなかった。道長の曲水宴における匡衡の作を分析する際、天皇向けの予定であった曲水宴序文に「華林園」の表現があり、一方、道長向けのものには、そういう記載はなかったことを第3章で述べた。師通の曲水宴においても、やはり「華林園」はみられない。つまり、「魏文」は魏の文帝という曲水宴の起源として用いられるが、「華林園」を撰関家の曲水宴に喩えるのは僭越であると捉えていたことが考えられる。師通の時代も、道長の時代と同様に「華林園」は宮苑曲水宴にのみ使えた言葉であると認識されていたことがうかがえる。

最後は「その他」に分類したものである。源基綱の「桃源花下列仙才」や源道時の「今侍桃源希代宴、獻酬不止樂優哉」は、いずれも「桃源」を物語っている。前述した後

朱雀朝と後冷泉朝の三月三日詩会にも「曲水」と陶淵明の桃花源記との結びつきがみられ、基綱と道時の詩はそれを継承していると思われる。そして、源成宗の「曲水本為宴飲媒」は、曲水自体が宴飲の媒介であることを表している。師通の「絃管宴遊傾耳聽、終宵朗詠興方催」という記載よりも、音楽・宴遊・詩が成した遊宴的な様相が読みとれる。当時の貴族たちにとって、曲水宴は文学及び伝統的意味が豊かな行事でありながら、やはり遊宴の1種であることに帰着していることは興味深い。

この曲水宴が終わった翌日（十七日）に、師通と源俊房はさらなる漢詩唱和を行った。中丸貴史は文学分析の視点から、特に俊房詩の最後にある「劉公何必入天台」が含まれた續齊諧記の典拠を示している〔中丸 2019〕。劉晨の伝説は、後朱雀朝と後冷泉朝の三月三日詩会にもみられることから、文学的継承も想定できる。

師通記十六日の記事の冒頭に「微雨、午刻許雨止（万人云希有事）」とあることはすでに述べた。雨が止んだ記述の傍らに自ら「万人云希有事」と注して、記事の最後に再び「見物人人希代事。予為文道面目罔極。雨降難止、臨期已雨止、神妙事也（見物の人人は希代事とする。予が文道を為すには面目が無上に極まる。雨が降る困難が止まり、臨期にしてすでに雨が止んだ。神妙事なり。）」と強調している。「希代事」・「神妙事」からは、雨が止んだことに甚大に感懐したことが読みとれる。寛弘四年の道長の曲水宴も準備段階に雨が降り出したが、詩題が決まったあとに止んだので、流杯行事が行えた。師通の感嘆は、道長のそういった状況を踏まえたからかもしれない。また、師通の曲水宴から一年余り経った寛治六年十月廿四日について、師通記には次の内容が記されている。それは、「於北野有仁王講事（去年曲水宴日甚雨大降、當日未刻天晴）（朱書：去年曲水宴日願令遂了）、依願所令奉仕以三人僧所講也。永範、深慶、一人者以本往僧也。」〔東京大学史料編纂所 1968d：148〕といったものであり、去年の曲水宴当日における大雨から晴れに転じたことに対して、仁王講を行って還願を為したことがわかる。

以上のように、寛治五年に行われた師通の曲水宴は、綿密な準備に加えて天候にも恵まれていたことがわかり、師通の「予為文道面目罔極（予が文道を為すには面目が無上に極まる）」という記述からは、この曲水宴の成功を明確に読みとることができる。師通の曲水宴は道長の曲水宴と同様に臣下の曲水宴であったが、独創的とも言える公卿たちの音楽演奏や関白師實の臨席も見られる。また、この曲水宴で作られた漢詩から、師通が撰関家の復興を曲水宴に託す意識をもっていたことが考えられるが、貴族層における長期的に継承されてきた中国故事や漢詩文教養といった背景も看過できない。師通の曲水宴は遊宴で

ありながら、文学や伝統、そして政治的性格も含みながら、豊富な意味を備えていたものであった。

(2) 大江匡房の「羽觴随波賦」と安楽寺宴詩

寛治五年に催された師通曲水宴の記事以外に、同時代に作られた漢詩のなかには、幾つかの曲水宴詩がある。まずは、『本朝続文粹』にみえる大江匡房の「羽觴随波賦」と「七言 三月三日陪宴安楽寺聖廟 同賦縈流叶勝遊詩一首」をあげる。

羽觴随波賦

以周公卜洛、因流泛酒為韻。三月三日於秘書閣而作之 江大府卿

昔周公之卜城也、瞻彼東洛建我西周。開翠罇于岸上、濫羽觴於波頭。臨翫有心、水能可滌雜穢。會飲無算、酒亦足除百憂。原夫豫游擇地、歡宴傳風。其說聞于東氏、其義起自姬公。潭月纔存、手舉纖影之白。岸華漫落、口吹輕葩之紅。於是潔其心、去其卜、酌下若之餘味、臨中流而求福。浮魚泛躍、似轉三雅於遠近。浴鳥和鳴、疑呼四字於遲速。爾乃洞乎頻勸、陶然自樂。誠置酒之如淮、遂取醉於曲洛。沙頭憚飲、默任冷暖乎風煙。潭邊漫傾、豈待賓主之酬酢。既而一周、爰始二漢相因。尋勝趣于吉日、傳芳躅于嘉辰。水是無情、誰論淺深之色。浪其不定、難知次第之巡。況復十分頻酌、三握無休。始染指於泓澄之蕙、終開眉於澹滯之芳洲。顏兮已酩、奪紅桃之曉色。心不及亂、只枕麴塵之春流。國家恩波遠蕩、惠景高泛。人皆得醉德而熙熙、義何必流杯之汎汎。馨香其治、咲鄭俗之採蘭。珍怪其祥、嘲金人之捧劍。則知神器惟新、聖曆可及。配靈瑞於天地、詢往事於左右。叡智生知、非獨同類於晉武之風。膏澤遍施、非獨傳美於秦昭之酒者也。

〔国民図書株式会社 1926b : 445-446〕

「羽觴随波賦」は、『本朝続文粹』巻頭の作に収められている。これは、優れた文学性が認められた証であり、その一文は後世の文人たちにおける教養の1つとなったことも推測できる。題にあった「以周公卜洛、因流泛酒為韻。三月三日於秘書閣而作之」からは、三月三日に「周公卜洛、因流泛酒」の韻を取って、秘書閣で作成したことがわかる。秘書閣について、工藤重矩は「内御書所の文人」のなかで詳細に論述されている〔工藤1980〕。それによると、秘書閣は唐名であり、内御書所のことを指す。内御書所は「文章

生学生は漢詩に秀れた者が集まる」場所であり、また道長の時代より「御前の会（詩宴）から引き続いて御書所の作文へと移行する」〔工藤 1980：6〕という。匡房の「羽觴随波賦」は、某年三月三日に内御書所で作文されたものであり、内裏の密宴あるいは臨時的な作文であったことが推測できる。12世紀後半から内御書所の作文には、天皇が臨御する場合もあったと工藤が指摘しているが、匡房の時代はまだそのようなことはなく、賦に「侍宴」などもみられないので、臨時的な作文であった可能性が高い。ただし、こうした作文は公事的な性格を有しており、後には、詩作を天皇に見せることが想定されたであろう。

「羽觴随波賦」は、「以周公卜洛、因流泛酒」を韻として取っていたことから、全体的にみて曲水宴をめぐる中国の典拠を頻りに使っていたが、実際に流杯曲水の証拠になることは難しい。全体的に賦をみた場合、景色などの描写については詩文の教養を活用しただけと思われ、曲水行事がなく、単なる作文において書かれたものであったことが推測できる。

次に、「羽觴随波賦」の内容についてである。日本の曲水宴をめぐる先行研究では、この賦が取り上げられたことはほとんどなかった。しかし、この賦にこそ、院政期における曲水宴に対する認識が隠されている。

まず、「羽觴随波賦」にあった中国の典拠は、一見して南朝梁吳均（469－520）の『續齊諧記』にある「三月三日曲水」の記事がほぼ全て引用されているように思われるが、「鄭俗之採蘭」は『續齊諧記』に含まれない。『續齊諧記』の記事全文を引用した『荆楚歲時記』の三月三日の記事に付けられた隋の杜公瞻の注こそ、「羽觴随波賦」の手本であったと考える。以下は、その全文である。

三月三日、四民並出江渚池沼間、臨清流、為流杯曲水之飲。

（杜公瞻）按：『韓詩』云：「唯溱與洧、方洹洹兮。唯士與女、方秉蘭兮。」注：「謂今三月桃花水下、以招魂續魄、以除歲穢。」『周禮』：「女巫歲時祓除釁浴。」鄭注云：「今三月上巳、水上之類。」司馬彪『禮儀志』曰：「三月上巳、官民並禊飲於東流水上、彌驗此日。」『南嶽記』雲：「其山西曲水壇、水從石上行、士女臨河壇、三月三日所逍遙處。」『續齊諧記』：「晉武帝問尚書摯虞曰：『三日曲水、其義何指？』答曰：『漢章帝時、平原徐肇以三月初生三女、至三日俱亡、一村以為怪、乃相與攜酒至東流水邊、洗滌去災、遂因流水以泛觴。曲水之義、起於此

也。』帝曰：『若如所談、便非嘉事。』尚書郎束皙曰：『摯虞小生、不足以知此、臣請說其始。昔周公卜城洛邑、因流水以汎酒、故『逸詩』云『羽觴隨波流』。又秦昭王三月上巳、置酒河曲、有金人自東而出、奉水心劍曰：『令君制有西夏。』及秦霸諸侯、乃因其處立為曲水祠。二漢相沿、皆為盛集。』帝曰：『善。』賜金五十斤、左遷摯虞為陽城令。」周處、吳徵注『吳地記』則又引郭虞三女並以元巳日死、故臨水以消災、所未詳也。張景陽『洛禊賦』、則洛水之遊；傅長虞『神泉文』、乃園池之宴。孔子「暮春浴乎沂」、則水濱禊祓、由來遠矣。

[宗懐・守屋 1978 : 113-114]

また、匡房の「羽觴隨波賦」と『荊楚歲時記』の注を併記すると、表4-3のようになる。

表4-3 「羽觴隨波賦」と『荊楚歲時記』の対比

『荊楚歲時記』三月三日記事に付く隋の杜公瞻の注	大江匡房「羽觴隨波賦」
『續齊諧記』：昔周公成洛邑、因流水泛酒、故逸詩云：『羽觴隨波流。』	「羽觴隨波賦」以周公卜洛、因流泛酒為韻。 (「周公卜洛、因流泛酒」を韻とする)
『續齊諧記』：尚書郎束皙進曰	其說聞于束氏、其義起自姬公(その説は束氏に聞かれ、その義は姬公(周公)に始まる)
『續齊諧記』：二漢相縁、皆為盛集。	爰始二漢相因(二漢(西漢・東漢)が継承した)
『韓詩』云：「唯溱與洧、方洵洵兮。唯士與女、方秉蘭兮。」	咲鄭俗之採蘭(鄭国の俗である採蘭(詩経『溱洧』より)を笑う)
『續齊諧記』：見金人自河而出、奉水心劍曰	嘲金人之捧劍(金人の捧劍を嘲笑す)
『續齊諧記』：晉武帝問…又秦昭王三月上巳	非獨同類於晉武之風…非獨傳美於秦昭之酒者也(晉の武帝の風に類することだけでは

	ない。秦の昭王の酒が伝わることだけではない)
--	------------------------

この表にある「羽觴随波賦」に見える中国典拠の引用については、2点注意すべきところがある。

1点目は、匡房は『荆楚歳時記』と『續齊諧記』にみられる「死穢」に関わる記述を取らなかったことである。『續齊諧記』自体は晋武帝と臣下の問答になっている。晋の武帝が発した「三日の曲水、其の義、何を指す」という質問に対して、摯虞と束皙はそれぞれの説を述べた。摯虞は、漢の章帝の時、三月に初めて生まれた三女が三日して亡くなったことより、一村は酒を携えて東流の水辺で洗滌して、災を去るという死穢を禳祓する行為が由来であると答えた。一方、束皙は周公が洛邑を城き、流水に酒を泛ぶこと（羽觴随波流）に遡り、三月上巳、秦の昭王も河曲に酒をおいたところ、金人は東より出て、水心劍を捧じて君をして西夏を制し有たしめんと言い、のち秦が諸侯統一になり、西漢・東漢もそれを継承して盛集を為したと答えた。二人の答えに対して、晋の武帝は摯虞の死穢説を「若し談るところの如くんば、便ち嘉事に非ず」と判断したが、束皙の吉兆説を「善し」とした。そこで束皙は自分の説が採用されて金五十斤を賜い、一方の摯虞は左遷させられた。『續齊諧記』の記事は伝説の色彩が強くみられ、三月の曲水起源の記事もまた伝説・伝奇を写したと思われるが、少なくとも作者の呉均が生きた5世紀の段階には、曲水をめぐる起源説はすでに上巳禳祓元来の「洗滌して災を去る」といった本義から離脱し、めでたく吉兆に転じていたことになる。死穢説を制するかたちで吉兆説が作られたのは、恐らく西晋の華林園における曲水宴以降であり、皇帝主催の曲水宴に適合するように生じたと思われる。なぜなら、皇帝の宴では、縁起が吉兆のものでなければならない。匡房の「羽觴随波賦」も死穢に関わる摯虞の説についてはいっさい触れず、題と韻は「羽觴随波賦」や「以周公卜洛、因流泛酒為韻」とあり、束皙の「昔周公成洛邑、因流水泛酒、故逸詩云：『羽觴随波流。』」を直接採用して、賦の中には「其説聞于束氏、其義起自姬公（その説は束氏に聞かれ、その義は姫公（周公）に始まる）」と記した。これについては、日本の天皇に向けて、同じ縁起の吉兆を継承するといった文化的背景がみてとれる。天皇に献じる曲水宴関係の詩文は、華林園の曲水宴の系統を汲むのは当然であったと考える。

2点目は、匡房が中国の典拠を引用しているが、すべてそのまま用いることはしなかつ

た。賦の最後には、「國家恩波遠蕩、惠景高泛。人皆得醉德而熙熙、義何必流杯之汎汎。馨香其治、咲鄭俗之採蘭。珍怪其祥、嘲金人之捧劍。則知神器惟新、聖曆可及。配靈瑞於天地、詢往事於左右。叡智生知、非獨同類於晉武之風。膏澤遍施、非獨傳美於秦昭之酒者也。（國家の恩波は遠くまで蕩し、惠景は高く泛べる。人は皆な徳に酔して熙熙とし、なぜ流杯を汎汎たる必要があろう。治世を馨香すれば、鄭国の俗である採蘭を笑う。その祥を珍怪し、金人の捧劍を嘲笑す。神器はただ新たにすべし、聖暦が及ぶことを知る。靈瑞を天地に配り、往事を左右に詢く。叡智は知を生み、晉の武帝の風に類することだけではない。膏澤は至る所に施し、秦昭王の酒を伝わることだけではない。）」という内容が記されている。

つまりは、日本の立場に戻り、天皇の治世も恩徳高き、「人皆得醉德而熙熙、義何必流杯之汎汎（人は皆な徳に酔して熙熙とし、なぜ流杯を汎汎たる必要があろう。）」と問い、晉の武帝の風に類することだけではなく、秦昭王の酒を伝えることだけでもないと唱えている。「義何必流杯之汎汎」と書かれているのも、当時、すでに曲水行事があまり行われていなかったことを示唆しており、それと共に、やはり中国由来の曲水への否定が読みとれる。このように中国の伝統を受け入れない意思をうかがうことができる。しかし、同賦の冒頭に「昔周公之卜城也、瞻彼東洛建我西周（昔周公が城の位置を卜し、東洛を見て我が西周を建てた）」とあることから、匡房は同時に自ら「我が西周」と記していることからわかるように、中国の伝統に属することも示した。一方は大陸伝統の継承、もう一方は日本立場の宣言という両面性を兼ね具えていたのである。これは、前述した後冷泉朝治暦三年（1067）三月三日の詩会における匡房の作にすでにみることができる。治暦三年、25歳の青年である匡房は、「蘭亭勝趣縱雖美、豈若桂宮景氣深」とし、王羲之の蘭亭を肯定しながらも、それは皇太子の桂宮に及ばずと唱えた。また、治暦三年の詩会には、同じ意味が読みとれる源時綱の「宮廷風景多佳趣、何趁周年洛水潯」という記述もあることから、古代中国の事跡より日本宮廷のほうが良いというアイデンティティをもっていた者は、匡房だけではなかった。その意識は應製、つまり天皇や皇太子に献じる作において特にみられることは前節で論じた。匡房の「羽觴随波賦」は内御書所での作文であり、公事的な性格を有し、後に天皇に見せることが想定されていたと冒頭に述べたが、その内容にみられる日本宮廷への意識も公事的作文であったことを裏付ける。「羽觴随波賦」の作成時期は明確にはできないが、尊仁親王（後三条天皇）から貞仁親王（白河天皇）、善仁親王（堀河天皇）の三代にわたり東宮学士を担当した匡房としては、そうした

機会は多かったと思われる。

次に、大江匡房の「七言 三月三日陪宴安樂寺聖廟 同賦縈流叶勝遊詩一首 以多為韻 並序」をとり上げる。この作は、詩が散佚し、序だけ残されている。

七言 三月三日陪宴安樂寺聖廟 同賦縈流叶勝遊詩一首 以多為韻 並序

曲水之時義遠矣哉。起自姬旦之東洛、及我朝之西海。本源早關、□二千年之春風。餘波長傳、越百萬里之曉月。方今錦車聯門、叢祠之儀如舊。羅幕張砌、花水之觀惟新。今日之宴誰敢閒然。原夫縈流云、成勝遊自叶。羽觴頽嵇氏之玉、宮懸揮園客之絲。青田核之味酌岸色、桃顏方紅。南山操之曲混灘聲、竹肉更靜。至彼風骨含毫、雪膚赴節、潘江陸海、玄之又玄也。暗引巴字之水、洛妃漢女夢而非夢也。自動魏年之塵者也。於是柳谷景斜、華塘燈舉、蘋蘩之葉可以羞、黍稷惟馨豈其吐。昔堯女廟荒、春竹染一掬之淚。徐君墓古、秋松懸三尺之霜。雖垂異代之名、皆非同日之論。既而右軍既酣、蘭亭之席稍卷。左驂頻顧、桃浦之駕欲歸。言醉之成泥、忘詞之鍼石。云爾。

〔国民図書株式会社 1926b : 644〕

まず、詩題にみられる宴の場所である「安樂寺聖廟」は、菅原道眞を祀る靈廟（現京都市上京区にある安樂寺天満宮はその趾）である。『本朝続文粹』にある匡房のもう1つの作の「七言 早春内宴陪安樂寺聖廟同賦春來悅者多詩一首 以心為韻並序」には、「夫安樂寺者、菅大相國之聖廟也。形勝冠絶於四海、靈驗鼓動於一天。於是芳年華月、上陽下旬。張樂懸而奏歌舞、為詩席而供文章…稱之内宴」とあり、安樂寺が内宴の場所として使われたことがわかる。また、「形勝冠絶於四海」などの描写から、当時の安樂寺は規模が大きく、庭なども整備されていたことがうかがえる。ただし、三月三日陪宴詩序が内宴であったかどうかは明確に書かれてはおらず、内容を見ると、天皇関係の記述がほとんどなかったため、臣下の私宴であった可能性が高い。冒頭には「曲水之時義遠矣哉。起自姬旦之東洛、及我朝之西海。本源早關、□二千年之春風。餘波長傳、越百萬里之曉月」より、曲水宴の起源を「姫旦之東洛、及我朝之西海」「餘波長傳、越百萬里之曉月」とあり、周公の洛陽を日本の西海につなぎ、周公由来の伝統を日本が継承したことを示している。また、「羽觴頽嵇氏之玉…暗引巴字之水…自動魏年之塵者也。既而右軍既酣、蘭亭之席稍卷。左驂頻顧、桃浦之駕欲歸。」などの表現は、前述した後朱雀朝と後冷泉朝の三月三日詩会に

みられる「曲水」のイメージと重なる。「羽觴随波賦」は起源伝統を謳い、皇帝の治世につながるのに対して、安楽寺宴詩の場合は周公を言及しながらも詩文伝統だけに重きをおいた。また、菅原道眞を祀る霊廟である安楽寺で曲水宴を開いたことから、宇多朝の曲水宴の主役であった道眞への意識がうかがえる。しかし、序の内容では曲水行事があったかどうかは判断できない。

(3) 藤原敦光の三月三日侍宴和歌序

『本朝続文粹』には、藤原敦光の三月三日侍宴和歌の序文の一首が収録されている。

三月三日侍太上皇宴同詠逐年花盛 應制和歌

禁闕東南、不經幾里。有一勝境、如三神山。太上兩皇移宸遊於斯處。國母仙院、施陰教於其場。方今殿前殖樹、簾外翫花。連萼逐年以彌盛、繁艷隨日以更鮮。桃源浪暖、萬春之美景幾廻、茅洞霞濃。三月之佳期無極、于時露棘群卿、雲萊羽客。當曲水之良辰、詠難波之嘉什、蓋是我朝之俗也。然後調瑤琴而奏治世之音。鶯語暗和、酌綠醕而獻長生之壽。燕飲漸酣、花下忘歸。染翰記事、其詞曰。

〔国民図書株式会社 1926b : 635〕

序の「禁闕東南、不經幾里」や「太上兩皇移宸遊於斯處」からは、宴会の場所が白河法皇と鳥羽上皇が泊まる鳥羽離宮であったことが確定でき、時期は堀河天皇の世であろう。また、「當曲水之良辰、詠難波之嘉什、蓋是我朝之俗也」からは、曲水宴で詩を詠じることが「我朝之俗」とされ、加えて「調瑤琴而奏治世之音」は、やはり曲水宴を「治世」とつなぎ、朝儀的曲水宴の面影をうかがうことができる。そして、「國母仙院」や「雲萊羽客」、「獻長生之壽」という記載からは、神仙思想が読みとれる。敦光の序には曲水宴について言及しているが、全体の内容からみれば、鳥羽離宮で白河法皇と鳥羽上皇が主催した三月三日の宴会において、流杯曲水の行事まであったとは断定できない。最後の「燕飲漸酣、花下忘歸」という記述からは、春の花宴であった可能性もある。また、詩題に「應制和歌」と記されており、この宴が和歌を中心に展開したことがわかる。とするならば、少なくとも堀河朝において、三月三日の宴に和歌によって成立する宴があらわれたことになる。

(4) 嘉保三年、永長二年の三月三日宴詩

すでにとり扱った『中右記部類』の紙背漢詩に、嘉保三年（1096）と永長二年（1097）に行われた三月三日宴の詩が収録されている。

嘉保三年（1096）の方は「七言三月三日遊六波羅蜜寺同賦落花浮酒盃」を題として、計18首がある〔宮内庁 1972：76-78〕。場所は六波羅蜜寺であり、参加者を見れば、臣下の詩会であったことがわかる。この三月三日はちょうど上巳の日と重なっており、そのことは藤原永実の「三月初三逢上巳、東流契（禊）祓日徐傾」や藤原実信の「三月初三當上巳」という記述などから明らかである。ただし、ここにみられる「上巳」はあくまで文面にあるだけで、詩の内容からは禊祓を行ったことは読みとれない。また、曲水宴関係の表現もあり、藤原敦光の「三朝上巳遊蕭寺、還咲蘭亭落日情」や平家能の「迎春曲水今何好、斷織公姫遊宴情」、藤原令明の「蓮宮今似蘭亭苦、三日宴遊感自成」はその事例である。しかし、18首を全体的にみた場合、曲水の表現はあまりないことがいえ、曲水行事が行われた可能性も低く、「曲水」を意識して詩を作ったことが推測できる。詩題である「落花浮酒盃」も花びらが盃に浮かぶことを意味し、盃自体が浮かべられたわけではない。

永長二年（1097）の宴詩は「七言三月三日於古寺同賦桃花唯勸醉」という題であった。「古寺」がどの寺であったのかは明確にはできない。この宴詩は全12首あり、藤原基俊の作以外はすべて曲水の表現が含まれていた〔宮内庁 1972：96-98〕。これらを整理したものが、表4-4である。

表4-4 永長二年三月三日詩

永長二年（1097）「七言三月三日於古寺同賦桃花唯勸醉」曲水/桃花関連	
惟宗隆頼	桃花灼灼興何新…沈視猶留曲水春
藤原季仲	紅桃灼灼矯逢辰…流霞曲水行盃晚、岸月高楊倒載春
菅原在良	桃花漠漠望猶新…淵底自臨曲浦人、作愍久交三月會
源成宗	三月三朝屬令辰、桃花勸醉蕩心神…桂樽傾露仙源曉、羽爵任流曲水春
藤原懷季（季仲の子）	桃花濃淡綻來辰…曲水浪薰添戶曉、仙源霞映入郷春…蘭亭昔興憶遺塵

藤原実明（季仲の子）	桃花争綻屬方辰…引盞深淺應任春。想像右軍今日會、染毫吟詠動精神。
宗憲	桃花勸醉淺深句…今占蕭寺煙霞地、閑放遙諳曲洛塵。
菅原宣資	灼灼桃花望太新…山亭今瀉蘭亭蹟、詩酒佳遊繼舊塵
菅原清能	灼灼桃花何有因…西郊遙訪蘭亭會、曲水遺流觴詠新。
源光遠	東出都門遊放辰、桃花勸醉動心神。武陵月下彌添戶、曲洛風前唯任巡。頻酌欲傾霞媚曉…蘭亭嘉會今移得、閑引羽觴繼舊塵。
忠理	灼灼桃花使望新…曲洛晚風旁唱巡。嵇氏竹煙空恥翠、陶家菊色更忘春。蘭亭昔會今相憶、宜矣放遊足蕩神。

この三月三日の宴詩の題が「桃花唯勸醉」であったため、曲水の描写は桃の花につながっていた。ただし、前述した後冷泉朝四年（1056）の三月三日の宴詩の題が、「勸醉是桃花」であり、内容的にも類似性が見られる。たとえば、源成宗の「三月三朝屬令辰、桃花勸醉蕩心神」は、天喜四年の宴詩における源資道の「三月三朝屬令辰、桃花勸醉蕩精神」と見比べると、1文字違うだけである。また、菅原宣資の「山亭今瀉蘭亭蹟、詩酒佳遊繼舊塵」は、天喜四年の菅原定義の「池亭今作蘭亭興、詩酒佳遊移舊塵」とほぼ重なり、忠理の「嵇氏竹煙空恥翠、陶家菊色更忘春」は天喜四年の惟宗孝言の「嵇氏竹林空絶席、陶家菊蘂未為鄰」に似ている。源資道から源成宗へ、菅原定義から菅原宣資へというように、先祖が詠じた句を自ら継承していたこともうかがえる。そのため、永長二年の宴会は、天喜四年の宴会を意識したうえで催されたと考える。後朱雀朝と後冷泉朝の三月三日の詩会に定着した「曲水」のイメージは、師通の曲水宴を経て、永長二年に伝えられたことも推測できる。しかし、文学的「曲水」が高度に完成されたことは明らかではあるものの、ほかにも根拠が出てこないかぎりには、永長二年のこの詩会において、曲水行事があったか否かについて断言することはできない。

4 曲水宴の終焉

（1）九条良経の曲水宴計画

寛治五年（1091）の師通の曲水宴以降、曲水行事を備えた曲水宴は長らくみられず、戦

乱が繰り返されていた平安末期に曲水宴は幕を降ろした。この頃、三月三日の御燈は継続されながら、上巳祓も定着したようである。『永昌記』にみられる大治元年（1126）三月三日の記事には、「己巳、向河原、依上巳禊并御燈由祓也」〔増補史料大成刊行会 1965b : 199〕とあり、12世紀の初期において「上巳禊」という名称が定まっていたことがわかる。また、『玉葉』の文治二年（1186）三月三日の記事には、「三月三日相当上巳…仍余已下子息等皆有祓事、但自不出河原、只遣撫物於陰陽師之許也」〔高頭 1908 : 163〕とあり、九条兼実が撫物を陰陽師に託して上巳の祓を行わせたことが読みとれる。

曲水宴が再度計画されたのは、九条良経の時代、すなわち鎌倉時代初頭の頃であった。土御門天皇（後鳥羽上皇院政）元久三年⁽⁴⁾（1206）になると、武家政権の下において、九条良経を中心とした公卿たちは曲水宴を計画した。

元久三年の曲水宴計画から14年前の建久三年（1192）には、良経がすでに『六百番歌合』を催しており、春下に「三月三日」の歌題も設けられた。これについては、谷知子の「『六百番歌合』『三月三日』題と曲水宴」〔谷 2015〕で論じられている。谷は、作られた歌である「さかづきの流れ」や「行く水にかぶる花のさかづき」が漢詩の「流盃」や「花觴」に由来し、「今日といへば岩間」という表現は曲水の溝を指すと述べている〔谷 2015 : 30-31〕。歌題が出された建久三年は、曲水宴がなかったが、表現としての「曲水」が和歌の素材としても定着したことがうかがえる。

『六百番歌合』のような事情が先立って、良経は自邸で本格的な曲水宴を開こうとしたことも不思議なことではなかった。この曲水宴の計画について、倉林は『古今著聞集』の記述をもって言及しているが〔倉林 1966 : 88〕、詳しく展開はしていない。良経の曲水宴計画は、ほかに藤原長兼の『三長記』にも見られるが、先ほどあげた谷の論文中に詩題の一部が触られているだけで、その他の先行研究においてはあまりとり扱われてこなかった。良経は曲水宴が行う前に亡くなり、この曲水宴も実現できなかったため、研究対象からは外されたのであろう。しかし、『三長記』には曲水宴計画をめぐる討論が記されており、良経の計画はそこからある程度うかがい知ることができる。ここからは、そのことについて考えていく。

まず、当時の良経は関白であり、祖先は師通にあたり、これも曲水宴を催そうとした理由の1つであろう。さらには、『三長記』の著者である藤原長兼も師通の曲水宴の参加者であった為房の直系子孫である。良経の曲水宴の予定場所について、太田は良経の自邸で新たに造営された京極殿（中御門殿）であると指摘している〔太田 1986 : 701〕。これ

らのことが、曲水宴計画討論の背景となる。

『三長記』のなかには、二月の計画討論に関する記事が何か所もみられる〔増補史料大成刊行会 1965c : 171-183〕。以下に示した表4-5は、それらを日にち順に並べて、主な討論項目や提案者、内容を整理したものである。

表4-5 『三長記』良経曲水宴計画

	二月	場所	項目	提案者	内容
①	十三日	御前	次第 掘溝 羽觴 草塾 衣装 日次 詩題	藤原長兼 日野資実	<p>次第：〈長兼・資実〉寛治之例於有所見之事著、可被用（寛治の順序は用いられる）。寛治式匡房卿作之也（寛治式は匡房の作）。</p> <p>掘溝：〈長兼・資実〉本潺湲水淺有屈曲、又廻中門廊之間、其所狹、南庭西行新可掘溝（溝は浅いし、流れが遅く、屈曲するところあり、また中門廊の間を廻し狭くなるため、南庭の西行には新たに溝を掘るべし）</p> <p>羽觴：〈長兼・資実〉羽爵寛弘墨漆、寛治作水鳥綵色置盃、可被用寛治例（羽爵は寛弘が墨漆、寛治は水鳥綵色の物に盃を置く、寛治の例が用いられる）</p> <p>草塾：〈長兼〉草塾色々、可依内宴例。地下文人座、寛弘壺圓座、其體不審、寛治菅圓座、可依寛治之例（草塾いろいろは内宴の例に従うべし。地下の文人座、寛弘は壺圓座、その体はわからない、寛治は菅圓座、寛治の例に従うべし）。</p> <p>衣装：〈長兼〉殿上料以布衣裏由、雖見寛治記、其色不分明。准疊縁可被用黄色敷（寛治記に殿上の料は布衣が裏と見られるが、その色はわからない。准疊縁は黄色が用いられる）。</p> <p>日次：〈資実〉三月三日日次不宜（三月三日は日次不宜である）</p>

					詩題：〈資実〉「州縣春光遍」（題中取韻）
②	十六日	良経処	草墊 衣装 講詩	九条良経 藤原長兼 松殿基房 平親範 藤原公継	<p>草墊・衣装：〈良経〉又曲水宴事有評定、草墊事偏難被逐内宴之例、私宴也。又公卿以下著直衣、已非禮儀、遊興也。只牙象草墊上被敷色々唐綾褥可宜之由（曲水宴事は評定があり、草墊事は難があり、私宴であるため内宴の例は下げられた。また公卿以下は直衣を着るのは禮儀にあらず、遊興である。ただし牙象草墊の上に敷かれる唐綾褥色々は宜しい）。</p> <p>〈基房〉中山入道殿下令計申給、即彼御札下給。見之寛治被用法性寺草墊（無臺草墊也）、件草墊即牙象（基房の提案で良経に寛治の草墊が見られ、それは法性寺の草墊（無臺草墊）であり、件草墊は即ち牙象である）。</p> <p>〈良経〉内宴草墊自納殿被取出之、大臣紫、大納言縹、中納言欸冬、（地黄文、以丹畫之、已上以其色輪）、參議并文人黄、（以黄絹裹之也、已上地體用桶、如鼓）、仰云、參議與文人無差別、不得心（内宴の草墊は納殿より取り出され、大臣は紫、大納言は縹、中納言は欸冬（地黄模様、丹で畫き、已上は色輪）、參議と文人は黄（黄絹で裹う、已上地體は桶を用い、鼓の如く）。良経は參議と文人が差別ないので、不得心と言った）。</p> <p>〈親範〉此色就何文令分別哉之由、雖有御尋、文書燒失之由申之、不分明歟（色は何の文令によって分別されたかについて、文書が燒失したためわからなくなった）。</p> <p>講詩：〈公継〉八條大納言殿令參給、寛弘地上被講詩之由、見小野宮右府記、件事無世間流布之本云云（公継により、寛弘曲水宴の地上で講詩される理由</p>

					は小右記に見られ、件事について世間流布の版にはない)。
③	十八日	御前	唐硯臺	後鳥羽 上皇 藤原孝 範 藤原長 兼	唐硯臺：〈天皇〉曲水宴唐硯臺事被仰合（曲水宴唐硯臺事が仰せられる）。〈孝範〉寛治江記孝範進之云云（寛治の例について江家の準備を孝範が進める）。
④	十九日	長兼 処	詩題	日野資 実	詩題：〈資実〉寛治江納言作（寛治年間大江匡房の作を参考にする）
⑤	二十四日	御前	次第 詩題	日野資 実 三条公 定 藤原長 兼	次第：曲水宴間事有評定（順序が決まった）。 詩題：〈資実〉「流催洛飲」（春字為韻）、「浮盃樂飲」（遊字為韻） 〈公定〉洛飲者可限周公…可被用樂飲歟（「洛飲」は周公に限られる。樂飲にされてはいかが。）。 〈長兼〉大略不過先日藤中納言予參會之時、仍不記之（大体は先日資実と予が參會の時に討論したものから出ないので、記さないことにする）。
⑥	二十五日	御前	文人事	後鳥羽 上皇 藤原長 兼	文人事：文人事有評定、被注下之（文人の事が決められた。（順序の）下に注を付ける）。
⑦	二十六日	長兼 処	文人 御教 書 雑事 魏文 曲水 事	藤原長 兼 良経使 者 藤原孝 範	文人御教書：〈長兼〉文人御教書等分遣畢（文人御教書等は分遣完了）。 雑事：〈良経使者〉殿下御使來、條條雑事等被仰之（良経の使者が来て、雑事それぞれを伝えた）。 魏文曲水事：入夜孝範來、數剋文談。魏文曲水宴事等何事哉之由問之、不分明之由所答也（夜に孝範が来て文談を打ち克つ。魏文曲水宴事等は何事かにつ

					いて聞いたが、わからないと答えた)。
⑧	二十九日	長兼 処 良経 処	詩題	九条良 経 日野資 実 源長俊 藤原長 兼	<p>詩題：〈良経〉有御教書。内有御書：浮杯樂飲（…廣雅曰、淨罰也…）注文誠以不快、仍仰遣送藤中納言、彼返事如此（良経より御教書あり、内は御書がある。「浮杯樂飲、注では廣雅曰淨罰也などがあり、誠に不快である。これを資実に尋ねたが、彼の返事はこれである」）。</p> <p>〈資実〉…細見禮記候、然而於浮盃樂飲者、一切無其難候…注文之意も尤可斟酌候…浮字ハ代々公宴已下題皆以出之、更不及其難候歟…此上者可隨御定候。追申…先日注申兩題了、今一又其難歟、然者可注申他題候歟（禮記を細かく見たが、浮盃樂飲について、一切悪いところがない。注文の意もまだ斟酌すべし…浮の字は代々公宴已下の題に皆出され、悪くないだろう。此の上は御決めいただく。追申…先日兩題を出したが、今は一題がよくない、さらば他の題を出すか）。</p> <p>〈長兼〉晩頭參殿下、以長俊朝臣申條々、曲水題可被改之由有仰、猶未定。曲水勝遊久、此題久字可思歟之由被仰合、於一句可候其意之由申了（晩に良経の処に参り、長俊の條々を話し、曲水題を改まる理由を聞いたが、まだ決めていない。「曲水勝遊久」題の久の字は考えるべしと良経が話した）。</p>
⑨	三十日	御前	改題 事	藤原長 兼 日野資 実 後鳥羽 上皇	<p>改題事：曲水宴改題事。羽觴隨波（各分一字）、此題江相公詩一首之外無他詩、然而於舊題者條々無不審。然而周公宴會一句也、是濫觴也、重被用何事有哉之由、藤中納言計申之。予申云、誠何事候哉。仰云、可被用此題之由、可仰文人者（曲水宴改題事ある。「羽觴隨波（各一字を韻とす）」）。此の題は大</p>

				江匡房の詩一首以外は他の詩がなく、しかし舊題において不審なところがない。周公宴會の一句は濫觴（始まり）のため、重なって用いられると資実が申す。長兼は誠であると言う。天皇が此の題が用いられ、文人に伝えられると言った）。
--	--	--	--	--

表4-5にみられるように、二月における討論はしばしば「御前」において行われた。この「御前」は当時まだ幼少期であった土御門天皇ではなく、後鳥羽上皇であったことが推測できる。とするならば、良経は、自分の京極殿に後鳥羽上皇を参加者あるいは見物人として迎える予定であったことが考えられる。

良経の曲水宴については、緻密な準備が行われた。その中で、藤原長兼と日野資実はもともと活躍した人物であり、良経は彼らの提案に対して、積極的に否定や賛成、あるいは疑問を投げかけた。最初の十三日の討論である①をみれば、順序は寛治の前例を採用し、溝は少し整える必要があるとし、羽觴については「寛弘が墨漆、寛治は水鳥綵色の物に盃を置く、寛治の例が用いられる」とした。以上の3つの事項は①における一回の討論でほとんど決められ、次の草墊や衣装、詩題については何回も議論が重ねられた。また、①十三日に言及されている「三月三日は日次不宜」の理由で曲水宴を三月十二日に延長したことは、『古今著聞集』でもみられ、その理由は、熊野本宮焼失のためであった〔西尾1986：128〕。

草墊と衣装のことについては、①の十三日に、長兼は「内宴の例に従うべし」、「地下の文人座、寛弘は壺圓座、その体はわからない、寛治は菅圓座、寛治の例に従うべし」と提案した。しかし②の十六日に良経に否定され、「私宴であるため内宴の例は下げられ」、また「公卿以下は直衣を着るのは禮儀にあらず、遊興である」と言われた。主催者である良経にとって、今回の曲水宴は私宴であることは明白であり、寛治の事例にみられる直衣は、遊興の性格を多分に含んでいることから、内宴のような礼儀ではなかった。これらから、良経が望む曲水宴が、内宴にあらず、寛治のような遊興的な私宴であったことがうかがえる。草墊については、さらに法性寺草墊（無臺草墊）や牙象草墊など論じられ、内宴の草墊も参考にして良経邸の納殿より取り出された。しかし、良経はその色を見て「參議與文人無差別、不得心」といい、參議と文人の草墊の色に差別がないことに不満をもった。ここからは、私宴でありながらも、身分の差別を重視する良経の意識が読みと

れる。草塾と衣装の討論は、①の十三日と②の十六日の計2回の議論をもって決められたようであるが、残念ながら最終案は『三長記』の中には記されていない。しかし、良経が望む遊興的でありながらも身分の差が示される形に曲水宴を整えようとしたことは想定できよう。

また、詩題についての論議は、もっとも複雑であった。表4-5をみると①・④・⑤・⑧・⑨の計5回行われたことがわかる。まず、①十三日に資実が「州縣春光遍」（題中取韻）を提案した。そして、④十九日にまた資実が寛治年間の大江匡房の作を参考にしながら案を示した。⑤二十四日には、資実がさらに「流催洛飲」（春字為韻）と「浮盃樂飲」（遊字為韻）の2案を提示し、三条公定は「流催洛飲」について「『洛飲』は周公に限られる。樂飲にされてはいかが」と論じたが、長兼は公定の説が資実と自分の討論から出ないため取らなかった。⑧二十九日に良経より御教書が長兼の所に届く。内容は、良経は資実が出した「浮杯樂飲」について調べたが、注に「廣雅曰淨罰也」など不快なものがあり、それを資実に尋ねた。しかし、資実は『禮記』を細かく調べ、浮盃樂飲はよくないところがないと強調し、さらに「浮」の字は代々公宴已下の題に皆出されたものなので、問題がないだろうと返事した。しかし、資実はこの一件を良経に決めてもらうことにして、他の題を出してもよいと言った。このやりとりから、当時の公卿たちは詩題の問題について、やはり漢籍を細かく調べ、慎重に決めていたこと読みとれるが、良経の威圧的な態度もうかがい知ることができる。同二十九日の夜に、長兼は良経の所に参り、曲水題を改める理由について聞いた。良経は源長俊が出した詩題である「曲水勝遊久」の久の字は検討するべきだと話した。翌日、すなわち⑨三十日に後鳥羽上皇御前で詩題を改まった。最後に採用したのは「羽觴隨波（各一字を韻とす）」であった。そして、「此の題は大江匡房の詩一首以外は他の詩がなく、しかし舊題において不審なところがない。周公宴會の一句は濫觴（始まり）のため、重なって用いられる」と資実が申した。そこで後鳥羽上皇は、この題に決めた。良経の曲水宴が開催すれば、「羽觴隨波（各一字を韻とす）」を詩題にするのである。前述した④十九日に、資実が提示した寛治年間の大江匡房の作は、この「羽觴隨波」であった可能性が高く、前節で述べた匡房が内御書所で作った「羽觴隨波賦」を直接的に継承したことが考えられる。

そのほか、細かなことも一々討論された。②十六日では道長の寛弘曲水宴における地上での講詩について論じられ、③十八日には後鳥羽上皇が唐硯臺のことを話し、⑦二十六日は雑事の定めや「魏文」のことが討論された。孝範と長兼がよくわからなかった「魏文」

は、前述した師通の曲水宴の漢詩にもみられた「魏文」表現の可能性がある。ただし、『和漢朗詠集』に収録された、菅原道真が寛平三年曲水宴で作った序にある「曲水雖遙、遺塵難絶、書巴字而知地勢、思魏文以翫風流」の「魏文」によるものの可能性もある。魏の文帝が華林園曲水宴を開いた典故は、師通の時代になお馴染んでおり、長兼の時代には疎遠とされていたことがうかがえる。

以上のことをふまえて述べるならば、『三長記』に見られる良経の曲水宴に関する計画討論の中では、詩題がもっとも苦心されたようである。そのほかについては、寛治五年の師通の曲水宴を故実として継承したようである。良経が師通の直系子孫であったことも理由とはなるが、遡れば良経もまた道長の子孫であり、なぜ道長の曲水宴を手本としなかったのかが疑問である。この問題について、1つは道長の曲水宴における内容、特に流杯行事の部分は、道長の関白記で簡略的に触れられただけであり、一方の師通記には綿密に書かれたので、師通の方が学びやすかったと思われる。もう1つは、良経の時代というのは師通から百年、道長からは二百年経過している。習わしなどの変遷もあり、物事の歴史を辿りにくいところがあったであろう。いずれにしても、良経は師通の曲水宴を手本とし、後鳥羽上皇も迎えて、盛大な曲水宴行事に仕上げるつもりであった。しかし、曲水宴が予定されていた十二日を待たず、良経は七日に急逝した。このことは、『古今著聞集』巻十三の「哀傷」で取り上げられ、「建永元年三月、後京極良経曲水宴を催さんとし、日到らざるに俄かに逝去の事」と題にして、「惜しくかなしき事なり」と評されたことで〔西尾1986：128〕、後世によく知られることになった。

良経の曲水宴計画の意義や目的については、師通の曲水宴の様子を模倣したことはいえるが、師通や道長のような政治的意図があったかどうかは断言できない。当時はもはや武家の世であり、良経は公家の中で自分の地位を固めるつもりもあったかもしれない。あるいは新築の京極殿で単なる豪華な詩会を楽しみたいだけであった可能性も考えられる。いずれにせよ、この計画の劇的な挫折は、時間的に隔たりがありながらも存続してきた貴族の曲水宴に終止符を打つ結果となった。

(2) 「名存実亡」の曲水宴

九条良経の曲水宴計画が実行されないまま終わり、平安中期より継承されてきた摂関家主催の曲水宴も余儀無く終焉を迎えた。良経の時代において、三月行事に上巳祓がすでに定着していたことはすでに述べたが、その後、上巳祓はさらに広がり、『百鍊抄』の中の

承久二年（1220）三月三日の記録には「天下男女向河濱修解除。相当上巳。希代事也。」

〔望月 1901：204〕とあるように、一般民衆にも浸透し始めたことが読みとれる。後の室町時代においても上巳の祓が継承されており、天文13年（1544）に撰された『世諺問答』には「三月三日にをこふこととなりしは、上巳の祓の人形…」とあり、平安末期と同様に人形が用いられていたようである。その人形は「流し雛」とも呼ばれ、有坂與太郎の研究によれば、江戸時代に入ると、観賞用の雛が従来流し雛にとって代わり、延寶（1673-1681）以降は雛遊びが主流となり、これが現在の雛祭りにつながっていく〔有坂 1943：91〕。こうした三月三日行事の主流的変遷においては、曲水宴の姿はみられないが、室町時代終わり頃や江戸時代においては、まれに曲水宴が開かれたという記録がある。

李増先の研究によれば、「和漢曲水宴」つまりは和歌と漢詩が混じり合ったものが催されたようである。たとえば、李は「永禄五年一乗谷曲水宴詩歌」を取り上げて、永禄五年（1562）の八月二十一日に行われた一乗谷曲水宴について分析している〔李 2012〕。この詩宴は春ではなく秋に行われたようで、すでに戦国の乱世に落ちた京都における32人が参加するという大規模な集会であり、作られた詩歌も漢詩と和歌の両方があったという。さらに、李は、享保十七年（1732）における将軍吉宗の曲水宴についても考察を加えている〔李 2015〕。これは四月に行われた曲水宴とされ、漢詩と和歌の両方が備えられていた。また、武井満幹は「小田南陔『陪沙川曲水宴記』について」の中で、小田南陔（1790-1835）という長府藩の儒者が書いた「陪沙川曲水宴記」（碑文）を使いながら分析を行い、江戸時代中・後期における長府藩（現下関市）で曲水宴が開かれた可能性を提示した〔武井 2008〕。ただし、この曲水宴における詩や歌は、現存しなかったようである。

以上のような曲水宴の特徴としては、三月ではなく四月や八月に開催されることや和歌と漢詩の両方を備えたことなどがあげられる。飛鳥時代末期から平安時代末期までの曲水宴から源流を汲みながらも、和歌を採り入れ、さらなる新しい展開を遂げた。ただし、このような曲水宴は、まれにあったに過ぎず、古風を兼ねた一時的な春の詩歌宴会であっただろう。三月三日の行事の主体が上巳祓・流し雛や雛祭りに移った以上、このような曲水宴はごく一部の限られた文化人が開催したものであり、そういった文化は下級武士や一般庶民において、大きな波紋を投ずることはなかったと考える。

実際に開かれた曲水宴のほか、文学に吸収された「有名無実の『曲水の宴』」はあえて

長く継承されていた。そうした傾向は、前述した11世紀半ばの三月三日の詩会や12世紀末の『六百番歌合』にすでに反映されており、後世にも継承された。古の貴族たちが春に行う風雅かつ遊興的詩宴といったイメージをもちながら、「曲水」・「周公」・「魏文」・「巴字」・「三月三日」などの言語的表現を形づくって、漢詩のほかには和歌や俳句にも吸収されていった。暉峻桐雨は「『曲水宴』の今昔」のなかで、「廃絶して久しい有名無実の『曲水の宴』も、近世初期の歳時記以後、一貫して旧三月の季語としている」〔暉峻 1996 : 102〕と述べ、古典的季語として俳句に使われる事例としては子規の「曲水の詩や盃に遅れたる」などを挙げている〔暉峻 1996 : 103〕。

以上のように、平安時代以降、まれに開かれた和漢を備えた曲水宴、そして文学に吸収された「有名無実の『曲水の宴』」というのは、曲水宴が継承されていく際の2つのルートになっていると考える。後世の曲水宴はこうした中国と日本の伝統を担いつつ、文学に深く関わる「風雅の符号」に変貌したことが推測できる。

5 小括

本章において、主に11世紀初頭に開催された藤原道長の曲水宴や、同世紀の末期における藤原師通の曲水宴、そして鎌倉幕府に交代された13世紀初頭における九条良経の曲水宴計画を中心に分析した。また、道長と師通との間、及び師通の後に行われた「曲水」の主題の三月三日詩会についても述べ、さらに室町時代や江戸時代にまれに行われていた和漢曲水宴についても触れた。

一条朝寛弘四年（1007）三月三日における藤原道長の曲水宴は、史料上では村上朝曲水宴以来、五十年ぶりの再開であり、摂関期においても摂関家が主催した最初の曲水宴であった。その曲水宴は、御燈日に道長の土御門第で催され、天皇の姿がなく、道長をはじめとした公卿や文人が参列したものであった。行事の内容は儲座、就座、詩題、流觴曲水、入夜昇上、流辺清書、披講、賜物などが備えられており、村上朝曲水宴のものを一部継承しながらも独自の展開がみられ、珍しく翌四日まで続いた。そして、道長の日記にみられる「移唐家儀」の問題については、中国式の羽觴を使い、王羲之のような古風的なやり方に従って、道長を含めた一同が皆参与したと述べた。摂関家による道長の曲水宴は、臣下の曲水宴とはいえ、身分の格差は村上朝の天皇主催のものと同様に厳格であり、まさに道長の政治的権威が強調されていた。しかし、流杯行事に直接参加したことからは、王羲

之のような文人集会への志向も読みとれる。このような矛盾は、撰関家の曲水宴であるがゆえに生じた、特別なところであると考える。

撰関後期における三月三日宴は、流杯行事が備わった曲水宴とは考えにくく、「三月三日」の日に催された詩会のようなものであった。後一条朝には宮廷の密宴記録が2回みられ、後朱雀朝と後冷泉朝の記録には東宮の詩会が1回あり、ほかの5回は臣下による詩会であった。11世紀の半ばに催されたこれらの詩会において、「曲水」及び曲水関係の表現は、行事の性格というよりも文学的表現に重きがおかれ、特に「桃」や「桃源」、さらには周公の洛陽曲水、魏の文帝の曲水宴などといった周、魏晉、唐にまつわる中国由来の曲水伝説が継承されていることから、「曲水」の主題には「俗世超越」のイメージがあったことを推測した。なお、後冷泉朝における東宮詩会には、中国への対抗意識も読みとれた。

院政期の曲水宴は、主に寛治五年（1091）の藤原師通の曲水宴を中心に展開した。この曲水宴は、道長の曲水宴から八十年あまり経った後の再開であったが、一切経會などの事情によって珍しく三日ではなく十六日に催された。師通の『後二条関白記』と宗忠の『中右記』によって細かに記された師通の曲水宴は、関白師實の六条殿で行われ、行事の内容は道長の曲水宴の一部を継承し、詩題においてはほぼ村上朝の曲水宴に倣った。そのほか、公卿たちによる音楽演奏と関白師實の見物など独創的なところもあった。また、現存した25首にももの及ぶ漢詩には、撰関家を讃える表現が多くみられ、師通は曲水宴に撰関家の復権を託したことがうかがえるが、貴族層が継承していった文学的教養も背景として看過できないことを指摘した。師通の曲水宴のほか、院政期における三月三日の宴詩も数多く残されたが、その中では大江匡房の「羽觴随波賦」が最も有名であり、そこからは中国の古典を運用しながらも日本を強調する傾向がみられる。藤原敦光の「三月三日侍宴和歌序」は、堀河朝の三月三日宴における和歌の事例を示しており、また嘉保三年と永長二年の三月三日宴詩からは数多くの公卿及び文人が参加し、従来曲水詩の意象が継承されたことがわかる。

師通の曲水宴以後、ほとんどの曲水宴は三月三日詩会・歌合の主題にとどまり、流杯行事が備えた本格的な曲水宴はあえて行われなかった。政権が鎌倉幕府に変わった13世紀初頭に、九条良経は邸宅である二条殿で曲水宴を開催する計画をたてた。『三長記』に残された記録からは、良経の曲水宴が行事の内容及び詩題の確定に再三討論を繰り返され、細かな準備がなされていた様子をうかがい知ることができる。この計画における内容は、百

年前の師通の曲水宴を踏襲し、詩題も大江匡房の作であったことが推測でき、良経をはじめとした公卿たちは武家の世の下でも熱心に従来の曲水宴伝統を継承しようとしたが、良経の急死によって、計画は余儀なく中止された。その後、曲水宴はまれに室町時代や江戸時代に行われ、漢詩と和歌を兼ねた形のものも生じたが、一方では「曲水」が三月の季語として俳句に定着し、「名存実亡」の形で文学に吸収されたことも指摘した。

本章において、11世紀における道長の曲水宴・師通の曲水宴から、13世紀初頭の良経の曲水宴計画、さらにはその後の曲水宴についても述べた。良経までは二百年あまり、そして、その後は江戸時代までみていった。本章でみてきた長期にわたる曲水宴について、特に以下の3点が注目できる。

第一に、三月節の変化と曲水宴の関係性である。9世紀半ばより、三月三日における主要な行事は御燈に変わり、曲水宴もその背景で行われたことは前章で述べた。本章で扱った11世紀から13世紀までの曲水宴は、御燈のほか、三月の初の巳の日における祓、いわゆる「上巳祓」が確立する時期と重なった。上巳祓は古代中国における曲水宴の起源になるわけではあるが、日本の場合、曲水宴が衰退する時期に逆に上巳祓が徐々に流行り始めた。しかし、各節でみてきたように、上巳の日における祓は独立的に行われており、三月三日・四日の道長の曲水宴や事情があって延期された十六日の師通の曲水宴、十二日に開催予定であった良経の曲水宴とは関わりがなく、摂関後期から院政期まで頻繁に行われていた三月三日の詩会とも直接関係がなかったようである。これらのことから、三月節における上巳祓の成立は、曲水宴にほぼ影響を及ぼさなかったことがわかる。

第二に、摂関政治・院政・武家政権といった政治的变化における曲水宴の変貌である。本章における曲水宴は摂関政治以降のものであり、天皇主催の宮苑曲水宴がすでにみえなくなり、摂関家の曲水宴がまれに行われる程度であった。そのため、従来の天皇による曲水宴とは一線を引き、特別なところも生じた。摂関政治を背景とした摂関家の曲水宴というのは、厳密には道長の曲水宴だけであったが、権門の権威を立てながらも中国の古風を追求した。その権威の顕現は、主に著座の位置によって反映され、村上朝の天皇曲水宴を手本、つまりは天皇家における権威の現れ方を学習して、自分の権威を立てるために運用した。政治権力の変化は、このように曲水宴からもみられた。院政期における師通の曲水宴もそれを継承したが、摂関政治から院政に変わったこの時代において、師通はなおそのような権威の現れ方に執着し、祖先であった道長を継承しながら、自分の政治的志向も含めていたことを推測した。その流れは武家政権に代わった鎌倉幕府下の良経の曲水宴にも

影響を及ぼしたかもしれないが、開催されなかったので断言できない。

第三に、曲水宴の日本文学化である。日本にとって、曲水宴は中国由来の外来文化であり、確立した当初から、特に漢詩・漢文学との関連が緊密であった。前章で述べた曲水宴における詩作は、基本的には漢詩であり、本章における道長の曲水宴や師通の曲水宴、及び摂関期と院政期の三月三日の詩会で作られたものもほぼ漢詩であり、良経の曲水宴においても漢詩の予定であった。特に11世紀に頻繁に行われた曲水関係の詩会は、「曲水」の意象を「俗世超越」として固定させ、それを支持する中国の古典による表現も教養として後世に引き継がせ、文学における「曲水」の基礎を固めた。また、11世紀の漢詩・賦には、従来みられなかった中国への対抗意識も散見され、時代的動向として見逃せない。11世紀はちょうど古代から中世への文化的過渡期に属し、その文化的特徴について、石母田正は『中世的世界の形成』で次のように述べている。具体的には、「王朝後期の貴族には中國文化に対する反省が見られ、そこに注目すべき国風文化が発生したが、これをその時代の文学全体において見る時、依然として中國文化が圧倒的なのであって…平安貴族は律令法を否定し得なかったと同じく、中國の学芸をも否定しなかったのである。」〔石母田正 1957 : 249〕と述べている。匡房の「羽觴随波賦」などに見られた中国を崇めながらも日本を主張せざるを得ない矛盾、そして矛盾がありながらも漢文という枠組みからいまだ脱出できなかったことは、古代と中世の狭間にあった時代動向の一つの側面であろう。その風潮に乗り、後の12世紀などに和歌がますます繁盛になり、武家に政権が渡ったのち、漢詩・漢文は公家のものでさらに縮小していった。曲水宴の衰退は、そうした漢詩の没落が大きな要因となっていたと考える。しかし、曲水宴自体がなくしても、漢詩が作った文学的「曲水」の基礎は、和歌や俳句に吸収され、三月の素材として長らく継承された。曲水宴から「曲水」への変容こそ、中国由来の曲水宴の日本文学化といえ、それを完成させ、実態をともしなわなない「曲水」も文学の中に生き続けたのである。

以上、摂関期以降の曲水宴は、政治をはじめとした時代の動向に従ってさらに変容した。摂関家の曲水宴は摂関の権威を反映し、古代から中世へとといった社会の変化も曲水宴に多大な影響を及ぼした。また、11世紀に頻繁に行われた三月三日の詩会は、流杯行事の曲水宴を次第に「曲水」としての文学的意象に変化させ、曲水宴が終焉を迎えても、その「曲水」は長らく継承され、日本文学化を成した。前章で扱った村上の曲水宴からは、曲水宴における日本的再編成が読みとれ、日本化の始まりとも言えるが、本章における曲水宴の変容は、まさに曲水宴の日本化の完成とみなすべきであろう。

6 結論—日本曲水宴の時期区分について

本研究では、行事という視点に基づいて、日本の曲水宴を成立から終焉まで一通り整理してきたが、その変容の過程に従い、成立期、繁栄期、変容期、衰退期の4つの時期に分けることができると考える。

日本における曲水宴は、7世紀に大陸の律令制度の導入とともに節宴・朝儀の性質をもつ宮苑曲水宴として成立した。そのようななか、7世紀前半における庭園遺構からみた曲水宴の可能性は、早期曲水宴と名付けることが妥当であると考えており、さらには同世紀後半の、特に持統朝以降の曲水宴が節宴・朝儀になることから、その出現をもって正式的に成立と言える。また、聖武朝以前の文武、元明、元正の三朝における曲水宴関係の記録や漢詩は少なく、儀式的にも聖武以降のものよりややくだけると思われるので、この時期に含めることにした。日本の曲水宴の成立期は、そうした7世紀初期から8世紀初期の100年とする。

聖武朝以降、国力の上昇及び貴族層における漢詩文の熟練度の高まりも加わり、宮苑曲水宴はより定例的に行われるようになった。戦乱など一時的に中止する時期もあったが、基本的には天皇代々に継承され、桓武朝まで続き、それも平城京より遷都された長岡京や平安京でも同様に行われた。この時期は臣下の曲水宴もあったが、特に宮苑曲水宴が盛んに催され、宮廷及び貴族層における曲水宴の伝統の基礎が固まった時期であった。そのため、8世紀前半の聖武朝から、桓武朝が終わった9世紀初頭までを曲水宴の繁栄期とする。

平城朝の停廢詔以降、節宴としての宮苑曲水宴が終わりを迎え、嵯峨朝に復興の兆しがあっても実際は花宴などに重きがおかれた。宇多朝における曲水宴の再開までは80年余あり、その期間中に三月三日の行事は御燈に代わった。なお、9世紀末の宇多朝の曲水宴の実態は、天皇主催のサロン的な詩会であり、60年後にあたる10世紀半ばの村上天皇の曲水宴は、行事の内容をより日本式に整えた。この二朝の曲水宴は節宴の枠を超えて、独自の変貌を遂げたため、この時期を曲水宴の変容期とする。

摂関政治以降、鎌倉初頭まで、実際に行われた曲水宴の事例数はごく僅かであり、明確にわかるのは藤原道長、藤原師通、九条良経の私邸曲水宴であり、加えて良経のものは開催できなかったもので、実際は2回のみであった。11世紀には三月三日の詩会も頻りに行われていたが、それは流杯行事が欠けた作文であり、厳密には曲水宴とは言えない。摂関政

治下の道長の曲水宴や院政の治下の藤原師通の曲水宴、そして武家政権における良経の曲水宴は、それぞれ従来の曲水宴を継承しながらも発展していった部分があった。しかし、11世紀初頭より13世紀初頭までの200年に3例だけしかみられないことは、曲水宴の衰退を余儀なく告げていよう。これらをふまえて、この時期を曲水宴の衰退期とする。なお、室町時代や江戸時代にまれに行われた曲水宴は、文人の古代仰慕による一時的な開催であったことが考えられ、それは時期区分に含めないことにする。

また、日本の曲水宴の系統は、身分及び場所の違いから宮苑曲水宴と臣下曲水宴と区分できる。前者は、古代中国における皇帝園林の華林園などを模倣しており、律令制度の節宴として導入していることから、華林園系統に属する。後者の臣下曲水宴は、文人集会の性格が強いことから、王羲之系統といえる。なお、中国の文人の曲水宴は、魏晋六朝においてほとんど貴族文人によるものであったが、隋唐の科举制度以降、一般の文人による集会も多くみられるようになった。しかし、同様な事例は日本では確認できなかった。また、自然河川での曲水宴は、日本においてごくまれに見られ、そのほとんどは庭園などの人工的施設に委ねられた。曲水宴の参与には、漢文の教養と流杯が可能な施設が必要である以上、開催・参加できたのは外来文化である漢文ができ、しかも流杯行事をとり行える庭園を所有したごく一部の上位貴族に限られていた。日本における曲水宴は、飛鳥時代末期から平安末期までの約500年といった長期間、継承されたが、開催回数及び参加人数は実に少なかったことは、漢文・庭園の背後にあった律令制由来の身分制度や経済的基盤と深く関係していたことが考えられる。

なお、各章で触れたように、9世紀後半の平安初期において、御燈が三月三日の行事として宮廷に定着し、そして10世紀末には三月の初の巳の日に上巳祓の記録があらわれる。ただし、曲水宴の衰退はこうした三月行事の新たな傾向とは関係なく、表面的には花宴の代用や天皇の趣味による開催、国風文化の台頭、漢詩・漢文の衰退などが関わっていたが、本質的にはやはり古代から中世への時代変動に由来すると考える。石母田正の『中世的世界の形成』には、次のような記述がある。それは、「奈良時代から平安時代にいたる貴族文化を特質づけるものは勿論中國的大陸的文化であり、それは古代にとって単に外来的文化であったのではなくむしろ古代の本質の一つをなしていたのである…大陸文化は古代の肉体の一部をなしていた…したがって外来文化の否定の深さは全く古代の否定の深さにかかっている」、「中国文化からの真の独立は貴族自身によってではなく、その外部の新しい勢力によって果たされた…律令法と漢文と貴族社会との切離し得ない三つのものは、

ただ中世の法思想によってのみ本質的に否定されることが出来たのである」といったものである〔石母田正 1957：248-249〕。律令制に伴って成立した曲水宴は、漢詩の要求も加わり、かなり中国的なものであったがために、古代から中世への過程において矛盾が生じた。たとえば、宇多朝における復興は天皇の趣味によるものであり、10世紀の村上朝の曲水宴にみえる日本的な内容への再編、さらには11世紀からの撰関家の曲水宴は、曲水宴のさらなる日本化といえる。ただし、貴族層のそうした努力も武士・庶民層が主体となった中世の波に抵抗できず、漢詩＝貴族＝曲水宴という構図が固まっていた以上、曲水宴が中世的行事の一つとして組み込まれることはなかった。良経の曲水宴計画挫折も、曲水宴が想起させる古代へと戻れない貴族没落の隠喩のようにも捉えることができる。

もともと、行事とは別に、曲水宴で作られた漢詩にまつわる意象は中国由来であったが、奈良・平安時代の貴族たちによって吸収および再生産されることによって、曲水宴のイメージとしての「曲水」が日本文学に定着した。その過程は奈良時代にすでにみられたが、11世紀半ばの三月三日の詩会は曲水行事が欠けていても、周公・魏の文帝・竹林七賢・王羲之の蘭亭・陶淵明の桃花源・劉晨の天台山といった周や魏晋などの曲水伝説が文学上の曲水詩に用いられたことをもって、俗世超越といった三月三日＝曲水の意象が完成したことが指摘できる。曲水の意象は、はじめは漢詩に定着したものの、院政期における和歌の発展とともに吸収され、のちに俳句の季語にも成っていく。曲水行事の廃絶とは逆に、長らく継承されてきた曲水の意象は日本文学の一部となり、そのことによって曲水宴が本当の意味で日本化したことが考えられる。成立当初における漢詩＝貴族＝曲水宴の構図は、時代の変遷とともに変容し、漢詩・和歌・俳句＝公家・武士・文化人＝曲水宴・曲水文学といった包括的な構造に変容した。現代における太宰府天満宮や上賀茂神社、城南宮、毛越寺などで復興された曲水宴も、こうした新たな日本的・日本文学的な曲水宴の構造に基づいて成立している。

本研究によって、日本における曲水宴の成立・変容・衰退といった変遷の全体像を整理し、その原因及び時代的背景について考察を加えた。日本の曲水宴は、律令制の導入を背景として成立し、また律令制の崩壊とともに衰退した。外来文化である漢詩、そして身分的制限に限られた曲水宴は貴族文化の一部を成したが、逆にその枠に限定されていた。10世紀半ばの村上朝の曲水宴において、行事内容の日本化がみられ、11世紀末の師通の曲水宴にまた新たな行事が加えられたことは、行事における日本的完成とは言えるものの、ごく稀に行われるといった頻度からみた場合、やはり衰退及び終焉が告げられているといっ

てよいであろう。一方、漢詩に付着した曲水の意象は、11世紀半ばに完成し、後に和歌・俳句に幅広く吸収され、日本文学の領域で長らく継承されていく。日本の曲水宴は古代から中世への時代的变化にともない、古代的・律令的な制限が失われ、日本的・文学的・美学的なものへと変容した。中国の曲水宴を源流としながら、時代とともに受容または変容を成し、柔軟性に富んだ独自の展開を遂げた日本の曲水宴は、日本における中国文化の歴史的位置を示す好例と考える。

第5章

日中における三月三日の草餅

第5章 日中における三月三日の草餅

1 先行研究及び問題点

本章は、三月三日の行事とそのときにつくられる「草餅」についての研究である。

三月三日の行事について、従来数多く研究がある。たとえば、民俗学では、柳田國男が「三月の節供に就いて」のなかに、雛人形はもと「神の形代」として送り出したものとし、雛遊びと道饗祭の関連性について論じた〔柳田 1926：165-166〕。折口信夫は「雛祭りのお話」に、三月三日に「淡路明神」への婦人病の回復祈願をあげ、雛祭りの一源流を提示し、また、雛人形と大宮之咩祭の関係についても示唆した〔折口（1922）1975：47-54〕。和歌森太郎が『民俗歳時記』に鳥取県の流し雛を紹介し、三月三日の浜遊びは流し雛に出かけた習俗を受けたものとした〔和歌森 1970：71〕。歴史学では、山中裕の『平安朝の年中行事』や吉川美春の「三月上巳の祓について」より、平安時代の三月三日行事の様子がうかがえる。風俗史では、有坂與太郎は『雛祭新考』のなかに、とくに江戸時代における雛祭りの成立に重点を置き、享保雛、寛政雛などの雛について詳しく解説した。文学では、谷知子は「『六百番歌合』「三月三日」題と曲水宴」のなかで曲水宴で作られた詩について検討し〔谷 2015〕、大島富朗は「桃青の「桃」一雛の家・桃の花一」に、雛祭りをめぐる俳句について研究した〔大島 2008〕。

草餅についても、食文化の研究がある。たとえば水島裕子は「飛鳥・奈良・平安仏教と日本の食生活」のなかで平安時代の草餅について言及し、古川瑞昌の『餅の博物誌』には江戸時代の草餅の資料がいくつあげられた。このような研究には、草餅を餅の一形態に属される、あるいは菓子類に分類されることが多い。

しかし、三月三日の儀礼食としての「草餅」を主題とする研究はほとんどない。以上挙げた三月三日関係の研究や食文化関係の研究には「草餅」が出てくるが、資料の一部に示されるだけで、論説には不正確な記載もある。たとえば、山中裕は『年中行事秘抄』にある周の幽王の伝承をもって、「草餅」の表記は中国から伝来したものであると主張したが〔山中 1972：176〕、実は中国の文献に現われた周の幽王の伝承では「草餅」ではなく、「艾」である〔中村 2009：658〕。また、水島裕子が平安時代の草餅は現在通りのヨモギを使っていたと論じたが〔水島 1967：20〕、実は平安時代の「草餅」にはハハコ

グサという別の薬草が使われていた〔佐伯 1940 : 13〕。さらに、6世紀の中国の民俗を記録した『荆楚歳時記』に出てくる「龍舌料」は、従来、三月三日の行事とともに日本に伝来し、日本の草餅の原型とされるが〔川副 1952 : 46〕、「龍舌料」が持つ意味、そして三月三日の行事との関係についてはほとんど検討されていない。よって、これまでの草餅研究は不十分ではなかったか。

そこで、本研究において、具体的に解決しようとする問題は以下の4つである。1つ目は古代中国における草餅にあたるものを検討しながら整理し、その変遷を示すこと。2つ目は日本の草餅をめぐる論説に存在する誤りをできる限り修正すること。3つ目は時代順に草餅を述べながら、それぞれの時代における「変化」に重点を置くことにする。4つ目は各章の草餅をなるべくその該当時代の三月三日行事に置きながら理解し、三月三日行事内容の変遷はいかに草餅に影響を及ぼしたかについて検討する。

方法としては文献調査と現地調査の二種類がある。文献調査においては神社儀式帳、有職故実、本草学、文学、民俗調査資料などの一次資料を中心に行い、現地調査においては現代日本の三月三日草餅の様態について行うことにする。なお、本章は文献と日本の現行民俗からの日中の比較民俗学的視点からの三月三日につくられる草餅に関する研究である。したがって、個別地域の草餅の差異については、ここでは論じるつもりはない。また、これらの民俗に陰陽五行的要素が流入しているとの研究〔吉野 : 1983〕もあるが、そうした問題を本論では追求せず、日中対比の形態のみの変化を論じることを目的とする。

以上のように、本章においては、まず古代中国における草餅の原型とされる「龍舌料」や三月三日の行事変遷などを一通り整理し、そして平安時代から現代までの日本の草餅と三月三日の変遷を時代順に捉え、各時代における役割や背後に潜む意味の変容を明らかにすることを目的とする。

2 古代中国における三月三日の儀礼食

本章においては、日本の草餅の原型といわれる古代中国の三月三日における儀礼食について整理してみる。

(1) 龍舌料と上巳の水辺禊祓

三月三日は中国伝来の節日であるため、草餅の起源を考える場合、まず古代中国の三

月三日の儀礼食にさかのぼらなければならない。その初出は、序章にも述べたように、6世紀に成立した『荆楚歳時記』三月三日の条にみえる。

三月三日、四民並びに江渚池沼の間に出て、清流に臨んで流杯曲水の飲と為す。

是の日、黍麴菜（しょきくな）の汁をを取りて羹（あつもの）を作り、蜜を以て粉に和す。之を龍舌料（りゅうぜつはん）と謂い、以て時気を厭う（いとう）。

〔宗懐・守屋 1978：113-126〕

この「黍麴菜」で作られた「龍舌料」は、『荆楚歳時記』の作者である宗懐（502-565）が生きていた時代、すなわち中国の南北朝末期で食される三月三日の儀礼食である。主な原料となる「黍麴菜」は、薬用植物「鼠麴草（そきくそう）」のことである。

『中薬大辞典』に、鼠麴草は学名Gnaphalium affine D. Donであり、キク科の植物で、和名ハハコグサ、異名鼠耳などがあり、薬効としては「痰を化す、止咳する、風寒を去る」など、古来より薬草として親しまれてきた〔中薬大辞典 1985：1614〕。

そして、引用した記述の最後の「以て時気を厭う」は重要である。「時気」というのは、日本語では「季節」にあたり、ここでは季節の変化による疫病のことを指す。2世紀で成立した『漢書』の「鮑宣伝」には「時気疾疫、七死也」とあり、季節の切り替えによる疫病にかかって、死に至ることを意味している〔班 1962：3088〕。そのため、「時気を厭う」の「厭う」は「きらう」ではなく、「しのぐ」または「はらう」の意味である。つまり、「龍舌料」という儀礼食には季節の変わり目の疫病を予防する機能がそなえている。

「龍舌料」のほか、『荆楚歳時記』にみえるこの記述は、三月三日の行事全体についてのものである。前掲の引用文に、まず「三月三日、四民並びに江渚池沼の間に出て、清流に臨んで流杯曲水の飲と為す」とある。曲水宴の章で述べたように、この時代の三月三日に、ほとんどすべての人が水辺に出て、「流杯曲水の飲」をおこなっていた。その盛大さがうかがえる。

6世紀の流杯曲水の飲は娯楽のようにみえるが、それは本来の意味ではない。漢（前202-220）の時代に、三月三日の行事は「上巳」の日で行われ、「上巳」はすなわち三月の初の巳の日のことである。『宋書』「禮二」によると、魏（220-266）以降、上巳が三月三日に定められた。上巳の起源については諸説あり、ここでは詳しく述べないが、すく

なくとも漢の時代には、水辺で禊をするのが実際の行事内容であった。後漢の鄭玄（127-200）が『周礼』の「女巫は歳時の祓除鬻浴を司る⁽¹⁾」に注を加えるさいに、「歳時の祓除とは今日の三月上巳の水の上とりに如くの類の如し」〔宗懐・守屋 1978：116〕と書き、水のほとりで行われる上巳の祓除は鄭玄の時代に実際に行われていたことがわかる。また、『続漢書』「礼儀志」に「是の月上巳、官民皆東流の水の上に絜（潔）す。洗濯祓除と曰う。宿垢と疢（やまい）を去り、大絜をなす。絜とは陽気暢し、万物迄（ことごと）く出てはじめて之を絜くするなり」〔宗懐・守屋 1978：117〕という記述がある。「水の上に絜す」、「洗濯祓除」などのように、水によって祓除すること、すなわち水辺禊祓は漢代上巳の行事内容であった。

第1章で述べたように、漢末以降、上巳がもつ禊祓的意味はしだいに薄れ、「流杯曲水の飲」あるいは作詩が兼ねた曲水宴が流行りつつあった。西晋における皇帝主催の華林園曲水宴と東晋の王羲之の蘭亭曲水宴は曲水宴の代表であり、後の南北朝にも受け継がれた。一方、南朝梁の風俗を描写した『荆楚歳時記』には、民間における「四民並び」規模の「流杯曲水の飲」が描かれた。

つまり、6世紀の宗懐の『荆楚歳時記』の時代には、漢代の上巳がもつ禊祓の意味はかなり失われ、形だけが残っていた。しかし、その名残としてであろうか、儀礼食である龍舌料は6世紀においても疫病除けの機能をはたしており、上巳がかつてもっていた無病息災の意味を持ち続けている。

（2）艾糍、青团と上巳の衰退及び清明節の確立

「龍舌料」が記載された6世紀『荆楚歳時記』の時代が終わり、隋の統一を経て唐（618-907）の時代に入ると、三月三日の曲水宴はさらに盛大化になった。第1章の曲水宴の節で述べたように、都の長安の東南隅には「曲江池」という人工の大きな池が掘られ、周りに楼閣、殿宇も建てられたが、一部は庶民にも遊覧できる公共園林として使われていた。曲江池における三月三日の曲江宴は皇帝の賜宴であり、玄宗の開元の末（741ごろ）より盛んになった。その日は、皇帝と上位の大臣たちは装飾を施された彩舟に乗り、太常（礼楽を司る官名）や教坊（宮廷専用の楽師たち）の音楽演奏の中で曲江池を遊賞し、池の辺りには百官や都の人々も集まって見物する盛会であった。曲江宴のほか、宮苑における一般的な曲水宴、及び文人たちによる私邸曲水宴も存在していた。なお、文献上において、唐の三月三日で食されるものは李邕の『金谷園記』に記された次の条である。

取參（鼠）麵菜汁、和蜜為料（拌）、以厭時氣。（鼠麵菜汁を取り、蜜に和ぜ拌を為り、以て時氣を厭う）

〔中村裕一 2009：672〕

『金谷園記』の記述は、前掲『荆楚歳時記』の「是の日、黍麴菜の汁を取りて羹を作り、蜜を以て粉に和す。之を龍舌料と謂い、以て時氣を厭う」とほとんど一致している。唐の時代にも龍舌料のようなものが食されたか、あるいは『金谷園記』はただ『荆楚歳時記』の一文を写したかもしれない。定めるには資料が不足であるが、本研究において、一応唐にも龍舌料が食された可能性があることにする。

次の宋（960-1279）の時代に入ると、上巳節は急に衰退し、宋が終わると、上巳はほとんど民衆の生活から消えた。その理由については諸説あるが、陳佳のまとめによると、唐以降、寒食と清明は合わせて五連休になるために、寒食や清明の重要さが台頭しはじめた〔陳 2012：153〕。寒食は、旧暦冬至より105日後で行われ、清明は寒食の1、2日後で行われるので、時期的には上巳に近く、3つが次第に1つの節日になったと推測できる。

宋の邵桂子（13-14世紀）の『甕天語』に「北方寒食，采茸母草和粉食。（北のほうは、寒食において茸母草を採り、粉と和えて食べる）」という記述がある。「茸母草」というのは鼠麴草の別称であり、これを粉と和えて食べることは、前節で述べた『荆楚歳時記』の龍舌料及び唐の『金谷園記』にある類似のものとはまったく同じである。ただし、これはすでに寒食の儀礼食とされた。上巳の龍舌料のような食物は時期が近い寒食に吸収された証とも言えるだろう。また、『宋史』「高麗傳」には「八年，詔登州置館於海次以待使者。其年，又遣御事民官侍郎郭元來貢。元自言：『本國……上巳日，以青艾染餅⁽²⁾爲盤羞之冠。』」とある。宋の大中祥符八年（1015）に、高麗王国の国王は御事民官侍郎郭元を使者として宋に遣い、郭元は自ら国の様子を述べ、歳時について、上巳の日には青艾、すなわちヨモギを使って餅（小麦製品のこ）を染めるという。これは管見によれば、中国の文献におけるヨモギを使う上巳儀礼食についての最も早い記録である。ただし、これは高麗王国のことで、中国には必ずしも同じであったとはかぎらないかもしれない。一方、中国では古来より三月三日にヨモギを採る習俗があった。後漢の崔寔（約103-170）が撰した『四民月令』には「三月三日…是の日より以て上除に及ぶまで、艾、烏韭、瞿麥、柳絮を採るべす」〔崔 1987：42〕とあり、この4種の植物はすべて薬草とし

て使われていた。また、南朝梁の蕭統（501-531）は三月三日の曲水宴に詩をつくり、「握蘭惟是旦、采艾亦今朝」、すなわちヨモギは今日採るべしと詠んでいる。ヨモギは「中国、朝鮮、日本の山野に自生するキク科Compositaeの多年草」〔大塚 1988：60〕で、学名はArtemisiae Foliumとあり、古来より重要な薬草として疾病治療に使われ、数多くの本草書にその薬効や治療法が記されている。宋の時代に、ヨモギは中国、日本、朝鮮半島にわたって親しまれている薬草であることには間違いない。そのため、上巳にヨモギの儀礼食を作ったのは高麗王国以外にもあったものと思われる。

明以降、寒食は次第に清明に合併され、清明節は墓参りを担う重要な節日になった〔陳 2012：153〕。黄佳輝の「清明餅考」によると、明（1368-1644）の清明節には、「青白圓子（団子の意味）」、「青团」、「艾糍（ヨモギもち）」などが食されていた。艾糍に明らかに艾が使われているが、青白圓子、青团にはヨモギ、鼠麴草、麦の苗などの青い草が使われる。清（1644-1912）以降もそのまま受け継がれ、清明節には「艾饊（ヨモギもち）」、「青饊」、「青团」などがあり、今日中国の清明節で食される青团、清明果、艾饊もその流れである〔黄 2006〕。

清明節に食される艾饊、青团などは、龍舌料のような上巳の儀礼食を清明節に取り入れて発展されたものなのか、それとも季節的な「採艾」伝統より各地に現われたこの食べ物を儀礼食にさせたか、あるいは両者の影響を受けたのかについてはいまだに不明である。いずれにせよ、明以降、艾饊、青团は清明節の儀礼食として定着したのは事実であり、ごく一部の地方を除けば、それは上巳とは離れた方向へ発展し、現在に至った。今日の中国の清明節においても、艾饊、青团などを食す地域が多く存在している。ただし、清明節の艾饊、青团などには、三月三日龍舌料がもつ上巳の「無病息災」的な意味はそなわっていない。

3 平安時代における三月三日「草餅」の成立

6世紀の『荊楚歳時記』に登場する「龍舌料」は、三月三日の行事とともに日本に伝来したとされ、平安時代の記録には、「龍舌料」と似たような「草餅」が現われた。本章においては、平安時代に実際に存在した草餅や三月三日行事の様子と、伝承として文献上のみ存在した周の幽王の草餅伝承に分け、平安時代の草餅について論じる。

(1) 平安時代の「草餅」と三月三日

第2章から第4章で述べてきたように、三月三日行事が日本に伝来した当初の形は曲水宴であった。それは西晋より南北朝を経て、隋や唐に継承されたものであり、また貴族・文人の行事との性格も強かったので、当時の日本の皇族及び貴族の模倣対象になった。曲水宴が律令制の受容とともに、7世紀末の持統朝において節宴として確立された。天皇主催であった節宴としての曲水宴は、基本的に宮苑で行われ、奈良時代を通して盛んに開催された。

そのような宮苑曲水宴は桓武天皇の遷都とともに、長岡京と平安京でも開催されたが、桓武朝の後は停廃された。嵯峨朝において一時的な復興があった可能性もあるが、文献上直接証拠があるのは80年後の宇多朝曲水宴とさらに50年後の村上朝曲水宴であった。ただ、宇多朝と村上朝のものは厳格な節宴ではなく、天皇の個人的趣味による一代限りのものであった。また、この両者の時代では、三月三日には御燈行事もあり、曲水宴も同日に行われた。村上朝の後、天皇主催の曲水宴は終焉を告げ、平安時代の中後期から鎌倉時代の初頭にかけて、道長及び師通の曲水宴、良経の曲水宴計画といった、3つの権門曲水宴・曲水宴計画が催されたに過ぎなかった。

そして、従来の研究においては、日本の三月三日における儀礼食の初出は9世紀半ばの『文徳実録』にみえるとする。しかし、804年（延暦23）に成立した『皇大神宮儀式帳』、『止由氣宮儀式帳』の2冊の儀式帳には、すでに「草餅」という表記がある。

『皇大神宮儀式帳』

三月節。新草餅作奉。太神并荒宮供奉。然後禰宜内人物忌等集酒院直會被給。

[太田 1952 : 32]

『止由氣宮儀式帳』

三月節。新草餅作奉。二所太神宮供奉御饌殿。然後禰宜内人物忌等集酒殿院直會被給。

[太田 1952 : 61]

皇大神宮と止由氣宮は伊勢神宮の2つの正宮であり、皇大神宮は「内宮」、止由氣宮は「外宮」と呼ばれる。伊勢神宮は天皇家を祭祀しており、国家祭祀のレベルにあたる。そして、時代が少し下った『文徳実録』の記事は以下のようなものである。

嘉祥三年五月

辛巳、嵯峨太皇太后崩…先是、民間訛言云、今茲三日不可造饊（クサモチヒ）、以無母子也、識者聞而惡之。至于三月、宮車晏駕、是月亦有太后山陵之事、其無母子、遂如訛言。此間田野有草、俗名母子草、二月始生、莖葉白脆、每屬三月三日、婦女採之、蒸擣以為饊、傳為歲事。今年此草非不繁、生民之訛言、天假其口。…仁明天皇不豫甚篤…天皇崩後、相尋而后亦崩、時年六十五。

〔佐伯 1940 : 13〕

「嘉祥三年五月」とは850年旧暦五月のこと。「此間田野有草、俗名母子草、二月始生、莖葉白脆、每屬三月三日、婦女採之、蒸擣以為饊、傳為歲事。」とは、「田野には俗名母子草（ハハコグサ）という草がある。その草は2月から生長し、茎や葉は白くて脆い。三月三日に婦女はその草を採り、蒸して搗いて饊をつくる。それは歳時のことである。」の意味である。つまり、9世紀半ばの三月三日において、ハハコグサをとって「饊」をつくることはすでに民間歳時の1つになっていた。その「饊」は、同じくハハコグサを使用する『荆楚歳時記』の「龍舌料」を思い起こさせる。「龍舌料」は、三月三日の習俗とともに日本に伝来し、「饊」に変化したことも考えられるだろう。ただ、中国の「龍舌料」は「黍麴菜の汁を取りて羹（あつもの）を作り、蜜を以て粉に和す」という方法であるが、日本の製法は「蒸擣以為饊」、つまり蒸して搗くことである。また、『文徳実録』のこの記事には、ハハコグサの「饊」が後につくられなくなるきっかけも記されている。すなわち、「民間において、なぜ今年の三月三日に饊が作れないかについて、母子がなくなったからだといううわさが流された。結局三月になって仁明天皇がなくなり、五月に天皇の母親である嵯峨太皇太后もなくなって、うわさが現実になった。「饊」をつくるには母子草（ハハコグサ）という草が使われるが、この草は今年とくに生えないこともなく、なおもうわさがおこったのは、天が民の口を借りて発信したのではないか」とあり、当時は大事件であったことがうかがえる。

しかし、ハハコグサのうわさがあったとはいえ、少なくとも藤原氏が政治を握った平安時代の中期までは、ハハコグサがなおも草餅の原料として使われていた。それは和泉式部（978-1036頃）の和歌にみえる。

石蔵より野老おこせたるてばこに、くさもちひいれてたてまつるとて…はなのさと心
もしらず春の野にいろいろつめるははこもちひぞ

[清水 1981 : 57]

歌の前書きにある「くさもちひ」と本体の「ははこもちひ」は同じものを指すのはあ
きらかである。つまり、日本に伝わってきた三月三日の儀礼食は、少なくとも平安時代の
前期から中期までは、まだ『荆楚歳時記』と同じくハハコグサが使われていた。その表記
は「草餅」、「饅」、「くさもちひ」、「ははこもちひ」などがある。

しかし、第4章で述べたように、摂関政治の中後期において、道長などの貴族はすで
に上巳の祓を行い始めた。院政時代に入った後、上巳祓はさらに広がった。

平安時代末期における上巳祓いについて、たとえば以下の記述がある。

『中右記』大治四年（1129）三月三日：「三院出御河原、有上巳御祓…陰陽師」

[増補史料大成刊行会 1965d:30]

『玉葉』文治二年（1186）三月三日：「三月三日相当上巳…仍余已下子息等皆有祓
事、但自不出河原、只遣撫物於陰陽師之許也」

[高頭 1908 : 163]

平安末期の上巳の祓は先にあげた『続漢書』「礼儀志」にある「是の月上巳、官民皆
東流の水の上に絜（潔）す。洗濯祓除と曰う」〔宗懐・守屋 1978 : 117〕という漢代上
巳の祭礼内容とほぼ同じであった。また、『玉葉』においては「撫物」があり、つまり祓
いにつかう人形のことである。「撫物」などは中国の上巳祓いに見当たらず、日本の独自
のあり方だろう。なお、上巳祓いと曲水宴は、同じく「水辺」と緊密につながっているこ
とは変わらなかった。しかし、その時代における草餅あるいは似たような儀礼食について
の記録は今のところ見当たらない。

（2）周の幽王の「草餅」伝承

平安初期に出現した実在の草餅と異なり、もう一つ草餅をめぐる文献的な伝承も平安
時代に現われた。それは、平安時代末期の三善為康（1049-1139）が編集した『掌中歴』
に、以下のように記載されている。

三月三日 周幽王淫亂、群臣愁苦、于時設河上曲水宴向幽王。或人做草餅供於王、王嘗其味為美、可獻宗廟、周世大治、遂致太平。

(周の幽王が淫らで、大臣たちはとても悩んでおり、河のほとりで曲水の宴を設けて、幽王を招待する。その宴のとき、ある人が草餅をつくって幽王に献じた。幽王は草餅を美味しいものと思い、宗廟にたてまつることが良いとした。それで周の世が治め、太平になった。)

〔前田育徳会尊経閣文庫（編集） 1998 : 162〕

『掌中歴』に出てくるこの周の幽王の伝承は史実と正反対である。周の幽王（位前782-前771）は中国の西周の最後の王であり、司馬遷の『史記』にも記され、中国の歴史においては有名な人物であるが、妃褒姒のために必要もないのに烽火をあげて諸侯を集め、結局信用を失って敵に襲われ、西周王朝の滅亡をもたらした人物である。決して「周世大治、遂致太平」ではない。

正史の記録とは正反対の点からみれば、『掌中歴』にあるこの伝承は中国の民間伝承、または日本で作られた伝承という2つの可能性が考えられる。これまでの説として、たとえば山中裕は平安時代の年中行事を記載した『年中行事秘抄』にある同じ周の幽王の伝承をもって、「草餅」というものは中国伝来したものであると主張した〔山中 1972 : 176〕。また、劉曉峰も『和漢三才図会』にみえる同じ伝承を引用し、『和漢三才図会』の原文にある「『十節録』曰く」をもって、『十節録』は中国の散逸した古書であるため、この伝承は中国のものであり、「草餅」が中国にもあったという〔劉 2005〕。しかし、その両方も推測に過ぎず、中国の三月三日に関する記録にも「草餅」はまったく見当たらない。

そこで、ここでは、敦煌文書の伯・2721号『雜抄』にある以下の記録に注目した。

三月三日何謂。昔幽王臨水而遊、妻將賚酒食、至河右江、眺望觀看作渠、解除幽王惡事。及收艾，大良。

(三月三日何の謂いぞや。昔幽王水に臨んで遊び、妻將に酒食を賚（もたら）し、河の右江に至り、眺望（ちょうぼう）するに渠を作すを觀見し、幽王の惡事を解除せしむ。艾を収むに及んでは、大に良（よろ）し（中村訳）)

『掌中歴』にある伝承と敦煌文書の『雜抄』の記載を合わせてみると、あらすじがほぼ同じであることがわかった。ただ、敦煌文書における「艾」は『掌中歴』では「草餅」になった。つまり、周の幽王の伝承自体は中国伝来したものではあるが、「草餅」という記述は日本で置き替えたものだと考えられる。

周丕頭は、敦煌文書『雜抄』とは唐の民間知識人のあいだに広く流行する類書で、開元年間（713-741）に編纂された可能性が大きいと指摘した〔周 1995 : 129-131〕。だとすれば、民間に流行部数が多い『雜抄』が遣唐使によって日本にもたされ、『掌中歴』などの原本の1つであった可能性は十分考えられる。そして、日本において、「艾」を「草餅」に置き替えたことも推測できるだろう。少なくとも三善為康（1049-1139）が『掌中歴』を編纂するとき、あるいはそれより前の時代に「草餅」に置き替えられたと考えられる。

『雜抄』における周の幽王の伝承において、「艾」を収めることによって幽王が良くなったことは、「艾」が薬用というよりも厄除けという呪術的な役割を果たしているように見えるが、これは古代中国の上巳禊祓がもつ「無病息災」にあたるものであろう。『掌中歴』の伝承に「艾」が「草餅」に置き替えられたことは、「草餅」も同じ作用があるという認識があるかもしれない。また、『掌中歴』の伝承には「宗廟にたてまつることが良い」の表現があり、周の幽王の宗廟にたてまつることは国家祭祀である。先の『皇大神宮儀式帳』や『止由氣宮儀式帳』にある「新草餅作奉」と関連して考えることができる。

また、平安時代にすでに成立した周の幽王の伝承は後世の文献にも現われている。たとえば12～13世紀に成立した『年中行事秘抄』、15世紀の『公事根源』や『世諺問答』、江戸時代の1688年に成立した『日本歳時記』にまでもその伝承が見られる。

4 室町時代における疫病祓いの草餅とヨモギの草餅の出現

平安時代に成立した草餅は、前述した周の幽王の伝承に基づいて厄除けのほか、明確な意味合いを示す資料はほとんどない。鎌倉時代における草餅に関する資料はあまりないが、時代がさらに下る室町時代⁽³⁾には、三月三日の草餅は疫病祓いの役割をもっていた、また、同じ室町時代の後期にはヨモギ⁽⁴⁾の草餅も出現し、平安時代からのハハコグサの草

餅がヨモギの草餅に変わっていく。

(1) 疫病祓いの草餅

前述したように、平安末期の院政時代に入ると、上巳祓は次第に広がりつつあった。鎌倉時代に入ると、宮廷や貴族の行事が武家、または一般庶民により近いものとなった。たとえば、『百鍊抄』に承久二年（1220）三月三日の記録に「天下男女向河濱修解除。相当上巳。希代事也。」とあり〔望月1901：204〕、上巳の祓いがすでに庶民層に広がり始めたことがわかる。

また、鎌倉時代の上巳祓いは、先に述べた平安時代の上巳祓いと同様に「撫物」を使ったりしていたようである。『勘仲記』弘安六年（1286）三月二日の記録には「上巳御祓勤仕、給撫物向近衛殿河原、陰陽師在廉修之」とあり〔増補史料大成刊行会 1965e：208〕、「撫物」、「陰陽師」、「河原」などの要素から、平安時代の上巳祓いのやり方とはあまり変わらないようにみえる。そして、室町時代になっても上巳祓いには人形などの「撫物」が使われていた。天文13年（1544）に撰された『世諺問答』に「三月三日にをこふこととなりしは、上巳の祓の人形…」とあるのが、その証拠であろう。ただし、室町中期に後世の雛祭の原型が出現するという推測もあり〔有坂 1943：62〕、室町時代は三月三日行事の切り替える時期、またはいくつかの行事が並存する時期でもあるようにうかがえる。

文献上の室町時代の草餅は、疫病祓いの役割を担っていたようである。それに関する資料は神社関係のものが多い。たとえば以下のようなものである。

『鹿島宮年中行事』

三日。大宮祭。大宮司。月次小別當。是時御供草餅加。奉備神前。人々三月節供草餅食。邪氣除無病云本文事多。略。

〔太田 1957：476〕

『貴船の物語』（慶応義塾図書館本）

三月三日 くさもちいは、をにの身のかわとて、これをくう。（草餅は鬼の身の皮。これを食う。）

〔横山・松本 1976：66〕

『祇園牛頭天王縁起』（文明本）

三月三日 草餅を食す。草餅は巨端の身の皮。

[小林・富安 2009 : 28]

『鹿島宮年中行事』の「御供草餅加」、「奉備神前」から、草餅を奉納することは前述した平安時代の伊勢神宮の『皇大神宮儀式帳』『止由氣宮儀式帳』と同じである。また、「人々三月節供草餅食」すなわち当時の人々はこの節供で草餅を食べることは、「邪氣除無病」すなわち草餅は「邪氣」を除き、「無病」の効果があることが読み取れる。

『貴船の物語』、『祇園牛頭天王縁起』は、貴船神社、八坂神社の由来を述べる物語であり、三月三日に草餅を食べることは「鬼」や「巨端（こたん）」などの化け物の一部を食べることになった。小林美和と富安郁子の考証によれば、この「鬼」や「巨端」は疫病、疫神のことを示しており、ほかにも五月五日に食べる粽は「鬼の髻」、七月七日に食べる素麺は「巨端の筋」であるように、室町時代当時の五節供の行事は疫病退治の役割があり、疫神に喩えられた「鬼」や「巨端」を食べることによって疫病祓いを果たしたという [小林・富安 2009 : 24、28]。

室町時代における疫病祓いの草餅は、先に述べた「時気を厭う」（季節の変化による疫病をはらう）の「龍舌料」を想起させる。三月三日の儀礼食は、平安末期や鎌倉時代の上巳祓いの復活を経て、6世紀「龍舌料」がもつ本義に戻ったのは興味深い。ただ、同じ春の疫病を祓うこととは言え、室町時代の草餅は単なる文献上の模倣ではなく、その時代の民衆の要求に応じて成立した。そして、「鬼」や「巨端」などは日本が発した想像上の物であり、かつて中国の三月三日とはあまり関係がない。

神社のほか、室町時代の仏教にも三月三日に行事をあげ、草餅を奉納するところがある。たとえば以下の曹洞宗の例である。

『回向并式法』（大安寺蔵、1462年ごろ）

三月三日、桃花ノ會、陀羅尼後、東等廊ノ雲版三會、大衆到方丈、住持大衆各威儀ニテ著座立、住持焼香有惣礼、礼了座ス、即桃花ヲ本ヲ紙ニテクルミ、菓子盃入テ座上置、即雲版一會、住持焼香在一撈、次草餅在、次其桃花ヲ撮テ酒入テ礼義如常。

[安藤 1996 : 11]

「桃花ノ會」というこの三月三日の行事において、大衆が方丈に集まり、住持が儀式

を司り、草餅や桃の花が入れた酒などが儀礼食であった。ただ、曹洞宗のこの資料により、儀式の様子がわかるが、三月三日は当時の仏教にどのような意味をもつのかははっきり読み取れない。単なる年中行事としての節会の1つであったかもしれない。

(2) ヨモギの草餅の出現

前述したように、平安時代の文献から見ると、三月三日の儀礼食が日本に伝来しはじめたころは中国と同じくハハコグサが使われていた。しかし、室町時代になると、明確に現在とおりのヨモギの草餅が現われた。それを示す資料は以下のようなものである。

『年中定例記』（室町幕府における將軍拝謁と関係諸儀についての故実）

一、三日（三月）御対面前のごとし、（中略）一、内々の御祝の次に、蓬餅まいる。

〔太田 1955：286〕

『世諺問答』天文13年（1544）一条兼良・兼冬

三月三日…桃の酒、よもぎの餅、鶏合

〔日本民族学協会 1940：507〕

上の2件とも室町時代の成立であり、「蓬」や「よもぎ」の表記があるため、ヨモギの草餅をさすものと判断できる。遅くとも室町時代ごろに、ハハコグサが徐々にヨモギに代用され、餅に入れられることになったといえる。

先に述べたように、ヨモギは中国において古来重要な薬草として親しまれてきた。日本においても、平安時代に撰された『本草和名』には「艾葉…和名与毛岐」があるように、少なくとも平安時代より、ヨモギがすでに薬用の植物として認められていた。ヨモギとハハコグサの両方とも春の薬草で、色も同じく緑であるが、ヨモギはいくぶんにおいが強く、端午の節供などにおいては菖蒲とともに厄除けの役割をも果たした。しかし、ハハコグサがなぜヨモギに変わったのかについては明確な資料がない。推測として、1つは先に言及したように、宋（960-1276）から明（1368-1644）の時代に、ヨモギの草餅にあたるものが中国または朝鮮半島から日本に伝来した、もう1つの可能性は、当時日本の民間に厄除けとして定着したヨモギは「厄払い」の上巳祓いと同一意味合いが持つため、儀礼食の材料として使われはじめたと考えられる。また、その両方の可能性もあるだろう。

5 江戸時代における「祝い」の草餅と菱餅の成立

江戸時代に入ると、三月三日は時代や社会に応じて顕著な変化を示した。撫物を使う上巳祓いから流し雛や雛遊び、さらには室内におさめる観賞用の雛へと発展を遂げ、現在の雛祭の原型が完成したのである。そこで、三月三日は室町時代の疫病祓いより一転し、「祝い」へと変わったことがうかがえる。それにしたがって、草餅も「祝い」の色合いを帯びはじめ、江戸中期よりはさらに装飾的な意味がより強い菱餅へと変容した。

(1) 「祝い」の草餅

17世紀の江戸初期になると、上巳祓いで使われていた撫物が次第に遊びの人形へと変化し、民間においても三月三日の民俗に定着したと思われる。たとえば以下の例である。

『日次紀事』(1676) 三月三日の「雛遊び」の条

今日良賤兒女製紙偶人、是稱雛、玩之者、元贖物之義、而乃祓具也、或名母子、蓋以斯物撫母子身體、於水邊解除之、或飲桃花酒、亦修禊事之微意者乎。

[土田 1982 : 133]

『國朝佳節録』貞享5年(1688) 出版

三月三日、兒女制紙人為翫者、贖者之義、乃祓具也。

[神宮司序 1969 : 1098]

この2つ記録は江戸初期の民間における三月三日の雛遊びの実態を描写し、その意義までも分析したものである。その時代の雛人形は紙製のものであり、元來贖物の意味で、祓に使う撫物なので、川辺に行って流してわずかに禊をする意味をもつと解釈を加えている。

河川に流していた雛はいつごろ室内におさめる観賞用の雛となったかについて、有坂與太郎は『お湯殿の上の日記』にある寛永2年(1625) 三月四日の「中宮の御かたよりひいなものたいの物、御たるまいる。くわんしゆ寺もんせきよりみつかんーおりまいる」という記載をもって初出と考えた。また、観賞用の雛は宮内内からはじまったとされている。観賞用の雛が従来流し雛を代わり、雛遊びの主流となって民間に定着したのは延寶(1673-1681)以降と有坂は指摘した〔有坂 1943 : 91〕。

観賞用の雛が次第に流し雛を代わりつつあるこの時期の草餅に関する記録は少くない。まず、神社関係の資料としては『二宮年中行事』がある。

『二宮年中行事』（度会延佳編 17世紀）

三日。二宮節供事。外宮草餅。相加朝御饌供之。一禰宜奉御蹕。在直會。内宮供桃花草餅種々菓子御贄。在直會。

[太田 1959 : 480]

「二宮」とは、先に述べた伊勢神宮の外宮と内宮である。これをみれば、前述した平安時代に成立した『皇大神宮儀式帳』（内宮）、『止由氣宮儀式帳』（外宮）の「新草餅作奉」が、江戸時代の初頭においても継承されていたことがわかる。

民間においては、延寶（1673-1681）以降、観賞用の雛が次第に民間に定着していくが、少なくとも元禄年間（1688-1704）において、草餅はまだ本来の姿であった。『日本歳時記』（1688）三月三日の条には「今日艾餅を食し、桃花酒をのみ、艾餅を親戚にをくる」との記述がある。同じ時期において、観賞用の雛の雛道具にあわせる草餅も出てきた。たとえば以下の2例がある。

元禄元年（1688）印本『俳諧五節供』、三月の条。

…桃の繪櫃、木地の櫃に桃柳を畫、内に草の餅赤飯もいる…

[神宮司庁 1969 : 1109]

元禄2年（1689）序の『昔々物語』

三月は…女は雛遊とて、雛をかざり食事を備へ、色々の諸道具を飾り、草餅を雛の行器に入る…

[神宮司庁 1969 : 1116]

この2例から、草餅は元禄ごろ、あるいは元禄以前より、雛道具に入れることがはやりはじめ、飾りの意味合いが強まったことがわかる。

そして、元禄10年（1697）に編纂された『本朝食鑑』に「艾餅者采嫩艾苗、去莖煮熟合蒸糯米搗做餅、三月三日、必用此餅而賀祝之」とあり〔神宮司庁 1969 : 1091〕、草餅は三月三日の定番の食とされ、しかも「賀祝」の意味が被せられ、室町時代の疫病祓いの意

味が変化したことが明確に現われている。

ただし、雛祭りが定着した江戸中期にも、たとえば香月牛山の本草書『巻懐食鏡』(1766)に「嫩艾餅」(ヨモギもち)、「食之治一切悪鬼氣」〔上野 2007: 11〕という記述があるように、主流ではないかもしれないが、疫病祓いの意味が認められる草餅はなおも存在していたようである。

(2) 菱餅の成立

元禄以降、草餅が次第に菱餅へと変化していく。文献資料のなかで、最初に菱餅が現れたのは享保年間(1716-1736)であり、享保18年(1733)刊の『風俗遊仙窟』「餅歌」にみられる。

…桃花の節供によもぎ餅の青やかなるも、春の色の深きをあらはし、菱餅となって、やんごとなき玉簾の内にかしづかれ、雛の饗応となりぬ…

〔日野 1994: 40〕

ここで「菱餅」が出てきたため、享保18年(1733)より以前に、菱餅がすでに成立したことがわかった。また、「よもぎ餅」が「菱餅」に変化していたことが記されていることから、変化はこの記述のごく近い年代のようにもうかがえる。先に挙げた17世紀末頃の草餅資料と比べると、18世紀の前葉ごろに、草餅から菱餅への変化が完成したことがうかがえる。

その変化の要因はやはり雛に求められる。前掲「餅歌」が成立した享保年間において、享保雛の誕生をもって観賞用の雛が大きな発展を遂げた。京都周辺は後世通称「享保雛」の雛を作りはじめ、大変人気を博していた。享保雛はあまりの豪華さのため、幕府は享保6年(1721)と20年(1735)の2回わたり、雛の奢侈品禁止令を出した〔有坂 1931: 87〕。

享保雛は京都の慣行で、豪華化の流れは天皇家・公家の影響を受けたと考えられるが、菱餅の原型もまた天皇家にあるとされる。沢田四郎作は「菱型の餅」において、天皇家の正月料理に菱葩餅があり、これが菱餅の原型だと提示した〔沢田 1983: 92〕。ただし、享保年間前後に現われ始めた菱餅は、現在のような赤、白、緑の3色重ねる形ではなく、1色の菱形の草餅だった可能性がある。天明7年(1787)に成立した狂文集『四方のあか』

の「初雛賦」には「草餅の菱」とあるため、享保以降しばらくの間、草餅だけの菱餅だったと思われる。

「雛祭」という言葉は寶暦（1751-1763）・明和（1764-1771）に至って確立したという〔有坂 1943 : 103〕。これ以降、三月三日は名実ともに「雛」の「祭り」になって、現在の雛祭りの原型となった。

寛政期（1789-1801）になると、雛づくりにはまた新たな発展があった。『嬉遊笑覧』（1830ごろ）には「古今ひなは、寛政年中、江戸にて原舟月と云ふ者製し出て世に行はる」という記述がある。古今雛は写実的な特徴をもち、出てすぐ圧倒的な人気を浴び、享保雛に代わって、のちの江戸雛として発展したとされる。

江戸末期には、2色の菱餅が現われた。天保8年（1837）から嘉永6年（1854）までの風俗を記録した『守貞謾草』には詳しく述べられている。

古ハ、如何ナル形ニ製シケン、今世ハ、三都トモニ菱形ニ造リ、京坂ニテハ、蓬ヲ搗交ヘ、青粉ヲ加ヘテ緑色ヲ美ニス。江戸ハ蓬ヲ交ユルハ稀ニテ、多クハ、青粉ニテ緑色ニ染シノミ也。…菱餅、三枚上下青、中白也。

〔喜田川 1992 : 110〕

この時期において、供える菱餅が3枚になり、白い菱も出てきた。装飾の役割を果たしたこの菱餅は、豪華な雛にふさわしい。

以上のように、草餅は江戸時代の雛祭りの成立、発展とともに、装飾としての意味が強い菱餅へと変化した。豪華になっていった観賞用の雛にあわせ、鮮やかな緑色と女性向けのイメージが加わった。幕末にはまだ赤色の菱形の餅が見られず、明治以降にそれが登場して、現在の3色の菱餅になったと思われる。

6 民俗にみる三月三日と草餅

これまで、中国における三月三日や草餅の原型である「龍舌料」の成立、日本における受容や変化について述べた。平安時代に成立した「草餅」は、室町時代には上巳祓いの行事にしたがい疫病祓いの意味をもち、江戸時代には行事内容にしたがい装飾的な菱餅へと発展してきた。時代とともに意味や役割が変わる草餅は、明治以降の民俗資料より、多様

な三月三日行事にも使われていることがわかった。本章において、明治以降の民俗資料を（１）に、筆者が行った現地調査を（２）に分けながら述べていく。

（１）民俗資料における三月三日と草餅

江戸時代において、三月三日の行事が雛祭りへと変容し、草餅も菱餅へと発展したが、それは江戸などの都市を中心とする展開であり、農村部などでは必ずしもそうではなかった。本節において、明治末期から昭和までの民俗学雑誌に掲載された三月三日の草餅・菱餅関係の資料を集め、地域的な三月三日行事とともに草餅・菱餅の利用を分析していく。

資料に主な行事内容に基づき、（１）雛祭り、（２）流し雛、（３）病気回復、（４）男子の三月節供に分け、以下の表１に挙げている。

表1-1 民俗資料における三月三日と草餅

(1) 雛祭り	
①	京都市 雛は三月一日より飾り初め桃柳椿の三種の花を供ふ。旧家には御殿飾りとして花やかなる宮殿を営み雛を安置す。…雛に供ふる献立なり、供の者には赤白黄三色の菱餅、引ちりき団子編笠団子とて蓬の葉にて色を附たるを用ゆ小なる杯に白酒を受け…〔宮島 1896 : 8〕
②	東京都 三日は上巳の節會として雛祭を行ふ當才の女兒ある家は必ず祝ふ、又女兒初節句の祝儀として雛人形を贈る。今は雛段を設けて飾る家は少しと雖ども白酒煎豆艾餅などを時食とすること昔の如し。〔大串夏身・横山泰子編 1889 : 5-6〕
③	千葉県上総君津郡飯野地方 旧暦の三月三日。此日を雛の節句、桃の節句、稀には又上巳の節句とも謂ふ。宵節句即ち二日の日の主なる行事は餅搗きと夜濱である。餅は蓬の餅、方言「草の花餅」、夜濱は雛へ供へる蛤蛎などを、夜分海邊に行きて採ることである。〔谷中 1926 : 159〕
④	熊本県肥後球磨郡 農家雛壇には、菱形に切った餅とフーズー花とオニアークといふ花をあげる雛見と

	<p>言って、村の子供達が四人五人うち連れて、家々の雛壇を見て歩き、餅を貰ふ。貰ふのは丸餅である。〔小山 1929 : 158〕</p>
<p>(2) 流し雛</p>	
⑤	<p>鳥取県因幡</p> <p>雛さん節句といい、内裏雛その他の人形玩具などを出して飾る。二日は宵節句で…前もって蓬、ホーコなどを摘みおき、これを入れて草餅をつくり、菱形に切ってすへる。お医者さんのところにも持って行く。流し雛さんといふ粗末な紙製の夫婦雛を、雛さん菓子などといっしょに買ってきて飾るのであるが、此れは三日の夕方流してしまふ。これをオクルといって居るが、サンダラに乗せ、オイリを一コケ、小さな菱餅、桃や椿の花などと一しょにのせて流すのである。蠟燭を立てたり、線香を立てる家もある。〔蓮佛 1936 : 128-130〕</p>
⑥	<p>岐阜県美濃加茂郡太田町</p> <p>雛様の供物として小豆飯・芋・サキボシ（干大根）・蜷貝の煮物・ツボ（田螺）・ワケギの味噌あへ、蓬を入れた餅・白餅・黍餅を菱形に切ったものの三重…四日朝は雛祭を片付けた後、本年買った焼物の雛一つを、雛壇に立てた花とともに川に流す。〔林 1926 : 162〕</p>
<p>(3) 病気回復</p>	
⑦	<p>岐阜県美濃可児郡徳野</p> <p>其淵北方の高地に東を向いて水神様の小祠あり、下の病血の道などに験ありとて、三月三日には参詣多く、殊に婦人が多く詣り、社前には菱餅を供へる。三月三日に草餅を水神様に奉納する。〔林 1926 : 163〕</p>
<p>(4) 男子の三月節供</p>	
⑧	<p>岡山県津山</p> <p>三月三日のいわゆるオヒナサマは津山のあたりではめったにする家がなかった。男の子のためのまつりが、同じ三月三日に盛大に行われてこれを普通、天神さまといっている…男の子が生まれるとハツビナだといって、嫁の里、親族、仲人は勿論、隣近所でも幾らかずつ出しあって連名で天神を買ってもってゆく。この天神さまは床の間にそれだけおくのでオヒナさまのように、おきさきや宮女などは一切ないところがかわっている。お供えには菱餅、よもぎ餅、柳の木でつくるもちばなをかざ</p>

	る。〔土井 1956 : 30〕
⑨	石川県加賀能美郡國府村遊泉寺 三月節句を戦の祝ひと謂ひ、菱餅は実は鏃の形を取ったものなどを謂って居る。 此日男の子たちは竹を以て弓箭を作り、箭の尖にはアサゲ（麻稗）を取付け、群を 為し歌をうたひながら弓を射て遊ぶ。〔立山 1926 : 161〕
⑩	岐阜県武儀郡洲原村下河和 男の子が生まれる家でも、騎馬人形のやうな男の雛を祝ひ贈るといふ。又酒の中に 桃の枝を挿して、桃酒と称して之を飲み、菱餅を贈るときには菱形の熨斗と桃花を 添へて贈る風がある。〔林 1926 : 162〕

(1) 雛祭り

雛飾りや雛壇が主な行事内容であった一部の地域をあげている。①の京都と②の東京の行事内容は現在の一般的な雛祭りにはほぼ同じである。③の千葉の事例には「夜濱」へ供え用の蛤を採る風習があり、磯遊びに見えるが、その風習には宗教的な意味があると思われる。④の熊本県の事例には「雛見」という各家の雛を見てまわる慣習があり、社会的な意味も含まれているようにうかがえる。③と④のいずれも都会にある一般的な雛祭りとは違う風習があることは明らかである。

(2) 流し雛

雛祭りが成立する前にあった流し雛という行事は、昭和まで地方になおも点在していることがわかる。飾り雛と並存していた。⑤においては「ホーコ」という草があり、それはすなわちハハコグサのことである。平安時代のハハコグサの草餅は、昭和時代になっても残っていた。

(3) 病気回復

前述した室町時代の三月三日や草餅が担った疫病祓いの役割には類似している。

(4) 男子の三月節供

岡山、石川、岐阜の3つの事例から、男子の三月三日行事がある。「天神さま」、「騎馬人形」を男子に送り、「三月節句を戦の祝ひと謂ひ、菱餅は実は鏃の形を取ったものだ」などの意味もあり、通常の雛祭りとは明らかに違う行事内容が存在することは注目される。

以上のように、各地の民俗より、三月三日行事は地域に風土の溶け込み、多様な意味合いを持ちながら存続していたことがわかる。草餅や菱餅も、それぞれ異なる民間的な三月三日行事に使われていた。

(2) 三月三日と草餅の行事

以下は現代日本の三月三日行事における草餅の利用について、筆者が2012年から2014年までに行った四か所のフィールド調査の成果である。

(1) 上賀茂神社の「桃花神事」

場所：京都市上賀茂神社境内

行事：「桃花神事」

日程：2014年3月3日

上賀茂神社は平安時代より京都に鎮座する神社の1つである。例年の「桃花神事」は神前に草餅や桃花・辛夷の花を供え、疫病の災いを祓い除け、国家安寧を祈念する行事である。

(2) 用瀬流しびな

場所：鳥取県八頭郡用瀬町

行事：「用瀬流しびな」

日程：2014年4月2日

先にあげた⑤の民俗資料の事例と同じ地域である。ここは旧暦の三月三日に合わせて行う。行事当日はいつも各地から観光客が多く来る（2014年の場合は8000人ぐらいという）。観光客用の流し雛は簡易につくられるが、伝統の流し雛にはサンダワラ（米俵）に桃の枝、おいら、三色菱餅、紙製男女雛一対、寿司、椿の花、線香、こぶしの花などを入れる（写真5-1）。サンダワラに入れられた三色菱餅は雛への供え物とされ、流し雛を千代川に放り出す際には線香に火をつけ、合掌して祈る。用瀬の流し雛は江戸時代より行われてきた行事といわれ、無病息災の意味を持っている。1985年、鳥取県無形民俗文化財に「用瀬のひな送り」として指定された。



写真5-1 鳥取県用瀬流し雛（筆者撮影）

(3) 埼玉県秩父市大滝の草餅つき

場所：埼玉県秩父市大滝村

内容：伝統的草餅つき慣行

日程：2012年4月26日、27日

参加者：笠原昭氏、笠原ふさ子氏、福嶋一義氏、筆者

大滝の草餅つきは春の行事の一つである。雛祭りの場合は旧暦に合わせて、月遅れの4月3日につく。昔は毎年ついたが、いまは毎年とはいえない。雛祭りにつく餅は菱形にして、草餅、白い餅、そして茶色のとち餅を2個ずつつくって、仕上げは三色の菱餅2個、その上につぼみ桃の枝を3本刺す。それを雛さまに供え、そのあとは食べる。ただし、大滝は寒いので、4月3日ではモチグサ（秩父はヨモギのことをモチグサと呼ぶ）の芽はまだ出ていない。そのため、草餅に使うヨモギは前年つくって冷凍したモチグサボールを使う。菱餅を雛さまに供えるのは東京あたりの雛飾りとは同じだが、その場でつくのは地域の慣行という。この慣行が始まる時代は不明であるが、笠原昭氏（60代）が子供のごろもすでに慣行であったため、少なくとも七、八十年以上の歴史はあるという。

(4) 東京都足立区平野住区センター児童館「草餅つき会」

場所：東京都足立区平野二丁目2番14号平野住区センター児童館

行事：「草餅つき会」

日程：2012年3月10日

対象：当日来館した児童と両親

「草餅つき会」は平野住区センターが成立した当時から行われ、約20年の歴史がある。

例年人気を誇る行事で、2012年には親子含めて80人ぐらいが来場した。餅つきは日本の伝統で、春先の草餅つきも慣習として行われてきたので、このような伝統を地元の子どもたちに勉強させたいという発想でこの行事が開催されるようになったという。

以上の四つの調査は現代の三月三日行事における四つのパターンを示している。(1)の上賀茂神社の「桃花神事」は神社祭祀の行事で、厳粛なる祭事として行われ、平安時代の儀式帳にある「新草餅奉納」の行事伝統を継承しているように見える。その草餅もいくぶん神事的なイメージが帯びている。(2)の用瀬の流し雛は伝統的な流し雛行事を現在にも行っている。サンダワラに載せられた菱餅は、流し雛とともに厄除けの意味が含まれていると思う。(3)の埼玉県秩父市大滝の草餅つきは伝統的な慣行で、個人の家を単位で行われている。草餅はここにおいて節供の伝統行事であり、春先の楽しみでもある。

(4)の東京都足立区平野住区センター児童館「草餅つき会」は児童館が主催・運営をする現代都市の新しいイベントである。草餅つきは伝統を子どもに知らせるとの役割である。(4)を除けば、ほかの3つとも伝統的なものである。その4つは、現代日本における神事的、民俗行事的、伝統慣行的、または現代イベント的な三月三日の多様性を示し、草餅・菱餅もその行事にしたがい、豊富な意味合いを見せている。

7 結論

以上のように、これまで、三月三日の儀礼食である「草餅」が中国における起源や変遷、そして日本における受容や発展について整理し、分析した。

草餅の原型は6世紀の古代中国の三月三日で食される「龍舌料」とされている。ハハコグサで作られた「龍舌料」は、季節の変わり目の疫病を予防する役割を果たし、疫病を祓う意味を持っていた。当時の上巳は「流杯曲水」であったが、それより前の漢の時代は「洗濯祓除」であり、「龍舌料」の疫病を祓う意味は「洗濯祓除」を継承していた。西晋以降、皇帝主催の華林園曲水宴及び東晋の王羲之が代表とした文人の曲水宴が流行し、唐の時代に入ると、曲江宴のような盛大な行事へと発展した。宋以降、上巳節は次第に衰退し、高麗王国の上巳にはヨモギが使われる小麦粉製の儀礼食が出現したが、中国では「龍舌料」のようなものが寒食という別の節日に食された。明以降、一部の地域を除けば、上巳や寒食もほとんど清明節に代わり、ヨモギなどが使われる艾糰、青团は清明節の儀礼食

として定着し、現在に至った。

日本においては、中国の節日や儀礼食の伝来とともに、平安時代、9世紀には「草餅」に関する記録が現われた。当時の草餅は「龍舌料」と同じくハハコグサを使用していた。また、中国の周の幽王の伝承も書籍を経由して日本に伝わってきたと推測できるが、日本側が書き写す際、元の「艾」を「草餅」に置き換え、伝承における厄除けの意味を草餅に付けた。これによって、平安末期における草餅の意味に対する認識がうかがえる。なお、平安末期において、上巳祓いは従来の曲水宴に代わり、三月三日行事の中心となった。上巳祓いは鎌倉時代を通して室町時代まで継承され、室町時代の草餅にも疫病祓いの意味合いが現れた。また、ハハコグサの草餅がヨモギの草餅に代わったのも室町時代であった。江戸時代に入り、三月三日には装飾用雛が現われ、やがて雛祭へと発展した。その時代の草餅も次第に装飾的な菱餅へと変化した。明治から昭和の民俗資料において、三月三日の行事は流し雛や男子の三月節供など都市とは異なる事例があり、地方における三月三日行事や草餅の多様性を示している。最後、現在の三月三日草餅の様態には、地域伝統的な「無病息災」の意味を持つ流し雛に使う菱餅もあれば、新たに現われた現代のイベント的な「草餅つき会」などがあり、異なる三月三日の意味をもっている。

なお、本章を通して、日本における草餅と三月三日の関係については概ね3つのことが考えられる。まず、三月三日の行事が変わると、草餅もそれに応じて、役割や意味（あるいはその両者）が変わる。江戸時代の雛祭りのもとに生じた菱餅がその例である。そして、草餅は必ずしも各時代の三月三日の行事に一致せず、往々にして前の時代の意味あるいはもっとさかのぼる時代の意味にしたがうことがある。たとえば平安時代の神社儀式帳に現われる草餅奉納は、現在の上賀茂神社ではなおも行われ、その意味は通常の雛祭りと違うのは言うまでもない。また、草餅は同時代の三月三日においても、多面的な意味合いを持っていた。そこからは、草餅そのものもつ意味の多様性が見えてくるとともに、三月三日行事の多様性をも示唆している。なお、現代においても、例えば秋田県の仙北郡神岡町（現在は合併によって大仙市になった）では三月節供の「蓬餅」を作る際、これを食べると「寄生虫が発生しない」といわれる〔藤田 1983:130〕。疫病除けの意味をもつこの蓬餅は、6世紀の中国における疫病を予防する「龍舌料」とは、時代や地域の隔たりを越え、ともに元来の上巳がもつ無病息災的な意味を表すのは、日中文化交流のつながりを物語っている。

柳田國男は『年中行事覚書』の序言において、年中行事の研究について言う際、「しか

し少なくとも子供に言って聴かせるように、これは昔からこうするものなのだと、説いただけでは話にもならぬし、またこのごろのジャーナリズムの如く、正月が来れば門松の由来、三月が来れば雛祭の根原などと、きまりきったことを毎年くりかえしていたのでは、観光団の通弁にはなっても、考える人の役には立たぬだろう」〔柳田 1969 : 3〕と主張している。本章は、草餅という儀礼食の研究を通して、年中行事の1つである三月三日についての研究に新たな一側面を提示してみた。中国伝来の草餅は、日本の風土や歴史の中に育てられ、中国本土とは違う三月三日の行事にしたがって変化し、やがて中国とは異なる意味を含めて形作られた。すなわち、中国の影響を受けながらも独自の展開をした、日本における三月三日についての受容、解釈、または変化のしかたがうかがわれるのである。

終章

日中の曲水宴及び草餅に関する比較

終章 日中の曲水宴及び草餅に関する比較

以上のように、中国と日本における曲水宴及び草餅の受容と変容について述べてきた。三月三日という主題の下にあるこの2つの文化は中国に発祥し、日本に受容され、時代とともに豊富なバラエティーを見せた。そして、両国の曲水宴と草餅は類似点がありながら、異なる展開を遂げたこともこれまでの章において触れた。この終章では、それらの異同をまとめて、本研究を閉じることにする。

1 日中の曲水宴の比較

曲水宴に関する日中両国の比較について、主に日中の曲水宴に見られる3つの性格、そして「曲水」の日本化に注目する。

(1) 日中の曲水宴の性格—華林園系統

曲水宴の性格は、日中ともに、およそ華林園系統、王羲之系統、撰閣家系統の3つに分けられると考える。華林園系統は、第1章で述べたように、魏から西晋に続いた皇家園林としての華林園がその舞台の始まりであった。その後、「華林園」は東晋や南北朝に継承され、南には建康を都城とする東晋及び南朝の宋・齊・梁・陳、北は鄴を都城とする後趙と北齊、洛陽が都の北魏、西安が都であった北周において、それぞれ「華林園」を皇家園林として造営し、華林園曲水宴を興じた。前述したように、「華林園」は統一国家である西晋の皇家園林であり、転じて西晋王権の象徴になりうるので、その名を継承することによって、前代の西晋を継承するという王権正統性の主張がうかがえる。各地の華林園で行う曲水宴も、西晋の皇帝の華林園曲水宴に対する政治的意識と同様のものが根底にある。その後、隋や唐のような統一王朝に至っても、禁苑などの皇家園林で行われた曲水宴が華林園曲水宴の系統に分類できると思う。

曲水宴が日本に伝来し、特に7世紀末に律令制下の節宴として確立し、同じく宮苑という権威性が誇示される舞台で行われたため、政治性が強い中国の華林園系統をそのまま受け継いだものとする。要するに、日本における天皇主催の曲水宴は、中国における皇帝主催のものと同じ性質であり、曲水宴における流杯行事及び作詩行為は政治性の下に収めら

れ、身分制度などの枠組みからはみ出さないようにされた。なお、奈良時代における宮苑曲水宴の隆盛は、律令制の固まる過程が背景になるほか、遣唐使による中国文化の輸入も原因の1つと考えられる。古瀬奈津子によると、「大宝元年（701）、大宝律令が編纂され、日本は律令国家としての第一歩をのしたが、それを契機に遣唐使が再開された」〔古瀬2003：7〕。天智八年（669）以降、31年間中止になった遣唐使は再派遣され、正式に唐の文化をあらためて輸入し始めた。その後、遣唐使はほぼ十年一度か二度の頻度で唐に赴き、桓武天皇の延暦二十三年（804）〔古瀬 2003：4-6〕まで続いた。この期間はちょうど日本の宮苑曲水宴の隆盛期に合致しており、第1章で述べた唐の皇家園林の曲水宴にもほぼ一致した。遣唐使が直接中国の皇帝主催の曲水宴に参加したかどうかははっきりしないが、前述した盛大な曲江宴などを見聞した可能性はあると思われる。唐の曲水宴を日本でも催すことは、東アジアの中心であった唐への憧れを兼ねた自己の位置づけであり、唐の影響を直接に受けたと推測できる。

しかし、桓武朝において、同時代の唐はすでに衰え始め、桓武朝の後、さらに29年間の遣唐使中止が続いた〔古瀬 2003：6〕。律令制の下における節宴として宮苑曲水宴は桓武朝までであると前述したが、唐との直接交流の中止もある程度影響を及ぼしたかもしれない。しかし、宇多朝と村上朝における曲水宴の再開は以前のような律令制下の節宴ではなかったが、天皇主催であったこと、及び政治性を帯びていることは変わりなく、広義的にはやはり華林園系統の範囲を出なかった。総じて言えば、華林園系統の曲水宴は政治の動向、及び権力者である皇帝・天皇の意志に左右されるところが大きい。

同じ華林園系統の曲水宴であっても、日中の異同は、以下の4点を注目すべきと思う。

まず、中国の場合は天子の船乗りや賜射といった儒教的な行事が曲水宴と併設されたが、日本の場合、奈良時代の漢詩及び家持の和歌には明確に中国の天子の船乗りへの観念が読み取れるが、現存した文献の制限もあり、実際に行動があった証拠はなかった。なお、宇多天皇寛平七年（895）の神泉苑での曲水宴のほか、騎射走馬も鑑賞しており、賜射の例として確認できる。

そして、日本の宮苑曲水宴は、称徳天皇が西大寺で催したものに仏教的色彩があり、特殊なものであったが、こうした仏教寺院で行われる曲水宴は、中国の南朝のような仏教を重んずる時代にも公私両方に例が見られない。資料の見逃しでもない限り、中国のほうは曲水宴を仏教と混同できない意識が潜んでいたのかもしれない。日本は曲水宴も輸入文化であり、制約がなかったのかもしれないが、寺院で催されたのは称徳朝のみであり、天皇

個人の好みであろうと思われる。

また、唐における皇帝主催の曲水宴は、宮苑で行われたほか、都の東南の曲江池における曲江宴があった。身分制による参加、皇帝の船乗り、一般民衆の見物が特徴であるのは前述したが、日本の場合、基本的に宮苑で行われており、民衆の見物も終始なかった。それは唐の曲江池の特性に由来するところもある。日本の場合、曲水宴のほかに漢文・漢詩も輸入品であり、漢詩ができる階層の詩宴にとどまったのも理解できる。

庭園については、華林園系統の曲水宴は、皇家園林・宮苑といった皇帝・天皇専有の庭園で行われており、庭園という舞台はすこぶる重要な役割を担っていた。中国の場合、魏と西晋の華林園がその濫觴であり、日本の場合、奈良時代の曲水宴は文献の制約もあり、行事内容を明確にできない点多かったが、場所となった庭園はほぼ確定できた。造園技術が伝来され、貴族層も庭園に興味を示した時代風潮が、宮苑曲水宴の隆盛にもつながっていたと考える。

(2) 日中の曲水宴の性格—王羲之系統

王羲之系統は、王羲之の名高い蘭亭集会に由来する。その成立は東晋にさかのぼり、王羲之の名とともに南朝以降の文人に多大な影響を与えた。その影響は主に次の4点より展開したと考える。

第一に、曲水宴に高度な思想を賦与したことである。前述したように、王羲之たちの曲水宴は西晋の華林園曲水宴の後になる。晋の南遷とともに勢力が高まった王の一族は門閥政治を行い、西晋の華林園曲水宴は王羲之が知らなかった可能性が低い。しかし権力の中心から遠ざかった彼は山水に身を投げ、当時流行っていた玄学や俗世超越的思想を曲水宴に賦与した。王羲之の名とともに後世に伝わったこの曲水宴は、彼自身の精神の現れ、ひいては彼の象徴にもなり得たので、政治を重視する皇帝の華林園曲水宴とは対照的なものになった。そうした王羲之より展開した曲水宴系統は、主に政治的意味が薄い文人の私宴に受け継がれており、上巳が衰退した宋以降も詩文伝統として長らく存続してきた。なお、南朝の華林園曲水宴で作られた詩に蘭亭関係の表現も見られるが、それは一部の言語の採用に過ぎなかった。皇帝主催の曲水宴において、王羲之の精神を真に主張することはほぼ不可能であった。

第二に、詩・文と曲水宴とのさらなる結合である。曲水宴における詩文の参与は西晋の華林園曲水宴ですでに確定され、その源流も前の時代に遡れる。しかし、王羲之の蘭亭曲

水宴があまりにも有名になったため、詩文を兼ねた人工施設での曲水宴もさらに時代を越えて流行した。華林園曲水宴が王羲之の曲水宴に影響を与えた一方、王羲之の曲水宴も華林園曲水宴の存続の役に立ったといえよう。そして、王羲之が記した「一觴一詠」は、詩句作詠を「流杯曲水の飲」の中に編み、流杯・詩・酒を一全体として風雅な遊びの完成を示した。その作法も王羲之以前にすでに成立した可能性があるが、後世の大流行には王羲之の作用が無視できない。王羲之系統の曲水宴は、つまり流杯・詩・酒を一体化して、その上に高度な思想を加えた文人風雅的なものであり、元来の禊祓意味を脱離して別個のものに昇華した。

第三に、日本に対する影響である。曲水宴が日本に伝来した当初の様子は明確ではなく、持統朝以降の宮苑曲水宴は華林園系統に流れを汲んだ政治的なものであり、王羲之系統の影響は薄かった。なお、奈良時代の私邸曲水宴にはその面影がある程度うかがえ、前述した藤原宇合の曲水宴はその類である。ただ、宇合曲水宴は王羲之のような文学性はあっても、思想性は薄かった。平安時代になると、道長曲水宴にも王羲之系統の影があったことを述べたが、しかし王羲之系統に属するものではなかった。王羲之系統より強く影響を受けたのは、実は摂関後期の三月三日詩会であったと考える。例えば前述した後朱雀朝と後冷泉朝の三月三日詩会は、治暦三年(1067)の宮廷詩会を除けば、その他はほとんど私邸などの場所における臣下たちの文人集会であった。菅原是綱の詩句「愁攜詩酒芳蘭友」のように、詩と酒を楽しむ蘭亭の友のような性格であり、また詩作のなかにも俗世離脱のような表現が現れていた。流杯行事がなかった可能性が高いが、それでも王羲之系統をある程度継承したと思われる。

(3) 日中の曲水宴の性格——摂関家系統

日本の曲水宴では、中国由来の華林園系統や王羲之系統とも違った摂関家系統の曲水宴が展開した。第4章では摂関家の曲水宴を扱ったが、道長曲水宴、師通曲水宴、及び実行できなかった良経曲水宴の3つにすぎなかった。その3つを摂関家系統と定義するのは、主に次の理由による。

まず、摂関家系統は一貫性を持つ独自の性格を発展させた。道長曲水宴、師通曲水宴、良経曲水宴計画の3つだけとはいえ、その行事は摂関政治をめぐって組織され、摂関家の権威を打ち立てようとした。道長曲水宴の時はおもかく、院政期の師通曲水宴と武家政権下の良経曲水宴にもそうした政治的な野望が背後に潜んでおり、純粋な臣下の曲水宴ではな

かった。また、その行事次第や著座なども村上朝の宮苑曲水宴を一部吸収し、厳格な式が曲水宴全体に浸透した。その点においても、奈良時代の藤原政治下の宇合曲水宴とは異なっていた。後者の場合、記録は残っていないものの、時代の実情などより、行事次第はそこまで体系化されていなかったと推測できる。そして、道長曲水宴は王羲之など大陸古風の曲水宴への意識があり、師通曲水宴も公卿の楽器演奏などオリジナルな部分はあったが、基本的には継承関係が強く見られ、政治性を持つ権門の曲水宴としての一貫性があった。

そして、摂関家系統は日本における曲水宴の特別な様相を呈示した。中国の場合、政治的な曲水宴は華林園系統に収まり、上位大臣や門閥貴族は基本的にそこに参加する形であった。臣下の私邸曲水宴は文学的集会であり、政治性を託す必要性があまりなかった。しかし、日本の場合、曲水宴は輸入されたものであり、律令制下で行われた時期も長く、それに漢詩が限定された階層しか学べなかったもので、権門にとっては特別な存在であった。その上で催された摂関家の曲水宴も、中国本来のものとは異なるものであった。

総じて言えば、摂関家系統曲水宴の成立は、当該時代における宮苑曲水宴の没落、延喜以降の式整備、摂関家への財力の集中、造園趣味の動向、貴族層の作文、故実整理及び貴族日記の流行など、様々な影響の下で成立した日本特有の系統であった。また、道長、師通の名とともに、従来の宮苑曲水宴よりも後世に対する影響が大きかった。現代に至っても、復興されたイベントとしての曲水宴、例えば太宰府天満宮、上賀茂神社のものも、およそ摂関家系統の行事次第を一部参照して行われているのである。

(4) 曲水宴および「曲水」の日本化

第4章の結論の部分で述べたように、日本の曲水宴の性質にしたがい、成立期、繁栄期、変容期、衰退期という4つの時期に分けられる。

成立期は推古朝から元正朝まで、すなわち7世紀初より8世紀初までとする。それが日本曲水宴の成立時期であり、律令制の成立を期に、さらに早期貴族曲水宴と朝儀としての宮苑曲水宴に分けることができる。

繁栄期は聖武朝から桓武朝まで、すなわち8世紀前半より9世紀初までであるとする。この時期に、朝儀としての天皇主催の宮苑曲水宴がもっとも定例的に行われていた。

変容期は宇多朝と村上朝の曲水宴として、9世紀末から10世紀中頃まで続いた。天皇主催の曲水宴ではあるが、朝儀としてではなく、あくまでも臨時的なものであった。また村上朝の曲水宴は日本式に整えられたことがわかる。

衰退期は藤原道長から九条良経まで、すなわち11世紀初より13世紀初まで続いた。この時期は臨時的に催された撰閑家曲水宴であるが、開催回数は極めて少なく、また村上朝曲水宴の行事次第をさらに発展させた特徴もあった。なお、特に11世紀中後期には三月三日の詩会が頻繁に開かれ、曲水宴ではなかったものの、代わりに「曲水」の文学意象が定着しつつあった。

日本における行事としての曲水宴は、貴族政治の没落とともに衰退したが、その代わりに、文学における「曲水」という意象は和歌及びその後の俳句に長らく存続した。日本のそうした「曲水」の意象は概ね俗世離脱であったと述べたが、源流として、中国の王羲之系統の影響下の文人曲水宴の性格を受け継ぐものであった。ただ、後世「曲水」を用いる場合、王羲之を偲ぶよりも、自国の平安貴族を想起したのであろう。「曲水」は、そのように日本の伝統の一部として定着したのである。

2 日中の草餅の比較

(1) 「三月三日」にともなう草餅

第5章で述べたように、草餅は基本的に「三月三日」行事とともに変化し、日中両国において、多種多様なバラエティーを示した。中国の場合、『荆楚歳時記』に記された「龍舌料」は唐まで食されたが、宋以降は上巳節が清明・寒食と合併したため、儀礼食の変化は清明・寒食のほうに合わせて変わっていった。それに対して、日本の三月三日は現在まで続いたため、草餅もより多様な変化を見せた。平安初期の『皇大神宮儀式帳』『止由氣宮儀式帳』の記録から昭和初期の民俗調査記録まで、草餅は三月三日にともなって、1千年以上の歴史を持つ。その中で、神社に祭られた供物、民間の草餅作り慣行、疫病払いの儀礼食、祝いの菱餅、地方における多様な草餅として、当該時代及び地域の三月三日行事の一側面を反映するものであった。

(2) 草餅の日本化

なお、日本の草餅は中国に起源を持つが、変遷するなかで、中国のものと異なった性格を形成した。次の3点は特に注目に値すると考える。

まず、曲水宴が衰退した後、草餅はなお儀礼食として存続していた点が重要である。撰閑中後期から院政後期にかけて、すなわち11世紀初頭より12世紀末の200年は上巳祓の

成立する時期であった。同時期における『掌中歴』の周の幽王の草餅伝承は文献上の写しに過ぎず、実際の変化に関わる資料も少なかったが、草餅はその過程を経て後世まで受け継がれた。室町時代の『鹿島宮年中行事』に見られる草餅の「邪氣除無病」効果は当時の上巳祓の意味と一致しており、『荊楚歳時記』に記された同じ効果をもつ「龍舌料」の復元とも言えよう。また、同じ室町時代の『貴船の物語』、『祇園牛頭天王縁起』などの草餅を食べることで行われる「鬼」や「巨端」の退治は、神仏習合の中で新たに草餅に賦与された意味であり、草餅のさらなる日本化を示したと考える。

そして、その形態もその1つである。江戸時代に成立した雛祭りにともない、都市を中心として、草餅の形態が菱形に変わり、後には紅、白、緑の三色まで発展した。一方、中国では上巳の儀礼食が清明節のものとなったが、本来の緑色及び通常の丸い形が継承されていた。三色菱餅の出現は、雛祭りの祝賀的な意味に由来する変形であり、日本特有のものであった。

最後は、地方の三月三日にともなう草餅である。貴族・文人の曲水宴と違って、草餅は地方の民間にも定着した。明治後期から昭和初期にかけて地方の三月三日は、都市の雛祭りと違って、本来の流し雛が存続する地域もあれば、男子の三月三日のような特殊な地方もあった。各地における多様な三月三日にともなう草餅は、中国本来の脈絡から逸脱し、地方行事の中に再編された。地方への定着によって、草餅の日本化が完成した。

総じて言えば、日本における草餅の変化も、長期的に存続し、しかも多様な変容を見せた三月三日行事の影響よりはみ出さなかった。ただ、三月三日行事自体の日本化にともない、草餅も新たな意味が賦与され、日本の儀礼食として完成を遂げたのである。

3 展望

本研究において、日中両国の曲水宴及び草餅を一通り整理し、歴史の中における全体像をできるだけ呈示した。曲水宴と草餅は中国に起源を持つが、日本の時代の変遷とともに受容、変化し、ついに日本の文化伝統の一部と化し、日本化を遂げた。なお、本研究では三月三日の研究だけではなく、日中両国の文化交流史において、異文化由来の要素がいかに日本に定着できたかという事例を提示した。

また、筆者の能力にも限りがあり、本研究でやり残した部分も多数ある。例えば曲水宴について、中国と日本のものだけに注目し、朝鮮半島のものには言及できなかったが、朝

鮮半島のものを加えれば、日中朝の比較という完全な構図が提示できると考えられる。また、師通曲水宴で、曲水の屏風についてはあまり展開できなかったが、日本美術史における曲水屏風は数多くあり、「曲水」意象の展開を明らかにするには重要な研究課題である。また、地方の三月三日と草餅について、当該地方の民俗・歴史的背景の中でより深く追究する必要もあると考える。これらは、将来の研究に託すことにする。

註

序 章

- (1) 古代中国や古代日本の三月三日における行事には「上巳」、「三月三日」、「三月節供」などがある。本研究においては、全体としては統一に「三月三日」とし、具体的に論じる際にはその時代の呼称にしたがうことにする。本研究における「三月三日」という漢数字にする場合はほとんど旧暦のことを指すのであるが、民俗資料のなかにある「三月三日」はすべて明治以降であるため、新暦の3月3日のことである。
- (2) 守屋美都雄の考証によれば、『荆楚歳時記』は成立した当初に『荆楚記』という書名であったが、本論文はそうした文献学的考証を目的としていないため、便宜上『荆楚歳時記』という表記に統一した。

第1章

- (1) 「皇家園林」という名称は、金子裕之『古代都城と律令祭祀』で使われ、古代中国の皇帝の庭園施設を紹介する際に、金子は「現代ではこれを園林の語で統一し、国家のそれを皇家園林、貴族、富商などの民間のそれを私家園林とする」（金子 2014：284）と述べているところから、本稿はそれに従うことにする。
- (2) 本章において、中村喬と中村裕一に関する引用を区別するため、中村喬の場合は〔中村喬 1977〕、中村裕一の場合は〔中村 2009〕とする。
- (3) 本論文における中国語文献の日本語訳は、特に表記がなければ、著者によるものである。以下各章も同様である。
- (4) 華林園：明帝の時はまだ「芳林園」という名称であったが、明帝の次に曹芳が即位すると、「芳」の名を避けるため「華林園」へと改称した。
- (5) 『宋書』「禮二」によると、魏（220-266）以降、上巳が三月三日に定められた（沈 1974：386）。
- (6) 「玄学」は三国から流行し始めた思潮であり、「老荘思想」を唱えたり、魏の末期を生きた竹林の七賢のような自然に任せる生活をしたり、儒教的な礼儀作法から離れる行動様式が取られていた。

第2章

- (1) この記事を大宝元年とする研究も少なくない。文武五年は大宝元年と同じ701年であるが、旧暦三月三日の時点においてまだ改元していなかったため、本研究においては文武五年にした。
- (2) 本稿における『懐風藻』の現代日本語訳はすべて辰巳正明『懐風藻全注釈』の引用である。
- (3) 本稿における『続日本紀』の現代日本語訳はすべて青木和夫『続日本紀』の引用である。
- (4) 辰巳によれば、大石王は739年に正四位下になり〔辰巳 2012：197〕、『懐風藻』のこの詩では従四位下と記されているため、739年以前の作と思われる。

第4章

- (1) 山中注釈〔山中編 2006：66〕が指摘したように、『日本紀略』寛弘二年三月三日の詩会は「係年を一年誤ったもの」であり、寛弘元年であるべく。
- (2) 道長の土御門第の名称は「土御門第」、「土御門殿」、「土御門第邸」、「上東門第」、「京極殿」などがあるが、本稿では「土御門第」を使うことにする。
- (3) 京都大学文学部に収蔵される観修寺家旧蔵『中右記部類』にある。
- (4) 通常は建永元年と表記されるが、曲水宴予定であった三月にまだ改元しておらず、厳密には元久三年と改めたほうが正確である。

第5章

- (1) 『周礼』には「女巫は歳時の祓除鬻浴を司る、早暎（ひでり）には則ち舞雲す」があり、従来の上巳研究者はこれを周（前1046-前256、西周と東周を含む）の時代における上巳禊祓の起源としているが、『周礼』自体の成立年代がいまだに不明であり、漢代の偽作という説さえあるので、周の事情であるとは断定できないと思う。
- (2) 青艾染餅：ここの「餅」は日本のようなもち米製品ではなく、小麦粉で作られたものである。
- (3) 本章における「室町時代」という表記は、戦国時代をも含む広義の室町時代のことを指す。
- (4) 現代日本において日常的にヨモギとよばれている植物は、当て字は「蓬」であるが、江

戸時代に刊行された『食療正要』（1769）、や貝原益軒の『大和本草』（1709）などの本草書籍においては、「艾」、「艾草」、「艾葉」と中国古典医学書とほぼ同じ表記が使われている。「蓬」という表記は、初出は『和名抄』とされるが、「艾」の条目に別名として「蓬」があげられている〔小林 1987：265〕。しかし、新井白石の『東雅』には「蓬と艾と一物にはあらず」とされ、ヨモギを「蓬」と表記するのは誤用であるという。牧野富太郎も『植物一日一題』（1953）に「ヨモギは艾(ガイ)である、蓬と書くのは大間違いで、蓬はけっしてヨモギではない」と述べた。そのため、本研究においては、文献引用のほか、表記をすべてヨモギとする。

引用・参考文献

あ

- 青木和夫他校注 1989『続日本紀』一 新日本古典文学大系 岩波書店
- 青木和夫他校注 1990『続日本紀』一 新日本古典文学大系 岩波書店
- 青木和夫他校注 1992『続日本紀』三 新日本古典文学大系 岩波書店
- 青木和夫他校注 1995『続日本紀』四 新日本古典文学大系 岩波書店
- 青木和夫他校注 1998『続日本紀』五 新日本古典文学大系 岩波書店
- 足立節雄 1936「年中行事と食物」『因伯民談』第二巻第一号 鳥取郷土会
- 新井白石 1719/1994『東雅』早稲田大学出版部
- 有坂與太郎 1931『日本雛祭考』建設社
- 有坂與太郎 1943『雛祭新考』建設社
- 安藤嘉則 1996「中世曹洞宗における代語文献の研究」『駒沢女子短期大学研究紀要』第29号
駒沢女子短期大学
- 飯沼清子 1987「平安時代中期における作文の実態」『國學院雑誌』第88巻第6号 国学院大
学広報課
- 石母田正 1957『中世的世界の形成』東京大学出版会
- 石母田正 1971『日本の古代国家』岩波書店
- 石母田正 1989『石母田正著作集』第六巻 岩波書店
- 上田設夫 1983「万葉集の曲水宴歌について」『国語と国文学』7月号 東京大学国語国文学
会
- 上野益三監修 2007『食物本草大成』第十二巻 臨川書店
- 歐陽詢輯・汪紹楹校 1982『藝文類聚』上海古籍出版社
- 王秀文 1999「中日三月三節俗比較分析」『日本研究』第三期 遼寧大學日本研究所
- 王秀文 1998「桃の民俗誌--そのシンボリズム(その一)」『日本研究』第17号 国際日本文
化研究センター
- 王秀文 1999「桃の民俗誌--そのシンボリズム(その二)」『日本研究』第19号 国際日本文
化研究センター
- 王秀文 2000「桃の民俗誌--そのシンボリズム(その三)」『日本研究』第20号 国際日本文

化研究センター

- 大串夏身・横山泰子編 1889「東京歳時記 三月」『風俗画報』第三号 東陽堂
大島富朗 2008「桃青の「桃」一雛の家・桃の花一」『学苑』第816号 昭和女子大学
大塚恭男ほか 1988『東洋医学大事典』講談社
太田藤四郎 1952『群書類従』第一輯 群書類従刊行会
太田藤四郎 1955『群書類従』第廿二輯一 群書類従刊行会
太田藤四郎 1957『続群書類従』第三輯下 続群書類従完成会
太田藤四郎 1959『続群書類従』第一輯上 続群書類従完成会
太田静六 1987『寝殿造の研究』吉川弘文館
小野健吉 2009『日本庭園——空間の美の歴史』岩波新書
小野健吉 2015『日本庭園の歴史と文化』吉川弘文館
折口信夫 1975『古代研究』民俗学篇2 中公文庫

か

- 貝原益軒 1709『大和本草』東洋医薬叢刊
金子裕之 1997『平城京の精神生活』角川選書
金子裕之編 2002『古代庭園の思想 神仙世界への憧憬』角川選書
金子裕之著・春成秀爾編集 2014『古代都城と律令祭祀』柳原出版
川口久雄校注 1965『和漢朗詠集 梁塵秘抄』日本古典文学大系72 岩波書店
川口久雄校注 1966『菅家文草 菅家後集』日本古典文学大系73 岩波書店
川副博 1952「三月三日の節供」『日本歴史』第46号 日本歴史社
紀旭 2014「魏晋南北朝上巳詩研究」中国海洋大学学位論文（修士）
木本好信 2000『平安朝官人と記録の研究』おうふう
京都市埋蔵文化財研究所 1998『京都市埋蔵文化財調査概要』京都市埋蔵文化財研究所
許蔚 2019「劉阮故事的文本層次、語境變遷與意義轉移」政大中文學報 第三十一期
宮内庁書陵部 1972『平安鎌倉未刊詩集』宮内庁書陵部
蔵中進代表・日中文化交流史研究会編 1985『『聖徳太子伝暦』影印と研究：東大寺図書館
蔵文明十六年書写』 桜楓社
工藤重矩 1980「内御書所の文人」『中古文学』26期 中古文学会
倉林正次 1966「禊祭考—上巳宴とその周辺—」『日本文化研究所紀要』第十九輯 国学院

大学

- 黑板勝美（国史大系編集会） 1979a『類聚国史』第二 吉川弘文館
- 黑板勝美（国史大系編集会） 1979b『類聚国史』第四 吉川弘文館
- 黑板勝美（国史大系編集会） 1982『日本紀略』第二（前篇下） 吉川弘文館
- 黑板勝美（国史大系編集会） 1984『日本紀略』第三（後篇） 吉川弘文館
- 藝文印書館 1970『歳時習俗資料彙編』第五卷 藝文印書館
- 巖一萍輯選 1970『貴池先哲遺書 劇談録』叢書集成續編14 藝文印書館
- 巖雁 2012「六朝春禊詩研究」河北師範大学学位論文（修士）
- 国民図書株式会社 1926a『校注日本文学大系』第二十三卷 国民図書株式会社
- 国民図書株式会社 1926b『校注日本文学大系』第二十四卷 国民図書株式会社
- 小島憲之校注 1964『懷風藻 文華秀麗集 本朝文粹』日本古典文学大系第六十九卷 岩波書店
- 故実叢書編集部 1993a『故実叢書』6巻 明治図書出版株式会社
- 故実叢書編集部 1993b『故実叢書』31巻 明治図書出版株式会社
- 古代漢語詞典編寫組 2007『古代漢語詞典』商務印書館
- 胡運宏 2013「六朝第一皇家園林—華林園歷史沿革考」『中国園林』4月号 中国風景園林学会
- 胡運宏、荊世傑 2015「六朝建康華林園建築考」『江蘇師範大学学报』第三号 江蘇師範大学
- 高寅平 2012「魏晉南北朝時期上巳節俗研究」天津師範師範大学学位論文（修士）
- 喜田川守貞著・朝倉治彦編 1993『守貞謄稿』平文社
- 黄佳輝 2016「清明餅考」『古文献学微刊』2016年4月4日
- 小山勝清 1929「雛祭雑俎 肥後球摩郡地方」『民族』第四卷第三号 民族発行所
- 小林一男 1952「桃の節句と三月廿日」『若越民俗』第五号 安田書店
- 小林正夫 1987『精解日本の薬用植物』農山漁村文化協会
- 小林美和・富安郁子 2009「中世における粽伝承と年中行事—室町期食文化の周辺—」『帝塚山大学現代生活学部紀要』第5号 帝塚山大学
- 吳小如他編 1992『漢魏六朝詩鑒賞辭典』上海辭書出版社
- 後藤昭雄 1993『平安朝漢文文献の研究』吉川弘文館

さ

- 佐伯有義校注 1940『六国史 文徳実録』朝日新聞社
- 崔寔著・渡部武訳注 1987『四民月令』平凡社
- 阪本寧男 1989『モチの文化誌』中公新書
- 坂本太郎他校注 1967『日本書紀』上 日本古典文学大系 岩波書店
- 坂本太郎他校注 1965『日本書紀』下 日本古典文学大系 岩波書店
- 佐々木博康 1986「凌雲集の成立時期について」『岩手大学教育学部研究年報』第四十六卷
第一号 岩手大学教育学部
- 沢田四郎作 1983「菱型の餅」『餅』秋田文化出版社
- 四宮守正 1936「神祭と年中行事」『因伯民談』第一卷第三号 鳥取郷土会
- 清水文雄 1981『校定本和泉式部集（正・続）』笹間書院
- 周維権 2008『中国古典園林史』第三版 清華大学出版社
- 周丕顕 1995『敦煌文献研究』甘肅文化出版社
- 尚秉和 1941『歴代社會風俗事物考』商務印書館
- 新編国歌大観編集委員会 1988『新編国歌大観』第六卷 角川書店
- 鄭玄注 2008『禮記正義』上海古籍出版社
- 神宮司庁編集 1969『古事類苑 歳時部』吉川弘文館
- 菅原義孝 1990「撰関期における曲水宴について」『風俗』第29巻第3号 日本風俗史学界
- 鈴木亘 1974「平安初期における平安宮内裏の修造について」『日本建築学会論文報告集』
第218号 日本建築学会
- 薛冰 2011「三月三与唐代上巳詩研究」華東交通大学学位論文（修士）
- 錢穆 1998『中國學術史論集』一 聯經出版事業股份有限公司
- 宗懔著・守屋美都雄訳注 1978『荆楚歳時記』平凡社
- 孫作雲 1966『詩經與周代社會研究』中華書局
- 増補史料大成刊行会 1965a『増補史料大成』第5巻 権記二・師記 臨川書店
- 増補史料大成刊行会 1965b『増補史料大成』第8巻 水左記・永昌記 臨川書店
- 増補史料大成刊行会 1965c『増補史料大成』第31巻 三長記 臨川書店
- 増補史料大成刊行会 1965d『増補史料大成』第6巻 中右記 臨川書店
- 増補史料大成刊行会 1965e『増補史料大成』第1巻 勘仲記 臨川書店

た

- 高木市之助・五味智英・大野晋校注 1957『萬葉集』一 日本古典文学大系 岩波書店
- 高木市之助・五味智英・大野晋校注 1962『萬葉集』四 日本古典文学大系 岩波書店
- 高頭忠造編 1908『玉葉』下 内外印刷株式会社
- 武井満幹 2008「小田南陔『陪沙川曲水宴記』について」『中国学研究論集』広島中国文学
会
- 滝川幸司 2007『天皇と文壇』和泉書院
- 辰巳正明 2012『懐風藻全注釈』笠間書院
- 谷知子 2015「『六百番歌合』『三月三日』題と曲水宴」『国語と国文学』平成二十七年十
二月号 東京大学国語国文学会
- 谷中國樹 1926「三月節供習俗 上総君津郡飯野地方」『民族』第一卷第三号 民族発行所
- 立山徳治 1926「三月節供習俗 加賀能美郡國府村遊泉寺」『民族』第一卷第三号 民族発
行所
- 高頭忠造編輯 1908『玉葉』下 内外印刷株式会社
- 陳壽撰、陳乃乾點校 1959『三國志』中華書局
- 陳佳 2012「江浙地區清明節習俗之清明果起源探究」『安徽文学』第5期 安徽文学雜誌社
- 沈約撰 1974『宋書』中華書局
- 土井卓治 1956「男の子のオヒナ 津山の天神さま」『民間伝承』第二十卷第三号 日本民
俗学会
- 土田衛編集代表 1982『日次紀事』前田書店
- 土田健次郎 2014『論語集注』3 平凡社東洋文庫
- 暉峻桐雨 1996「『曲水宴』の今昔」『俳句研究』通卷六十三卷第四号 富士見書房
- 杜寶撰/韋述撰・辛德勇輯校 2006『兩京新記輯校 大業雜記輯校』三秦出版社
- 東京大学国語研究室編集 1987『倭名類聚抄』汲古書院
- 東京大学史料編纂所 1968a『大日本史料』第一編之一 東京大学出版会
- 東京大学史料編纂所 1968b『大日本史料』第一編之二 東京大学出版会
- 東京大学史料編纂所 1968c『大日本史料』第一編之三 東京大学出版会
- 東京大学史料編纂所 1968d『大日本史料』第三編之二 東京大学出版会
- 東京大学史料編纂所 1969a『大日本史料』第一編之四 東京大学出版会
- 東京大学史料編纂所 1969b『大日本史料』第一編之五 東京大学出版会

- 東京大学史料編纂所 1970a『大日本史料』第一編之七 東京大学出版会
東京大学史料編纂所 1970b『大日本史料』第一編之八 東京大学出版会
東京大学史料編纂所 1971『大日本史料』第一編之十一 東京大学出版会

な

- 中町美香子 2002「平安時代の皇太子在所と宮都」『史林』第85巻第4号 史学研究会
中丸貴史 2019『『後二条師通記』論—平安朝<古記録>というテキスト—』和泉書院
中村喬 1977「三月上巳の風習と行事—中国の年中行事に関する覚書—」『立命館文学』6.7
立命館大学
中村裕一 2009『中国古代の年中行事』第一冊 汲古書院
中村佳文 2009「古今集成立期詩歌の表現方法とその享受：季節観念創出と享受としての国語教育」博士学位論文 早稲田大学
並木和子 2006「御燈の基礎的考察—変遷の実態を中心に—」『古代文化』第58巻第Ⅲ号 古代学協会
奈良文化財研究所 2006『古代庭園研究Ⅰ 古墳時代以前～奈良時代』奈良文化財研究所
奈良文化財研究所 2011『平安時代庭園の研究—古代庭園研究Ⅱ—』奈良文化財研究所
南京中医薬大学編著 1985『中薬大辞典』第三巻 小学館
日本民族学協会編集 1940『日本社会民俗辞典』誠文堂新光社
西尾光一・小林保治校注 1986『古今著聞集』下 新潮日本古典集成 新潮社
西澤泰義発行 1996『日本国見在書目録』名著刊行会
西本昌弘 2002「八、九世紀の妙見信仰と御燈」『関西大学文学論集』第51巻第4号 関西大学文学会

は

- 塙保己一 1980『群書類従』第九輯 続群書類従完成会
林魁一 1929「雛祭雑俎 尾張東春日井郡高蔵寺村」『民族』第四巻第三号 民族発行所
林魁一 1928「雛節供慣習一例」『民族』第三巻第三号 民族発行所
林魁一 1926「三月節供習俗 美濃加茂郡太田町」『民族』第一巻第三号 民族発行所
林魁一 1926「三月節供習俗 三月三日の水神祭」『民族』第一巻第三号 民族発行所
班固 1962『漢書』中華書局

馬場治三郎 1926「三月節供習俗 信濃北安曇郡四箇庄附近」『民族』第一卷第三号 民族
発行所

日野龍夫代表 1994『大惣本稀書集成』第二卷 臨川書店

深江輔仁著・与謝野寛編纂 1926『本草和名』日本古典全集刊行会

福永光司ほか 2003『日本の道教遺跡を歩く』朝日新聞社

藤田秀司 1983『餅』秋田文化出版社

藤本勝義 1995『源氏物語の〈物の怪〉 -文学と記録の狭間-』笠間書院

古川瑞昌 1972『餅の博物誌』書房社

古瀬奈津子 2003『遣唐使の見た中国』吉川弘文館

房玄齡撰 1972『晉書』中華書局

彭定求編 1960『全唐詩』中華書局

ま

前田育徳会尊経閣文庫編集 1998『二中歴』三、掌中歴 八木書店

宮島春齋 1896「京の三月女遊び」『風俗画報』第百十号 東陽堂

水島裕子 1967「食生活史と宗教：飛鳥・奈良・平安仏教と日本の食生活」『金城学院大学
紀要』7 金城学院大学

望月二郎 1901『国史大系』第十四卷 経済雑誌社

牧野富太郎 1998『植物一日一題』博品社

や

柳田國男 1939『歳時習俗語彙』岩波書店

柳田國男 1969『柳田國男集』第13巻 筑摩書房

柳田國男 1990『柳田國男全集』第17巻 筑摩書房

柳田國男 1926「三月の節供に就いて」『民族』第一卷第三号 民族発行所

山中裕 1972『平安朝の年中行事』塙書房

山中裕編 1994『御堂関白記全注釈』寛弘元年 思文閣出版

山中裕編 1999『御堂関白記全注釈』寛弘二年 思文閣出版

山中裕編 2006『御堂関白記全注釈』寛弘四年 思文閣出版

兪頤鴻 2008「『曲水流觴』景觀演化研究」『中国園林』11月号 中国風景園林学会

楊炫之撰・周祖謨校釋 2000『洛陽伽藍記』上海書店
与謝野寛 1926『日本古典全集』第一回 日本古典全集刊行会
吉川幸次郎 1969『吉川幸次郎全集』3 筑摩書房
吉川美春 2003「三月上巳の祓について」『神道史研究』神道史学会
吉野裕子 1983『陰陽五行と日本の民俗』人文書院
矢頭和一 1927「三月節供の作り物」『民族』第二卷第四号 民族発行所
横山重・松本隆信 1976『室町時代物語大成』第四 角川書店

ら

李真 2009「上巳習俗の基礎的研究－『詩経』鄭風・湊洧篇の韓詩説と上巳習俗の關係を中心として(上)」『岩大語文』14 岩手大学
李真 2010「上巳習俗の基礎的研究－『詩経』鄭風・湊洧篇の韓詩説と上巳習俗の關係を中心として(下)」『岩大語文』15 岩手大学
李増先 2012「永禄五年一乗谷曲水宴詩歌一本文の形態について一」『平安文学研究』衣笠編第三輯 立命館大学
李増先 2015「<校異>享保十七年柳營曲水宴詩歌」『平安文学研究』衣笠編第六輯 立命館大学
李昉 1960『太平御覽』中華書局
陸翽撰 1894『鄴中記』元朝名臣事略附
劉海宇 2015「酒船石小考--東アジア現存の最古の流杯石の検討」『岩手史学研究』第96号 岩手大学
劉昫撰 1975『舊唐書』中華書局
劉曉峰 2005「上巳節と日本の女兒節」『文史知識』第四期 中華書局
林曉光 2013「東亞貴族時代的曲水宴與曲水文學」『學術月刊』3月號 上海市社會科學界聯合會
歴史学研究会 2017『日本史年表』岩波書店
蓮佛重壽 1936「三月の行事」『因伯民談』第一卷第三号 鳥取郷土会

わ

和歌森太郎 1970『民俗歳時記』岩崎美術社